３．議会関係

（５）政務活動費に関する調　（令和７年４月１日現在）

①　都道府県分

都道府県名	交付の対象		議員１人当たりの交付月額（千円／月）		交付方法		交付時期		政務活動費の額を定めるに当たっての第三者（機関）等からの意見聴取の有無		収支報告書の保存期間（年）	収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無							収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無								収支報告書等の検査主体									備考
												収支報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				添付が義務付けられる範囲		添付が義務付けられる書類等	領収書等の閲覧の可否	領収書等の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可					添付が義務付けられる書類等（複数選択可） ①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他（会議、陳情活動等報告書等）					活動報告書の閲覧等の可否	活動報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可					検査主体名（複数選択可） ①第三者（個人） ②第三者機関 ③会派 ④議会事務局 ⑤その他					①の内容	②の内容	③の内容	⑤の内容	検査方法	
		その他の内容		補足		その他の内容		②～⑤の場合の支払時期		意見聴取した第三者（機関）等の名称		①	②	③	④					①	②	③	④			①	②	③	④			①	②	③	④	⑤						
北海道	③会派及び議員		530		①前払い		①毎月		無		5		○			有	全て		・全ての支出に係る領収書等 ・事務所状況報告書 ・職員雇用状況報告書 ・各種契約書等	可		○			有	○	○	○	○	左記①～④は、選挙区の含まれる総合振興局・振興局の所管区域内で交通費のみ支出の場合を除く。	可		○			有		○							・収支報告書及び領収書等の写しのうちから抽出により調査を行い、必要に応じて指導及び助言を行うとともに、調査の結果を議長へ報告する。	左記「議員１人当たりの交付月額」のうち、10万円は所属会派へ交付
青森県	②議員のみ		310		①前払い		①毎月		無		5	○		○	○	有	全て		全ての支出に係る領収書等又は支出証明書	可			○	○	有	○	○	○	○	事務所状況報告書、費目ごとの按分率一覧	可	○		○	○	有				○					・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（④）	
岩手県	②議員のみ		310		①前払い		②四半期	4.7.10.1月	無		5	○	○	○	○	有	全て		全ての支出に係る領収書その他の証拠書類の写し　会計帳簿のうち支出に関する部分の写し	可			○	○	○	無											無									収支報告書に活動報告書等の添付は義務付けていないが、領収書等の添付様式に行先や相手方を記載するようにしている。	
宮城県	④その他	会派又は無会派議員	350		③その他	会派又は無会派議員に前払い後、会派は所属議員に精算払い	③半年	4,10月	無		6	○		○		有	全て		領収書、支払証明書	可	○		○		有		○		○	政務活動実績報告書（政務活動記録簿）	可	○		○		有				○	○			会派の経理責任者及び幹事長		・所属議員から会派に提出される月毎の支出報告書（政務活動記録簿，領収書等含む）を経理責任者及び幹事長が審査した後，当該議員に精算払い（③） ・会派及び無会派議員から事務局に提出される月毎の支出報告書（同上）を事務局職員が確認し，疑義があれば会派を通じて議員に確認。最終的には当該年度の収支報告書として確認する（④）	
秋田県	③会派及び議員		310		①前払い		②四半期	4,7,10,1月	無		5	○	○			有	全て		・支出の目的、金額及び年月日を記載した領収書その他の支出の事実を証する書類の写し ・上記の書類の取得が困難な事情があった場合は、議長が定める様式による書面（支払証明書） ・政務活動費による海外・県外活動報告書 ・会議等の開催通知等の写し	可	○	○			有	○	○				可	○	○			有				○					議長の調査権に基づき、収支報告書及び添付書類を確認し、不適正な支出等について助言等を実施	・議員個人へ280千円、会派へ議員1人当たり30千円を月額交付（合計310千円）
山形県	③会派及び議員		310		③その他	前四半期分の収支報告書を提出した後、交付申請を行う（事前審査・後交付）	⑤その他	前四半期分の収支報告書を提出した後、交付申請を行う（事前審査・後交付）	無		5	○		○		有	全て		政務活動費による支出に係る領収書その他の証拠書類の写し	可	○		○		有	○	○				可			○		有				○					・収支報告書、領収書その他の添付書類について、政務活動費の手引等に基づき適正な内容であるか点検及び必要な形式を満たしているか等の審査を実施	「活動報告書」に関して、国内・海外視察に限らず、研修、会議、陳情活動等についても、政務活動の内容がわかるよう領収書等添付票等に個別に記載するよう、手引に記載例などを掲載している。
福島県	①会派のみ		300		①前払い		②四半期	1,4,7,10月	無		5	○		○		有	全て		・領収書 ・領収書の徴収が困難なものについては、その他支出を証明する書類	可			○		無												有				○					各派担当者経由で提出させ、複数人でチェックする。報告書等の不備などについては、指導助言を実施	左記「議員1人当たりの交付月額」については、条例において月額350千円と規定されているところ、平成21年4月から令和8年3月までの間においては、月額300千円に減額している。
茨城県	①会派のみ		300		①前払い		②四半期	4,7,10,1月	無		5	○		○	○	有	全て		・全ての支出に係る領収書 ・領収書その他の証拠書類が困難であるときは、支払証明書	可			○	○	有	○	○	○	○	視察・研修に限定せず、実施成果報告書として提出(宿泊を伴う調査活動については報告必須)	可	○			○	有		○		○			茨城県議会政務活動費調査等審査会（弁護士・公認会計士各1名）			・収支報告書及び添付書類を抽出検査し、必要に応じて指導、助言（②） ・収支報告書及び添付書類を検査し、必要に応じて指導、助言（④）	

都道府県名	交付の対象		議員１人当たりの交付月額（千円／月）		交付方法		交付時期		政務活動費の額を定めるに当たっての第三者（機関）等からの意見聴取の有無		収支報告書の保存期間（年）	収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無									収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無										収支報告書等の検査主体									備考
												収支報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				添付が義務付けられる範囲		添付が義務付けられる書類等	領収書等の閲覧の可否	領収書等の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可					添付が義務付けられる書類等（複数選択可） ①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他（会議、陳情活動等報告書等）					活動報告書等の閲覧の可否	活動報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可					検査主体名（複数選択可） ①第三者（個人） ②第三者機関 ③会派 ④議会事務局 ⑤その他					①の内容	②の内容	③の内容	⑤の内容	検査方法	
	交付の対象	その他の内容	補足		交付方法	その他の内容	②～⑤の場合の支払時期		意見聴取した第三者（機関）等の名称			①	②	③	④					①	②	③	④	その他の内容		①	②	③	④			①	②	③	④	⑤					
栃木県	①会派のみ		300		①前払い		②四半期	1,4,7,10月	無		5	○		○		有	全て		領収証、支払証明証	可			○		有				○	会派の主要事業	可	○		○		有		○	○	○			栃木県政務活動費調査会	経理責任者		・四半期毎に抽出案件等を調査（②） ・毎月、執行状況報告書及び領収書を提出させ、内容確認後に所要経費を支払う（③） ・随時、内容確認（④）	
群馬県	①会派のみ		300		①前払い		②四半期	1,4,7,10月	無		5	○	○	○	○	有	全て		領収書	可	○	○	○	○	有				○	宿泊を伴う調査・視察	可	○	○	○	○	有			○					収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言を実施	
埼玉県	①会派のみ		500		①前払い		②四半期	1,4,7,10月	無		5	○	○	○		有	全て		全ての支出について、領収書その他の支出の事実を証する書類の写しを添付 ・海外視察を行った場合は、視察報告書 ・広報紙等を発行した場合は、広報紙等	可	○	○	○		有		○				可	○	○	○		有			○	○				会派の経理責任者		（議会事務局）条例、規定、運用指針に基づく支出であり、必要な証拠書類が添付されているか確認する。 （会派の経理責任者）会派の政務活動費経理責任者は、政務活動費の支出について、会計帳簿を調製してその内訳を明確にし、政務活動費の支出に係る領収書その他の支出の事実を証する書類を整理保管するとともに、政務活動費の適正な執行に努めるものとする。	
千葉県	③会派及び議員		400		①前払い		②四半期	1,4,7,10月	無		3			○		有	全て		1　領収書の写し 2　出納簿の写し 3　支出伝票の写し 4　現地調査及び先進地視察実施報告書	可			○		有	○	○				可			○		有			○						収支報告書及び添付書類を確認し、必要に応じて修正させる ※提出期限内に実施（④）	左記「議員1人当たりの交付月額」については、会派に対する1人あたり5万円支給、議員に対する35万円支給の合算である。
東京都	①会派のみ		500		①前払い		①毎月		無		5	○	○	○	○	有	全て		・全ての支出に係る領収書等の写し ・会計帳簿の写し ・議長が定める書類（各種の活動記録簿等）の写し	可	○		○		有	○	○	○	○	調査委託、政策推進等活動、会合等に関する活動記録	可	○		○		有		○	○	○			東京都議会政務活動費調査協議会	各会派の経理責任者、会派代表者等		・各会派で収支報告書や領収書等を全件チェック後、議長に提出（③） ・議長の調査権に基つき、関係書類の提示を受けて、全案件を調査（④） ・収支報告書及び領収書等に関し抽出検査を行い、指導・助言等実施（②）	
神奈川県	④その他	①、②及び③の中から選択制	530		③その他	概算払いで支給し、収支報告書等提出後に精算。	①毎月		無		5	○	○	○	○	有	全て		領収書・レシート・銀行振込金受取書、クレジットカードの利用明細・通帳の写し等	可	○	○	○	○	有				○	県外国外支出票、事務所台帳、車両リース台帳、調査研究費支出票等	可	○	○	○	○	有			○	○				会派の経理責任者等		・所属議員からの収支報告書及び添付書類を、会派の経理責任者がとりまとめ、確認後、議会事務局へ提出する。（③） ・収支報告書及び添付書類を確認し、必要があれば修正等を求める。（④）	県外・国外にて視察を行った場合には、会派及び議員にて報告書の作成及び保存を義務付けており、収支報告書等には県外・国外支出票を添付することとなっている。
新潟県	③会派及び議員		330		①前払い		①毎月		無		5	○	○	○	○	有	全て		支出に係る領収書その他の証拠書類の写し	可	○	○	○	○	有	○	○	○			可	○	○	○	○	有			○						「政務活動費の手引き」との整合性、計算誤り、誤字・脱字等についての確認	
富山県	①会派のみ		300		①前払い		②四半期	1,4,7,10月	無		5	○	○	○	○	有	全て		領収書等証拠書類、会計帳簿	可	○	○	○	○	有	○	○	○	○	会議、要望活動等	可	○	○	○	○	有			○						収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	

都道府県名	交付の対象		議員１人当たりの交付月額（千円／月）		交付方法		交付時期		政務活動費の額を定めるに当たっての第三者（機関）等からの意見聴取の有無		収支報告書の保存期間（年）	収支報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無								収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無									収支報告書等の検査主体										備考
																添付が義務付けられる範囲		添付が義務付けられる書類等	領収書の閲覧の可否	領収書等の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				添付が義務付けられる書類等（複数選択可） ①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他（会議、陳情活動等報告書等）				その他の内容	活動報告書等の閲覧の可否	活動報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				検査主体名（複数選択可） ①第三者（個人） ②第三者機関 ③会派 ④議会事務局 ⑤その他					①の内容	②の内容	③の内容	⑤の内容	検査方法	
		その他の内容		補足		その他の内容		②～⑤の場合の支払時期		意見聴取した第三者（機関）等の名称		①	②	③	④					①	②	③	④			①	②	③	④			①	②	③	④	⑤						
石川県	③会派及び議員		300		①前払い		②四半期	4,7,10,1月	無		5	○		○		有	全て		・全ての支出に係る領収書 （・領収書を徴しがたい場合は、「政務活動費支出証明書」を記入）	可			○	○	有	○	○				可			○	○	有					○				・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	
福井県	③会派及び議員		300		①前払い		②四半期	1,4,7,10月	無		5	○	○			有	全て		・全ての支出に係る領収書、支払証明書 ・リース契約書等	可	○	○			有	○	○	○	○	陳情書等報告書（県外）	可	○	○			有				○	○				福井県議会政務活動費検討会	収支報告書および添付書類を検査	左記「収支報告書への活動報告等の添付の義務付けの有無」のうち、海外視察報告書以外の報告書については、県外分のみ添付を義務付け。 左記「収支報告書等の検査主体」のうち、福井県議会政務活動費検討会は、特に必要と認める事項がある場合に検討等を行う。
山梨県	③会派及び議員		280		③その他	概算払い	①毎月		無		5		○	○		有	全て		領収証、支出の対象となった印刷物等	可			○	○	有		○	○	○	①は宿泊を伴う場合のみ添付を義務づけている。	可	○	○	○		有				○						・収支報告書及び添付書類について、議会事務局で確認している。（④）	会派に対しては、一人あたり月額50千円の範囲内の額を支給する。
長野県	①会派のみ		310		①前払い		②四半期	4,7,10，1月	無		5	○		○		有	全て		・原則として全ての支出に係る領収書 ・領収書等が取得できない場合にあっては「政務活動費支出証明書」を整備 ・交通費のうちＪＲ運賃、ガソリン代等については添付不要	可			○		有				○	政務活動の概要	可	○		○		無											
岐阜県	②議員のみ		330		①前払い		②四半期	1,4,7,10月	無		5	○		○		有	全て		領収書（交通費等の領収書が取得困難な場合には支出証明書）	可			○		有		○				可				○	有				○					・「政務活動費マニュアル」との整合性、計算誤り、誤字脱字等を確認し、必要に応じて助言等実施（④）	
静岡県	①会派のみ		450		①前払い		①毎月		無		5	○	○			有	全て		・全ての支出に係る領収書 ・支払証明書（公共交通機関で領収書が発行されない場合等）	可	○	○			有	○	○		○	活動概要書（会議・県政報告会）	可	○	○			有			○	○				会派の経理責任者、会派会長等		・所属議員から会派経理責任者に領収書等を提出させ、確認後、支払（③） ・議長に提出前に議会事務局で確認し、不適切な支出について助言等を実施（④）	
愛知県	③会派及び議員		500		①前払い		①毎月		無		5	○	○	○	○	有	全て		・全ての支出に係る領収書	可	○	○	○	○	有	○	○		○	賃借事務所概要報告書	可	○	○	○	○	有				○						・議長への提出後、収支報告書及び領収書等の写しについて、点検を実施	
三重県	③会派及び議員		330		①前払い		②四半期	4,7,10,1	無		5		○			有	全て		【証拠書類の写し】 ・領収書 ・旅費及び当該旅費に付随する経費の支出に係る内訳を記載した支出計算書 ・領収書を徴し難い場合は支出確認書 【議長が別に定める書類】 ・１件１万円以上の印刷費の支出に係る成果品等の写し ・宿泊を伴う県外における政務活動に係る報告書 ・政務活動の概要を記載した報告書	可	○	○			有	○	○		○	活動実施概要報告書（年間の活動内容）	可		○			有				○	○				県監査委員事務局	・議長提出後、収支報告書等について確認（④） ・定期監査において収支報告書等の監査を実施（⑤）	議員１人あたりの交付月額の内訳は、会派分150千円/月、議員分180千円/月

都道府県名	交付の対象		議員１人当たりの交付月額（千円／月）		交付方法		交付時期		政務活動費の額を定めるに当たっての第三者（機関）等からの意見聴取の有無		収支報告書の保存期間（年）	収支報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無								収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無									収支報告書等の検査主体										備考
																添付が義務付けられる範囲		添付が義務付けられる書類等	領収書等の閲覧の可否	領収書等の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				添付が義務付けられる書類等（複数選択可） ①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他（会議、陳情活動等報告書等）				その他の内容	活動報告書の閲覧の可否	活動報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				検査主体名（複数選択可） ①第三者（個人） ②第三者機関 ③会派 ④議会事務局 ⑤その他					①の内容	②の内容	③の内容	⑤の内容	検査方法	
		その他の内容		補足		その他の内容		②～⑤の場合の支払時期		意見聴取した第三者（機関）等の名称		①	②	③	④		その他の内容			①	②	③	④			①	②	③	④			①	②	③	④	⑤						
滋賀県	③会派及び議員		300		①前払い		②四半期	1,4,7,10月	有	・滋賀県商工会議所連合会会長 ・連合滋賀会長 ・滋賀県青年団体連合会会長 ・滋賀県地域婦人団体連合会会長	5	○	○	○	○	有	全て		領収書およびその他証拠書類の写し	可	○	○	○	○	有		○		○	県外における活動報告書	可	○	○	○	○	無											（交付月額の補足） 会派に所属しない議員には月額20万円を交付
京都府	③会派及び議員		540		①前払い		②四半期	1,4,7,10月	有	地方自治法の一部改正を受け、新たな政務活動費に関する条例の検討に当たり、平成２４年１１月に議会運営委員会に政務活動費検討小委員会を設置し、参考人として学識経験を有する者の出席を求め、交付額や使途項目等について、意見を聴取しながら公開で集中的に協議した。	5	○	○			有	全て		①定められた貼付用紙に貼付した領収書の写し（領収書が徴しがたい支出については支払証明書も可） ②会計帳簿 ③事務所状況等説明書 ④印刷物配布費用等説明書 ⑤備品台帳（取得価格が10万円以上の場合） ⑥その他議長が必要と認める書類 ・調査研究費：海外及び府外調査時の行程表、経費内訳、年会費等の支出の際の案内資料 ・広聴広報費：印刷物、成果品 ・要請陳情活動費：府外活動時の行程表、経費内訳、印刷物、成果品 ・研修費：研修会・講演会参加の案内資料、次第 ・会議費：会議開催時の案内資料、次第	可	○	○			有	○	○	○	○	①～④補足 政務活動費を充てた主な活動に係る内容、要した経費等を記載した活動報告書 （対象：（ア）府の事務及び地方行財政等に関する調査研究のため、府外へ出張したとき （イ）府外で要請陳情活動を行ったとき （ウ）府の事務及び地方行財政等に関する調査委託をしたとき （エ）会派、議員が主催する会場使用料を伴う研修会、講演会、各種会議等を行ったとき （オ）政務活動費を充てて府内で宿泊したとき （カ）月、年等を単位とする会費、入会金等を払って団体に入会し、又は会員等の地位の継続、更新等をしたとき （キ）参加費、会費、資料代等を伴う研修会、講演会、各種会議等に参加したとき）	可	○	○			有			○					確認作業の対象は全会派及び全議員から提出されたすべての書類とし、原則として書面上の確認を行う。	「議員1人当たりの交付月額」の補足欄に入力が出来なかったため以下に記載します。 ・1人会派の場合は月額500千円 ・会派に所属しない議員は月額400千円
大阪府	③会派及び議員		590		①前払い		①毎月		無		5	○	○			有	全て		・会計帳簿 ・活動記録簿 ・支払明細書 ・事務所状況報告書 ・職員雇用状況報告書 ・領収書貼付用紙（すべての領収書等の写しを貼付）	可	○	○			有	○	○		○	・府政に関する調査研究、要請陳情活動のため、管外等へ出張した場合 ・会議、飲食を伴う意見交換を行った場合 ・広聴広報活動を行った場合 ・業務委託調査を行った場合 等	可	○	○			有	○		○	○	政務活動費検査等協議会5名のうち、学識経験者委員２名（弁護士１名、公認会計士１名）。		政務活動費検査等協議会5名のうち、議員委員３名（交渉会派より各１名ずつ）。		(1) 議会事務局職員による書類確認（全会派及び全議員）。 ・提出すべき書類がもれなく提出されているか。 ・提出書類の記載内容について、計算誤りや記載誤り、按分比率の誤りがないか ・手引きに合致しているか確認。 (2) 政務活動費検査等協議会による検査 ・ 会派及び議員のうちから抽出により、検査を実施。 （主に使途基準に合致しているか否かを中心に検査。）	左記「議員１人当たりの交付月額」590千円は会派に属する議員の場合の上限額であり、会派に属しない議員の場合は月額490千円としている。
兵庫県	①会派のみ		450		③その他	会派に前払い後、所属議員に精算払い	②四半期	4.7.10.1月	無		5	○	○	○	○	有	全て		領収書、支払い証明書、契約書等	可	○	○	○	○	有	○	○	○	○		可	○	○	○	○	有			○	○			会派の経理責任者、会派会長等		・所属議員からの精算払い申請時に収支報告書及び領収書を会派の経理責任者に提出（③）、事務局確認後、会派より精算払い（④）	

都道府県名	交付の対象		議員１人当たりの交付月額（千円／月）		交付方法		交付時期		政務活動費の額を定めるに当たっての第三者（機関）等からの意見聴取の有無		収支報告書の保存期間（年）	収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無								収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無										収支報告書等の検査主体											備考
												収支報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				添付が義務付けられる範囲		添付が義務付けられる書類等	領収書等の閲覧の可否	領収書等の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可					添付が義務付けられる書類等（複数選択可） ①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他（会議、陳情活動等報告書等）					活動報告書等の閲覧の可否	活動報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可					検査主体名（複数選択可） ①第三者（個人） ②第三者機関 ③会派 ④議会事務局 ⑤その他						①の内容	②の内容	③の内容	⑤の内容	検査方法	
		その他の内容		補足		その他の内容		②～⑤の場合の支払時期		意見聴取した第三者（機関）等の名称		①	②	③	④					①	②	③	④					①	②	③	④					①	②	③	④	⑤						
奈良県	③会派及び議員		300		①前払い		②四半期	4,7,10,1月	無		5	○	○			有	全て		政務活動費の支出に係る領収書その他議長が規定で定める書類並びに収入及び支出に係る会計帳簿の写し （会計帳簿、支出に係る領収書または支出証明書、政務活動記録簿、雇用状況報告書、雇用契約書、賃金台帳、事務所状況報告書、賃貸借契約書 広報誌写し、備品台帳、切手受払簿、各種契約書写し等）	可	○	○			有	○	○	○	○	調査委託、広報誌の発行・発送等、ホームページの開設等、会議・意見交換会等の参加・開催	可	○	○			有				○							議会事務局職員による書類確認（全会派及び全議員） 手引きに基づき確認 ・提出書類の確認 ・提出書類の記載内容、計算誤り、按分比率の確認 ・充当経費が使途基準に適合しているか確認	
和歌山県	③会派及び議員		300		①前払い		②四半期	1,4,7,10月	無		5	○	○	○		有	全て		領収書（交通費等の領収書が取得困難な場合には支出証明書）	可		○	○		有				○	海外・県外の活動記録簿	可		○	○		有				○						収支報告書に記載された支出額に対応した領収書等が添付されているか等の確認	
鳥取県	②議員のみ		250		①前払い		②四半期	1,4,7,10月	無		5	○	○	○	○	有	全て		・全ての支出に係る領収書及びその他の書類 ・事務所費における政務活動事務所状況報告書 ・事務所費・事務費・広報費における費目ごとの按分率一覧 ・人件費における政務活動業務 勤務実績表・領収書	可	○	○	○	○	有				○	・県外及び国外に係る調査研究費及び研修費における政務活動報告書 ・県内の交通費、宿泊費等の支出に係る政務活動報告書	可	○	○	○	○	有				○						・収支報告書及び添付書類を検査し、指針に沿った支出や必要な領収書等の添付がなされているか等の点検を行い、必要に応じて個別に内容確認を実施している。	
島根県	③会派及び議員		300		①前払い		②四半期	1,4,7,10月	無		5	○		○		有	全て		・全ての支出に係る領収書 ・領収書等の取得が困難な場合、例外的に東京等における現地での公共交通機関（JR・私鉄等）の運賃（1日当たり充当額は2千円の定額）等について支払証明書の作成による	可	○		○		有		○		○	調査委託の目的、内容、結果（成果）等を記載した政務活動報告書	可	○		○		有				○						・収支報告書及び領収書等の記載漏れや添付書類の不足等に関する確認を実施	
岡山県	②議員のみ		350		①前払い		②四半期	1,4,7,10月	無		5	○	○			有	全て		領収書等の写し	可		○			無											有				○					・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について助言等実施	
広島県	①会派のみ		350		①前払い		②四半期	1,4,7,10月	無		5			○		有	全て		・調査研究事業実施報告書 ・全ての支出に係る領収書その他証拠書類 （具体の調査内容等を記載した支出状況表や複雑な行程の調査では整理票を添付）	可			○		有	○	○				可			○		有				○						提出された収支報告書及び領収書について、議会事務局において複数人で検査している。 検査にあたっては、年度当初に検査担当者全員に対して実施要領等を用いた研修会を実施している。	
山口県	②議員のみ		350		①前払い		②四半期	1,4,7,10月	無		5	○	○	○	○	有	全て		・全ての支出に係る領収書その他支払いが確認できる書面	可	○	○	○	○	有	○	○	○			可	○	○	○	○	有				○						・収支報告書及び添付書類を検査し、不適当と思料される支出について指導、助言等実施	

都道府県名	交付の対象		議員１人当たりの交付月額（千円／月）		交付方法		交付時期		政務活動費の額を定めるに当たっての第三者（機関）等からの意見聴取の有無		収支報告書の保存期間（年）	収支報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無							収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無									収支報告書等の検査主体									備考
																添付が義務付けられる範囲		添付が義務付けられる書類等	領収書等の閲覧の可否	領収書等の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				添付が義務付けられる書類等（複数選択可） ①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他（会議、陳情活動等報告書等）					活動報告書等の閲覧の可否	活動報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可					検査主体名（複数選択可） ①第三者（個人） ②第三者機関 ③会派 ④議会事務局 ⑤その他					①の内容	②の内容	③の内容	⑤の内容	検査方法	
		その他の内容		補足		その他の内容		②～⑤の場合の支払時期		意見聴取した第三者（機関）等の名称		①	②	③	④					①	②	③	④		①	②	③	④					①	②	③	④	⑤					
徳島県	①会派のみ		200		③その他	会派に前払い後、会派から所属議員に精算払い	②四半期	1, 4, 7, 10月	無		5	○	○			有	全て		・政務活動の実施内容を記載した書面及び領収書等の写し（活動報告書兼領収書等添付票、領収書、収支報告書（所属議員分、会派分）、自動車使用記録簿、印刷成果物、郵送費を計上した場合の発送物の写し、議員が開催した会議（県政報告会や意見交換会等）に係る開催通知（案内文）及び会議次第、事務所状況報告書、勤務実績表兼領収書、雇用契約書、職員従事協定書　等） ・支出をした事実を証すべき書面は領収書を徴することが原則であるが、社会習慣その他の事情により領収書等を取得することが困難であるときは、政務活動費による支出の使途及び内容、金額、相手方並びに年月日を記載した書面（支払証明書）の写しをもって領収書等の写しに代えることができる。（例：ＪＲ、モノレール、地下鉄、路線バスの運賃	可	○	○			有		○		○	・政務活動の実施内容を記載した書面及び領収書等の写し（活動報告書兼領収書等添付票、領収書、収支報告書（所属議員分、会派分）、自動車使用記録簿、印刷成果物、郵送費を計上した場合の発送物の写し、議員が開催した会議（県政報告会や意見交換会等）に係る開催通知（案内文）及び会議次第、事務所状況報告書、勤務実績表兼領収書、雇用契約書、職員従事協定書　等）	可	○	○			有	○	○			各会派（会派の代表者及び経理責任者）			【所属議員分】所属議員からの交付請求時に、支出報告書を会派の代表者等に提出させる。審査に当たっては、議会事務局から意見を聴取し、議会事務局は、内容を確認し、必要に応じて、会派の代表者等に確認要請を行う。会派の代表者等は、適正と認められる支出について、精算払い。（③④） 【会派分】会派の経理責任者からの会派支出額報告時に、支出報告書を会派の代表者に提出させる。 審査に当たっては、議会事務局から意見を聴取し、議会事務局は内容を確認し、必要に応じて、会派の代表者に確認要請を行う。会派の代表者は、適正と認められる支出について、充当額を決定。（③④）	
香川県	②議員のみ		300		①前払い		②四半期	1, 4, 7, 10月	有	特別職報酬等審議会	5	○		○		有	全て		領収書（交通費等の領収書が取得困難な場合には支払証明書）	可	○		○		有	○	○	○			可	○		○		無										
愛媛県	②議員のみ		330		①前払い		②四半期		無		5	○		○		有	全て		領収書その他証拠書類の写し	可	○		○		有				○	・事業実績報告書 ・政務活動団体の共通経費へ充当する場合は、収支決算書及び団体に関する記録簿 ・会合参加費へ充当する場合は政務活動記録簿 ・年会費等に充当する場合は、団体概要等記録簿	可	○		○		有			○					収支報告書及び領収書等について、マニュアルの使途基準に沿っているか確認し、必要に応じて助言等を実施。	
高知県	③会派及び議員		280		①前払い		②四半期	4, 7, 10, 1月	無		5	○	○			有	全て		会計帳簿及び領収書その他の証拠書類の写し	可	○	○			有				○	主要な政務活動の内容を記載した書類	可	○	○			有			○	○			会派の経理責任者、会派代表者等		・会派の経理責任者は、所属議員からの精算払い申請時に領収書を提出させ、確認後、精算払い ・事務局は、収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言を実施	
福岡県	①会派のみ		500		②精算払い		①毎月		無		5	○	○		○	有	全て		支出に係る領収書（写）または支払を証明する書類（引き落とし通帳の写し、クレジットカードの利用明細等）	可		○		○	有	○	○				可				○	有	○				弁護士、公認会計士				議長への提出前に領収書等支出書類を確認し、使途基準を踏まえて助言を行う。	収支報告書、領収書等の公開方法②は、個別の閲覧請求により図書室での閲覧として公開
佐賀県	①会派のみ		300		②精算払い		②四半期	4，7，10，1月	無		5	○	○			有	全て		領収書、支払証明書	可		○			有	○	○				可		○			有				○					・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	
長崎県	③会派及び議員		300		①前払い		②四半期	4，7，10，1月	無		5	○		○		有	全て		領収書（交通費等の領収書が取得困難な場合には支払証明書）、会計帳簿等	可			○		有	○	○				可			○		有	○			○	弁護士、公認会計士、大学教授			第三者（個人）は、必要に応じて使途基準への適合に係る指導・助言を行う（①）。	

都道府県名	交付の対象		議員１人当たりの交付月額（千円／月）		交付方法		交付時期		政務活動費の額を定めるに当たっての第三者（機関）等からの意見聴取の有無		収支報告書の保存期間（年）	収支報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無						収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無										収支報告書等の検査主体										備考
																添付が義務付けられる範囲		添付が義務付けられる書類等	領収書等の閲覧の可否	領収書等の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				添付が義務付けられる書類等（複数選択可） ①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他（会議、陳情活動等報告書等）				その他の内容	活動報告書の閲覧の可否	活動報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				検査主体名（複数選択可） ①第三者（個人） ②第三者機関 ③会派 ④議会事務局 ⑤その他					①の内容	②の内容	③の内容	⑤の内容	検査方法	
		その他の内容		補足		その他の内容		②～⑤の場合の支払時期		意見聴取した第三者（機関）等の名称		①	②	③	④					①	②	③	④			①	②	③	④			①	②	③	④	⑤						
熊本県	④その他	①会派に交付 ②議員に交付 ③会派及び議員に交付の３つの方法から会派ごとに選択	300		①前払い		②四半期	4,7,10,1月	無		5	○	○	○	○	有	全て		領収書等証拠書類の写し	可		○	○	○	有		○		○	県外において、１泊２日以上の視察を行った場合、報告書の添付が必要	可		○	○	○	有			○				収支報告書及び添付書類を検査し、充当の可否について助言を実施	
大分県	①会派のみ		300		①前払い		①毎月		無		5	○		○		有	全て		・全ての支出に係る領収書・会計帳簿・県外、海外での政務活動費調査研究報告書	可	○		○		有	○	○				可	○		○		有			○				・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について助言等実施（④）	
宮崎県	③会派及び議員		300		①前払い		②四半期	1,4,7,10月	無		5	○		○		有	全て		全ての支出に係る領収書その他の証拠書類の写し	可	○		○		有				○	全ての政務活動について活動報告書を添付する。なお、県外で政務活動を行った場合は内容等詳細を記述する。	可	○		○		有			○				収支報告書及び添付書類をチェックし、疑義が生じるような支出等については指摘、確認等を行う。	
鹿児島県	①会派のみ		300		①前払い		②四半期	1.4.7.10	無		5	○		○		有	全て		・事業実績報告書 ・領収書その他の証拠書類の写し	可			○		有		○		○	政務活動報告書	可			○		有			○				収支報告書等を議長提出後， ・必要な証拠書類が添付されているか ・記載された金額に誤りがないか ・不適当な経費に充当していないか 等を確認	
沖縄県	③会派及び議員		250		①前払い		②四半期	1,4,7,10月	無		5	○	○			有	全て		領収書、会計帳簿（一覧）、広報誌等成果物	可	○	○			有	○	○	○	○	調査報告書、会議活動記録、要請・陳情等活動記録等	可	○	○			有			○				・各議員及び会派から提出された収支報告書及び領収書等添付書類について、不適正な支出等がないか確認した上で、助言等実施	
計	① ② ③ ④	16団体 8団体 20団体 3団体			① ② ③	39団体 2団体 6団体	① ② ③ ④ ⑤	11団体 34団体 1団体 0団体 1団体				① 42 団体	② 29 団体	③ 33 団体	④ 15 団体	47 団体				① 28 団体	② 28 団体	③ 33 団体	④ 15 団体	44 団体	① 26 団体	② 35 団体	③ 14 団体	④ 30 団体		44 団体	① 31 団体	② 25 団体	③ 29 団体	④ 15 団体	43 団体	① 3 団体	② 4 団体	③ 10 団体	④ 41 団体	⑤ 2 団体						

②　市区町村分

都道府県名	市町村名	交付の対象		議員１人当たりの交付月額（千円／月）		交付方法		交付時期		政務活動費の額を定めるに当たっての第三者（機関）等からの意見聴取の有無		収支報告書の保存期間（～年）	収支報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無								収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無									収支報告書等の検査主体								備考
			その他の内容		補足		その他の内容		②～⑤の場合の支払時期		意見聴取した第三者（機関）等の名称		①	②	③	④	添付が義務付けられる範囲		添付が義務付けられる書類等	領収書等の閲覧の可否	領収書等の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可					添付が義務付けられる書類等（複数選択可） ①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他（会議、陳情活動等報告書等）					活動報告書の閲覧等の可否	活動報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可					検査主体名（複数選択可） ①第三者（個人） ②第三者機関 ③会派 ④議会事務局 ⑤その他					①の内容	②の内容	③の内容	⑤の内容	検査方法	
																					①	②	③	④						①	②	③	④											
北海道	札幌市	①会派のみ		400		①前払い		②四半期	4,7,10,1月	有	特別職報酬等審議会	5	○	○	○		有	全て		領収書（交通費等の領収書が取得困難な場合には支出証明書）	可	○	○	○		有				○	政務活動概要報告書	可	○	○	○		有			○	○			各会派の政務調査員		議長提出前に会派内で精査しており、提出後に議会事務局にて関連規程に定められた様式や内容を備えているか等の確認をしている。	
北海道	岩見沢市	①会派のみ		10	－	①前払い		④１年	4月	無		5	○	○			有	全て		領収書、会計帳簿	可	○	○			有	○			○	○	視察調査、研修会への参加及び陳情・要望活動の実施については政務活動計画書及び報告書	可	○	○			有			○					収支報告書及び検査書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	
北海道	美唄市	③会派及び議員		－	議員に対する政務活動費は、4月1日に在職する議員に対して年額10万円を交付する。	①前払い		④１年	なし（申請後に速やかに交付している）	無		5		○			無									無											有				○				経理責任者及び会派議員に収支報告者を議長に提出させ、事務局で検査を行う。	収支報告書を議長に提出。議長は必要に応じて調査を行い、政務活動費の適正な運用を期すとともに、使途の透明性の確保に務める。	平成20年4月1日～現在まで政務活動費は凍結中。平成19年以前は、各会派の経理責任者等が収支報告書を作成し、収支報告書は議長が、領収書は各会派の経理責任がそれぞれ5年間保存することとしていたが、収支報告書への領収書等の添付は条例上、義務付けしていない。今後、政務活動費の凍結を解除することになった際は、収支報告書への領収書等の添付を義務付けするなど条例等の見直しを行うこととしている。
北海道	三笠市	③会派及び議員		4		②精算払い		④１年	4,5月	無		5	○		○		有	全て		領収書等の支出証拠書類	可	○		○		有	○	○	○	○	視察内容報告書類	可	○		○		有			○	○			総務課総務秘書係		・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（④、⑤）	
北海道	砂川市	①会派のみ		10		①前払い		④１年	4月（改選期は5月）	無		5	○	○		○	有	全て		領収書	可	○	○		○	有	○		○	○	広報紙の成果品	可	○	○		○	有			○					・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（④）	・左記「議員１人当たり月額１万円」を年度当初に所属する会派に一括交付し、年度末に会派より収支報告書及び関係書類を提出する。なお、残金が発生した場合は、返還戻入する。
北海道	深川市	①会派のみ		10		②精算払い		②四半期	1,4,7,10月	無		5	○	○		○	有	全て		領収書、その他の証拠書類	可				○	無											有			○					・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（④）	
北海道	南幌町	②議員のみ		8		②精算払い		⑤その他	政務活動を行った日から30日以内	無		5	○	○		○	有	全て		領収書	可	○	○		○	無											有			○					・精算払い申請時に収支報告書及び領収書を議長に提出後、議会事務局による検査を実施	
北海道	長沼町	②議員のみ		10		③その他	使用した分を払う	③半年	4月，10月	無		5		○	○		有	全て		領収書	可		○	○		無											有			○					収支報告書や領収書の確認	
北海道	栗山町	②議員のみ		20		②精算払い		②四半期	8,11,2,4	無		5	○	○			有	全て		領収書（交通費等の領収書が取得困難な場合には支出証明書）	可	○	○			有	○	○	○			可	○	○			有	○		○		税理士				・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	
北海道	江別市	④その他	会派又は会派に属さない議員	15		①前払い		③半年	4,10月	無		5	○	○		○	有	全て		領収書	可	○	○		○	有	○		○			可	○	○		○	有			○					・収支報告書及び添付書類を検査（④）	申合せにより、研修費又は調査研究費を支出した場合は、報告書を作成することとしている。
北海道	千歳市	①会派のみ		17		②精算払い		④１年	4月	無		5	○	○			有	全て		領収書	可	○	○			無											有			○	○			会派の経理責任者、会派会長			「政務活動費の運用基準」を策定しており、この基準に基づき、運用を行っている。 活動報告書は領収書とともにHPに掲載している。
北海道	恵庭市	①会派のみ		13		①前払い		④１年	改選期以外は4月、改選期は5月	無		5	○	○			有	全て		領収書、明細書	可	○			○	有			○			可	○			○	有			○					提出された報告書、領収書等の照合と支出内容の確認	
北海道	北広島市	④その他	会派、及び会派に属さない議員を無会派として交付	13		①前払い		④１年	4月30日に交付ただし、年度途中で新たに結成した会派は1日に結成した場合は結成した月の末日、1日以外に結成した会派は、結成した月の翌月の末日に交付	無		5	○	○			有	全て		すべての支出に係る領収書	否					有	○					可	○	○			有			○					・精算時に収支報告書及び領収書を会派の経理責任者に提出させ、確認後、差額があれば戻入させる。	

都道府県名	市町村名	交付の対象		議員１人当たりの交付月額（千円／月）		交付方法		交付時期		政務活動費の額を定めるに当たっての第三者（機関）等からの意見聴取の有無		収支報告書の保存期間（年）	収支報告書の公開方法（複数選択可）				収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無								収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無									収支報告書等の検査主体										備考
		その他の内容		補足		その他の内容		②～⑤の場合の支払時期		意見聴取した第三者（機関）等の名称			①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				添付が義務付けられる範囲		添付が義務付けられる書類等	領収書等の閲覧等の可否	領収書等の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				添付が義務付けられる書類等（複数選択可） ①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他（会議、陳情活動等報告書等）					その他の内容	活動報告書等の閲覧等の可否	活動報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				検査主体名（複数選択可） ①第三者（個人） ②第三者機関 ③会派 ④議会事務局 ⑤その他					①の内容	②の内容	③の内容	⑤の内容	検査方法	
													①	②	③	④					①	②	③	④							①	②	③	④	⑤						
北海道	石狩市	①会派のみ		20		①前払い		④１年	4月20日	有	特別職報酬等審議会	5	○	○			有	全て		領収書	可	○	○			有	○		○	○	行程表	可	○	○		有				○				会派経理責任者から提出された政務活動費に係る収支報告書、領収書、活動報告書等の日付、金額、領収書の宛名等に誤り等がないか検査を行う	
北海道	当別町	③会派及び議員		10		②精算払い		⑤その他	年４回を上限として随時	無		5	○			○	有	全て		全ての支出に係る領収書	可				○	有	○	○	○	○	その他必要と認められるもの	可	○			○	無								
北海道	小樽市	①会派のみ		15		①前払い		④１年	４月	有	小樽市特別職報酬等審議会	5	○		○		有	全て		全ての支出に係る領収書その他の証拠書類、会計帳簿	可	○		○		有	○		○	○	会議等実施報告書	可	○		○		無								
北海道	京極町	②議員のみ		10		②精算払い		④１年	4月	無		5				○	有	全て		全ての支出に係る領収書	可				○	無											無						
北海道	蜜蘭市	④その他	会派または会派に属さない議員	20		①前払い		③半年	4月，10月	無		5	○	○		○	有	全て		領収書（交通費等の領収書が取得困難な場合には支出証明書）	可	○	○		○	有	○	○	○			可	○	○		○	有			○				添付書類が揃っているか、計算誤りや記載ミスがないかの確認	
北海道	苫小牧市	①会派のみ		25		①前払い		④１年	4月末	有	苫小牧市特別職報酬等審議会	5	○	○			有	全て		・すべての支出に係る領収書添付 ・（経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容） ・旅費については旅費計算書添付	可	○	○			有	○	○	○	○	①～③以外の活動の場合、作成した資料添付	可	○	○			有			○	○		会派の経理責任者、会派会長等		・所属議員からの支出に関する申請及び精算時に支出に係る内容領収書を確認し収支報告書に記載し事務局に提出（③） ・支出報告書及び添付書類を検査し、適切な支出について指導、助言等を実施（④）	
北海道	登別市	①会派のみ		20		①前払い		④１年	毎年度の最初の月	無		5	○			○	有	全て		全ての支出に係る領収書、政務活動・成果報告書	可	○			○	有	○	○	○	○	政務活動費の支出に係る領収書その他客観的に支出を証する書類	可	○			○	有			○	○			政務活動費検査会、監査委員及び総務部総務グループ	収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について、指導、助言等実施（④・⑤）	交付方法について、交付した総額から調査研究に資するための必要な経費として支出した総額を控除して残余がある場合には、返還とする。
北海道	伊達市	④その他	会派又は議員の選択制	10		①前払い		④１年	４月	無		5	○			○	有	全て		全ての支出に係る領収書	可	○			○	有	○		○	○	政務活動成果報告書	可				○	有			○				収支報告書及び添付書類を検査し、助言等実施	
北海道	豊浦町	③会派及び議員		20		②精算払い		②四半期	1，4，7，10月	無		5	○	○			有	全て		領収書	可	○	○	○		有	○	○	○			可	○	○			有			○				・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	
北海道	函館市	①会派のみ		45		③その他	概算払い	③半年	4，10月	無		5	○	○	○	○	有	全て		全ての支出に係る領収書および領収書に準ずる書類 ・会計帳簿 ・支出伝票 ・出張報告書 ・その他政務活動費の使途に関する資料	可	○	○	○	○	有	○		○	○	航空券半券、印刷物等の成果品、リース契約書、会議等の報告書等	可	○	○	○	○	有			○	○		会派の経理責任者、会派会長等		・政務活動費として支出できない経費が含まれていないかの確認 ・支出科目の確認、支出金額と領収書の金額の整合 ・領収書の宛名等の確認 ・支出金額の内訳が明確であるかの確認等	
北海道	福島町	②議員のみ		10		①前払い		④１年	4月	有	議会基本条例諮問会議	5	○				有	全て		全ての支出に係る領収書	可	○				有				○	政務活動費を活用した視察、研修等については全て報告	可	○				有			○				・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（④）	
北海道	上ノ国町	②議員のみ		10		①前払い		④１年	5月	無		5	○			○	有	全て		領収書	可				○	有	○		○	○	会議等報告書	可				○	有			○				収支報告書及び添付書類を検査し、不適切な支出について、指導及び助言等実施	
北海道	せたな町	②議員のみ		120		②精算払い		⑤その他	随時	無		5				○	有	全て		領収書頭	可				○	有	○	○	○			可				○	有			○				・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	収支報告の公開方法については、議会だよりにて掲載
北海道	旭川市	④その他	会派又は会派に属さない議員	80		①前払い		③半年	4月及び10月	無		5	○	○			有	全て		領収書、会計帳簿	可	○	○			有	○	○	○	○	要請陳情活動報告書	可	○	○			有			○				・支出票、会計帳簿及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（④）	前回調査において、政務活動費の交付方法を精算払いとしていたが、正しくは今回の回答と同じく前払いとなるため、訂正する。
北海道	名寄市	④その他	会派または会派に属さない議員	10		①前払い		④１年	4月	無		5	○	○			有	全て		領収書、会計帳簿	可	○	○			有	○	○	○	○	会議、陳情活動等報告書	可	○	○			有			○				・収支報告書及び添付書類の記載額を確認。	
北海道	東神楽町	②議員のみ		10		①前払い		④１年	4月	無		5			○		有	全て		領収書その他証拠書類	可			○		無											無						
北海道	上川町	②議員のみ		10		①前払い		④１年	5月	無		5				○	有	全て		領収書その他の支出を証すべき書類	可				○	有	○	○	○	○	会議、陳情活動等報告書等	可				○	有			○					
北海道	美深町	③会派及び議員		13		①前払い		④１年	４月	無		5				○	有	全て		全て	可				○	有			○	○	調査研究その他の活動	可				○	有			○				・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（④）	
北海道	幌加内町	②議員のみ		8	年間10万円	②精算払い		⑤その他	都度	無		5				○	有	全て		領収書（交通費等の領収書が取得困難な場合には支出理由書）	否				○	有	○		○			否				○	有			○				・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	要綱にて調査研究その他の活動のため、経費を伴う活動をする場合は、予め議長に政務活動届の提出及び、政務活動を終了した場合には政務活動報告書の提出が義務規定あり

都道府県名	市町村名	交付の対象		議員１人当たりの交付月額（千円／月）		交付方法		交付時期		政務活動費の額を定めるに当たっての第三者（機関）等からの意見聴取の有無		収支報告書の保存期間（年）	収支報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無								収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無									収支報告書等の検査主体										備考
																	添付が義務付けられる範囲		添付が義務付けられる書類等	領収書等の閲覧等の可否	領収書等の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				添付が義務付けられる書類等（複数選択可） ①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他（会議、陳情活動等報告書等）				その他の内容	活動報告書等の閲覧等の可否	活動報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				検査主体名（複数選択可） ①第三者（個人） ②第三者機関 ③会派 ④議会事務局 ⑤その他					①の内容	②の内容	③の内容	⑤の内容	検査方法	
			その他の内容		補足		その他の内容		②～⑤の場合の支払時期		意見聴取した第三者（機関）等の名称			①	②	③	④		その他の内容			①	②	③	④			①	②	③	④			①	②	③	④	⑤						
北海道	留萌市	④その他	会派又は無所属議員	10		①前払い		④１年	4月	無		5	○		○		有	全て		全ての支出に係る領収書	否					有	○	○	○	○	政務活動事業実施報告書	可	○		○		有			○	○	○			会派の経理責任者	議長	・経理責任者において収入伝票等の様式により政務活動費の経理状況を明確にしておく（③） ・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（④） ・政務活動実施届出書及び実施報告書の提出（⑤）	
北海道	稚内市	②議員のみ		30		①前払い		④１年	4月（改選期は5月）	無		5	○	○		○	有	全て		領収書その他の証拠書類	可	○	○		○	有	○	○	○	○	広報、広聴、要請・陳情活動、会議、資料作成、資料購入、職員の雇用、事務所など	可	○	○		○	有			○					収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（④）	
北海道	北見市	①会派のみ		30	令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に限り、月額3万円に100分の50を乗じて得た額を交付する。	①前払い		④１年	4月20日	有	北見市特別職報酬等審議会	5	○	○		○	有	全て		領収書その他の証拠書類の写し ※その他の証拠書類の写し ・支払調書 ・政務活動報告書 ・旅費の支出に係る旅費内訳表及び旅費計算書 ・会派が発行した広報誌、報告書等の印刷物	可	○	○		○	有	○	○	○	○	市政報告会、住民の声を聴く相談会、要請・陳情活動、会議の開催・参加等に係る報告書	可	○	○		○	有			○					・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（④）	
北海道	網走市	④その他	会派または会派に属さない議員	20		①前払い		④１年	4月（改選期については6月）	無		5	○	○		○	有	全て		領収書、会計簿、支出内訳書	可		○			有	○	○	○	○	会議等	可	○	○	○		有			○					・収支報告書及び領収書を会派の経理責任者に提出してもらい、係長が確認後、積算をする。 ・確認する際、不適正な支出について指導、助言等実施。	当市議会では、旅費が生じる出張（会派視察、研修への参加、会議等への出席等）の場合に、出張報告書という書類を提出していただいております。
北海道	紋別市	①会派のみ		20		①前払い		④１年	４月	無		5			○	○	有	全て		領収書その他の当該支出の事実を証明する書類の写し	可			○	○	無												有			○					・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（④）	
北海道	美幌町	②議員のみ		20		①前払い		④１年	4月	無		5			○		有	全て		支出に係る領収書その他支出を証明する書類	可			○		有	○	○	○	○	議員本人が主催する講演会・会議	可			○		有			○					収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（④）	
北海道	帯広市	③会派及び議員		30		①前払い		②四半期	4, 7, 10, 1月	有	帯広市特別職報酬等審議会	5	○	○		○	有	全て		・支払調書 ・領収書 ・調査、研修報告書 ・現金出納簿	可	○	○		○	有	○		○	○	講座・セミナー等の受講	可	○	○		○	無									
北海道	音更町	①会派のみ		8		①前払い		④１年	４月	有	音更町特別職報酬等審議会	5	○		○	○	有	全て		・領収書及び証拠書類（写） ・調査日程及び調査内容等の概要	可			○	○	有	○		○	○	要請陳情等活動報告、会議等報告	可	○	○		○	有			○					・添付されている領収書・内訳書により収支報告書との整合性を確認 ・添付されている領収書・内訳書の正当性については活動報告書の内容も照らし合わせて確認	
北海道	鹿追町	③会派及び議員		10		③その他	概算払	⑤その他	交付決定後	有	鹿追町議会・議員定数・報酬及びあり方等審議会	5	○	○		○	有	全て		領収書（交通費等の領収書が取得困難な場合には支出証明書）	可	○	○			有	○	○	○	○		可	○	○		○	有		○		○		鹿追町議会議員定数・報酬及びあり方等審議会			領収書及び収支報告書との整合性及び妥当性（②・④）	
北海道	釧路市	③会派及び議員		40		①前払い		④１年	4月	無		5	○	○			有	全て		全ての支出に係る領収書（領収書を徴することができない場合は、これに代わる書面）	可	○	○			有	○	○	○	○	会議等実施報告書	可	○	○			有			○					半期毎に収支報告書、領収書、出張報告書及び支出内容についての点検を実施	
北海道	釧路町	③会派及び議員		15		①前払い		④１年	4月	無		10		○			有	全て		領収書	可				○	無												有			○					収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	
北海道	根室市	③会派及び議員		20		②精算払い		④１年	４月	無		5				○	有	全て		収支報告明細書、支払伝票、支払証明書、旅費等明細書、備品台帳、受払簿	可				○	有				○	政務活動報告書	可				○	無									
計	44 団体	① ② ③ ④	14 団体 12 団体 10 団体 8 団体			① ② ③	30 団体 11 団体 3 団体	① ② ③ ④ ⑤	0 団体 5 団体 5 団体 29 団体 5 団体	有	9団体		①32団体	②26団体	③10団体	④23団体	43団体	全て43団体	その他0団体		40団体	①25団体	②21団体	③10団体	④23団体	35団体	①30団体	②18団体	③31団体	④26団体		34団体	①27団体	②20団体	③7団体	④17団体	38団体	①1団体	②1団体	③5団体	④37団体	⑤4団体						
青森県	青森市	③会派及び議員		90		①前払い		②四半期	1, 4, 7, 10月	無		5	○	○	○	○	有	全て		領収書、会計帳簿、その他支出を証する書類	可		○	○	○	有	○	○	○	○	要請及び陳情活動等	可		○	○	○	有			○					・「政務活動費の手引き」に基づき、収支報告書及び添付書類を検査し、必要に応じて助言等実施（④）	

都道府県名	市町村名	交付の対象		議員１人当たりの交付月額（千円／月）		交付方法		交付時期		政務活動費の額を定めるに当たっての第三者（機関）等からの意見聴取の有無		収支報告書の保存期間（年）	収支報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無							収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無									収支報告書等の検査主体										備考
																	添付が義務付けられる範囲			領収書等の閲覧の可否	領収書等の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				添付が義務付けられる書類等（複数選択可）					活動報告書等の閲覧の可否	活動報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				検査主体名（複数選択可）					①の内容	②の内容	③の内容	⑤の内容	検査方法	
			その他の内容		補足		その他の内容		②～⑤の場合の支払時期		意見聴取した第三者（機関）等の名称			①	②	③	④		その他の内容	添付が義務付けられる書類等						①	②	③	④		その他の内容		①	②	③	④		①第三者（個人） ②第三者機関 ③会派 ④議会事務局 ⑤その他									
														①	②	③	④				①	②	③	④		①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他（会議、陳情活動等報告書等）						①	②	③	④			①	②	③	④	⑤						
青森県	弘前市	①会派のみ		50		①前払い		②四半期	4,7,10,1月	無		5	○	○	○		有	全て		・会計帳簿 ・ガソリン代計算書 ・タクシーチケット明細 ・領収書を徴することができ ない場合は支払証明書 ・作成した印刷物（写し可） ・雇用台帳 ・事務所台帳 ・備品台帳	可	○	○	○		有	○	○	○	○	報告会、意見交換会、要請・陳情、会議	可	○	○	○		有			○						会派から提出された収支報告書及び添付書類を検査し、書類の不備があった場合や政務活動費として適切ではない支出については、指導助言等実施。	収支報告書・領収書・報告書等の閲覧に関しては、収支報告書等閲覧請求書を提出することにより、誰でも、事務局に保管されている閲覧用の各種書類を見ることが可能。
青森県	八戸市	①会派のみ		80		①前払い		②四半期	1,4,7,10月	無		5	○	○	○		有	全て		・全ての支出に係る領収書またはそれに代えられるもの（レシート、銀行の振込金受取書・ATM利用明細書（票）・郵便局振込票兼領収書、銀行等の口座振替にかかる通帳の写し、支払証明書など）、領収書等だけでは、その支出内容等の内訳が明確でない場合は、内訳の分かる明細書等（納品書や請求書でも可能。）の写しを添付するものとする。	可	○	○	○		有	○	○	○	○	会場費等の支出を伴う市政報告会や住民との意見交換会、旅費・宿泊費の支出を伴う要望・陳情活動、会場費や参加費、旅費、宿泊費の支出を伴う各種会議	可	○	○	○		有			○						会派から提出された収支報告書及び添付書類を検査し、書類の不備があった場合や政務活動費として適切ではない支出については、お知らせし、訂正や追加の書類提出を依頼する。	※収支報告書・領収書・報告書等の閲覧に関しては、収支報告書等閲覧請求書を提出することにより、誰でも、事務局に保管されている閲覧用の各種書類を見ることが可能。
青森県	黒石市	②議員のみ		10		①前払い		③半年	4,10月	無		5	○	○	○	○	有	全て		領収書、成果物	可		○	○	○	有	○	○	○	○	○	広報紙、資料等成果物	可		○	○	○	有			○						・収支報告書及び添付書類について点検等実施（④）	
青森県	五所川原市	①会派のみ		27		①前払い		③半年	4，10月	無		5			○		有	全て		全ての支出に係る領収書	可			○		有			○				可			○		有			○						収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出のついて指導、助言等を実施	
青森県	十和田市	①会派のみ		30	なし	①前払い		③半年	4,10月	無		8	○	○	○		有	全て		・全ての支出に係る領収書。ただし、交通費、旅費については、十和田市職員等の旅費及び費用弁償に関する条例の「特別職の職員」の区分を準用する。	可	○	○	○		有	○	○	○	○	会議、陳情活動等報告書等	可	○	○	○		有			○						・収支報告書及び添付書類の確認及び検算を行う。	
青森県	五戸町	②議員のみ		20		②精算払い		③半年	4,11月	無		5			○		無									無									有			○	○					総務課	議員申請時に支出状況報告書及び領収書等を議会事務局で検査し、その後町長宛交付申請時に総務課で再度確認する。	精算払い方式のため、申請時に領収書、政務活動費支出明細書、調査研究等実施報告書、会計帳簿の写しを添付、点検を実施している。
計	7 団体	① ② ③ ④	4 団体 2 団体 1 団体 0 団体			① ② ③	6 団体 1 団体 0 団体	① ② ③ ④ ⑤	0 団体 3 団体 4 団体 0 団体 0 団体	有	0 団体		①5 団体	②5 団体	③7 団体	④2 団体	6 団体	全て 6 団体	その他 0 団体		6 団体	①3 団体	②5 団体	③6 団体	④2 団体	6 団体	①5 団体	②5 団体	③6 団体	④5 団体		6 団体	①3 団体	②5 団体	③6 団体	④2 団体	7 団体	①0 団体	②0 団体	③0 団体	④7 団体	⑤1 団体						
岩手県	盛岡市	②議員のみ		50		①前払い		③半年	4、10月	無		5	○	○			有	全て		・全ての支出に係る領収書 ・領収書が発行されない場合は支出証明書 ・議員が発行した広報紙 ・視察等概要書 ・委託調査に係る成果品 ・事務所の賃貸借関係を証する書類の写し ・備品を購入した場合の保証書の写し	可	○	○			有	○	○				可	○	○			無										
岩手県	宮古市	②議員のみ		13	年額15万円	①前払い		④１年	申請のあったとき	無		5	○	○	○	○	有	全て		領収書のほか、宿泊の明細・運賃の明細（切符写し等）、図書や書籍の明細（書籍表紙写し等）	可	○	○	○	○	有	○	○	○	○	広報費における印刷物（完成品）	可	○	○	○	○	有			○	○				議会運営委員会	・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（④⑤）	
岩手県	大船渡市	③会派及び議員		7		①前払い		④１年		無		10	○	○			有	全て		領収書（交通費等の領収書が取得困難な場合には、支出証明書）	可	○	○			有	○	○	○			可	○	○			有			○						・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（④）	
岩手県	花巻市	②議員のみ		20		①前払い		④１年	4月	無		5			○		有	全て		領収書等の写し	可			○		有	○	○					可			○		有			○						・議会事務局職員が１件ずつ内容を確認	
岩手県	北上市	④その他	会派又は会派に属さない議員	20		①前払い		④１年	５月	無		5	○	○		○	有	全て		領収書	可	○	○		○	有	○		○	○	交通費を伴う調査研究報告	可	○	○		○	有			○					政務活動費検証委員会	各会派の代表者及び無会派議員の代表者で組織する政務活動費検証委員会において、全ての収支報告書等の検査を実施している。	

都道府県名	市町村名	交付の対象		議員１人当たりの交付月額（千円／月）		交付方法		交付時期		政務活動費の額を定めるに当たっての第三者（機関）等からの意見聴取の有無		収支報告書の保存期間（年）	収支報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無							収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無										収支報告書等の検査主体										備考
																	添付が義務付けられる範囲			領収書等の閲覧等の可否	領収書等の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				添付が義務付けられる書類等（複数選択可）					活動報告書等の閲覧等の可否	活動報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				検査主体名（複数選択可）													
													①	②	③	④					①	②	③	④					①	②	③	④					①	②	③	④	⑤					

都道府県名	市町村名	交付の対象		議員１人当たりの交付月額（千円／月）		交付方法		交付時期		政務活動費の額を定めるに当たっての第三者（機関）等からの意見聴取の有無		収支報告書の保存期間（年）	収支報告書の公開方法（複数選択可）				収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無					収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無										活動報告書等の閲覧の可否	活動報告書の公開方法（複数選択可）				収支報告書等の検査主体										備考
													①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				添付が義務付けられる範囲		添付が義務付けられる書類等	領収書等の閲覧等の可否	領収書等の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				添付が義務付けられる書類等（複数選択可） ①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他（会議、陳情活動等報告書等）				その他の内容	活動報告書等の閲覧の可否	活動報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				検査主体名（複数選択可） ①第三者（個人） ②第三者機関 ③会派 ④議会事務局 ⑤その他					①の内容	②の内容	③の内容	⑤の内容	検査方法	
		その他の内容	補足			その他の内容		②～⑤の場合の支払時期		意見聴取した第三者（機関）等の名称			①	②	③	④	その他の内容			①	②	③	④		①	②	③	④			①	②	③	④		①	②	③	④	⑤						
宮城県	白石市	①会派のみ		5		①前払い		④１年	４月 ※年度の途中において新たに結成された会派（所属議員が1人の場合も含む。）に対しては、結成された日の属する月の翌月分から交付	無		5	○	○			有	全て		・全ての支出に係る領収書 ・（経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容）	可	○	○			有	○	○	○			可	○	○			有				○	○				白石市議会議長	・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（④、⑤）	1.左記に関する条例 ＜白石市議会政務活動費の交付に関する条例＞ （透明性の確保） 第10条　議長は、第7条第1項の規定により提出された収支報告書について必要に応じて調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期すとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする。
宮城県	名取市	①会派のみ		12		①前払い		④１年	4月	無		10	○	○		○	有	全て		・全ての支出に係る領収書 （経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容）	可	○	○		○	有	○	○	○	○	○	会議報告書等	可	○	○		○	有			○						・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（④）	
宮城県	角田市	③会派及び議員		5		①前払い		④１年	4月	有	特別職報酬等審議会	5	○		○	○	有	全て		収支報告書の添付書類として ・支出伝票 ・支払証明書 ・会計帳簿	可	○		○	○	有	○	○	○	○	○	収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けにおいて「① 国内視察報告書」 ～「④ 会議、陳情活動等報告書等」の区別はなく、角田市議会政務活動費の交付に関する条例別表で定める経費の項目ごとに、角田市議会政務活動費の交付に関する事務取扱要領で定める様式において報告する。（会派が主催する研修会等については「研究会・研修会等実施報告書」にて報告）	可	○		○	○	有			○	○			監査委員	・前年度の政務活動費に係る収支報告書等を4月20日までに提出させ、確認後、精算（④）。定期監査において実施（⑤）。	
宮城県	多賀城市	③会派及び議員		15		①前払い		④１年	4月	無		5	○	○			有	全て		・全ての支出に係る領収書 ・（経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容）	可	○	○			有			○	○	・研修計画書 ・調査研究計画書（報告書） ・要請・陳情活動計画書（報告書） ・会議等開催報告書	可	○	○			有			○						会派の代表者及び無会派議員から事務局へ提出された収支報告書等を内容精査し、会派等へ確認作業を行う。	
宮城県	岩沼市	③会派及び議員		15		②精算払い		③半年		無		5	○		○		有	全て		領収書・ガソリン代計算書	可	○		○		無											有			○						政務活動費運用マニュアルに沿って検査を行う。	
宮城県	登米市	③会派及び議員		25		①前払い		④１年	当該月10日まで申請で、月末に交付	無		5	○	○	○		有	全て		・全ての支出に係る領収書 （経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容）	可	○	○	○		有	○		○			可	○	○	○		有			○						・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（④）	
宮城県	栗原市	③会派及び議員		25		①前払い		③半年	上期分（4/1～9/30）：交付決定通知のあった日から交付 年度の9月20日までの請求に基づき交付 下期分（10/1～3/31）：10月1日から交付 年度の3月20日までの請求に基づき交付	無		5	○		○		有	全て		・領収書 ・レシート（要綱に規定する立替払いに限る。）、銀行振込の場合は請求書及び振込済通知書、委託契約等の場合は契約書の写し、口座振替等領収書の発行がない場合は通帳の該当ページの写し（請求書・支払明細書等添付） 領収書	可	○		○		有	○		○			可	○		○		無											
宮城県	東松島市	④その他	会派及び会派に属さない議員	15		③その他	概算払い	④１年	4月又は5月	有	特別職報酬等審議会	5	○			○	有	全て		・領収書又はこれに準ずる書類を添付する。 ・領収書を徴することができないものについては、会派の支払証明書（様式第６号）をもってこれに代えることができる。	可	○			○	無											有			○						収支報告書及び領収書を提出させ、不適切な支出について指導、助言等実施。	会派活動を実施する前に、会派活動実施届出書を、終了後に会派活動実施報告書を提出させている。そのため、精算時の収支報告書には活動報告書の添付は義務付けていない。

都道府県名	市町村名	交付の対象		議員１人当たりの交付月額（千円／月）		交付方法		交付時期		政務活動費の額を定めるに当たっての第三者（機関）等からの意見聴取の有無		収支報告書の保存期間（年）	収支報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無								収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無										収支報告書等の検査主体									備考
																	添付が義務付けられる範囲		添付が義務付けられる書類等	領収書等の閲覧の可否	領収書等の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				添付が義務付けられる書類等（複数選択可） ①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他（会議、陳情活動等報告書等）				その他の内容	活動報告書等の閲覧の可否	活動報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				検査主体名（複数選択可） ①第三者（個人） ②第三者機関 ③会派 ④議会事務局 ⑤その他					①の内容	②の内容	③の内容	⑤の内容	検査方法	
			その他の内容		補足		その他の内容		②～⑤の場合の支払時期		意見聴取した第三者（機関）等の名称		①	②	③	④		その他の内容			①	②	③	④				①	②	③	④			①	②	③	④	⑤						
宮城県	大崎市	④その他	会派又は会派に属さない議員	25		①前払い		④１年		無		5	○				有	全て		全ての支出に係る領収書（支払証明書）	可	○	○			有	○	○	○			可	○	○			有				○					必要書類提出後，議長報告前に確認を実施	
宮城県	富谷市	③会派及び議員		15		③その他	概算払いのち精算	④１年	4月	有	特別職報酬等審議会	5	○			○	有	全て		領収書、会計帳簿	可	○			○	無										有				○					収支報告書及び添付書類を検査し、不適切な支出について、指導、助言等実施	
宮城県	大河原町	①会派のみ		5		①前払い		④１年	４月	無		5	○			○	有	全て		全ての収支に係る領収書	可				○	有			○			可	○			○	有				○					収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な収支について指導、助言等実施	
宮城県	柴田町	④その他	会派又は議員の選択制	10		①前払い		④１年	申請月	無		5	○	○			有	全て		領収書	可	○	○			有	○		○	○	調査研究、広報広聴活動報告書	可		○			有				○					・活動実施前に調査研究等計画書を議長あてに提出。実施後、速やかに調査研究等活動報告書にて議長に報告。使途基準に沿ったものかを調査（④）。 ・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（④）	
宮城県	丸森町	④その他	会派又は議員	5		③その他	基本的に精算払いだが必要があれば前払い可	⑤その他	活動ごと	無		5				○	有	全て		すべての支出に係る領収書の写し	可				○	有			○			可				○	有						監査委員	年に一度、議会事務局が保管している収支報告書等の書類を監査委員に見てもらい、適切に執行しているか検査する。	
宮城県	松島町	④その他	会派又は議員の選択制	7		①前払い		④１年	４月	無		5		○	○	○	有	全て		領収書、領収書を徴し難い調書	否					無										有										
宮城県	七ヶ浜町	④その他	会派又は議員の選択制	8		①前払い		③半年	上半期（4月又は5月）と下半期（10月又は11月）	有	七ヶ浜町特別職給料等審議会	5				○	有	全て		領収書その他の支出を証する書面を添えて提出	可				○	無										有				○					・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	
宮城県	利府町	①会派のみ		10		①前払い		④１年	4月～5月	有	利府町特別職給料等審議会	5	○	○	○	○	有	全て		収支報告書、出納簿、主出票、通帳、領収書、その他証拠書類	可	○	○	○	○	有	○	○	○	○	調査研究等実施報告書	可	○	○	○	○	有				○					各会派代表から収支報告書及び添付書類を提出させ、議会事務局で政務活動費の手引きを基に確認を行っている。	
宮城県	大和町	③会派及び議員		10		①前払い		③半年	5，10月	無		5				○	有	全て		領収証その他の支出を証すべき書面	可				○	無										有				○	○			監査	・領収書原本の確認 ・監査委員による検査実施	
宮城県	大郷町	③会派及び議員		5		①前払い		④１年	４月	無		5	○			○	有	全て		領収書、その他の支出を証すべき書面	可	○			○	有	○	○				可	○			○	無									
宮城県	色麻町	②議員のみ		5		②精算払い		④１年	4月	無		5	○	○		○	有	全て		領収書、その他の支出を証すべき書面	可	○	○		○	有	○	○	○			可		○		○	有				○	○				
宮城県	女川町	②議員のみ		5		②精算払い		④１年	出納閉鎖期間	無		5			○		有	全て		領収書、書籍等購入記録票	可			○		有	○	○	○	○		可			○		有				○					・議員からの収支報告書及び領収書等を確認後、精算払い	
計	24 団体	① ② ③ ④	6 団体 2 団体 10 団体 6 団体			① ② ③	18 団体 3 団体 3 団体	① ② ③ ④ ⑤	0 団体 1 団体 4 団体 17 団体 2 団体	有	7 団体		① 19 団体	② 10 団体	③ 8 団体	④ 14 団体	24 団体	全て 24 団体	その他 0 団体		23 団体	① 17 団体	② 10 団体	③ 8 団体	④ 12 団体	18 団体	① 14 団体	② 8 団体	③ 16 団体	④ 10 団体		18 団体	① 13 団体	② 10 団体	③ 6 団体	④ 9 団体	22 団体	① 0 団体	② 0 団体	③ 1 団体	④ 21 団体	⑤ 5 団体						
秋田県	秋田市	①会派のみ		100		①前払い		②四半期	1，4，7，10月	有	秋田市特別職報酬等審議会	5	○	○			有	全て		・全ての支出に係る領収書 ・その他内容を証明できる証拠書類	可	○	○			有	○	○				可	○	○			有				○					収支報告書等を条例、規則、使途基準運用指針に基づき確認する。	
秋田県	能代市	②議員のみ		10		③その他	議員に概算払い後、収支報告に伴い精算	④１年	4月	無		5	○		○	○	有	全て		全ての支出に係る領収書またはこれに準ずる書類	可				○	無										有				○					収支報告書及び添付書類を検査し、確認（④）	
秋田県	横手市	②議員のみ		10		①前払い		④１年	4月	無		5	○	○		○	有	全て		・全ての支出に係る領収書 ・（経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容）又はこれに準ずる書類	可	○	○		○	有	○	○	○	○	会議、陳情活動等報告書等	可	○	○		○	有				○					・収支報告書及び領収書、添付書類を議長に提出後、議会事務局による提出書類の検査（確認）を実施。疑義のあるものについては、議長が適用の可否を判断（④）	使途基準や収支報告書の公開等の詳細については運用指針を定め、それに従って運用する。
秋田県	大館市	②議員のみ		15		①前払い		④１年	４月	無		5				○	有	全て		領収書、内訳書	可				○	有	○		○	○	活動報告書	可				○	有				○				収支・支出内容の精査、領収書、活動報告書等添付書類の確認など	

都道府県名	市町村名	交付の対象		議員１人当たりの交付月額（千円／月）		交付方法		交付時期		政務活動費の額を定めるに当たっての第三者（機関）等からの意見聴取の有無		収支報告書の保存期間（年）	収支報告書の公開方法（複数選択可）				収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無						収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無								収支報告書等の検査主体									備考
			その他の内容		補足		その他の内容		②～⑤の場合の支払時期		意見聴取した第三者（機関）等の名称		①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				添付が義務付けられる範囲		添付が義務付けられる書類等	領収書等の閲覧等の可否	①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				添付が義務付けられる書類等（複数選択可）						活動報告書等の閲覧等の可否	①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				検査主体名（複数選択可）					①の内容	②の内容	③の内容	⑤の内容	検査方法	
													①	②	③	④					①	②	③	④	①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他（会議、陳情活動等報告書等）				その他の内容		①	②	③	④	①第三者（個人） ②第三者機関 ③会派 ④議会事務局 ⑤その他									
秋田県	男鹿市	②議員のみ		8		①前払い		⑤その他	毎年度11月末日までの期間において毎月15日までに請求書を受理したものは翌月1日、16日以降に受理したものは翌月20日の支払い	無		5	○			○	有	全て		領収書又はその写し	可				○	有	○	○	○	○		可				○	有				○				・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正と思われる支出について指導、助言等実施（④）	・議員一人当たり年額10万円を一括支給し、精算時、実績により返還金が発生する場合あり。 ・使途、収支報告に係る添付書類については条例、規程、内部で定めた運用指針に基づき処理している。
秋田県	湯沢市	③会派及び議員		10		③その他	後払い	⑤その他	政務活動後に交付申請を受け、交付決定後に随時支払	有	特別職報酬等審議会	5	○	○			有	全て		・会計帳簿の写し ・領収書の原本 ・そのほか議長が必要と認める書類	可	○	○			有	○	○	○	○	調査研究・要請・陳情活動報告書及び活動記録	可	○	○			有				○				・収支報告書及び添付書類を検査し、適正な報告となっているか確認。	
秋田県	鹿角市	③会派及び議員		5		①前払い		④１年	4月	有	鹿角市特別職報酬等審議会	5		○			有	全て		・全ての支出に係る領収書 ・研修等における資料等	可		○			有	○	○	○	○	会議、陳情活動等報告書	可		○			有				○				・収支報告書及び添付書類、領収書等を検査し、政務活動費からの支出が適当ではないもの等について指導、助言、報告書の訂正依頼等実施	
秋田県	由利本荘市	④その他	会派又は議員	15		①前払い		④１年	4月	無		5			○		有	全て		・全ての支出に係る領収書 ・（経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容）	可				○	無												有				○				・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（④）	
秋田県	大仙市	①会派のみ		15		①前払い		④１年	4月	有	大仙市特別職報酬等審議会	5	○	○		○	有	全て		支出を証明する書類（領収書、振込依頼書、その他これらに類する書類）	可	○	○		○	有	○					可	○	○		○	有				○	会派代表者		会派代表者による決裁又は確認	収支報告書への領収書、活動報告書等の添付の義務付けは、内規に基づき処理している。
秋田県	北秋田市	④その他	会派又は会派に属さない議員	10		①前払い		④１年	4月（ただし、所属議員数の異動又は会派の解散等生じた場合は追加交付及び返還などの調整あり）	無		5	○			○	有	全て		・全ての支出に係る領収書 ・領収書が発行されない場合は金額が明記されている書類	可				○	有				○	・（調査研究、研修、要請陳情）報告書 ・印刷物等成果品	可				○	有				○				・収支報告書及び添付書類を検査し、残余金及び不適正な支出については返還	
秋田県	にかほ市	③会派及び議員		10		①前払い		④１年	交付の要件を満たすこととなった月の20日	有	特別職報酬等審議会	5		○			有	全て		領収書又はこれに準ずる書類	可		○			有	○	○	○	○	①～③以外の報告書	可		○			有				○	○	○	会派等の経理責任者、会派会長等	市長	・収支報告書及び添付書類を確認、精算（③） ・提出された報告書について、必要に応じて確認、検査を実施（⑤）	
秋田県	仙北市	②議員のみ		15		①前払い		④１年	5月末	無		5	○	○		○	有	全て		領収書又はこれに準ずる書類	可				○	無												有				○					
計	12 団体	① ② ③ ④	2 団体 5 団体 3 団体 2 団体			① ② ③	10 団体 0 団体 2 団体	① ② ③ ④ ⑤	0 団体 1 団体 0 団体 9 団体 2 団体	有	5 団体		① 8 団体	② 7 団体	③ 2 団体	④ 7 団体	12 団体	全て 12 団体	その他 0 団体		12 団体	① 4 団体	② 6 団体	③ 1 団体	④ 7 団体	9 団体	① 8 団体	② 6 団体	③ 6 団体	④ 7 団体		9 団体	① 4 団体	② 6 団体	③ 0 団体	④ 5 団体	12 団体	① 0 団体	② 0 団体	③ 2 団体	④ 12 団体	⑤ 1 団体						
山形県	山形市	②議員のみ		100		①前払い		②四半期	1, 4, 7, 10月	無		5	○	○			有	全て		・すべての支出に係る領収書 ・（経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容）	可	○	○			有	○	○	○	○	市政報告会、公聴会、要請陳情活動、会費、年会費	可	○	○			有				○				議員より提出のあった収支報告書について、議会事務局の職員が「山形市政務活動費の手引き」に沿った支出内容になっているか確認している。	
山形県	米沢市	②議員のみ		30		①前払い		③半年	4，10月	有	米沢市特別職報酬等審議会	5	○	○		○	有	全て			可	○	○		○	有	○		○	○	会議、陳情活動等報告書	可	○	○		○	無								
山形県	鶴岡市	③会派及び議員		30		①前払い		③半年	4, 10月	無		5	○	○		○	有	全て		領収書（支出明細書等）	可	○	○		○	有	○	○	○	○	陳情活動等報告書	可	○	○		○	有				○				収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等を実施（④）	
山形県	酒田市	④その他	会派及び会派に属しない議員	25		①前払い		③半年	4月及び10月	無		5	○				有	全て		全ての支出に係る領収書（旅費規程の例により支出されるものを除く）、航空機を利用した場合は金額・搭乗日・便名のわかる書類、搭乗したことを証明する書類	可	○				有	○	○	○			可	○				有				○				・収支報告書への領収書・会派調査報告書の添付を要項で義務付けている	
山形県	新庄市	④その他	会派又は会派に属さない議員	15		①前払い		④１年	4月～5月	無		5	○			○	有	全て		全ての支出に係る領収書	可	○			○	有	○	○	○			可	○			○	有			○		各会派（会派の経理責任者等）		会派の経理責任者が領収書をもとに、収支内容を確認し、収支報告書を検査する。	

都道府県名	市町村名	交付の対象		議員１人当たりの交付月額（千円／月）		交付方法		交付時期		政務活動費の額を定めるに当たっての第三者（機関）等からの意見聴取の有無		収支報告書の保存期間（年）	収支報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無					収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無									収支報告書等の検査主体										備考
			その他の内容		補足		その他の内容		②～⑤の場合の支払時期		意見聴取した第三者（機関）等の名称		①	②	③	④	添付が義務付けられる範囲		添付が義務付けられる書類等	領収書等の閲覧等の可否	領収書等の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可					添付が義務付けられる書類等（複数選択可） ①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他（会議、陳情活動等報告書等）					活動報告書等の閲覧等の可否	活動報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可					検査主体名（複数選択可） ①第三者（個人） ②第三者機関 ③会派 ④議会事務局 ⑤その他					①の内容	②の内容	③の内容	⑤の内容	検査方法	
山形県	寒河江市	①会派のみ		12		①前払い		③半年	4,10月	有	市特別職報酬等審議会（当初）	5	○	○		○	有	全て		全ての支出に係る領収書又はこれに準ずる書類（支払証明書等）	可	○	○		○	有	○		○	○	調査研究又は視察を行った場合は、終了後10日以内に報告書を提出	可	○	○		○	有			○				・収支報告書及び領収書を会派の経理責任者から提出してもらい、その報告書に記載の収支内容及び領収書等との整合性を確認するとともに本市議会政務活動費の取扱いに関する運用指針に照らして適正に支出されているか確認を行っている。	
山形県	上山市	④その他	会派又は会派に所属していない議員	10		①前払い		③半年	4、10月	無		5	○	○		○	有	全て		収支報告書、支出内訳書、領収書、支払証明書、活動報告書	可	○	○		○	有	○	○	○			可	○	○		○	有			○				・提出付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	
山形県	村山市	①会派のみ		10		①前払い		④１年	4月	有	市特別職報酬等審議会	5	○			○	有	全て		全ての支出に係る領収書	可	○			○	無											無								
山形県	長井市	②議員のみ		10		①前払い		③半年	4月、10月	無		5	○		○		有	全て		・全ての支出に係る領収書 ・調査研究費、研修費等における事業報告書 ・広報費、資料作成費における作成物の写し	可	○		○		有	○	○	○	○	・出席した会議等の報告書	可	○		○		有			○				・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（④）	
山形県	天童市	④その他	会派又は会派に属さない議員	13		①前払い		④１年	4月	有	特別職報酬等審議会	5	○			○	有	全て		領収書	可	○			○	有	○		○			可	○			○	有			○				書類の不備や誤り等の確認	運用基準に基づき、収支報告書書への領収書・活動報告書等の添付を義務付け
山形県	東根市	③会派及び議員		13		①前払い		④１年	4月	有	特別職報酬等審議会	5	○			○	有	全て		領収書、 会計帳簿等	可	○			○	有	○		○	○	左記のいずれも収支報告書記載の「政務活動の成果」として添付	可				○	有			○				収支報告書及び添付書類を点検し、不適切な支出があれば指導、助言等を行っている。	活動報告書等の添付について、条例に規定はないが、収支報告書に記載する「活動の成果」として提出を求めている。
山形県	尾花沢市	④その他	会派及び会派に所属しない議員	10		①前払い		④１年	4月	無		5	○	○		○	有	全て		領収書	可	○	○		○	有				○	調査研究報告書	可	○	○		○	有			○				・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（④）	
山形県	南陽市	④その他	会派又は会派に属さない議員	10		①前払い		④１年	５月	無		5	○			○	有	全て		領収書	可	○			○	有	○	○				可	○			○	有			○				・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（④）	
山形県	朝日町	②議員のみ		10		③その他	精算払い。概算払いも可	③半年	11,5月	無		5	○	○	○		有	全て		領収書、その他支出を証すべき書面	可	○	○	○		有	○	○	○			可	○	○	○		有			○	○		副議長	・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（④、⑤）	
山形県	川西町	②議員のみ		10		①前払い		③半年	4,10月	無		5	○			○	有	全て		領収書	可	○			○	無											有			○				収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言（④）	
計	15 団体	①　2 団体 ②　5 団体 ③　2 団体 ④　6 団体				①　14 団体 ②　0 団体 ③　1 団体		①　0 団体 ②　1 団体 ③　8 団体 ④　6 団体 ⑤　0 団体		有	5 団体		① 15 団体	② 7 団体	③ 2 団体	④ 11 団体	15 団体	全て 15 団体	その他 0 団体		15 団体	① 15 団体	② 7 団体	③ 2 団体	④ 11 団体	13 団体	① 12 団体	② 8 団体	③ 11 団体	④ 7 団体		13 団体	① 12 団体	② 7 団体	③ 2 団体	④ 9 団体	13 団体	① 0 団体	② 0 団体	③ 1 団体	④ 12 団体	⑤ 1 団体							
福島県	福島市	①会派のみ		100		①前払い		③半年	4月,10月	無		5	○		○		有	全て		領収書（概算払いの旅費ややむを得ず領収書を徴することができない場合は、支払証明書）	可	○		○		有	○	○	○	○	要請・陳情活動報告書	可	○		○		有			○	○		会派の経理責任者		・収支報告書提出の際、会派の経理責任者が現金出納簿並びに領収書等の関係証拠書類を検査している（③） ・収支報告書、現金出納簿並びに領収書等の関係証拠書類を事務局において検査している（④）	
福島県	会津若松市	①会派のみ		35		①前払い		③半年	４月10月	無		5	○		○		有	全て		会計帳簿	可			○		有				○			可			○		有				○				収支報告書及び添付書類を精査し、不適切な支出や書類の不備等について助言等を実施し、余剰金について会派より返納。	
福島県	郡山市	①会派のみ		100		①前払い		③半年	4月,10月	有	政務活動費審議会	5	○	○	○	○	有	全て		・領収書 ・視察及び研修は報告書、相手方名刺等	可	○	○	○	○	有	○		○	○	②は実施の前例なし	可	○	○	○	○	有			○	○		市長	・収支報告書及び領収書等を議長へ提出した後、市長に送付し、市長（総務法務課）において審査を実施(⑤)	
福島県	いわき市	①会派のみ		110		①前払い		③半年	4,10月	無		7	○			○	有	全て		・領収書 ・契約書（写）、納品書、調査等報告書	可				○	有	○	○				可				○	有			○	○		会派の経理責任者、会派の代表者		・収支報告書及び領収書等を会派の代表者の確認を経て会派の経理責任者に提出させ（③）、議会事務局において検査を実施（④）	
福島県	白河市	②議員のみ		20		①前払い		④１年	4月末日	無		5	○	○	○		有	全て		領収書、支払証明書	可			○	○	有	○	○	○		行程表、領収書 等証拠書類	可			○	○	有			○				・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（④）	

都道府県名	市町村名	交付の対象		議員１人当たりの交付月額（千円／月）		交付方法		交付時期		政務活動費の額を定めるに当たっての第三者（機関）等からの意見聴取の有無		収支報告書の保存期間（年）	収支報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無						収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無									収支報告書等の検査主体									備考
																	添付が義務付けられる範囲		添付が義務付けられる書類等	領収書等の閲覧等の可否	領収書等の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				添付が義務付けられる書類等（複数選択可） ①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他（会議、陳情活動等報告書等）				その他の内容	活動報告書等の閲覧等の可否	活動報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				検査主体名（複数選択可） ①第三者（個人） ②第三者機関 ③会派 ④議会事務局 ⑤その他					①の内容	②の内容	③の内容	⑤の内容	検査方法	
			その他の内容		補足		その他の内容		②～⑤の場合の支払時期		意見聴取した第三者（機関）等の名称			①	②	③	④		その他の内容				①	②	③	④				①	②	③	④	⑤					
福島県	須賀川市	①会派のみ		30		①前払い		③半年	4,10月	有	須賀川市特別職報酬等審議会	5	○	○			有	全て		政務活動事業実績書、領収書等の証拠書類	可	○	○			有	○		○			可	○	○			有				○					書類審査	
福島県	喜多方市	①会派のみ		20		①前払い		③半年	4,10月	有	特別職報酬等審議会	5	○			○	有	全て		領収書、その他の支出の事実を証する書類又はその写し	可				○	有	○	○	○			可				○	有				○					条例に定める期日までに会派の経理責任者から収支報告書を提出させ、確認後、精算手続きを実施（④）	
福島県	相馬市	①会派のみ		10		①前払い		④１年	毎年4月23	無		5	○	○		○	有	全て		領収書又はこれに準ずる書類	可				○	無										有				○					・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	
福島県	二本松市	④その他	会派又は会派に	20		①前払い		④１年	４月	有	二本松市特別職報酬等審議会	5	○	○			有	全て		領収書（徴することができない場合は支払証明書）	可	○	○			有	○		○	○	要請・陳情活動	可	○	○			有				○					収支報告書及び領収書等を議長に提出後、支出内容等について事務局で確認する。	
福島県	田村市	③会派及び議員		20		①前払い		③半年	4、10月	無		5	○		○		有	全て		全ての支出に係る領収書	可			○		無										有				○					収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等の実施	
福島県	南相馬市	④その他	会派又は会派に	20		①前払い		④１年	年1回4月3	有	特別職報酬等審議会	5	○	○	○		有	全て		・全ての支出に係る領収書 ・会計帳簿 ・調査研究に係る自家用車利用証明書	可	○	○	○		無										有				○					収支報告書及び領収書を議長に提出する前に、議会事務局による検査を実施	
福島県	伊達市	④その他	会派又は会派に	30		①前払い		③半年	4,10月	無		5	○	○	○	○	有	全て		・領収書の原本を添付 領収書には、原則として品名を明記 やむを得ず領収書を徴することができない場合は、支払証明書による	可	○	○	○	○	有	○		○	○	要請・陳情、諸	可	○	○	○	○	有				○					・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（④）	
福島県	本宮市	③会派及び議員		10		①前払い		④１年	４月	無		5	○				有	全て		領収書又はこれに準ずる書類	否					無										有				○	○		監査委員事務局		余剰金は精算となり、市当局の会計と同様に、監査委員の監査を受ける。	
福島県	桑折町	②議員のみ		5		②精算払い		②四半期	6、9、12	無		5				○	有	全て		領収書	否					無										有				○					議員からの精算払申請時に収支報告書及び領収書の提出を求め確認後支払い	
福島県	西郷村	③会派及び議員		20		①前払い		④１年	4月	無		5			○		有	全て		領収書その他の支出を証すべき書面	可			○		無										有				○					・収支報告書及び領収書、添付書類を検査する。残余の額は精算返納する。	
福島県	泉崎村	③会派及び議員		10		①前払い		④１年	4月	無		5			○		有	全て		領収証その他の支出を証すべき書面	可			○		無										無										
福島県	中島村	②議員のみ		5		①前払い		⑤その他	4月	無		5			○		有	全て		領収書その他支出を証すべき書面	可			○		無										有				○					・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	
福島県	三春町	②議員のみ		3		③その他	申請に基づき前払い後、請求より精算払い	④１年	4月	無		5				○	有	全て		領収書その他支出を証すべき書面（レシート、振込明細書等）	可				○	無										有				○					精算払い申請時に収支報告書及び領収書を議員に提出させ、確認後、精算払い	
福島県	浪江町	②議員のみ		5		①前払い		④１年	4～5月	無		5				○	有	全て		領収書	可				○	無										有				○					・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	
計	19 団体	① ② ③ ④	7 団体 5 団体 4 団体 3 団体			① ② ③	17 団体 1 団体 1 団体	① ② ③ ④ ⑤	0 団体 1 団体 8 団体 9 団体 1 団体	有	5 団体		① 13 団体	② 7 団体	③ 10 団体	④ 8 団体	19 団体	全て 19 団体	その他 0 団体		17 団体	① 6 団体	② 6 団体	③ 10 団体	④ 7 団体	9 団体	① 8 団体	② 4 団体	③ 7 団体	④ 6 団体		9 団体	① 5 団体	② 5 団体	③ 5 団体	④ 4 団体	18 団体	① 0 団体	② 0 団体	③ 2 団体	④ 18 団体	⑤ 2 団体						
茨城県	水戸市	①会派のみ		90		①前払い		③半年	4，10月	無		5				○	有	全て		・領収書 ・視察，研修等活動報告書 ・人件費については，対象となる活動を特定した雇用契約書又は報告書	可				○	有	○			○	※宿泊を伴う研究研修費及び調査旅費に関するものを対象とする	可				○	有			○	○	○		会派の経理責任者	水戸市議会政務活動費支出等審査会（※学識経験を有する者のうちから，議長が依頼する5人以内の委員をもって組織する）	・③については，会派の方針による ・④，⑤については，提出された収支報告書及び領収書等の内容を精査し，不適切な支出がないか確認している	
茨城県	日立市	③会派及び議員		45		①前払い		③半年	4,10月	無		5	○	○	○		有	全て		全ての支出に係る領収書	可		○	○		有	○	○				可		○	○		有				○					支出調書と領収書の内容に相違がないこと等をチェックする。	

都道府県名	市町村名	交付の対象		議員１人当たりの交付月額（千円／月）		交付方法		交付時期		政務活動費の額を定めるに当たっての第三者（機関）等からの意見聴取の有無		収支報告書の保存期間（年）	収支報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無								収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無									収支報告書等の検査主体										備考
																	添付が義務付けられる範囲		添付が義務付けられる書類等	領収書等の閲覧等の可否	領収書等の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				添付が義務付けられる書類等（複数選択可） ①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他（会議、陳情活動等報告書等）				その他の内容	活動報告書等の閲覧等の可否	活動報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				検査主体名（複数選択可） ①第三者（個人） ②第三者機関 ③会派 ④議会事務局 ⑤その他					①の内容	②の内容	③の内容	⑤の内容	検査方法	
			その他の内容		補足		その他の内容		②～⑤の場合の支払時期		意見聴取した第三者（機関）等の名称		①	②	③	④		その他の内容			①	②	③	④			①	②	③	④			①	②	③	④	①	②	③	④	⑤					
茨城県	土浦市	③会派及び議員		25		①前払い		④１年		有	特別職報酬等審議会	5	○			○	有	全て		・すべての収支に係る領収書及び明細書 ・領収を徴しがたい場合は、支出証明書	可	○			○	有	○		○			可	○			○	有				○			総務市民委員会	収支報告書及び領収書を議長に提出後、総務市民委員会において検査を実施	行政視察実施後、経理責任者は、全ての領収書を保管するとともに、旅費等支出内訳書を作成し、領収書等の証拠書類と合わせて収支報告書を作成し、実施後30日以内に議長に提出する。
茨城県	古河市	②議員のみ		25		①前払い		④１年	4月	無		5	○		○	○	有	全て		全ての支出に係る領収書（領収書またはこれに準ずる書類）	可				○	有	○		○			可				○	有			○				・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（④）	
茨城県	石岡市	①会派のみ		13		①前払い		④１年	４月	有	特別職報酬等審議会	5	○			○	有	全て		全ての支出に係る領収書	可	○			○	有	○					可		○		○	有			○				収支報告書と領収書に相違がないこと等を確認する。	
茨城県	結城市	③会派及び議員		10		①前払い		③半年	4月、10月	無		5	○		○	○	有	全て		全て。但し、交通費等は旅費計算書に代えることができる。	可			○	○	無											有			○	○			会派の代表、経理責任者、会派員	③議長提出前に会派（代表、経理責任者、会派員）が収支報告書金額と領収書の突合、内容を精査する。 ④議長提出前に収支報告書金額と領収書の突合、内容を確認する。	・収支報告書のHP記載とは、会派から提出された収支報告書の数字を転記し全会派分を一覧表にしてHPに掲載。 ・視察報告書等は、収支報告書への添付は義務付けられていないが、議長に必ず提出することになっている。また情報公開条例に基づく閲覧請求等があった場合には閲覧可。
茨城県	龍ケ崎市	②議員のみ		4	年額5万円	①前払い		④１年	４月	無		5	○			○	有	全て		その収支を証する書類	可				○	無											有			○				収支報告書及び添付書類を検査し、その適否の指導、助言等を実施	
茨城県	下妻市	①会派のみ		10		①前払い		③半年	4,10月	無		5	○		○	○	有	全て		領収書	可			○	○	有			○				可			○	○	有			○				収支報告書、研修報告書及び領収書を会派の経理責任者に提出させ、議会事務局で精査後、議長に確認してもらう。	市内に住所を有する者及び市内に事務所又は事業所を有する個人又は法人は、収支報告書の閲覧を議長に対し請求することにより閲覧可。それ以外（市外の個人・法人等）は、情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可。
茨城県	常総市	③会派及び議員		15		①前払い		④１年	申請月分から交付	有	特別職報酬等審議会	5	○	○	○	○	有	全て		領収書等の写し（領収書以外の書類は，日付・発行者・金額・支出内容等が分かるものを領収書等に代わるものとして取り扱うことができる。）	可			○	○	有	○	○	○	○	議員個人又は会派の活動報告	可		○	○	○	有			○				収支報告書及び添付書類の検査，不適正な支出について指導，助言等実施	
茨城県	常陸太田市	④その他	会派（所属議員が１人の場合を含む）	10		③その他	概算払い、年度末清算	④１年	4月	無		5	○	○			有	全て		全ての支出に係る領収書（領収書を徴することが出来ないものについては、それに代わる証票）	可	○	○			無											有			○				所属議員からの精算払い申請時に収支報告書及び領収書を会派の経理責任者に提出させ、確認後、清算払い	
茨城県	高萩市	②議員のみ		10		①前払い		④１年	4月	無		5	○	○		○	有	全て		領収書又はこれに準ずる書類	可		○		○	無											無								
茨城県	北茨城市	②議員のみ		10		①前払い		①毎月		無		5	○	○	○	○	有	全て		領収書（領収書を徴することができない場合は銀行等の振替金受取書、レシート等を提出）	可	○	○	○	○	有	○	○	○			可	○	○	○	○	有				○			議長	・交付対象議員から議長宛てに収支報告書等が提出され、内容等の確認後に議長から市長へ提出し、市長が交付額を確定する。政務活動費補助金に残余がある場合は、市長は当該議員に返還請求を行う。	
茨城県	笠間市	②議員のみ		33		①前払い		④１年	4月	無		5	○	○		○	有	全て		収支報告書に記載された政務活動費による支出に係る領収書その他の証拠書類	可		○		○	有	○	○	○	○	・議員が行う会議の資料 ・要望、陳情書の写し ・広報紙などの成果品	可		○		○	無									

都道府県名	市町村名	交付の対象		議員１人当たりの交付月額（千円／月）		交付方法		交付時期		政務活動費の額を定めるに当たっての第三者（機関）等からの意見聴取の有無		収支報告書の保存期間（年）	収支報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無						収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無										収支報告書等の検査主体										備考
																	添付が義務付けられる範囲		添付が義務付けられる書類等	領収書の閲覧等の可否	領収書等の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				添付が義務付けられる書類等（複数選択可） ①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他（会議、陳情活動等報告書等）				その他の内容	活動報告書の閲覧等の可否	活動報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				検査主体名（複数選択可） ①第三者（個人） ②第三者機関 ③会派 ④議会事務局 ⑤その他					①の内容	②の内容	③の内容	⑤の内容	検査方法	
			その他の内容		補足		その他の内容		②～⑤の場合の支払時期		意見聴取した第三者（機関）等の名称		①	②	③	④		その他の内容			①	②	③	④				①	②	③	④			①	②	③	④	⑤					
茨城県	取手市	④その他	会派又は無会派議員	8		①前払い		④１年	4月	無		5	○	○		○	有	全て		・全ての支出に係る領収書 ・調査研究費における行程表 ・研修費における日時・概要等を記したもの ・広報費における会派広報紙、報告会の場合は案内等 ・広聴費における案内等 ・要請・陳情活動費における内容を記したもの ・会議費における概要を記したもの ・資料購入費における図書の表紙、購読紙 ・人件費における雇用内容を証明するもの ・事務所費における賃借契約書等	可	○	○		○	有	○						可	○	○		○	有			○	○						監査委員	議会事務局による領収書等との照合確認 監査委員による監査	
茨城県	牛久市	①会派のみ		13		②精算払い		④１年	4月	無		5	○			○	有	全て		・全ての支出に係る領収書（領収書を徴することができない場合にはそれに代わる書面を提出する）	可	○			○	有	○	○	○			可				○	有			○							・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	会派については、所属議員が１人の場合を含む。
茨城県	つくば市	①会派のみ		30		①前払い		③半年	4月、10月	有	特別職報酬等審議会	5				○	有	全て		全ての支出に係る領収書	可				○	有	○	○	○	○	研修等の内容がわかる資料、契約書など	可				○	有			○	○		会派の経理責任者、会派代表者		・所属議員からの精算払い申請時に収支報告書及び領収書を会派の経理責任者に提出させ、確認後、精算払い（③） ・収支報告書及び領収書を議長に提出する前に議会局で検査を実施（④）	
茨城県	ひたちなか市	①会派のみ		45		①前払い		③半年	4，10月	無		5				○	有	全て		・全ての支出に係る領収書 ・経費の性質上，領収書に加えて添付すべき書類がある場合には，その具体的な添付書類の内容	可				○	有	○	○	○	○	領収書等支出根拠が明らかにできる書類等	可				○	有			○							・政務活動費使途基準に基づき，収支報告書及び添付書類を検査	
茨城県	守谷市	①会派のみ		10		①前払い		④１年	４月	有	守谷町特別職報酬等審議会	5	○	○			有	全て		全ての支出に係る領収書の写しを添付。但し、領収書を入手できなかったものについては、その使途及び金額を証する書類を添付。	可		○			有	○	○	○	○	調査等報告書、一覧表（資料作成費、資料購入費、広報費、購入備品、消耗品支出）	可		○			有			○	○				議会運営委員会	・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施。 ・議会事務局で検査後、議会運営委員会において検査。	
茨城県	那珂市	②議員のみ		10		①前払い		④１年	４月	無		5	○	○			有	全て		・すべての支出に係る領収書。領収書が取得困難な時は、支出を証明することが出来る証票類（振込金受取書、預金通帳、クレジットカードの支払明細、レシートなど）も領収書とみなす。	可		○			有			○			可		○			有			○							・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（②）	
茨城県	筑西市	②議員のみ		20		①前払い		③半年	4,10月	無		5	○			○	有	全て			可	○			○	有	○	○	○	○	○	調査結果報告書	可	○			○	有			○				・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（④）	政務活動費運用指針を定め、運用している。
茨城県	坂東市	①会派のみ		10		①前払い		④１年	4月	無		5				○	有	全て		領収書又はこれに準ずる書類	可				○	無											有			○							収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について助言等実施	
茨城県	かすみがうら市	④その他	会派又は議員の選択制	13		①前払い		④１年	4月	無		5			○	○	有	全て		政務活動費による支出に係る領収書その他支出があったことを証する書類及びこれを補完する証拠書類	可			○	○	有	○	○	○				可			○	○	有			○							政務活動費を充てることができない経費の有無や支出証拠書類の不足の有無等の確認を実施	
茨城県	つくばみらい市	②議員のみ		10		①前払い		④１年	4月	無		5			○		無									無											無										H19年度から、支給停止中
茨城県	小美玉市	③会派及び議員		15		①前払い		④１年	4月	無		5	○	○			有	全て		全ての支出に係る領収書（経費の性質上，領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容）	可	○	○			無											有			○							・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について助言等実施	
茨城県	大洗町	②議員のみ		10		②精算払い		②四半期	1，4，7，10月	無		5	○				有	全て		領収書．支出を証すべき書類	可	○				有	○	○	○			可	○				有	○			○	弁護士、税理士、公認会計士等				議員からの精算払申請時に収支報告書・領収書を確認後精算払い	
茨城県	東海村	④その他	会派（所属議員が１人の場合を含む）	20		③その他	前金払い，残余については返還	④１年		無		5	○				有	全て		領収書	可				○	無											有			○							収支報告書及び領収書等を検査し、必要に応じ調査や助言等を実施	
茨城県	境町	②議員のみ		5		①前払い		④１年	4月	無		5				○	有	全て		領収書	可				○	無											有			○							収支報告書及び添付領収書の検査・確認の実施	

都道府県名	市町村名	交付の対象		議員１人当たりの交付月額（千円／月）		交付方法		交付時期		政務活動費の額を定めるに当たっての第三者（機関）等からの意見聴取の有無		収支報告書の保存期間（年）	収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無								収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無									収支報告書等の検査主体									備考
													収支報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				添付が義務付けられる範囲		添付が義務付けられる書類等	領収書等の閲覧等の可否	領収書等の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				添付が義務付けられる書類等（複数選択可） ①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他（会議、陳情活動等報告書等）				その他の内容	活動報告書等の閲覧等の可否	活動報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				検査主体名（複数選択可） ①第三者（個人） ②第三者機関 ③会派 ④議会事務局 ⑤その他					①の内容	②の内容	③の内容	⑤の内容	検査方法	
			その他の内容		補足		その他の内容		②～⑤の場合の支払時期		意見聴取した第三者（機関）等の名称		①	②	③	④		その他の内容			①	②	③	④					①	②	③	④					①	②	③	④	⑤						
茨城県	利根町	③会派及び議員		5		①前払い		④１年	4月	無		5				○	有	全て		領収書その他支出を証すべき書面の写し	可				○	無																						・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（④）	
計	28 団体	①　8 団体 ②　10 団体 ③　6 団体 ④　4 団体				①　24 団体 ②　2 団体 ③　2 団体		①　1 団体 ②　1 団体 ③　7 団体 ④　19 団体 ⑤　0 団体		有	5 団体		① 20 団体	② 10 団体	③ 8 団体	④ 20 団体	27 団体	全て 27 団体	その他 0 団体		27 団体	① 9 団体	② 10 団体	③ 6 団体	④ 21 団体	18 団体	① 16 団体	② 11 団体	③ 16 団体	④ 6 団体		18 団体	① 5 団体	② 8 団体	③ 5 団体	④ 14 団体	25 団体	① 1 団体	② 0 団体	③ 3 団体	④ 23 団体	⑤ 5 団体							
栃木県	宇都宮市	①会派のみ		100		③その他	会派に前払い後、精算	③半年	4，10月	無		5	○	○	○		有	全て		領収証等の証拠書類，収入支出記入簿，科目別明細書，実績報告書	可	○	○	○		有	○		○	○	②海外視察に政務活動費を充当することを不可としている。	可	○	○	○		有			○	○		会派の経理責任者		・収支報告書及び領収書等を会派の経理責任者に提出させ（③），事務局確認後，精算払い（④） ・収支報告書及び領収書等を議長に提出後，HP掲載前に事務局による検査を実施（④）	
栃木県	足利市	②議員のみ		60		①前払い		②四半期	1,4,7,10月	無		5	○	○	○	○	有	全て		全ての支出に係る領収書 経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容	可	○	○	○	○	有	○	○	○	○	広報・広聴・市政報告書等	可	○	○	○	○	有			○					・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（④）	
栃木県	栃木市	①会派のみ		30		③その他	後払い	⑤その他	申請があったとき	無		5	○	○	○	○	有	全て		・全ての支出にかかる領収書 ・視察及び研修会旅費計算表兼支払証明書 ・自動車運行記録簿 ・政務活動費会計簿 ・政務活動教務勤務実績表賃金領収書 ・支払い証明書（旅費以外で領収書が出ない場合】	可	○	○	○	○	有	○		○	○	・市政報告会開催記録兼報告書 ・市政研究会開催記録兼報告書	可	○	○	○	○	有			○	○	監査委員会計課	・領収書や添付書類の添付漏れがないか、不適切な支出がないかを検査（④⑤）	・政務活動費マニュアルに基づき運用している ・海外視察は想定していない
栃木県	佐野市	②議員のみ		25		③その他	議員へ対し、毎年度４月（改選時は５月）に一括して交付し、当該年度終了後に精算している。	④１年	4月（改選時は5月）	無		5	○	○	○		有	全て		・全ての支出に係る領収書 ・現金出納簿 ・研究研修費及び調査旅費に係る旅費計算書，行政視察報告書，研究会・研修会主催者の作成した資料 ・広報費に係る議会広報紙又は議会報告書 ・広聴費に係る印刷資料 ・人件費に係る支払明細書	可	○	○	○		有	○		○			可	○	○	○		有			○					・収支報告書及び添付書類を確認（④）	
栃木県	鹿沼市	④その他	会派又は会派に属さない議員	25		①前払い		③半年	4月、10月	無		5	○	○		○	有	全て		領収書、支払証明書	可	○	○		○	有	○	○	○			可	○	○			有			○					・会計責任者から収支報告書及び領収書等の提出後、書類の検査、不適切な支出について指導、助言を行い、確認終了後精算を行う（④）	
栃木県	小山市	②議員のみ		67		①前払い		④１年	5月	無		5	○	○		○	有	全て		領収書（交通費等の領収書が取得困難な場合には支払証明書）、クレジットカード支払明細・預金通帳の写し（クレジットカード支払いの場合のみ）	可	○	○		○	有	○	○	○			可	○	○		○	有			○					政務活動費担当係全員で収支報告書等添付書類を検査し、助言等実施（④）	「議員１人当たりの交付月額」欄で、R5の調査では66(千円)と回答したが、千円未満が四捨五入ではなく切り捨てになっていたため、67（千円）が正しい。
栃木県	真岡市	①会派のみ		28		①前払い		④１年	6月末	無		5	○	○		○	有	全て		領収書（交通費等の領収書が取得困難な場合には支出証明書）	可	○	○		○	有	○		○			可	○	○		○	有			○					支出報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出については助言等実施（④）	
栃木県	矢板市	③会派及び議員		20		②精算払い		③半年	10月、４月	無		5	○	○			有	全て		領収書、視察研修、研修会等報告書、備品台帳	可	○	○			有	○		○			可	○	○			有			○	○		議長		収支報告書及び添付書類を検査し、助言等実施（④⑤）	
栃木県	那須塩原市	①会派のみ		20		①前払い		④１年	5月	無		5	○	○			有	全て		全ての支出に係る領収書。ただし、領収書を添付できない場合には領収書に代わる証票類を収支報告書に添付する。	可	○	○			有	○	○	○			可	○	○			有			○					支報告書と領収書の突合（④）	
栃木県	上三川町	④その他	会派又は会派に属さない議員	10		①前払い		④１年	４月	無		5			○	○	有	全て		全ての支出に係る領収書、備品台帳、視察研修等報告書	可			○	○	有	○	○	○			否					有			○					・収支報告書及び添付書類を検査し、対象外となる支出については除外させる指導、助言等を実施（④）	
栃木県	益子町	③会派及び議員		10		①前払い		④１年	4月	無		5			○		有	全て		・全ての支出に係る領収書 ・（経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容）	可		○			有			○			可		○			有			○					書類の確認、計算、使途基準との照合（④）	
栃木県	茂木町	③会派及び議員		8		①前払い		④１年	変更等は月ごと申請	無		5		○	○		有	全て		領収書、支出を証すべき書類	可			○		有			○			可			○		有			○					・会派の経理責任者や議員から収支報告書及び領収書を提出を受け、確認後、精算（④）	

都道府県名	市町村名	交付の対象		議員１人当たりの交付月額（千円／月）		交付方法		交付時期		政務活動費の額を定めるに当たっての第三者（機関）等からの意見聴取の有無		収支報告書の保存期間（年）	収支報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無						収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無								収支報告書等の検査主体								備考
			その他の内容		補足		その他の内容		②～⑤の場合の支払時期		意見聴取した第三者（機関）等の名称		① ② ③ ④				添付が義務付けられる範囲		添付が義務付けられる書類等	領収書等の閲覧等の可否	領収書等の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				添付が義務付けられる書類等（複数選択可） ①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他（会議、陳情活動等報告書等）				その他の内容	活動報告書等の閲覧等の可否	活動報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				検査主体名（複数選択可） ①第三者（個人） ②第三者機関 ③会派 ④議会事務局 ⑤その他					①の内容	②の内容	③の内容	⑤の内容	検査方法	
													①	②	③	④					①	②	③	④						①	②	③	④	⑤						
栃木県	市貝町	①会派のみ		5		①前払い		④１年	6月	無		5		○			有	全て		すべての支出に係る領収書	可		○			有	○	○	○			可				○	有				○					・収支報告書及び添付書類の点検、確認を行う（④）	
栃木県	芳賀町	③会派及び議員		10		①前払い		④１年	4月	無		5	○		○		有	全て		領収書（交通費等の領収書が取得困難な場合には支出証明書）その他の支出を証すべき書類	可	○		○		有			○			可	○		○		有			○					議長への提出前、収支報告書及び添付書類を検査し、書類の不備がないかを確認（④）	
栃木県	壬生町	③会派及び議員		10		①前払い		④１年	4月	無		5			○		有	全て		・すべての支出に係る領収書（領収書の取得が困難な場合には支払証明書）	可			○		有	○	○	○			可			○		有			○					・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（④）	
栃木県	野木町	③会派及び議員		10		①前払い		④１年	4月	無		5	○			○	有	全て		領収書その他支出を証すべき書面	可	○			○	有	○	○	○			可	○			○	有			○					・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（④）	
計	16 団体	① ② ③ ④	5 団体 3 団体 6 団体 2 団体			① ② ③	12 団体 1 団体 3 団体	① ② ③ ④ ⑤	0 団体 1 団体 3 団体 11 団体 1 団体	有	0 団体		① 11 団体	② 11 団体	③ 9 団体	④ 7 団体	16 団体	全て 16 団体	その他 0 団体		16 団体	① 11 団体	② 11 団体	③ 8 団体	④ 7 団体	16 団体	① 13 団体	② 8 団体	③ 16 団体	④ 3 団体		15 団体	① 11 団体	② 10 団体	③ 7 団体	④ 6 団体	16 団体	① 0 団体	② 0 団体	③ 1 団体	④ 16 団体	⑤ 2 団体						
群馬県	前橋市	①会派のみ		100		①前払い		③半年	4,10月	無		5	○	○		○	有	全て		・全ての支出に係る領収書（銀行振込の場合は、請求書及び振込済領収書、ＡＴＭご利用控などを添付。作成した印刷物の原本、コピー機カウンター料金等の毎月料金が異なるものは積算明細を添付）	可	○	○		○	有	○	○	○	○	研修会等実施報告書（会派主催研修）	可	○	○		○	有			○	○			会派の代表者、経理責任者		・所属議員からの精算払い申請時に収支報告書及び領収書を会派の経理責任者に提出させ、確認後、精算払い（③） ・収支報告書及び添付書類を検査し、書類の不備等について助言を実施（④）	
群馬県	高崎市	④その他	会派又は議員の選択制	58		①前払い		③半年	４,10月	無		5	○	○			有	全て		・全ての支出に係る領収書 ・会計帳簿等	可	○	○			有	○		○	○		可	○	○			有			○	○			会派の経理責任者		収支報告書及び添付書類を検査し、不適切と思われる支出について確認等を実施	
群馬県	桐生市	③会派及び議員		33		①前払い		③半年	4.10月	有	桐生市特別職報酬等審議会	5	○	○			有	全て		領収書（交通費等の領収書が取得困難な場合には支払証明書により、領収書にかえることができる）	可				○	無						可	○	○			有			○	○			会派の経理責任者		収支報告書及び添付書類を検査し、不適切と思われる支出について確認等を実施。	収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けはないが、各派代表者会議にて、政務活動費による視察・研修会等に参加した場合は、「政務活動費視察・研修会等報告書」を提出することを申し合わせしている。
群馬県	伊勢崎市	④その他	会派又は会派に属さない議員	35		③その他	四半期ごとの精算払いとするが、議長が必要と認めた場合は概算払いも可	⑤その他	精算払いは四半期ごとで1,4,7,10月概算払いはその都度支払い、確定後に精算処理を行う	無		5	○			○	有	全て		領収書、視察等報告書、会計帳簿	可	○			○	有	○		○	○	陳情・要望活動等報告書	可	○			○	有			○	○			会派の経理責任者		四半期ごとの交付申請時に領収書等を会派の経理責任者がチェックの上取りまとめ、交付申請を行い、事務局は内容精査の上、交付決定を行う。	
群馬県	太田市	④その他	会派及び会	36		①前払い		③半年	4，10月	有	特別報酬等審議会	5	○			○	有	全て		領収書（交通費支払簿、自家用自動車使用報告書） 会計帳簿	可	○			○	有	○		○			可	○			○	有			○	○			各会派の経理責任者等		太田市議会政務活動費の交付に関する条例及び本市議会で制定した「政務活動費の手引き」を基に、収支報告書及び添付書類の検査を行っている。	
群馬県	沼田市	③会派及び議員		10		①前払い		④１年	請求後速やかに交付	無		10	○			○	有	全て		領収書、会計帳簿	可	○			○	有	○		○	○	活動報告等の印刷分	可	○			○	有			○					収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施。支出内容や書類の不備が無いよう確認。	
群馬県	館林市	①会派のみ		13		①前払い		④１年	4月	無		5	○			○	有	全て		領収書、会計帳簿	可				○	無											有			○	○			会派の経理責任者、会派会長等		収支報告書及び添付書類を会派の経理責任者から会派の会長等に提出し、会派内での確認後、提出（③） 収支報告書及び添付書類を検査し、不適切な支出について、助言等実施（④）	
群馬県	渋川市	④その他	会派又は会派に属さない議員	15		①前払い		④１年	4月	無		10	○				有	全て		領収書又はこれに準ずる書類	可				○	有	○	○	○	○		可	○			○	有			○					収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指摘、助言等実施（④）	
群馬県	藤岡市	②議員のみ		20		①前払い		④１年	交付決定後	有	藤岡市議員報酬等審議会	5	○			○	有	全て		・全ての支出に係る領収書 ・行政視察や議員研修に出席した場合は、報告書や会計報告書・支払証明書を添付	可				○	有	○		○			可				○	有			○					・収支報告書に記載された支出額に対応した領収書等の添付などの確認	

都道府県名	市町村名	交付の対象		議員１人当たりの交付月額（千円／月）		交付方法		交付時期		政務活動費の額を定めるに当たっての第三者（機関）等からの意見聴取の有無		収支報告書の保存期間（年）	収支報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無						収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無									収支報告書等の検査主体									備考
			その他の内容		補足		その他の内容		②～⑤の場合の支払時期		意見聴取した第三者（機関）等の名称		① ② ③ ④				添付が義務付けられる範囲		添付が義務付けられる書類等	領収書等の閲覧等の可否	領収書等の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				添付が義務付けられる書類等（複数選択可） ①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他（会議、陳情活動等報告書等）				その他の内容	活動報告書等の閲覧等の可否	活動報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				検査主体名（複数選択可） ①第三者（個人） ②第三者機関 ③会派 ④議会事務局 ⑤その他					①の内容	②の内容	③の内容	⑤の内容	検査方法	
																					① ② ③ ④						① ② ③ ④									① ② ③ ④ ⑤								
群馬県	富岡市	①会派のみ		8	会派1人当たり年10万円支給	②精算払い		③半年	4,10月	無		5	○			○	有	全て		領収書	可	○			○	無									有				○				・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（④）	
群馬県	安中市	③会派及び議員		15		①前払い		④１年	４月	無		5	○	○			有	全て		領収書	可	○	○			有	○	○	○	○	会報	可	○	○			有			○			・収支報告書及び領収書を検査	
群馬県	みどり市	②議員のみ		20		①前払い		④１年	4～5月	無		5	○		○		有	全て		領収書又はこれに準ずる書類	可	○		○		有	○	○	○	○		可	○		○		有			○				
群馬県	大泉町	②議員のみ		13		①前払い		④１年	請求後30日以内	有	大泉町特別職報酬等審議会	5	○			○	有	全て		・全ての支出に係る領収書の写し ・支払証明書	可				○	有	○	○	○	○	会議報告書	可			○		有			○			収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	
計	13 団体	① ② ③ ④	3 団体 3 団体 3 団体 4 団体			① ② ③	11 団体 1 団体 1 団体	① ② ③ ④ ⑤	0 団体 0 団体 5 団体 7 団体 1 団体	有	4 団体		① 13 団体	② 4 団体	③ 1 団体	④ 8 団体	13 団体	全て 13 団体	その他 0 団体		13 団体	① 8 団体	② 3 団体	③ 1 団体	④ 10 団体	10 団体	① 10 団体	② 5 団体	③ 10 団体	④ 8 団体		11 団体	① 9 団体	② 4 団体	③ 1 団体	④ 7 団体	13 団体	① 0 団体	② 0 団体	③ 6 団体	④ 13 団体	⑤ 0 団体						
埼玉県	さいたま市	④その他	会派又は会派及び議員	340		①前払い		③半年	4月、10月	有	特別職報酬等審議会	5	○		○		有	全て		領収書	可	○		○		有	○	○	○			否					有	○			○		公認会計士				2～3か月ごとに領収書等を提出してもらい、議会事務局によるチェックの後、公認会計士が全件調査を実施している。	
埼玉県	川越市	①会派のみ		70		①前払い		③半年	4,10月	無		5	○	○	○		有	全て		全ての支出に係る領収書 （経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容）	可			○	○	有	○	○				可			○	○	有				○				・収支報告書及び領収書を会派の経理責任者に提出させ、確認（④）	
埼玉県	熊谷市	③会派及び議員		31	会派 16,000 議員 15,000	①前払い		④１年	当該年度の4月30日までに交付する	無		10	○	○	○		有	全て		・全ての支出に係る領収書 ・やむを得ない理由により領収書を徴することができない場合は、支出を証明する書類等を添付 ・自家用車を使用した場合のガソリン代は、規定の算出表により算定する	可	○	○	○		有	○	○	○			可			○	○	有				○				収支報告書及び添付書類を精査し、不適正な支出について指導、助言等実施。	
埼玉県	川口市	④その他	※会派に所属する議員は、会派全議員の合意に基づき会派分と個人分に交付可能。会派に所属しない議員は、個人に交付。	180		①前払い		③半年	4月、10月	無		5	○	○	○	○	有	全て		全ての支出に係る領収書等※JR、私鉄、バス等時刻表などで金額が明示されており、領収書等を徴することが困難な場合を除く	可	○	○	○	○	有	○	○				可	○	○	○	○	有				○				収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	
埼玉県	行田市	④その他	会派又は議員の選択制	10		①前払い		④１年	4月	無		5	○		○	○	有	全て		領収書、会計帳簿	可			○	○	有	○		○	○	会議、陳情報告書	可			○	○	有				○				会派又は議員から収支報告書等の書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	
埼玉県	秩父市	①会派のみ		15		①前払い		④１年	4月	無		5	○	○			有	全て		領収書、広報誌の成果品、意見交換会等の開催内容がわかる文書（配布物や議事録）、備品管理台帳	可	○	○			有	○		○			可	○	○			有				○				収支報告書及び添付書類を検査し、指導・助言等実施	
埼玉県	所沢市	②議員のみ		70		①前払い		③半年	4月、10月	無		5	○			○	有	全て		原則、全ての支出に係る領収書（経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容）、領収書を徴し得ないものにあっては支払証明書（様式による）を求める。	可				○	有	○	○	○	○	議員が研修会や会議を実施する場合、あるいは他の団体等が開催する会議等に出席する場合、研究・研修報告書のほかに、開催通知や開催要領等、内容が分かる資料の添付を求める。	可				○	無										
埼玉県	飯能市	②議員のみ		15		①前払い		④１年	4月	無		5	○	○		○	有	全て		領収書、領収書その他の支出を証すべき書面を徴し難い事情があったときは、その旨並びに支出の金額、年月日及び目的を記載した書面	可				○	有				○	事業概要及び成果等を記載した政務活動事業実績報告書	可	○	○		○	有			○					各会派から１人（無所属は全員から）委員を選出し、政務活動費審査会を開催している	条例や規則、運用指針に則り、収支報告書及び添付書類、広報紙の紙面の審査を行う	
埼玉県	加須市	①会派のみ		12		①前払い		⑤その他	4月	無		5	○			○	有	全て		領収書、受領書、振り込み受領書、領収書を徴することが難しい場合、レシート	可	○			○	有	○	○		○	研究会を開催又は参加した場合、報告書	可	○			○	有			○	○			会派の経理責任者、会派会長等		収支報告書及び添付書類の形式上検査を行う（④）	

都道府県名	市町村名	交付の対象		議員１人当たりの交付月額（千円／月）		交付方法		交付時期		政務活動費の額を定めるに当たっての第三者（機関）等からの意見聴取の有無		収支報告書の保存期間（年）	収支報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無							収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無									収支報告書等の検査主体									備考
																	添付が義務付けられる範囲			領収書等の閲覧の可否	領収書等の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				添付が義務付けられる書類等（複数選択可） ①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他（会議、陳情活動等報告書等）					活動報告書等の閲覧の可否	活動報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				検査主体名（複数選択可） ①第三者（個人） ②第三者機関 ③会派 ④議会事務局 ⑤その他					①の内容	②の内容	③の内容	⑤の内容	検査方法	
			その他の内容		補足		その他の内容		②～⑤の場合の支払時期		意見聴取した第三者（機関）等の名称			①	②	③	④		その他の内容	添付が義務付けられる書類等		①	②	③	④		その他の内容			①	②	③	④		①	②	③	④	⑤					
埼玉県	本庄市	②議員のみ		16		①前払い		③半年	4,10月	無		5	○	○			有	全て		・全ての支出に係る領収書（領収書等を徴することができないものは、支出明細等の作成や通帳の写しの添付など、確認できるもの） ・視察報告書、視察行程表、交通費等明細書、図書の表紙等のコピー、広報誌及び報告書を作成した場合の作成した広報誌等を添付	可		○			有	○	○				可		○			有			○				収支計算書及び領収書等、添付された書類を検査し、適正な支出について交付決定する。	政務活動費の額を定めるに当たっての第三者等からの意見聴取の有無については、庁内組織である補助金等適正化委員会にはかっている。
埼玉県	東松山市	①会派のみ		15		①前払い		④１年	4月	無		5	○			○	有	全て		領収書（交通費等の領収書が取得困難な場合は支出証明書）	可				○		有	○						可	○			○	有			○				・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	
埼玉県	春日部市	①会派のみ		50		①前払い		④１年	4月	有	特別職報酬等審議会	5	○	○		○	有	全て		支出に係る領収書その他証拠書類	可	○	○		○		無											無							
埼玉県	狭山市	③会派及び議員		20		①前払い		③半年	4,10月	無		5	○	○			有	全て		全ての支出に係る領収書	可	○	○				有	○	○	○				可	○	○			有			○	○	○	会派の経理責任者、会派に属さない議員	正副議長	・会派経理責任者または会派に属さない議員から収支報告書及び領収書を議長に提出（③） ・提出された内容を議会事務局及び正副議長で確認（④⑤）	収支報告書への領収書・活動報告書等の添付の義務付けを要綱で定めている。
埼玉県	羽生市	④その他	会派に属する議員は、会派へ、会派に属さない議員は議員へ交付	12		①前払い		③半年	4・10月	無		3	○	○	○		有	全て		・全ての支出に係る領収書 ・（例外として領収書の出ないもの・・・旅行会社を通さない場合の電車賃等）	可	○	○	○			有	○		○	○	・実施報告書（会議をした場合）	可	○	○	○		有			○				収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（④）	
埼玉県	鴻巣市	①会派のみ		18		①前払い		④１年	4月	無		5	○			○	有	全て		・全ての支出に係る領収書の写し ・研修費における研修会案内チラシなど ・広報費における成果品	可				○		無											有			○				・収支報告書及び添付書類を確認し、不適正と思われる支出について助言等実施（④）	※収支報告書への添付はないが、視察報告書を議長に提出し、本会議で報告している。報告書は閲覧可能。
埼玉県	深谷市	①会派のみ		25		①前払い		④１年	4月	無		5	○			○	有	全て		領収書、出納簿	可				○		無											有			○				・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（④）	
埼玉県	上尾市	①会派のみ		25		①前払い		④１年	4月	無		5	○			○	有	全て		領収書	可				○		有	○						可		○			有			○				議長提出前に、収支報告書及び領収書等の検査を実施	
埼玉県	草加市	③会派及び議員		50		①前払い		③半年	4,10月	無		5	○	○		○	有	全て		領収書、受領書または振込受領書その他これらに準ずる書類	可	○	○		○		有	○			○	会議等記録、要請・陳情活動実施記録等	可		○		○	有			○				・収支報告書及び添付書類を検査し、不備や不適正な支出について確認、助言等を実施（③）	海外視察に対する政務活動費の充当は認めていない。
埼玉県	越谷市	④その他	会派又は会派に属さない議員	80		①前払い		④１年	4月	有	特別職報酬等審議会	5	○	○			有	全て		・全ての支出に係る領収書 ・経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容	可	○	○				有	○	○	○			可	○	○			有			○				・収支報告書及び添付書類を検査	収支報告書へ添付している領収書等の公開については、金融機関口座など個人が特定される箇所は非公開としている
埼玉県	蕨市	①会派のみ		33		①前払い		③半年	4,10月	無		5	○	○			有	全て		・全ての支出に係る領収書等 ・必要に応じ、支出の内容や内訳のわかる請求明細書等 ・会計帳簿 ・広報紙を発行した場合は広報紙 ・補助職員雇用（変更）届 ・自家用車の使用により有料道路通行料・駐車料・ガソリン代を支出した場合の計算書 ・備品台帳	可	○	○		○		有	○		○	○	広報紙を発行した場合は広報紙	可	○	○		○	有			○			会派の経理責任者		・各会派の経理責任者が収支報告書及び添付書類等の提出書類を検査をし、議長へ提出する。	・交付の対象は１人会派を含む。 ・海外視察は実施していない。
埼玉県	戸田市	①会派のみ		40		①前払い		③半年	4,10月	無		5	○			○	有	全て		領収書（やむを得ない理由により領収書を徴することができない場合、又は領収書を紛失した場合は、支払証明書を添付）	可	○			○		有	○	○	○	○	・市政報告会等報告書 ・市民意見交換会等報告書	可	○			○	有			○	○			議長	・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（④）	
埼玉県	入間市	①会派のみ		20		①前払い		③半年	4,10月	無		5	○	○			有	全て		領収書（領収書を徴するときができないときは、会派の代表者の支払証明書）	可	○	○				有	○					可	○	○			有			○	○		会派の経理責任者、会派会長等		・所属議員が精算払の申請を行う際に経理担当者へ領収書を提出、確認後、収支報告書作成時に会派代表が確認（③） ・収支報告書及び添付書類を議長へ提出する前に事務局担当職員が検査し、不適切な支出については助言等を実施（④）	
埼玉県	朝霞市	④その他	会派又は議員の選択制	20		①前払い		④１年	４月	無		5	○				有	全て		領収書（交通費等の領収書が取得困難な場合には支出証明書）、契約書（リースの場合のみ）	可	○					有			○			可	○				有			○					収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について助言等実施	

都道府県名	市町村名	交付の対象		議員１人当たりの交付月額（千円／月）		交付方法		交付時期		政務活動費の額を定めるに当たっての第三者（機関）等からの意見聴取の有無		収支報告書の保存期間（年）	収支報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無								収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無										収支報告書等の検査主体									備考
			その他の内容		補足		その他の内容		②～⑤の場合の支払時期		意見聴取した第三者（機関）等の名称		①	②	③	④	添付が義務付けられる範囲		添付が義務付けられる書類等	領収書等の閲覧の可否	①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可					添付が義務付けられる書類等（複数選択可） ①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他（会議、陳情活動等報告書等）					活動報告書の閲覧の可否	活動報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可					検査主体名（複数選択可） ①第三者（個人） ②第三者機関 ③会派 ④議会事務局 ⑤その他					①の内容	②の内容	③の内容	⑤の内容	検査方法	
																					①	②	③	④	その他の内容										①	②	③	④	⑤						
埼玉県	志木市	②議員のみ		30		①前払い		③半年	4,10月	無		5	○		○		有	全て		全ての支出に係る領収書	可	○		○		有	○		○	○	会議、陳情活動等報告書等	可	○		○		有				○					収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について助言等を実施（④）	収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無欄について、海外視察に係る費用は、支出の対象として認めていない。
埼玉県	和光市	②議員のみ		20		①前払い		②四半期	1,4,7,10月	無		5	○	○	○		有	全て		全ての支出に係る領収書。その他これに準ずる書類。	可		○	○		無										無									
埼玉県	新座市	①会派のみ		20		①前払い		④１年	4月	無		5	○		○		有	全て		全ての支出に係る領収書（領収書がない支出については、支払証明書の提出を求めている。）	可	○		○		有	○	○	○	○	広報、広聴、会議等に関する報告書	可	○		○		有			○	○			政務活動費審査会		議会事務局において検査後、疑義等が生じた事案について政務活動費審査会において審査する。	
埼玉県	桶川市	④その他	会派又は会派に属さない議員	20		①前払い		④１年	４月	無		5	○	○			有	全て		全ての支出に係る領収書（視察、研修等の交通費で領収書が発行されないものを除く）	可	○	○			有	○	○				可	○	○			有			○	○				議長	所属議員からの領収書を会派の経理責任者に提出させ、議会事務局及び議長が確認（④、⑤）	
埼玉県	久喜市	①会派のみ		30		①前払い		②四半期	1,4,7,10月	無		5	○	○		○	有	全て		領収書（交通費等の領収書が取得困難な場合には明細書）	可	○	○		○	有	○	○	○	○	・広報費の広報発行に係る経費の領収書には、広報１枚を添付する。 ・調査研究費の旅費については、行程・視察先・視察内容などがわかる書類と視察報告書を、収支報告書に添付するものとする。 ・研修費、広報費、広聴費及び会議費の会場費については、実施報告書を作成し、収支報告書に添付するものとする。 ・研修費及び会議費における出席者負担金及び会費については、当該研究会、研修会又は会議に係る開催要項等（日付、主催団体、会場、参加費等が分かるもの）の写しを収支報告書に添付するものとする。 ・資料作成費において翻訳を依頼した場合、当該翻訳部分の写しを、収支報告書に添付するものとする（分量が多い場合は、その一部を添付することでも良い）。	可	○	○		○	有	○				弁護士、税理士、公認会計士等		会派の経理責任者	市監査委員	・四半期ごとに収支報告書及び領収書を会派の経理責任者に提出させる（③） ・収支報告書及び領収書を議長に提出後、ＨＰ掲載前に税理士による外部監査、市監査委員による内部監査を実施（①⑤）	公開方法は、文書発生年度及び翌年度は②、翌々年度からは④
埼玉県	北本市	①会派のみ		20		①前払い		④１年	交付決定後	無		5	○			○	有	全て		領収書	可	○			○	有	○			○		可	○			○	有				○				①添付資料の確認 ②領収書の日付・宛名・単価・数量等の確認 ③視察・研修にかかる行程表の交通費及び宿泊費等の確認	政務活動費使途基準（運用指針）に基づき運用を行っている
埼玉県	八潮市	①会派のみ		17		①前払い		④１年	4月	無		5			○	○	有	全て		・すべての支出に係る領収書	可			○	○	無						可				○	有			○					収支報告書の提出があった際に、領収書や添付書類などを含め、提出者と一緒に内容を確認	
埼玉県	富士見市	④その他	会派及び会派に所属しない議員	20		①前払い		④１年	4月	無		5	○			○	有	全て		領収書、支払証書	可	○			○	無										有				○					収支報告書及び領収書等添付書類を検査し、不適正な支出について助言等を実施	収支報告書への活動報告等の添付の義務付けはしていないが、政務活動費を用いた行政視察又は研修を実施する際は、行政視察・研修（政務活動）計画書及び行政視察・研修（政務活動）報告書の提出を求めている。 また、行政視察・研修（政務活動）報告書については、HPに掲載している。
埼玉県	三郷市	③会派及び議員		30		①前払い		③半年	4,9月	無		5	○	○		○	有	全て		全ての支出に係る領収書、視察研修、広報誌等の証拠資料、会計帳簿	可		○		○	有	○	○	○			可		○		○	有			○						収支報告書、収入・支出伝票、視察研修、広報誌等の証拠資料や成果物、会計帳簿を総合的に精査し、適切であるか検査する。誤記は指摘、不適切な支出については助言する。	
埼玉県	蓮田市	②議員のみ		20		①前払い		④１年	各年度の最初の月	無		5	○			○	有	全て		領収書、これに準ずる書類	可				○	有	○			○	○	広報費、広聴費、資料作成費、資料購入費、人件費、事務所費	可				○	無									

都道府県名	市町村名	交付の対象		議員１人当たりの交付月額（千円／月）		交付方法		交付時期		政務活動費の額を定めるに当たっての第三者（機関）等からの意見聴取の有無		収支報告書の保存期間（年）	収支報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無							収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無									収支報告書等の検査主体										備考
																	添付が義務付けられる範囲		添付が義務付けられる書類等	領収書等の閲覧等の可否	領収書等の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				添付が義務付けられる書類等（複数選択可） ①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他（会議、陳情活動等報告書等）				その他の内容	活動報告書等の閲覧等の可否	活動報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				検査主体名（複数選択可） ①第三者（個人） ②第三者機関 ③会派 ④議会事務局 ⑤その他					①の内容	②の内容	③の内容	⑤の内容	検査方法	
		その他の内容		補足		その他の内容		②～⑤の場合の支払時期		意見聴取した第三者（機関）等の名称			①	②	③	④	その他の内容				①	②	③	④					①	②	③	④					①	②	③	④	⑤					
埼玉県	坂戸市	①会派のみ		20		①前払い		④１年	4月	無		5	○		○	○	有	全て		全ての支出に係る領収書又はこれに準ずる書類の原本及び出納簿の写し	可	○		○	○	有	○		○			可	○		○	○	有			○				「坂戸市議会政務活動費の交付に関する条例」、「坂戸市議会政務活動費の交付に関する規則」及び「坂戸市議会政務活動費に関する細目」に照らし、適正な支出であるかの確認を行っている。	ホームページ上で5年度分の収支報告書、出納簿、領収書（レシートを含む。）、視察等実施報告書を公開している。
埼玉県	幸手市	②議員のみ		10		①前払い		④１年	4月	無		5				○	有	全て		原則全ての支出に係る領収書（視察、研修に係る交通費で鉄道運賃等の領収書が発行されないものを除く）	可				○	有	○	○	○			可				○	無								
埼玉県	鶴ヶ島市	③会派及び議員		10		①前払い		④１年	申請のあった月の翌月の20日に交付	無		5	○	○		○	有	全て		領収書	可	○	○		○	有	○					可				○	有			○	○		会派の経理責任者		収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等を実施	
埼玉県	日高市	①会派のみ		10		①前払い		④１年	4月	無		5	○	○	○	○	有	全て		・領収書を徴し難い経費については明細書を作成する	可	○	○	○	○	有	○		○	○	③④については、内容がわかる資料等	可		○	○	○	有			○	○		代表者会議	・収支報告書の事前確認をし、書類の修正又は追加の必要が認められた場合は、議長より修正を求める。（⑤）	
埼玉県	吉川市	①会派のみ		20		①前払い		③半年	4,10月	無		5	○	○			有	全て		領収書又はこれに準ずる書類	可				○	有				○	調査研究活動の記録	可				○	有			○			会派の経理責任者、正副議長		・収支報告書及び領収書等の添付書類を監査し、支出項目の誤りや不適正な支出について指導、助言等を実施（③）	交付の対象の会派には、所属議員が1人の場合も含む。
埼玉県	ふじみ野市	①会派のみ		20		①前払い		④１年	4月	無		5	○			○	有	全て		全ての支出に係る領収書。ただし、運賃等領収書の添付が困難なものについては、別様式により報告する。 研修・視察に関しては任意の様式による報告書を提出する。	可	○			○	有				○	政務活動費実績報告書として、報告を義務付けている。	可	○			○	無									
埼玉県	白岡市	①会派のみ		20		①前払い		③半年	4,10月	無		5			○		有	全て		領収書、支払証明書	可				○	有	○			○	広報紙・報告書、広聴の内容を記載したもの、要請・陳情活動の内容を記載したもの	可				○	有			○				年度末に収支報告書及び領収書を事務局が預かり検査し、その後に議長へ提出	
埼玉県	伊奈町	③会派及び議員		7		①前払い		③半年	4,10月	無		5	○			○	有	全て		全ての支出に係る領収書（経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容）	可				○	無												○				有			○				・収支報告書及び添付書類を会派の経理責任者に提出させ、ＨＰ掲載前に検査し、不適切な支出については助言等実施（④）	
埼玉県	三芳町	②議員のみ		5		①前払い		④１年	４月	有	特別職報酬等審議会	5	○	○			有	全て		・全ての支出に係る領収書 ・（経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容）	可	○	○			有	○	○	○	○		可	○	○			有			○				議会運営委員会	・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	
埼玉県	滑川町	④その他	会派又は議員の選択制	3	月額 2,500円	①前払い		④１年	5月	無		5			○		有	全て		領収書	否					無										無									
埼玉県	嵐山町	③会派及び議員		25		②精算払い		④１年	４月	無		5	○	○			有	全て		全て	可	○	○			無										有			○				収支報告書及び添付書類を検査し、不適切な支出について指導、助言等実施	
埼玉県	小川町	③会派及び議員		5		①前払い		④１年	４月	無		5	○		○		有	全て		全ての支出に係る領収書	可	○		○		無										有			○				・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（④）	
埼玉県	川島町	②議員のみ		5		①前払い		③半年	4,10月	無		5				○	有	全て		・全ての支出に係る領収書 ・経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容	可				○	無															有			○				・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等を行っている。	
埼玉県	鳩山町	②議員のみ		3		①前払い		③半年	9,3月	無		5			○		有	全て		領収書その他支出を証すべき書面	可			○		無										有			○				・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（④）	
埼玉県	ときがわ町	③会派及び議員		3		①前払い		③半年	4,10月	無		5			○	○	有	全て		領収証その他の支出を証すべき書面（やむを得ず領収書を徴することができない場合は、支払証明書による） 視察・研修会・議会報告会等を実施または参加した場合は、活動記録票を添付	可		○	○		有	○		○	○	陳情活動等報告書の提出	可			○		有			○				収支報告書及び添付書類を検査し、不適切な支出について助言等実施	

都道府県名	市町村名	交付の対象		議員１人当たりの交付月額（千円／月）		交付方法		交付時期		政務活動費の額を定めるに当たっての第三者（機関）等からの意見聴取の有無		収支報告書の保存期間（年）	収支報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無					収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無									収支報告書等の検査主体										備考
			その他の内容		補足		その他の内容		②～⑤の場合の支払時期		意見聴取した第三者（機関）等の名称																															
																	添付が義務付けられる範囲		添付が義務付けられる書類等	領収書等の閲覧等の可否	領収書等の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				添付が義務付けられる書類等（複数選択可） ①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他（会議、陳情活動等報告書等）				その他の内容	活動報告書等の閲覧等の可否	活動報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				検査主体名（複数選択可） ①第三者（個人） ②第三者機関 ③会派 ④議会事務局 ⑤その他					①の内容	②の内容	③の内容	⑤の内容	検査方法	
													①	②	③	④		その他の内容			①	②	③	④					①	②	③	④	⑤						
埼玉県	美里町	②議員のみ		10		①前払い		④１年	請求があった時	無		5	○	○			有	全て		領収書その他の支出を証すべき書面	可	○	○			無																				・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	
埼玉県	神川町	②議員のみ		6		①前払い		④１年		無		10	○	○		○	有	全て		全て	可	○			○	有	○	○	○			可	○				有			○					収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	
埼玉県	上里町	②議員のみ		6		②精算払い		④１年	年度末	無		5			○	○	有	全て		領収書	可			○	○	無																			所属議員からの精算払い申請時に収支報告書及び領収書を議会事務局に提出させ、確認後精算払い。	
埼玉県	杉戸町	③会派及び議員		10		③その他	前払い・精算払いの両方可	⑤その他	その都度	無		5	○	○		○	有	全て		領収書その他の支出を証すべき書面	可	○	○		○	有	○	○				可	○	○			有			○	○		会派代表者		・経理責任者から書類を提出させ会派代表者による検査を実施（③） ・事務的な見地から検査を実施（④）	
埼玉県	松伏町	①会派のみ		10		①前払い		③半年	４月 １０月	有	松伏町特別職報酬等審議会	5	○			○	有	全て		全ての支出に係る領収書	可				○	有	○	○				可	○				有			○	○	○	会派代表者、会派の経理責任者等	議長	収支報告書及び領収書を議会事務局で検査し、議長に提出	
計	53 団体	① ② ③ ④	21 団体 13 団体 10 団体 9 団体			① ② ③	50 団体 2 団体 1 団体	① ② ③ ④ ⑤	0 団体 2 団体 20 団体 29 団体 2 団体	有	5 団体		① 45 団体	② 25 団体	③ 18 団体	④ 29 団体	53 団体	全て 53 団体	その他 0 団体		52 団体	① 30 団体	② 23 団体	③ 16 団体	④ 32 団体	39 団体	① 35 団体	② 19 団体	③ 24 団体	④ 18 団体		39 団体	① 23 団体	② 19 団体	③ 10 団体	④ 21 団体	46 団体	① 2 団体	② 0 団体	③ 10 団体	④ 41 団体	⑤ 8 団体							
千葉県	千葉市	③会派及び議員		300		①前払い		②四半期	4, 7, 10, 1月	無		5	○	○	○		有	全て		・全ての支出に係る領収書 １　調査研究費 （１）視察　活動記録票 （２）調査委託　活動記録票・調査結果報告書等の成果品 ２　研修費 （１）研修会の開催　活動記録票・作成資料等の成果品 （２）研修会の参加　活動記録票・開催案内文等 ３　広報費 （１）広報紙・ホームページの作成等　広報紙等の成果品、ホームページの新規作成、更新内容がわかるもの （２）市政に関する報告会の開催　活動記録票・作成資料の成果品 ４　広聴費 （１）アンケートの実施　活動記録票・作成したアンケート用紙の成果品 （２）広聴会、住民相談会の開催　活動記録票・作成資料の成果品 ５　要請・陳情活動費 （１）活動記録票 ６　会議費 （１）会議等の開催　活動記録票・作成資料等の成果品 （２）会議等の参加　活動記録票・開催案内文等（日程、参加費が分かるもの） （３）姉妹友好都市交流　活動記録票・内容が分かるもの（招待状等、行程・参加者・参加費等） ７　資料作成費＜予算要望書の作成＞ （１）予算要望書 ８　資料購入費＜新聞購読料＞ （１）自宅で購読する新聞１紙目の領収書 ９　人件費 （１）職員雇用台帳 １０事務・事務所費＜事務所の賃借＞ （１）　事務所台帳	可		○	○		無						有																												・四半期ごとに収支報告書及び添付書類・支出内容について確認し、助言を行う。（④） ・議長から市長に提出された収支報告書等を検査し、支出内容について確認を行う。（⑤）	（収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無について） 概要をまとめた活動記録票と詳細を記録した視察報告書等を別々のものとしており、活動記録票の添付は義務付けているが、視察報告書等の添付は義務付けていない。
千葉県	銚子市	①会派のみ		30		③その他	会派に概算払い	③半年	4，10月	無		5	○		○		有	全て		・領収書 ・出張概要報告書 ・支出証明書（領収書がない場合）	可	○		○		有	○		○			可	○		○		有			○					・所属議員からの概算払い精算時に収支報告書及び領収書を会派の出納責任者に提出させ、確認	
千葉県	市川市	③会派及び議員		80		①前払い		③半年	4、10月	無		5	○			○	有	全て		領収書、支払いの事実確認のできるもの	可	○			○	有	○	○	○			可	○			○	有			○					・収支報告書及び添付書類を検査し、不備や使途基準に合致しないものについて、確認、指導、助言等を実施。	収支報告書への領収書・活動報告書等添付の義務付け等について、政務活動費の運用手引において定めている。
千葉県	船橋市	③会派及び議員		80		①前払い		②四半期	1, 4, 7, 10月	無		5	○	○	○	○	有	全て		全ての支出に係る領収書（領収書を徴することができない場合は、これに代わる書面）	可	○	○	○	○	無												有			○					・収支報告書及び添付書類を検査し、書類の体裁が整っていないものについて、助言等実施。	
千葉県	館山市	①会派のみ		8		①前払い		④１年	4月	無		5	○				有	全て			可	○				有	○		○			可	○		○		有			○					・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（④）	議員1人当たり年額10万円
千葉県	木更津市	①会派のみ		20		①前払い		④１年	4月	無		5	○			○	有	全て		全ての支出に係る領収書	可	○			○	有	○	○				可	○			○	無								領収書等及び活動報告書の公開方法については申し合わせにより規定（令和６年度分政務活動費から適用）

都道府県名	市町村名	交付の対象		議員１人当たりの交付月額（千円／月）		交付方法		交付時期		政務活動費の額を定めるに当たっての第三者（機関）等からの意見聴取の有無		収支報告書の保存期間（年）	収支報告書の公開方法（複数選択可）				収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無					収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無									活動報告書等の閲覧等の可否	活動報告書の公開方法（複数選択可）				収支報告書等の検査主体									備考
			その他の内容		補足		その他の内容		②～⑤の場合の支払時期		意見聴取した第三者（機関）等の名称		①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				添付が義務付けられる範囲		添付が義務付けられる書類等	領収書等の閲覧等の可否	領収書等の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				添付が義務付けられる書類等（複数選択可） ①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他（会議、陳情活動等報告書等）				その他の内容	活動報告書等の閲覧等の可否	活動報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				検査主体名（複数選択可） ①第三者（個人） ②第三者機関 ③会派 ④議会事務局 ⑤その他					①の内容	②の内容	③の内容	⑤の内容	検査方法	
																					①	②	③	④																			
千葉県	松戸市	③会派及び議員		80		①前払い		②四半期	4，7，10，1月	無		5	○	○			有	全て		領収書。 ただし、調査研究費及び研修費に係る交通費は旅費精算書、通信交通費は支払明細書兼証明書、領収書を徴することができない場合は、支払証明書。	可	○	○			有	○	○	○	○	（講演会・学習会・広聴会・報告会）報告書	可		○			有			○	○				会派の経理責任者及び無所属議員	議会事務局にて収支報告書等の内容を確認後、議員相互で収支内容を精査し、各会派議員等で構成されている経理責任者等会議で、支出の使途等についての妥当性を協議。	
千葉県	野田市	①会派のみ		23		①前払い		④１年	４月	無		5	○				有	全て		領収書または支払証明書	可	○				有	○		○	○	会議等報告書	可	○				有			○						収支報告書及び領収書等の確認	
千葉県	茂原市	①会派のみ		14		①前払い		⑤その他	4月	無		3				○	有	全て		領収書、証拠書類	可				○	有	○		○			可				○	有			○						・収支報告書及び添付書類を検査し、不適切な支出について指導、助言等実施（④）	
千葉県	成田市	①会派のみ		60		①前払い		④１年	4月	無		5	○	○	○	○	有	全て		領収書	可	○	○	○	○	有	○	○				可	○	○	○	○	有			○						・収支報告書及び添付書類について、当市で定める取扱基準と照らし合せ、確認している。（④）	・政務活動費取扱基準において、収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けしている。
千葉県	佐倉市	③会派及び議員		40		①前払い		④１年		有	佐倉市特別職報酬等審議会	5	○	○		○	有	全て		・領収書 ・支払証明書（※①やむを得ない理由により領収書を徴することができない場合） ・備品管理カード、備品移動届 ・広報成果物	可	○	○		○	有	○		○	○		可	○	○		○	有			○						・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（④）	※①申し合わせにより、やむを得ない理由は、公共交通機関を利用した場合が対象となっており、領収書の紛失等は認めていない。
千葉県	東金市	④その他	会派（所属議員1人の場合を含む。）	14		③その他	半年ごとに交付し、年度終了後、残額を返還	③半年	5，10月	無		5	○	○			有	全て		全ての支出に係る領収書（経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容）	可			○		無												有			○						実施計画書提出の際に内容を精査し、実施後、再度報告書にて支出内容及び領収書の検査を実施	活動報告書については視察等終了後、実施報告書とともに提出
千葉県	旭市	②議員のみ		18		①前払い		④１年	4月	無		5	○		○	○	有	全て		領収書（通帳地引き落としなどで領収書がない場合は支払証明書）、会計帳簿	可	○		○	○	有	○		○	○	活動実施報告書	可	○		○	○	有			○						・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	
千葉県	習志野市	①会派のみ		30		①前払い		③半年	4，10月（改選の年のみ4，5，10月）	無		5	○	○		○	有	全て		領収書又は、交通費等、支出金額の確認がとれる場合には、会派代表者の証明による「支払証明書」を領収書の代わりに添付	可	○	○		○	有	○	○	○			可	○	○		○	有			○	○			会派の経理責任者		・所属議員の政務活動費の支出にあたっては、会派の経理責任者が、請求書等により請求内容の確認を行う。（③） ・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（④）	
千葉県	柏市	③会派及び議員		80		①前払い		③半年	4月，10月	無		5	○	○	○	○	有	全て		・全ての支出に係る領収書 ・（経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容）	可	○	○	○	○	有	○	○	○			可	○	○	○	○	有			○						・収支報告書及び領収書等を議長に提出後，議会事務局において検査を実施。場合により必要な指導，助言を行い，金額確定後，戻入を行う。	
千葉県	勝浦市	①会派のみ		10		①前払い		④１年	請求に応じて	無		5	○			○	有	全て		領収書、領収書に準ずる書類	否					無												有			○						・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	
千葉県	市原市	③会派及び議員		80		①前払い		③半年	4月・10月	無		10	○		○	○	有	全て		・全ての支出に係る領収書、出納簿 ・広報誌については成果物 ・委託の場合は選定理由や契約書	可	○		○	○	有	○	○	○	○	出張報告書（要請、陳情活動のため出張する（した）場合）等	可			○	○	有			○	○			会派の経理責任者・会派代表者		・所属議員からの領収書等を経理責任者と代表者が確認。 ・議会事務局で領収書等の不備がないか確認。	
千葉県	流山市	④その他	会派又は会派に属さない議員	40		①前払い		④１年	4月又は6月（改選時）	無		5	○	○		○	有	全て		領収証、会計帳簿	可	○	○		○	有	○					可	○	○		○	有			○						・上半期及び下半期に各1回、会派及び会派に所属しない議員からの会計帳簿を検査し、不適切な支出について指導・助言等を実施。年度末に収支報告書及び添付書類を議長に提出後、市長へ送付。（④）	
千葉県	八千代市	①会派のみ		40		①前払い		⑤その他	4月，10月	有	八千代市特別職職員議員報酬等審議会	5	○	○			有	全て		・全ての支出に係る領収書。やむを得ない理由により領収書を徴することができない場合は，会派代表者発行の支払証明書を添付。 ただし，路線バス等領収書を徴することが困難な旅費については，会派出張旅費等内訳を添付。 ・その他，領収書に加えて，業者発行の明細（納品書等）などの書類を，支出の性質に応じ添付。	可	○	○			有	○	○	○			可		○				有			○						収支報告書及び添付書類を検査し，不適切な支出について指導，助言等実施。	

都道府県名	市町村名	交付の対象		議員１人当たりの交付月額（千円／月）		交付方法		交付時期		政務活動費の額を定めるに当たっての第三者（機関）等からの意見聴取の有無		収支報告書の保存期間（年）	収支報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無						収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無									収支報告書等の検査主体										備考
																	添付が義務付けられる範囲		添付が義務付けられる書類等	領収書等の閲覧等の可否	領収書等の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				添付が義務付けられる書類等（複数選択可） ①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他（会議、陳情活動等報告書等）				その他の内容	活動報告書等の閲覧等の可否	活動報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				検査主体名（複数選択可） ①第三者（個人） ②第三者機関 ③会派 ④議会事務局 ⑤その他					①の内容	②の内容	③の内容	⑤の内容	検査方法	
			その他の内容		補足		その他の内容		②～⑤の場合の支払時期		意見聴取した第三者（機関）等の名称			①	②	③	④		その他			①	②	③	④				①	②	③	④			①	②	③	④	⑤					
千葉県	我孫子市	②議員のみ		25		①前払い		④１年	4月	無		5	○	○			有	全て		領収書、領収書を徴することができない場合は、これに代わる書面	可	○	○			有	○		○				可	○	○			有			○				事務局職員全員で内容を精査する。	
千葉県	鴨川市	①会派のみ		10		①前払い		④１年		無		5	○			○	有	全て		領収書（交通費等の領収書が取得困難な場合には支払証明書）、納品書、明細書、行程表など	可	○			○	無											有			○	○			会派の経理責任者、会派長		収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等を行う	
千葉県	鎌ケ谷市	①会派のみ		20		①前払い		④１年	4月	有	鎌ケ谷市特別職報酬等審議会	5	○	○		○	有	全て		領収書 次の事項は領収書がない場合でも支出を認めることができる。 ア 電車、バス等 イ 政務活動費を支出して送金する際に発生した手数料	可	○	○		○	無							可				○	有			○				・収支報告書及び添付資料を検査し、必要に応じて聞き取りなどを実施している。	活動報告書等は、収支報告書への添付を義務付けていないが、議長への提出を義務付けている。 「添付の義務付けの内容」 ①国内視察報告書 ②研修報告書 （根拠）鎌ケ谷市政務活動費取り扱い要領
千葉県	君津市	①会派のみ		20		①前払い		④１年	4月	有	特別職報酬等審議会	5	○	○			有	全て		・領収書 ・支出（照明・説明）書（必要に応じて）	可	○	○			有	○	○	○				可	○	○			有			○					
千葉県	富津市	③会派及び議員		30		①前払い		④１年	４月	無		5	○	○			有	全て		領収書	可	○	○			有	○	○					可		○			有		○					・所属議員からの概算払い 申請時に収支報告書及び領収書を会派の経理責任者に提出させ、確認後、概算払い（③）	
千葉県	浦安市	③会派及び議員		30		①前払い		④１年	４月	無		5	○				有	全て		領収書（領収書の取得が困難な場合、支出証明書）	可	○				有	○			○	事業報告書		可	○				有			○					収支報告書及び添付書類を検査、確認後、精算する。	
千葉県	四街道市	④その他	会派又は会派に所属していない議員	20	左記に加	③その他	概算払い	④１年	4月	無		5	○			○	有	全て		全ての収支に係る領収書又はこれに準ずる書類	可	○			○	無											有			○	○			会派の経理責任者		・収支報告書作成時に、各会派内において適切な支出であるかを検査(③) ・収支報告書及び添付書類を議長に提出後、事務局にて内容の確認を実施(④)	
千葉県	袖ケ浦市	①会派のみ		20		①前払い		④１年	４月	有	袖ケ浦市特別職報酬等審議会	10	○			○	有	全て		全ての支出に係る領収書	可	○				有	○	○	○				可	○			○	有			○				・収支報告書及び添付書類を検査	
千葉県	八街市	④その他	会派又は会派に属さない議員	20		③その他	会派等に概算払後年度末に精算	④１年	4月	無		5	○	○			有	全て		・領収書またはこれに準ずる書類 ・鉄道、バスなど領収書等を徴収することができないものは、会派・交通費支払証明	可	○	○			有	○		○				可	○	○			有			○				・会派等から提出された収支報告書等を議会事務局で検査	
千葉県	印西市	①会派のみ		30		①前払い		④１年		無		5	○	○	○	○	有	全て		領収書等	可	○	○	○	○	有	○	○	○	○	○	全ての政務活動費を要する活動	可	○	○	○	○	有			○				・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	
千葉県	白井市	②議員のみ		30		①前払い		③半年	4, 10月	無		5	○	○		○	有	全て		・領収書又はこれに準ずる書類 ・（経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容）	可	○	○		○	有	○						可	○	○			有			○	○		会派代表者会議（基準見直し後、改選後初回のみ）		・収支報告書及び添付書類を検査し、計算誤り及び取扱基準に明確に合致しない支出について助言	
千葉県	富里市	②議員のみ		20		①前払い		④１年	4月 ※改選時は5月	無		5				○	有	全て		領収書又はこれに準ずる書類	可			○		有	○		○	○	実施報告書 事業行程表	可			○		有			○				・収支報告書及び添付書類を確認し、書類の不備や不適正な支出がないか確認等を行っている。	
千葉県	南房総市	③会派及び議員		10		①前払い		④１年	５月	無		5	○		○		有	全て			可	○		○		無											有			○						
千葉県	匝瑳市	②議員のみ		13		①前払い		④１年	4月	無		5	○	○	○		有	全て		領収書（交通費等の領収書が取得困難な場合には支出明細書 ）会計帳簿、契約書	可			○		有	○						可		○			有			○				議会事務局職員による収支報告書及び領収書等の確認	・収支報告書の公開について、収支実績一覧をHPに掲載している ・活動報告書等の添付の義務付けは「政務活動費の手引き」に基づき処理している
千葉県	香取市	③会派及び議員		20	会派に対	①前払い		④１年	4月	無		5	○			○	有	全て		領収書	可				○	無											有			○				・会派の経理責任者からの精算払い申請時に提出された収支報告書及び領収書による確認	
千葉県	山武市	①会派のみ		15		①前払い		④１年		有	特別職報酬等審議会	5	○	○		○	有	全て		領収書（交通費等領収書が発行されないときは交通支払申立書）	可	○	○		○	無											有			○						
千葉県	いすみ市	④その他	会派又は議員の選択制	4		②精算払い		④１年	申請翌月末	無		5			○		有	全て		領収書、政務活動費に係る収入及び支出の報告書	可			○		無											有			○					収支報告書及び添付資料を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	
千葉県	大網白里市	③会派及び議員	会派又は会派に属さない議員	4		②精算払い		④１年	翌年度4月	無		5	○			○	有	全て		領収書その他の証拠書類の写し	可	○			○	無											有			○					実績報告書、領収書その他の証拠書類の確認	
千葉県	芝山町	②議員のみ		6		②精算払い		④１年	5月	有	芝山町特別職報酬等審議会	5				○	有	全て		全ての支出に係る領収書	可				○	有	○	○	○	○			可				○	有			○	○	○		会派の会長及び経責任者	議長及び町担当部署	収支報告書及び領収書等の添付書類を検査し、不適正な支出があった場合は、指導及び助言等を実施	

都道府県名	市町村名	交付の対象		議員１人当たりの交付月額（千円／月）		交付方法		交付時期		政務活動費の額を定めるに当たっての第三者（機関）等からの意見聴取の有無		収支報告書の保存期間（年）	収支報告書の公開方法（複数選択可）				収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無					収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無								収支報告書等の検査主体								備考
			その他の内容		補足		その他の内容		②～⑤の場合の支払時期		意見聴取した第三者（機関）等の名称		①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				添付が義務付けられる範囲		添付が義務付けられる書類等	領収書等の閲覧等の可否	領収書等の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				添付が義務付けられる書類等（複数選択可） ①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他（会議、陳情活動等報告書等）				その他の内容	活動報告書等の閲覧等の可否	活動報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				検査主体名（複数選択可） ①第三者（個人） ②第三者機関 ③会派 ④議会事務局 ⑤その他					①の内容	②の内容	③の内容	⑤の内容	検査方法	
																					①	②	③	④																			
千葉県	横芝光町	④その他	会派又は議員	20		①前払い		④１年	４月又は５月	無		5	○			○	有	全て		全ての支出に係る領収書（領収書のみでは不明確な場合は、その他必要な書類の提出を求める）	可				○	有	○	○	○			可				○	有			○			収支報告書、領収書及び添付書類等を検査	
千葉県	一宮町	③会派及び議員		1		①前払い		④１年	5月	無		5				○	有	全て		全ての支出に係る領収書	可				○	無											有			○			収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（④）	
千葉県	睦沢町	②議員のみ		3		①前払い		④１年	5月	無		5			○		有	全て		領収書（写し可）	可			○		無											有			○			・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	
千葉県	長生村	②議員のみ		3		①前払い		④１年	4月	無		5				○	有	全て		全ての支出にかかる領収書	可				○	無											有			○			収支報告書を領収書等で確認する	
千葉県	白子町	③会派及び議員		5		①前払い		④１年		無		5				○	有	全て		領収書	可				○	無											有			○			・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	
千葉県	長柄町	②議員のみ		5		②精算払い		④１年	4月	無		5	○	○	○	○	無									無											有			○			議員からの精算払い申請時に収支報告書及び添付書類の確認	
千葉県	長南町	②議員のみ		4		①前払い		④１年		無		5				○	無									無											有			○			収支報告書を領収書等で確認	収支報告書への領収書の添付は、規定上義務付けはないが、運用上、全額領収書を添付している。
千葉県	大多喜町	③会派及び議員		7		②精算払い		④１年		無		5		○		○	有	全て		領収（明細）書、研修資料（チラシ）、名刺等	可		○		○	有				○		可		○		○	有			○			・収支報告時に提出された領収書を確認し、精算とする。	
千葉県	御宿町	③会派及び議員		4	会派：月額3,500円に当該会派の所属議員の数を乗じて得た額 議員：月額3,500円	①前払い		④１年	5月	無		5				○	有	全て		領収書その他の支出を証すべき書面	可				○	無											無							
計	47 団体	① ② ③ ④	15 団体 10 団体 16 団体 6 団体			① ② ③	38 団体 5 団体 4 団体	① ② ③ ④ ⑤	0 団体 3 団体 7 団体 35 団体 2 団体	有	7 団体		① 36 団体	② 21 団体	③ 14 団体	④ 30 団体	45 団体	全て 45 団体	その他 0 団体		44 団体	① 29 団体	② 19 団体	③ 13 団体	④ 26 団体	28 団体	① 27 団体	② 14 団体	③ 20 団体	④ 9 団体		29 団体	① 18 団体	② 14 団体	③ 8 団体	④ 17 団体	45 団体	① 0 団体	② 1 団体	③ 5 団体	④ 44 団体	⑤ 4 団体						
東京都	千代田区	①会派のみ		150		①前払い		②四半期	1,4,7,10月	有	政務活動費交付額等審査会	5	○			○	有	全て		・全ての支出に係る領収書 ・（経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容）	可				○	有	○	○		○	政務活動報告書	可				○	有			○	○		会派の経理責任者、会派会長等		・所属議員の申告内容及び領収書を会派の経理責任者が確認の上、会派としての収支報告書を作成し、提出する（③）	収支報告書への活動報告書の添付義務付けは、「政務活動費の手引き」に基づき処理している
東京都	中央区	③会派及び議員		130		①前払い		③半年	４月と１０月（改選期は、４月（ひと月分）、５月（５カ月分）、１０月（半年分））	有	中央区特別職報酬等審議会	5	○			○	有	全て		会計帳簿、すべての支出に係る領収証の原本	可				○	有	○	○	○			可				○	有			○					収支報告書と領収書との金額を確認	
東京都	港区	①会派のみ		150		①前払い		①毎月		有	港区特別職報酬等審議会	5	○				有	全て		全ての支出に係る領収書及びその他添付書類 ・パスモ、スイカ等プリペイドカードの場合、利用実績の明細 ・広報誌等印刷物は、その成果物 ・臨時職員等賃金の場合は、雇用報告書、日報等 ・視察、調査の場合は、報告書等	可				○	有	○			○	広報誌等などの作成は成果物	可				○	有			○					・全領収書、活動報告書、その他証拠書類の原本確認 ・収支報告書との照合	
東京都	新宿区	①会派のみ		150		①前払い		②四半期	1,4,7,10月	有	特別職報酬等審議会	5				○	有	全て		・すべての支出に係る領収書 ・カード払い、口座引き落としなど領収書の添付が不可能な場合は会派代表者の支出証明書を添付	可				○	有	○	○	○	○	・会議費計上の場合、会議の内容が分かる資料	可				○	有			○			会派経理責任者が会派所属議員から提出された領収書等を確認・検査		収支報告書及び添付書類を検査し、使途基準に沿った適正な支出がされているか確認、助言等実施（④）	※収支報告書の内容についてまとめた資料（会派・支出項目別の使用金額等）をHPに掲載している ※「収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無」について、規則等での義務付けはないが、事務処理上義務付けている。
東京都	文京区	④その他	会派又は議員	140		①前払い		①毎月		無		5	○			○	有	全て		領収書	可				○	有	○	○				可				○	無							収支報告書等の検査主体について検査は実施していないが、議会事務局が、留意事項及びマニュアルに則った作成がされているかどうかを確認し、不備がある場合には指摘している。

都道府県名	市町村名	交付の対象		議員１人当たりの交付月額（千円／月）		交付方法		交付時期		政務活動費の額を定めるに当たっての第三者（機関）等からの意見聴取の有無		収支報告書の保存期間（年）	収支報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無							収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無									収支報告書等の検査主体								備考
																	添付が義務付けられる範囲		添付が義務付けられる書類等	領収書等の閲覧等の可否	領収書等の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可					添付が義務付けられる書類等（複数選択可） ①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他（会議、陳情活動等報告書等）					活動報告書等の閲覧等の可否	活動報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可					検査主体名（複数選択可） ①第三者（個人） ②第三者機関 ③会派 ④議会事務局 ⑤その他					①の内容	②の内容	③の内容	⑤の内容	検査方法	
			その他の内容		補足		その他の内容		②～⑤の場合の支払時期		意見聴取した第三者（機関）等の名称							その他の内容							その他の内容																
													①	②	③	④					①	②	③	④					①	②	③	④	⑤						
東京都	台東区	①会派のみ		150		①前払い		③半年	4,10月	有	第三者機関の名称はなし。学識経験者等の意見を求めるものとする。	5	○			○	有	全て		・全ての支出に係る領収書、受領書、振込金受領書、社会通念上領収書と認められるもの ・内容により、会派経理責任者発行の支払証明書	可				○	有	○	○	○	○	研修会、講演会等	可				○	有			○	○						・所属議員から精算時に収支報告書及び領収書を会派の経理責任者に提出させ確認（③） ・事務局職員により書類の不備・漏れ等の確認（④）	
東京都	墨田区	①会派のみ		140		①前払い		③半年	４，１０月	有	墨田区特別職給料等及び政務活動費審議会	5	○	○			有	全て		全ての支出に係る領収書に加え、添付すべき書類がある場合(原本の添付)	可	○	○			有	○		○	○	・会議費実績報告書 ・調査研究等における成果物等調	可	○	○			有			○	○						・政務活動費の運用指針に基づき内容の確認（③） ・政務活動費の運用指針に基づき政務活動費の使途についての相談及び主に提出書類の体裁の確認（④）	
東京都	江東区	①会派のみ		200		①前払い		②四半期	1.4.7.10月	有	江東区特別職報酬等審議会	5	○			○	有	全て		領収書、契約書、雇用台帳	可	○			○	有	○	○	○	○	要請・陳情活動報告書、会議報告書	可	○			○	有			○	○						・会派により異なる（③） ・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指摘、助言等を実施（④）	
東京都	品川区	④その他	会派又は議員	190		①前払い		②四半期	1,4,7,10月	有	品川区特別職報酬審議会	5	○	○		○	有	全て		領収書等の証拠書類	可				○	有	○	○	○			可				○	有			○							収支報告書及び添付書類の検査・確認	収支報告書への活動報告書の添付義務付けは、運用方針に基づき処理している
東京都	目黒区	④その他	会派又は議員の選択制	140	会派の場	①前払い		③半年	4,10月	有	目黒区政務調査費の交付に関する条例及び使途基準等に関する調査委員	5	○	○			有	全て		・領収書等の証拠書類の原本 ・会計帳簿、支出内訳 ・領収書を徴することができない場合は、その理由を付した上で「支払証明書」「クレジットカード利用明細」「通帳の写し」などの内容を証明できる資料 ・電子マネー（パスモ等）により支出した交通費は利用履歴	可	○	○		○	有	○	○	○	○	・３万円以上の支出（調査研究費及び研修費）は報告書 ・研修参加費用はその内容がわかる資料 ・印刷経費はその成果物 ・委託内容の分かる契約書の写し等 ・事務所費は契約書の写しその他事務所として使用していることを証する資料（写真及び図面、面積や電話番号等を記載した資料等）	可				○	有			○						事務局職員が条例・申合せ事項等と照らし合わせ、点検する。	
東京都	大田区	①会派のみ		230		①前払い		②四半期	1.4.7.10月	無		5				○	有	全て		領収書、広報誌（現物）、事務所賃貸契約書の写し	可				○	有	○	○	○			可				○	有			○							四半期毎に精算報告書と領収書、その他「政務活動費に関するガイドライン」に規定している必要書類を会派の経理責任者に提出してもらっている。事務局にて検査後、疑義の生じた支出について指導、助言等実施している。	
東京都	世田谷区	④その他	会派又は議員の選択制	240		①前払い		②四半期	1,4,7,11月	有	世田谷区特別職報酬等審議会	5	○			○	有	全て		・政務活動費会計帳簿 ・領収書その他証拠書類	可	○			○	有				○	政務活動費会計帳簿に詳細（日程、行き先、目的等）を記載している。	可	○			○	有			○							政務活動費収支報告書及び会計帳簿は、区議会事務局職員が確認している。また、領収書及びその他証拠書類は、区議会事務局職員が形式的に確認をしている。	
東京都	渋谷区	①会派のみ		200		①前払い		②四半期	1,4,7,10月	有	渋谷区政務調査費検討委員会	5	○		○		有	全て		・全ての支出に係る領収書等原本	可			○		有	○	○				可			○		有			○							・収支報告書及び添付書類について形式的審査を行う。	
東京都	中野区	①会派のみ		150		①前払い		②四半期	4,7,10,1月	無		5				○	有	全て		・全ての支出に係る領収書（経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な内容） ・事業実績書	可				○	有		○				可				○	無											
東京都	杉並区	④その他	会派又は議員の選択制	160		①前払い		②四半期	1,4,7,10月	有	杉並区特別職報酬等審議会	5	○	○			有	全て		出納簿、領収書、振替口座の通帳の該当ページの写し、クレジットカードの利用明細書、（電車、バス運賃等の場合は交通費記録簿）	可				○	有				○	政務活動視察報告書、広報紙、備品台帳の写し、事務所の要件を具備していることを証明する書類、補助職員の勤務の実情を証明する書類	可		○		○	有	○		○					杉並区政務活動費専門委員会			・提出された書類を点検し、使途等の適正性について議長に報告（②） ・議長への提出前に書類が整っているか、証拠書類がそろっているか等を確認（④）	
東京都	豊島区	④その他	会派又は議員の選択制	150		①前払い		②四半期	1,4,7,10月	有	特別職報酬等審議会	5	○	○		○	有	全て		領収書等の証拠書類、会計帳簿	可	○	○		○	有	○	○				可	○	○		○	有			○	○			総務課による確認		収支報告書及び添付書類について、政務活動費取扱指針と照らし合わせ、内容の確認を行っている。	

都道府県名	市町村名	交付の対象		議員１人当たりの交付月額（千円／月）		交付方法		交付時期		政務活動費の額を定めるに当たっての第三者（機関）等からの意見聴取の有無		収支報告書の保存期間（年）	収支報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無							収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無										収支報告書等の検査主体										備考
																	添付が義務付けられる範囲		添付が義務付けられる書類等	領収書等の閲覧等の可否	領収書等の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可					添付が義務付けられる書類等（複数選択可） ①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他（会議、陳情活動等報告書等）					その他の内容	活動報告書等の閲覧等の可否	活動報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可					検査主体名（複数選択可） ①第三者（個人） ②第三者機関 ③会派 ④議会事務局 ⑤その他					①の内容	②の内容	③の内容	⑤の内容	検査方法	
			その他の内容		補足		その他の内容		②～⑤の場合の支払時期		意見聴取した第三者（機関）等の名称							その他の内容																										
													①	②	③	④					①	②	③	④					①	②	③	④					①	②	③	④	⑤				
東京都	北区	④その他	会派又は議員	150		①前払い		②四半期	1，4，7，10月	有	北区特別職報酬等審議会	5	○	○		○	有	全て		全ての支出に係る領収書の原本又は支出証明書類（通帳のコピーやクレジットカードの明細など）	可				○	有	○	○	○			可				○	有			○				収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、議長調査を実施。	
東京都	荒川区	①会派のみ		80		①前払い		③半年	4，10月	有	荒川区特別職議員報酬等及び給料審議会	3				○	有	全て		領収書	可				○	有	○					可				○	有			○				・収支報告書、会計帳簿及び領収書等について、使途内容等が妥当であるかを点検	
東京都	板橋区	③会派及び議員		180		①前払い		②四半期	1，4，7，10月	無		5	○			○	有	全て		領収書（領収書の取得困難な場合は、支出証明書）	可				○	有	○	○				可				○	有			○	○		監査委員	・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（④）	
東京都	練馬区	①会派のみ		210		①前払い		①毎月		有	特別職報酬等および議会政務活動費審議会	3				○	有	全て		領収書、賃貸借契約書の写し	可				○	有	○	○				可				○	有			○	○	○	会派による四半期ごとの点検	監査事務局による監査	添付書類の確認および支出内容と記載内容の検査	
東京都	足立区	④その他	会派又は議員の選択制	160		③その他	会派に前払い後、所属議員に精算払い	②四半期	1，4，7，10月	有	特別職報酬等審議会	5	○			○	有	全て		領収書等の証拠書類	可	○			○	有	○	○	○	○	宿泊を伴う政務活動を行ったとき	可				○	有			○				・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	
東京都	葛飾区	③会派及び議員		180		①前払い		②四半期	1，4，7，10月	無		5	○			○	有	全て		・全ての支出に係る領収書等 ・政務活動費支払計算書 ・研修内容が確認できる資料 ・印刷物現物 ・雇用契約書 ・雇用補助職員等出退勤記録簿	可	○			○	有	○	○				可				○	有			○	○		各会派の経理責任者		・所属議員の収支報告書及び領収書を会派の経理責任者が検査（③） ・全会派及び議員から提出された収支報告書及び領収書を検査（④）	「葛飾区政務活動費の支出に関する使途基準等」により、領収書等の添付を義務付け。
東京都	江戸川区	③会派及び議員		200		①前払い		②四半期	1，4，7，10月	有	江戸川区政務活動費審議会	5	○			○	有	全て		領収書、支払証明書、政務活動費支払明細書	可				○	有	○	○				可				○	有			○	○		概ね4年に一度、監査委員事務局による監査を実施	・政務活動費を申請した各会派、議員から収支報告書及び領収書等の証拠書類を提出させ、確認後、残余がある場合は返還。	江戸川区議会政務活動費処務規程により領収書の添付を義務付けている。
東京都	八王子市	①会派のみ		60		③その他	会派に前払い	③半年	4，10月	無		5	○	○			有	全て		領収書等	可				○	有	○					可	○				有			○				収支報告書及び添付書類を確認し、不明確な支出について指し示す	
東京都	立川市	③会派及び議員		50		①前払い		④１年	4月	無		5	○	○		○	有	全て		全ての支出に係る領収書	可	○	○		○	有	○	○	○	○		可	○	○		○	有			○	○		会計課	会派の経理責任者に収支報告書、領収書等を提出させ、議会事務局及び会計課にて確認し助言等を実施。その後精算。	
東京都	武蔵野市	②議員のみ		40		①前払い		③半年	4，10月	無		5	○	○			有	全て		領収書、領収書ただし書きの補足説明が必要な場合は請求書等	可	○	○			有	○	○				可		○			有			○	○		総務部総務課	全ての提出書類について、議会事務局で一次審査をし、総務部総務課で二次審査を行う。	「②議会図書館、事務局等に常備」では、市政資料コーナーにて市民に公開している。（閲覧許可不要）
東京都	三鷹市	①会派のみ		27		①前払い		③半年	4，10月	無		5	○	○			有	全て		領収書、支出整理簿、全ての領収書（公共交通機関利用については旅費報告書への記載で可とする）	可	○	○			有	○	○		○	政務活動費支出整理簿、政務活動費旅費報告書及び関係書類[a 会派が研究会・研修会を開催したときは、当該会議に係る案内、要領、記録等 b 会派の所属議員が研究会・研修会に参加したときは、当該会議の内容が確認できる資料等 c 資料の作成を行ったときは、作成した資料 d 広報の発行を行ったときは、発行した広報 e 報告会を開催したときは、当該報告会に係る案内、要領、記録等 f 要望、意見聴取の会議を開催したときは、当該会議に係る案内、要領、記録等 g アルバイトを雇用したときは、その者の氏名、住所、生年月日、雇用期間等を記載した雇用台帳 h 前各号に掲げるもののほか政務活動費の支出に係る関係資料]	可	○	○			有			○	○		会派の代表者、経理責任者		③三鷹市議会政務活動費取扱い要領に基づき、会派の代表者、経理責任者が、支出の適否について判断し、実績報告書を作成する。	三鷹市議会政務活動費に関する取扱要領第７条により、実績報告書の添付書類及び提出書類について定めている。
東京都	青梅市	②議員のみ		30		①前払い		③半年	4，10月	有	青梅市特別職報酬等審議会	5	○		○		有	全て		全ての支出にかかる領収書等（鉄道運賃等の領収書を徴することができない場合を除く）の証拠書類の原本	可			○		無														有			○					①担当者による検査 ②係長、次長、事務局長による検査 ③修正等が必要な場合は議員へ確認 ④議長の決裁を受けて交付額を確定	

都道府県名	市町村名	交付の対象		議員１人当たりの交付月額（千円／月）		交付方法		交付時期		政務活動費の額を定めるに当たっての第三者（機関）等からの意見聴取の有無		収支報告書の保存期間（年）	収支報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無					収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無									収支報告書等の検査主体									備考
		その他の内容		補足		その他の内容		②～⑤の場合の支払時期		意見聴取した第三者（機関）等の名称			①	②	③	④	添付が義務付けられる範囲	その他の内容	添付が義務付けられる書類等	領収書等の閲覧等の可否	① ② ③ ④					添付が義務付けられる書類等（複数選択可） ①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他（会議、陳情活動等報告書等）					その他の内容	活動報告書等の閲覧等の可否	① ② ③ ④				検査主体名（複数選択可） ①第三者（個人） ②第三者機関 ③会派 ④議会事務局 ⑤その他					①の内容	②の内容	③の内容	⑤の内容	検査方法	
東京都	府中市	④その他	会派又は会派に属さない議員	45		①前払い		④１年	4月	無		5	○	○			有	全て		領収書を徴収できない支出の場合や、やむを得ない事由により領収書を紛失した場合は「支払証明書」を作成し添付すること。	可	○	○			有	○	○				可	○	○			有			○	○			会派の経理責任者		会派の経理責任者が取りまとめを行い、議会事務局においては提出を受けた収支報告書及び添付書類について、マニュアル等に基づき確認し、必要に応じて助言・指摘等を行っている。	
東京都	昭島市	③会派及び議員		20		①前払い		④１年		無		5	○	○			有	全て		領収書（交通費等で領収書の取得が困難な場合には不要）	可		○			無					収支報告者への添付義務はないが、視察等の活動報告書については、視察等の終了後に議長に提出することとしている。	可		○			有			○					・収支報告書及び添付書類を確認し、不適正な支出について指導、助言等実施（④）	
東京都	調布市	①会派のみ		25		①前払い		③半年	4,10月	有	特別職報酬等審議会	7	○	○		○	有	全て		領収書又は領収書に代わる書類。按分時はその根拠資料。	可	○	○		○	有	○	○	○			可		○		○	有			○					収支報告書及び添付書類等を検査し、不適正な支出について指導，助言等実施	政務活動費の交付に関する条例において，収支報告書には，領収書又はこれに代わる書類を添付しなければならない旨，記載あり
東京都	町田市	①会派のみ		60		①前払い		③半年	4,10月	有	町田市特別職報酬等及び政務活動費審議会	5	○	○			有	全て		領収書（領収書等を徴することが困難なものについては、会派代表者の支払証明書又は交通費支払証明書）、会計帳簿	可	○	○			有	○	○	○	○	調査研究委託報告書、会派が研修会等を開催したとき、又は、他の団体が開催する研修会、講習会等に参加したときは、開催案内等、会議内容が確認できる資料類を添付する、資料作成委託報告書、広報費で、報告書等の印刷代、郵送料（切手、はがき代等）、新聞折込代等を支出するときは、領収書に当該印刷物等の見本を添付するものとする。	可		○			有			○	○			各会派の経理責任者、会派代表者		提出前③不明 提出後④形式審査	
東京都	小金井市	①会派のみ		30		①前払い		③半年	4，10月	無		5	○	○			有	全て		領収書（交通費等の領収書が取得困難な場合には支払証明書）	可	○	○			有	○		○			可				○	有			○					・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（④）	
東京都	小平市	①会派のみ		30		①前払い		③半年	4・10月（改選年は4・5・10月）	無		5	○	○		○	有	全て		領収書またはこれに代わる書類、広報誌の完成品	可	○	○		○	有	○	○	○			可	○	○		○	有			○						
東京都	日野市	④その他	会派又は会派に属さない議員	45		①前払い		③半年	4,10月	有	日野市特別職報酬等審議会	5	○		○		有	全て		領収書（領収書の発行が困難な場合は、会派代表者の支払い証明書）、広報費は配布物	可			○		無											有			○					・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施。 ・議会事務局内で検査を行い、その後、議長決裁。	
東京都	東村山市	③会派及び議員		13		①前払い		④１年	4月	無		5	○	○			有	全て		・全ての支出に係る領収書 ・研修研究費：参加費等が明記されているもの。研修会の資料 調査旅費：視察概要、成果等が分かる報告書資料作成費：外注の場合は見本を一部 広報費：作成したチラシ等	可	○	○			有	○	○	○			可	○	○			有			○					・収支報告書及び領収書を会派の経理責任者に提出してもらう。その後、収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等を行い、額を確定させる。	
東京都	国分寺市	②議員のみ		20		①前払い		④１年	５月	有	国分寺市特別職報酬等審議会	5	○	○		○	有	全て		・全ての支出に係る領収書 ・（経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容）	可		○			有	○	○	○			可	○	○			有			○					・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出が無いか確認している。	・10月に中間報告をお願いし、収支報告書及び添付書類を検査を行っている。
東京都	国立市	①会派のみ		10		①前払い		④１年	4月	無		5	○			○	有	全て		全ての支出に係る領収書又はこれに類する書類	可	○			○	有	○	○	○			可	○			○	有			○	○		会派の経理責任者が収支報告書等を作成、支出内容の確認を行う。		会派より提出された収支報告書等の内容の確認を行う。会派が収支報告書等を作成する際、助言、情報提供等を行う。	
東京都	福生市	①会派のみ		20		①前払い		④１年	５月	無		5	○	○		○	有	全て		領収書（口座振替の場合は通帳の写し等）	可				○	有	○	○	○			可				○	有			○					・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（④）	
東京都	狛江市	④その他	会派（所属議員が一人の場合を含む）	25		①前払い		④１年	４月	無		5	○			○	有	全て		領収書	可				○	有	○	○	○			可				○	有			○						活動報告書等の添付は、申し合わせに基づき処理。

都道府県名	市町村名	交付の対象		議員１人当たりの交付月額（千円／月）		交付方法		交付時期		政務活動費の額を定めるに当たっての第三者（機関）等からの意見聴取の有無		収支報告書の保存期間（年）	収支報告書の公開方法（複数選択可）				収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無						収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無								収支報告書等の検査主体									備考
			その他の内容		補足		その他の内容		②～⑤の場合の支払時期		意見聴取した第三者（機関）等の名称		①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				添付が義務付けられる範囲		添付が義務付けられる書類等	領収書等の閲覧等の可否	領収書等の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				添付が義務付けられる書類等（複数選択可） ①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他（会議、陳情活動等報告書等）				その他の内容	活動報告書等の閲覧等の可否	活動報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				検査主体名（複数選択可） ①第三者（個人） ②第三者機関 ③会派 ④議会事務局 ⑤その他					①の内容	②の内容	③の内容	⑤の内容	検査方法	
																					①	②	③	④								①	②	③	④	⑤					
東京都	東大和市	④その他	会派又は無所属議員（一人の方に対しても会派とみなし、交付している。）	11		③その他	当該年度分を一括して前払い（概算払い）し、政務活動費の額を確定後、精算を行う	④１年	５月頃	無		5	○			○	有	全て		・領収書（ただし、領収書を徴することができない場合は、会派代表者による支払証明書に代えることが可） ・振込み金受領証	可				○	有				○	・政務活動実施届 ・政務活動実施報告書	可				○	有				○				・提出された報告書等について、不備がないかを担当職員が確認した後、議長までの決裁としている	
東京都	清瀬市	①会派のみ		10		①前払い		④１年	4月	無		5	○			○	有	全て			可	○			○	有	○			○						可	○			○	有				○			会派の経理責任者、会派会長等		・所属議員からの精算払い申請時に収支報告書及び領収書を会派の経理責任者に提出させ、確認後、精算払い（③） ・収支報告書及び領収書を議長に提出するにあたり議会事務局職員による検査を実施（④）	
東京都	東久留米市	④その他	会派（所属議員が１人の場合を含む）	10		①前払い		④１年	4月	有	特別職報酬等審議会	5	○	○			有	全て		領収書（交通費等の領収書が取得困難な場合には支出証明書）	可	○	○			有	○	○					可	○	○			有				○					収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	
東京都	武蔵村山市	①会派のみ		10		①前払い		④１年	４月	無		5	○	○			有	全て		領収書（交通費等の領収書が取得困難な場合には金額が確認できる書類）	可	○	○			有	○	○	○				可				○	有				○					・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	
東京都	多摩市	①会派のみ		26		①前払い		④１年	4月	有	多摩市使用料及び補助金等検討審査委員会	10	○	○		○	有	全て		・全ての支出に係る領収書 ・領収書を徴することができないものは支出決定者の支払証明書	可		○		○	有	○		○				可		○		○	有			○	○			会派の経理責任者、会派代表		会派から提出された収支報告書及び付属書類を議会事務局職員が内容確認・審査をする。内容について疑義等があった場合には確認後、補正要求等を行う。	
東京都	稲城市	①会派のみ		25		①前払い		④１年	5月	無		5	○	○			有	全て		・全ての支出に係る領収書 ・その他の証拠書類（レシート、ATM利用明細書、郵便局払込票兼領収書、支払証明書）	可	○	○			有				○	会派出張実施申込書、会派出張実施届出書、会派出張終了報告書、会派出張会計報告	可	○	○			有			○					各会派の経理担当者から出された収支報告書及び領収書を議長に提出する前に、全件議会事務局による確認を行っている。不適切な支出については、認めていない。	
東京都	羽村市	①会派のみ		15		①前払い		④１年	5月	有	特別職報酬等審議会	5	○	○			有	全て		領収書	可	○	○			有	○	○					可		○			有				○					使途や領収書宛名、件名等を複眼的に確認	
東京都	あきる野市	①会派のみ		20		①前払い		④１年	4月	無		5	○	○			有	全て		全ての支出に係る領収書（振込手数料など、経費の性質上、領収書がない場合は、その金額が記載された明細書など）	可	○	○			有	○		○				可	○	○			有			○	○			会派の経理責任者		議会事務局提出前に収支報告書及び添付書類をチェック（③） 議長提出前に収支報告書及び添付書類をチェックし、不適正な支出について指導、助言等実施（④）	
東京都	西東京市	③会派及び議員		20		①前払い		④１年	４月	無		5	○	○			有	全て		領収書（交通費等の領収書が取得困難な場合は支出証明書）	可	○	○			有				○	議長に届出をしている視察の報告書	可	○	○			有			○				会派の経理責任者		・所属議員からの精算払い申請時に収支報告書及び領収書を会派の経理責任者に提出させ、確認後、精算払い	
東京都	瑞穂町	②議員のみ		10		①前払い		④１年	改選年以外は４月、改選年は４月に１月分、５月に１１月分	無		5	○	○		○	有	全て		領収書 ただし、領収書を徴することができない場合は行き先などを記載	可	○	○		○	有	○	○	○				可	○	○		○	有			○						・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	
東京都	日の出町	①会派のみ		5		①前払い		⑤その他	5月	無		5	○	○			有	全て		全ての支出に係る領収書	可		○			有				○	調査研究活動報告書	可	○	○			無									交付金額は年額6万円
東京都	檜原村	③会派及び議員		50		①前払い		⑤その他	５月	無		5				○	有	全て		全ての支出に係る領収書	可				○	有				○	会議、陳情活動等報告書	可				○	有				○					・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（②）	
東京都	奥多摩町	①会派のみ		10		①前払い		④１年	5月	無		5		○			有	全て		領収書、支出を証する書面	可		○			無												有				○					議会事務局で収支報告書及び添付書類について内容を確認し、議長へ提出。	
東京都	大島町	②議員のみ		7	議員への	①前払い		④１年	4月	無		5				○	有	全て		領収書	可				○	無												有				○			議長		・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	
計	54 団体	① ② ③ ④	27 団体 5 団体 9 団体 13 団体			① ② ③	51 団体 0 団体 3 団体	① ② ③ ④ ⑤	3 団体 15 団体 14 団体 20 団体 2 団体	有	26 団体		① 46 団体	② 29 団体	③ 3 団体	④ 31 団体	54 団体	全て 54 団体	その他 0 団体		54 団体	① 25 団体	② 24 団体	③ 3 団体	④ 34 団体	49 団体	① 41 団体	② 35 団体	③ 25 団体	④ 18 団体		50 団体	① 19 団体	② 21 団体	③ 1 団体	④ 34 団体	51 団体	① 0 団体	② 1 団体	③ 15 団体	④ 49 団体	⑤ 7 団体						

都道府県名	市町村名	交付の対象		議員１人当たりの交付月額（千円／月）		交付方法		交付時期		政務活動費の額を定めるに当たっての第三者（機関）等からの意見聴取の有無		収支報告書の保存期間（年）	収支報告書の公開方法（複数選択可）				収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無						収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無								収支報告書等の検査主体								備考
			その他の内容		補足		その他の内容		②～⑤の場合の支払時期		意見聴取した第三者（機関）等の名称		①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				添付が義務付けられる範囲		添付が義務付けられる書類等	領収書等の閲覧等の可否	領収書等の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				添付が義務付けられる書類等（複数選択可） ①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他（会議、陳情活動等報告書等）				その他の内容	活動報告書等の閲覧等の可否	活動報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				検査主体名（複数選択可） ①第三者（個人） ②第三者機関 ③会派 ④議会事務局 ⑤その他					①の内容	②の内容	③の内容	⑤の内容	検査方法	
													①	②	③	④					①	②	③	④						①	②	③	④	⑤				
神奈川県	横浜市	④その他	会派又は議員の選択制	550		①前払い		①毎月		無		5	○	○			有	全て		政務活動費支出に係る領収書その他支出の事実を証する書類の写しを添付	可		○			無									有			○	○			交付を受けた会派の経理責任者及び議員は、政務活動費の収入及び支出について、会計帳簿を作成するとともに、当該支出に係る領収書等を整理し、これらの書類を保存する。		・交付を受けた会派の経理責任者及び議員は、政務活動費の収入及び支出について、会計帳簿を作成するとともに、当該支出に係る領収書等を整理し、これらの書類を保存しなければならない（③） ・収支報告書及び領収書等の写しについて、記載事項の不備がないか等の確認を行っている（④）	【収支報告書の公開方法】 ・①HPに掲載しているのは、令和５年５月以降の交付分から
神奈川県	川崎市	④その他	会派または会派及び議員	450		①前払い		①毎月		無		5	○	○	○		有	全て		・領収書その他の支出を証明する書類（領収書等） ・支出伝票一覧表 ・支出伝票 ・政務活動記録票 ・支払証明書	可		○	○		有				○	支出伝票の記載だけでは支出内容が明確にならない場合に、「政務活動記録票」を添付	可		○	○		有			○				複数人体制での、支出関係書類（収支報告書、支出伝票、領収書等）の点検・確認作業	
神奈川県	相模原市	③会派及び議員		100		①前払い		③半年	4,10月	無		5	○	○	○	○	有	全て		領収書、受領書、又はこれらに類する書類、研究研修・調査報告書、契約書（事務職員雇用届、事務所設置届のある場合）	可	○	○	○	○	有	○	○	○			可	○	○	○	○	有			○	○		会派の経理責任者、会派代表等		③会派において、「相模原市議会政務活動費マニュアル」を基準として確認の上、支出書に代表者及び経理責任者の署名または押印をする。 ④議会局において、「相模原市議会政務活動費マニュアル」を基準とし、提出書類の内容に不備がないか形式的審査を行っている。	
神奈川県	横須賀市	④その他	原則議員だが会派全員の合意があれば会派	130		①前払い		③半年	4,10月	無		5	○	○			有	全て		・全ての支出にかかる領収書（交通費等の領収書が取得困難な場合には支払確認書） ・印刷物見本 ・携帯電話利用明細 ・市外日帰り研修、視察等の開催通知等証拠書類 ・雇用契約書写し	可	○	○			有	○	○				可	○	○			有			○				・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	
神奈川県	平塚市	②議員のみ		50		①前払い		④１年	4月	無		5	○	○			有	全て		領収書等の写し（経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容）	可		○			有	○	○	○			可		○			有			○				・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施 （②）条例や申し合わせ事項に基づき、提出された収支報告書等の検算や不備の確認をしている。	
神奈川県	鎌倉市	④その他	会派又は議員の選択制	50		①前払い		④１年	4月	無		5		○		○	有	全て		全ての支出に係る領収書	可		○		○	有	○	○	○	○	○	調査研究、市政報告会、陳情活動、広聴会、会議の政務活動実施記録表等	可		○		○	有			○				・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	収支報告書への領収書、活動報告書等の添付について、運用マニュアルに基づき処理
神奈川県	藤沢市	①会派のみ		107		①前払い		②四半期	1,4,7,10月	無		5	○			○	有	全て		領収書（領収書が取得困難な場合は支払確認書）、（経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合にはその具体的な添付書類の内容）	可	○			○	有	○	○	○			可	○			○	有			○	○			前年度の交付に係る政務活動費について、毎年4月30日までの（解散時等は30日以内）、収支報告書及び領収書を会派の経理責任者経由で提出させ、確認後、残金が生じた場合は返還する。	
神奈川県	小田原市	②議員のみ		65		①前払い		③半年	4,10月	無		5	○	○			有	全て		全ての支出に係る領収書	可		○			有	○	○					可		○			有			○				収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	
神奈川県	茅ヶ崎市	①会派のみ		50		①前払い		③半年	4月、10月	無		10	○	○			有	全て		全ての支出に係る領収書。（ただし交通費は添付なし。） また、行政視察等の場合は政務活動報告書、会場借上費の場合は内容のわかる報告書、印刷製本費の場合は成果物など、支出を明らかにする書類の添付を求めている。	可	○	○			有	○			○	○	領収書、支払い明細書、口座引き落としは通帳写し、印刷物、書籍の表紙等	可	○	○			有			○	○		会派の経理責任者		・金額等の確認を担当書記が行う ・所属議員からの精算払い申請時に収支報告書及び領収書を会派の経理責任者に提出させ、確認後、精算払い	
神奈川県	逗子市	④その他	議員又は会派の選択制	20		①前払い		④１年	４月末	無		5	○			○	有	全て		・領収書又はこれに準じる書類 ・出納簿	可				○	有	○		○	○	○	議員又は会派として発行した会報等	可				○	有			○				・収支報告書及び添付書類の確認	

都道府県名	市町村名	交付の対象		議員１人当たりの交付月額（千円／月）		交付方法		交付時期		政務活動費の額を定めるに当たっての第三者（機関）等からの意見聴取の有無		収支報告書の保存期間（年）	収支報告書の公開方法（複数選択可）				収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無						収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無								収支報告書等の検査主体										備考
			その他の内容		補足		その他の内容		②～⑤の場合の支払時期		意見聴取した第三者（機関）等の名称		①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				添付が義務付けられる範囲		添付が義務付けられる書類等	領収書等の閲覧等の可否	領収書等の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				添付が義務付けられる書類等（複数選択可） ①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他（会議、陳情活動等報告書等）				その他の内容	活動報告書等の閲覧等の可否	活動報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				検査主体名（複数選択可） ①第三者（個人） ②第三者機関 ③会派 ④議会事務局 ⑤その他					①の内容	②の内容	③の内容	⑤の内容	検査方法	
													①	②	③	④					①	②	③	④					①	②	③	④					①	②	③	④	⑤					
神奈川県	秦野市	③会派及び議員		35		①前払い		③半年	4月、10月	無		5	○	○			有	全て		・全ての支出に係る領収書 ・会計簿 ・広報費でチラシ作成や地域紙に記事を掲載した場合は、成果物を添付（写し可）	可	○	○			有				○	年間の政務活動報告書	可		○			有			○	○				会派の経理責任者		収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（③④）	
神奈川県	厚木市	④その他	会派及び会派に属さない議員	60		①前払い		③半年	4，10月	無		5	○	○			有	全て		領収書、支払証明書（切符代や運賃等、領収書を徴することが困難な場合、紛失により再発行が困難な場合等）、出納帳、視察届、視察報告書、研修会等参加計画届、研修会等報告書、広報紙等印刷物の成果品、団体に対する年会費等を充当する場合は団体の概要が分かる資料	可		○			有	○	○	○				可		○			無											
神奈川県	大和市	④その他	会派又は会派に所属しない議員	35		①前払い		③半年	4,10月	有	参考人招致（自治連会長・商工会議所会頭・さがみ農協大和地区運営委員長・県央地域連合議長・社会福祉協議会副会長）	5	○	○			有	全て		領収書等の証拠書類	可	○	○			有	○	○	○	○	集会形式の広聴活動を行った場合	可	○	○			有			○					会計帳簿及び領収書等証拠書類を確認し、不適切な支出等について助言等実施	
神奈川県	伊勢原市	①会派のみ		20		①前払い		③半年	4,10月末（改選年は5月末）	無		5	○	○		○	有	全て		領収書	可	○	○		○	有	○		○			可	○	○		○	有			○					収支報告書及び添付書類を検査し、支出内容や書類の不備について確認を行う	
神奈川県	海老名市	①会派のみ		18		③その他	会派に前払い後、所属議員に精算払い	③半年	4,10月	無		5	○	○			有	全て		・すべての支出に係る領収書 ・（経費の性質上領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な書類の内容）	可	○	○			有	○					可	○	○			有			○				会派の経理責任者		用途の妥当性確認及び添付資料のチェック	
神奈川県	座間市	④その他	会派又は会派に属さない議員	17		①前払い		③半年	4,10月	無		5				○	有	全て		・全ての支出に係る領収書 ・領収書で内容の確認が取れない場合は明細書	可				○	無										有			○	○			会派の団長等、経理責任者		・収支報告書及び添付書類を検査し、支出内容や書類の不備について確認を行う	
神奈川県	南足柄市	①会派のみ		12		①前払い		④１年	5月	有	特別職報酬等審議会	5	○	○		○	有	全て		全ての支出に係る領収書	可	○	○		○	有	○					可	○	○			有			○	○			会派の経理責任者及び会派代表		・所属議員からの精算払い申請時に収支報告書及び領収書を会派の経理責任者に提出させ、確認後、精算払い（③） ・収支報告書及び領収書を議長に提出後、ＨＰ掲載前に議会事務局による検査を実施（④）	
神奈川県	綾瀬市	①会派のみ		13		①前払い		③半年	4月、10月	無		5	○			○	有	全て		領収書等	可				○	有	○	○	○			可				○	有			○					・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの内容について、視察報告書については国内外で様式を分けていない。
神奈川県	葉山町	③会派及び議員		20		①前払い		⑤その他	通常：１年（４月）、改選年：その他（４・５月）	無		5		○			有	全て		・収支内訳書 ・全ての支出に係る領収書 ・その他議長が必要と認める書類 （研修会等の開催通知、広報紙等の成果物、報告会等の内容など支出内容がわかる書類等を添付すること。なお、交通費等、領収書を徴することができないものは、支払証明書を添付すること。）	可		○			有	○	○					可		○			有			○					・「政務活動費の手引き」に基づき、収支報告書及び添付書類を確認し、手引きに則り助言等（④）	
神奈川県	寒川町	③会派及び議員		20		①前払い		④１年	4月	無		5	○	○			有	全て		領収書（ただし、公共交通機関を利用した場合は、行程表記載のみで、領収書の添付は不用。）、航空機を利用した場合は搭乗券等。	可		○			有	○		○				可	○	○			有			○					政務活動費に係る収入及び支出の報告書及び添付書類等を精査・確認。	左記「交付方法」について、年度の途中において議員の任期が満了する場合については、基準日における当該会派の所属議員の数に年額240,000円を乗じて得た額を12で除して得た額に基準日の属する月から議員の任期が満了する日（以下「任期満了日」という。）の属する月までの月数を乗じて得た額を４月に交付。
神奈川県	大磯町	③会派及び議員		10		③その他	各議員に前途支払いの上、年度末に精算処理	④１年	４月	無		5	○	○			有	全て		領収書等	可		○			有	○	○	○			可		○			有			○					・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	

都道府県名	市町村名	交付の対象		議員１人当たりの交付月額（千円／月）		交付方法		交付時期		政務活動費の額を定めるに当たっての第三者（機関）等からの意見聴取の有無		収支報告書の保存期間（年）	収支報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無						収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無										収支報告書等の検査主体										備考
																	添付が義務付けられる範囲			領収書等の閲覧等の可否	領収書等の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可					添付が義務付けられる書類等（複数選択可）						活動報告書等の閲覧等の可否	活動報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可					検査主体名（複数選択可）											
			その他の内容		補足		その他の内容		②～⑤の場合の支払時期		意見聴取した第三者（機関）等の名称		①	②	③	④		その他の内容	添付が義務付けられる書類等					①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他（会議、陳情活動等報告書等）					その他の内容						①第三者（個人） ②第三者機関 ③会派 ④議会事務局 ⑤その他					①の内容	②の内容	③の内容	⑤の内容	検査方法	
																					①	②	③	④					①	②	③	④					①	②	③	④	⑤						
神奈川県	二宮町	③会派及び議員		8		③その他	概算払い	④１年	5月	無		5		○			有	全て		・全ての支出に係る領収書 ・資料作成費における作成資料 ・資料購入費における新聞購読料は第２紙目から対象となるため、第１紙の領収書も必要 ・広報費における広報誌等 ・広聴費における公聴会開催通知等	可		○			有			○	○	活動報告を発行した場合は、発行した新聞などの報告書等	可		○							有			○				収支報告書及び添付書類の検査	
神奈川県	中井町	③会派及び議員		10		①前払い		④１年	5月	無		5	○				有	全て		・全ての支出に係る領収書 ・領収書を徴し難い事情があったときは、その旨並びに支出の金額、年月日及び目的を記載した書面	可		○			無														有			○				収支報告書及び領収書の内容、金額の確認	収支報告書への活動報告書の添付義務はないが、視察等の活動報告書は別途提出あり
神奈川県	松田町	③会派及び議員		5		①前払い		④１年	4月	無		5	○			○	有	全て		・全ての支出に係る領収書 （経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容）	可				○	無														有			○				・収支報告書及び領収書について、内容の突合や記入漏れがないかなど精査している。（④）	・活動報告書（視察研修報告書）については別途提出あり ・ＨＰには概要を掲載
神奈川県	山北町	③会派及び議員		10		①前払い		④１年	5月	無		5				○	有	全て		領収書類	可				○	無														有			○			議長及び山北町議会政務活動費調査等審査会	収支報告書及び領収書類に関する検査を行い、必要があると認めるときは、会派及び議員の職にある者との意見交換等を行い、指導及び助言をする。（⑤）	
神奈川県	箱根町	③会派及び議員		10		①前払い		④１年	4月	無		5	○			○	有	全て		すべての支出に係る領収書	可	○			○	無														有			○	○			収支報告書と領収書を突合し整合性の確認及び記載漏れがないか等内容を検査している。④⑤	
神奈川県	愛川町	④その他	会派又は会派に属さない議員	10		①前払い		④１年	改選年は７カ月分を４月に、５カ月分を１１月に支払い	無		5		○		○	有	全て		収支決算書、領収書、その他町長が必要とする書類	可		○		○	有					○	事業報告書			○		○	有				○					収入報告書等の記入誤りや数字の確認、添付書類の照合を行っている。	
計	27 団体	① ② ③ ④	6 団体 2 団体 10 団体 9 団体			① ② ③	24 団体 0 団体 3 団体	① ② ③ ④ ⑤	2 団体 1 団体 11 団体 12 団体 1 団体	有	2 団体		① 21 団体	② 19 団体	③ 2 団体	④ 12 団体	27 団体	全て 27 団体	その他 0 団体		27 団体	① 10 団体	② 20 団体	③ 2 団体	④ 12 団体	21 団体	① 17 団体	② 11 団体	③ 13 団体	④ 8 団体		20 団体	① 9 団体	② 18 団体	③ 2 団体	④ 7 団体	26 団体	① 0 団体	② 0 団体	③ 6 団体	④ 25 団体	⑤ 3 団体						
新潟県	新潟市	③会派及び議員		120	左記に加	①前払い		②四半期	4, 7, 10, 1月	有	新潟市特別職報酬等審議会	5	○	○	○		有	全て		領収書（交通費等の領収書が取得困難な場合には支出証明書）、会計帳簿、契約書（リースの場合）	可	○		○		有	○	○	○	○	旅費を支出した場合は、視察（出張）報告書	可	○		○		有			○						・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（③）	
新潟県	長岡市	①会派のみ		60		①前払い		③半年	4, 10月	無		5	○		○	○	有	全て		・領収書 ・旅行に当たっては旅行命令書及び復命書	可	○		○	○	有	○	○	○	○	陳情活動等報告書	可	○		○	○	有			○	○			会派の経理責任者		・所属議員からの精算払い申請時に領収書等を会派の経理責任者に提出させ、確認後、精算払い（③）	
新潟県	三条市	①会派のみ		30		①前払い		④１年	４月	無		5	○	○			有	全て		・領収書 ・支出の根拠となる契約書又は成果物があるときは、当該書類の原本又は写し	可		○			有	○	○	○	○	報告会、相談会	可		○			有				○					収支報告書及び添付書類等の検査	収支報告書への領収書・活動報告書等の添付については、基準（内規）に基づき処理している。
新潟県	柏崎市	①会派のみ		40		③その他	会派に前払い後、所属議員に精算払い（ただし、金額の確認できる資料（請求書等）があり、議長が認めた場合は所属議員に事前に交付）	③半年	4, 10月	無		5	○	○		○	有	全て		領収書（領収書に明細がない場合は領収書のほか請求書、請求明細書、納品書等）	可	○	○			有	○	○	○	○	広聴会、要請・陳情活動、会議の報告書	可	○	○		○	有		○	○	○		疑義が生じた場合は第三者機関（弁護士、公認会計士、学識経験者等で構成）を設置できる。	会派内で審査する。「政務活動費の取扱要領」に基づく個別具体の取扱い等について疑義が生じた場合は会派内で協議を行うほか会派間で協議する。必要な場合は会派代表者会議で協議する。		【収支報告書】領収書等を所属議員から会派の経理責任者に提出させて会派長が確認後、不備等がないか議会事務局で確認する。政務活動費に残余がある場合は返還させる。 【活動報告書】所属議員から会派長に提出させて内容を確認する。また、写しを議会事務局に提出させて内容を確認後、所属議員に精算払いする。	
新潟県	新発田市	②議員のみ		20		①前払い		④１年	4月	無		5				○	有	全て		・全ての支出に係る領収書 ・調査研究費、研修費における旅費附票及び出張報告書 ・資料購入費における資料購入目的記入用紙 ・政務活動の共同実施における政務活動合同実施届出書	可				○	有	○		○				可				○	無									

都道府県名	市町村名	交付の対象		議員１人当たりの交付月額（千円／月）		交付方法		交付時期		政務活動費の額を定めるに当たっての第三者（機関）等からの意見聴取の有無		収支報告書の保存期間（年）	収支報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無						収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無								収支報告書等の検査主体								備考
																	添付が義務付けられる範囲		添付が義務付けられる書類等	領収書等の閲覧等の可否	領収書等の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				添付が義務付けられる書類等（複数選択可） ①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他（会議、陳情活動等報告書等）				その他の内容	活動報告書等の閲覧等の可否	活動報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				検査主体名（複数選択可） ①第三者（個人） ②第三者機関 ③会派 ④議会事務局 ⑤その他					①の内容	②の内容	③の内容	⑤の内容	検査方法	
			その他の内容		補足		その他の内容		②～⑤の場合の支払時期		意見聴取した第三者（機関）等の名称			①	②	③	④		その他の内容		領収書等の閲覧等の可否	①	②	③	④						①	②	③	④	⑤						
新潟県	小千谷市	②議員のみ		10		③その他	前払い若しくは清算払いの選択	④１年	5月	無		5	○		○		有	全て		・すべての支出に係る領収書 ・経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その添付書類	可			○		有	○					可		○			無										収支報告書等の検査は無であるが、必要に応じて議会事務局で助言している。
新潟県	加茂市	②議員のみ		5		①前払い		③半年	4，10月	無		5	○	○			有	全て		全ての支出に係る領収書	可	○	○			無											有			○	○		正副議長及び全議員	・議長に提出された政務活動費実績報告書（収支報告書及び添付書類を含む）を議会事務局で確認し政務活動費決算審査会で審査。場合に応じ助言等実施。	
新潟県	十日町市	①会派のみ		13		①前払い		④１年	通常は4月、改選の際は6月	無		5		○		○	有	全て		全ての支出に係る領収書又はこれに準ずる書類	可		○		○	有	○	○			○	可		○		○	有			○	○			・視察等の事業ごと、もしくは四半期ごとに会派から提出される支出伝票（領収書等を貼付）の使途や金額に誤りがないか確認。 ・交付年度の翌年４月末までに会派から提出される収支報告書の金額等を確認し、残額があれば精算。	議員１人当たりの交付額（年額）は150千円。
新潟県	見附市	④その他	会派又は会派に属さない議員	10		①前払い		④１年	４月	有	見附市特別職報酬等審議会	5	○	○	○		有	全て		・領収書（原本）及び支出内容がわかる請求書 ・ＥＴＣカード使用時は使用証明書 ・電車、バス利用時に領収書を徴せなかったときには支払証明書	可		○	○		有	○		○	○		可		○	○		有			○					・収支報告書と領収書の照合 ・支出項目の適合性判断	
新潟県	村上市	③会派及び議員		5		①前払い		④１年	4月	無		5	○		○		有	全て		・領収書、受領書、振込受領書その他これらに類する書類 ・政務活動実施報告書（調査研究費、研修費） ・研修会、要望会、意見交換会等の開催通知や開催要項等 ・広報誌の成果品 ・報告会用及び広聴会用に作成した資料 ・購入した図書の内容が分かる部分（表紙等）の写し ・要請・陳情活動の対応等を記載した簡易議事録	可			○		有	○	○	○	○		可	○		○		有			○	○				議会運営委員会及び総務文教常任委員会の各正副委員長により構成される審査会	収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	・会派に所属しない議員が、他の会派が実施する調査研究・研修活動に参加する場合に限り、当該議員に会派の政務活動費を交付している。 ・収支報告書への領収書・活動報告書等の添付については、条例、規則、政務活動費運用マニュアルに基づき処理をしている。
新潟県	燕市	③会派及び議員		20		①前払い		④１年	4月	無		5	○		○	○	有	全て		・全ての支出に係る領収書 ・領収書等の取得が困難である場合は支払証明書	可	○		○	○	有	○					可	○				有			○					・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（④）	
新潟県	糸魚川市	③会派及び議員		15	15,300円	①前払い		④１年		有	特別職報酬等審議会	5			○	○	有	全て		領収書又はこれに準ずる書類、会計帳簿	可			○	○	有	○	○				可	○	○			有			○					支出の内容が条例第５条に規定する政務活動費を充てることができる経費の範囲に適合しているかどうかを確認する。	行政視察報告書は収支報告書への添付を義務付けていないが、行政視察を目的とした旅行を行ったときは、終了後速やかに行政視察報告書を議長に提出しなければならない。（経理及び運用基準1-（4））
新潟県	妙高市	②議員のみ		15		②精算払い		④１年	翌年5月	有	妙高市特別職報酬等審議会	5	○	○			有	全て		全ての支出に係る領収書（経費の性質上、領収書に 加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な 添付書類の内容）	可		○			有	○	○	○			可		○			有			○					・支出報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等を実施	・支出報告書は庁舎ホールで自由閲覧可 ・支出報告書への領収書、活動実績報告書の添付は「妙高市議会政務活動費の交付に関する条例」で規定している
新潟県	五泉市	②議員のみ		13		①前払い		④１年	4月	無		10				○	有	全て		領収書の写し	可				○	無						有			○					・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	
新潟県	上越市	③会派及び議員		50	・議員個	①前払い		③半年	4，10月	有	上越市特別職報酬等審議会	5	○	○			有	全て		・原則として、全ての支出に関する領収書 ・調査研究活動（視察）報告書 ・研修会等の開催通知 ・広報、広聴用印刷物（広報紙、開催通知等） ・事務所の賃貸借契約の写し ・領収書の内容を補完する書面（請求書等）など	可	○	○			有	○	○	○	○	・管内議員活動記録表	可		○			有			○					・収支報告書及び添付書類を検査	
新潟県	阿賀野市	③会派及び議員		15		①前払い		③半年	４月・10月	有	阿賀野市特別職報酬審議会	5	○			○	有	全て		全ての収支に係る領収書（領収書の但し書きに支出内容・数量等の明確な記載がない場合は、収支内容の分かる請求書等を添付）	可				○	有	○		○	○		可				○	有			○	○			議会運営委員会	収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	

都道府県名	市町村名	交付の対象		議員１人当たりの交付月額（千円／月）		交付方法		交付時期		政務活動費の額を定めるに当たっての第三者（機関）等からの意見聴取の有無		収支報告書の保存期間（年）	収支報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無							収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無										収支報告書等の検査主体										備考
																	添付が義務付けられる範囲			領収書等の閲覧の可否	領収書等の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可					添付が義務付けられる書類等（複数選択可）						活動報告書等の閲覧の可否	活動報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可					検査主体名（複数選択可）										
			その他の内容		補足		その他の内容		②～⑤の場合の支払時期		意見聴取した第三者（機関）等の名称			①	②	③	④		その他の内容					①	②	③	④																			
新潟県	佐渡市	③会派及び議員		10		①前払い		④１年	5月	有	佐渡市特別職報酬等審議会	5	○		○	○	有	全て		領収書	可		○	○	○	有	○	○		○	・要請、陳情活動報告書 ・市政報告会実施の場合、時間、会場等が分かる資料	可		○	○	○	有			○	○				会派の経理責任		・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	
新潟県	魚沼市	③会派及び議員		8		①前払い		③半年	4,10月	無		5	○	○	○	○	有	全て		領収書又はこれに準ずる書類（交通費等の領収書が取得困難な場合には支出証明書）	可		○	○	○	有	○	○	○	○		可		○	○	○	有			○								
新潟県	南魚沼市	④その他	会派又は議員	17		①前払い		③半年	4,10月	無		5			○	○	有	全て		・全ての支出に係る領収書 ・原則、内容の記載のある領収書を徴することとするが、徴することが難しい場合は、領収書添付用紙余白や支出伝票にその内容等を明記するか、内訳の確認できる明細書などを添付	可			○	○	有	○		○			可			○	○	有			○							収支報告書及び添付書類を検査（④）	
新潟県	胎内市	③会派及び議員		10		①前払い		④１年	4月	有	特別職報酬等審議会	5	○	○		○	有	全て		領収書（領収書が取得困難な場合それに変わる証拠書類）、会計帳簿等	可		○		○	有	○	○	○			可		○		○	有					○			政務活動費監査委員（副議長、会派代表１名の計２名）		個人及び各会派から提出された政務活動費収支報告書及び添付資料について監査を行う。不適切な支出については指導、助言等を行う。	
新潟県	聖籠町	②議員のみ		10		②精算払い		④１年	５月	無		5		○	○	○	有	全て		領収書、広報紙等（発行、新聞折り込みに政務活動費をあてたもの）	可		○	○	○	有	○		○	○	広聴、要請陳情等活動報告書、会議資料・報告書	可		○	○	○	有			○							実績報告書及び領収書を議長宛に提出の際、事務局職員により検査を実施。	
新潟県	弥彦村	③会派及び議員		5		①前払い		③半年	4,9月	無		5	○		○		有	全て		領収書	可			○		無																		有			○						収支報告書及び添付書類を検査	
新潟県	田上町	④その他	会派又は議員の選択制	5		①前払い		④１年	4月	無		5		○			有	全て		領収書、経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容	可		○			有	○	○	○	○		可		○			有			○							収支報告書及び添付書類を検査し、不適切な支出について指導、助言等を実施。	
新潟県	阿賀町	③会派及び議員		5		①前払い		④１年	５月	無		5		○			有	全て		領収書、その他支出を証すべき書面	可		○			有	○		○	○	広報誌原本、要請等実施計画書及び報告書	可		○			有			○							・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（④）	
新潟県	出雲崎町	③会派及び議員		5		①前払い		④１年	４月	無		5	○	○		○	有	全て		全ての支出に係る領収書	可		○		○	有	○	○	○			可		○		○	有			○								
新潟県	湯沢町	④その他	会派又は議員の選択制	5		①前払い		③半年	４，10月	無		5	○		○		有	全て		領収書その他支出を証すべき書面	可			○		有	○	○	○			可			○		有			○	○				全員協議会（議員）	その他（議員同士で報告会を行い収支報告書及び添付書類を検査し、不適切な支出について指導、助言、訂正等を実施）	
新潟県	津南町	②議員のみ		8	7500円／月	①前払い		③半年	4,10月	無		5			○		有	全て		全ての支出に係る領収証	可			○		有	○	○	○	○	視察調査、研修会への参加及び陳情・要望活動の実施については政務活動計画書及び報告書	可			○		有			○							収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	
新潟県	刈羽村	④その他	会派又は議員	10		①前払い		③半年	4.10月	無		5		○		○	有	全て		領収書その他支出を証すべき書面、調査研究費における活動内容報告書等	可		○			有	○	○				可		○		○	無										議長会作成の「政務活動費使途に関する指針」に基づいて処理
新潟県	関川村	②議員のみ		3		②精算払い		④１年		有	特別職報酬等審議会	5	○	○	○		有	全て		領収書	可	○	○	○		有	○	○	○			可		○			有			○						収支報告書及び領収書を提出させ、確認後精算払い	
計	29 団体	① ② ③ ④	4 団体 8 団体 12 団体 5 団体			① ② ③	24 団体 3 団体 2 団体	① ② ③ ④ ⑤	0 団体 1 団体 11 団体 17 団体 0 団体	有	9 団体		① 19 団体	② 15 団体	③ 15 団体	④ 15 団体	29 団体	全て 29 団体	その他 0 団体		29 団体	① 7 団体	② 16 団体	③ 15 団体	④ 13 団体	26 団体	① 26 団体	② 18 団体	③ 20 団体	④ 14 団体		26 団体	① 6 団体	② 17 団体	③ 10 団体	④ 12 団体	26 団体	① 0 団体	② 1 団体	③ 4 団体	④ 25 団体	⑤ 5 団体							
富山県	富山市	①会派のみ		150		①前払い		②四半期	4,7,10,1月	無		5	○	○	○	○	有	全て		支出に係る会計帳簿及び領収書等の証拠書類	可	○	○	○	○	有	○	○	○	○	市政報告会・広聴会実績報告書、要請・陳情活動実績報告書、調査委託実績報告書	可	○	○	○	○	有			○	○				会派の経理責任者、会派会長等		・政務活動費の支出において、会派内で事前審査・事後審査（③） ・1か月ごとに会計帳簿、証拠書類等を中間審査し、年度終了後に収支報告書等関係書類を審査（④）	条例で、収支報告書を提出する場合においては、支出に係る会計帳簿及び領収書等の証拠書類を添えなければならないと定めている
富山県	高岡市	①会派のみ		75		①前払い		②四半期	4.7.10.1月	無		5	○		○	○	有	全て		領収書、視察調査に係る調査報告書	可	○		○	○	有	○	○	○	○	視察研修資料	可	○		○	○	有	○					弁護士				・条例に規定する使途基準及び議会が定める運用指針に基づき、法的側面から収支報告書を検査し、必要があると認める時は、指導及び助言を行う。（①）	

都道府県名	市町村名	交付の対象		議員１人当たりの交付月額（千円／月）		交付方法		交付時期		政務活動費の額を定めるに当たっての第三者（機関）等からの意見聴取の有無		収支報告書の保存期間（年）	収支報告書の公開方法（複数選択可）				収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無						収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無									収支報告書等の検査主体										備考
			その他の内容		補足		その他の内容		②～⑤の場合の支払時期		意見聴取した第三者（機関）等の名称		①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				添付が義務付けられる範囲		添付が義務付けられる書類等	領収書等の閲覧等の可否	領収書等の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				添付が義務付けられる書類等（複数選択可） ①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他（会議、陳情活動等報告書等）					その他の内容	活動報告書等の閲覧等の可否	活動報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				検査主体名（複数選択可） ①第三者（個人） ②第三者機関 ③会派 ④議会事務局 ⑤その他					①の内容	②の内容	③の内容	⑤の内容	検査方法	
													①	②	③	④					①	②	③	④					①	②	③	④					①	②	③	④	⑤					
富山県	魚津市	①会派のみ		30		①前払い		③半年	4月，10月	有	魚津市特別職報酬等審査会	5	○			○	有	全て		全ての支出に係る領収書又はこれに準ずる書類	可	○			○	有	○	○	○	○	会議報告書等	可	○			○	有			○	○				会派の経理責任者、会派会長等		・所属議員からの精算払い申請時に収支報告書及び領収書を会派の経理責任者に提出させ、確認後精算払い（③） ・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（④）	
富山県	氷見市	①会派のみ		37		①前払い		③半年	4，10月	無		5	○	○			有	全て		領収書、会計帳簿、その他証拠書類	可	○	○			有	○	○	○	○	陳情活動報告書等	可	○	○			有			○					収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	
富山県	滑川市	③会派及び議員		30		①前払い		③半年	4，10月	無		5	○	○	○	○	有	全て		領収書又はこれに準ずる書類	可	○	○	○	○	有	○	○	○	○	陳情活動等報告書	可	○	○	○	○	有			○					会派の経理責任者及び議員から提出された収支報告書及び領収書等を確認（④）	
富山県	黒部市	①会派のみ		30		①前払い		③半年	4，10月	有	黒部市特別職報酬等審議会	5	○	○	○	○	有	全て		全ての支出に係る領収書	可	○	○	○	○	有	○	○	○			可	○	○	○	○	有			○					議会事務局による書類審査	
富山県	砺波市	③会派及び議員		28		②精算払い		①毎月		有	特別職報酬等審議会	5	○	○	○	○	有	全て		領収書（交通費など領収書等の徴することができないものは、支払証明書可）	可	○	○	○	○	有	○	○	○			可				○	有			○					・収支報告書を及び添付書類を検査。交付申請ごとに領収書等の証拠書類を添付させ、確認後、精算払い（④）	
富山県	小矢部市	②議員のみ		20		①前払い		③半年	4月、10月	無		5	○			○	有	全て		領収書その他当該支出の事実を証する書類の写し	可				○	有	○			○	陳情活動報告書	可				○	有			○					・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（④）	
富山県	南砺市	①会派のみ		28		①前払い		②四半期	4、7、10、1月	無		5	○			○	有	全て		領収書、支払証明書	可	○			○	有	○		○			可	○			○	有		○				会派の経理責任者、会派会長等		・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（③）※ただし、1人会派を除く	
富山県	射水市	②議員のみ		50		②精算払い		②四半期	8月，11月，2月，5月	有	特別職報酬等審議会	5	○	○	○	○	有	全て		領収書等の原本を添付	可	○	○	○	○	有	○	○	○	○		可		○	○	○	無									
富山県	上市町	④その他	会派又は議員の選択制	10		①前払い		③半年	4，10月	無		5	○		○		有	全て		領収書	可	○		○		有	○	○	○	○	広報・広聴活動、陳情・要望等活動	可	○		○		有			○	○			議長	議員の精算申請時に収支報告書及び領収書を提出させ、議長及び議会事務局が検査を実施	
富山県	立山町	①会派のみ		10		①前払い		④１年	4月	無		5	○		○		有	全て		領収書、会計帳簿	可	○		○		無											有			○					収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出があれば指導・助言を行う	
富山県	入善町	①会派のみ		10		②精算払い		⑤その他	請求のあった日から30日以内に交付	無		5	○		○		有	全て		・全ての支出に係る領収書 ・（経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容）	可	○		○		有	○		○	○	調査研究及び要請、陳情活動等の報告書 ※なお、海外視察は認めていない	可	○		○		有			○	○			会派の経理責任者、会派会長等		・所属議員からの精算払い申請時に領収書を会派の経理責任者に提出させ、会派会長の承認を得る（③） ・収支報告書、領収書等の提出時に確認（④）	
富山県	朝日町	①会派のみ		10		①前払い		③半年	5，11月	無		5	○		○	○	有	全て			可	○		○	○	有	○		○	○		可	○		○	○	有			○					収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	
計	14 団体	① ② ③ ④	9 団体 2 団体 2 団体 1 団体			① ② ③	11 団体 3 団体 0 団体	① ② ③ ④ ⑤	1 団体 4 団体 7 団体 1 団体 1 団体	有	4 団体		① 14 団体	② 6 団体	③ 10 団体	④ 9 団体	14 団体	全て 14 団体	その他 0 団体		14 団体	① 13 団体	② 6 団体	③ 10 団体	④ 10 団体	13 団体	① 13 団体	② 9 団体	③ 12 団体	④ 10 団体		13 団体	① 10 団体	② 5 団体	③ 8 団体	④ 10 団体	13 団体	① 1 団体	② 0 団体	③ 4 団体	④ 11 団体	⑤ 1 団体						
石川県	金沢市	②議員のみ		160		①前払い		②四半期	4，7，10，1月	無		5	○	○		○	有	全て		領収書	可		○		○	有	○	○	○	○	市政報告回答開催報告書	可		○		○	有	○		○		弁護士、公認会計士				収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（①、④）	
石川県	七尾市	④その他	会派又は会派に属さない議員	30		③その他	前払い後、年度末に精算払い	③半年	4，10月	無		5			○		有	全て		領収書（交通費等領収書が取得困難な場合は支出を証明するもの）、契約書写	可			○		有	○	○	○			可			○		有			○					収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	
石川県	小松市	②議員のみ		70		①前払い		②四半期	1，4，7，10月	無		5	○			○	有	全て		領収書	可				○	有	○	○	○	○	調査・活動報告書	可				○	有			○					・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	
石川県	輪島市	②議員のみ		20		③その他	前払いと精算払いの選択制	⑤その他	年度内であれば時期は問わない	無		5	○	○	○	○	有	全て		領収書又はこれに準ずる書類	可		○	○	○	有	○			○	陳情活動等報告書等	可		○	○	○	有			○					・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（④）	

都道府県名	市町村名	交付の対象		議員１人当たりの交付月額（千円／月）		交付方法		交付時期		政務活動費の額を定めるに当たっての第三者（機関）等からの意見聴取の有無		収支報告書の保存期間（年）	収支報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無						収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無								収支報告書等の検査主体										備考
			その他の内容		補足		その他の内容		②～⑤の場合の支払時期		意見聴取した第三者（機関）等の名称		①	②	③	④	添付が義務付けられる範囲		添付が義務付けられる書類等	領収書等の閲覧等の可否	①	②	③	④	添付が義務付けられる書類等（複数選択可） ①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他（会議、陳情活動等報告書等）					その他の内容	活動報告書等の閲覧等の可否	①	②	③	④	検査主体名（複数選択可） ①第三者（個人） ②第三者機関 ③会派 ④議会事務局 ⑤その他					①の内容	②の内容	③の内容	⑤の内容	検査方法	
石川県	珠洲市	②議員のみ		20		②精算払い		④１年	4～5月	無		5	○	○	○	○	有	全て		領収書（領収書の取得が困難な場合は支払証明書）	可		○	○	○	有	○		○	○		可		○	○	○	有				○					議長に提出された収支報告書等について、条例、規則、政務活動費運用マニュアルに沿って執行されているか確認	
石川県	加賀市	②議員のみ		80		①前払い		③半年	４月，10月	無		5	○	○	○		有	全て		・全ての支出に係る領収書 ・（経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容）	可		○	○		有	○	○	○	○	会議費報告書	可		○	○	○	有				○					・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	
石川県	羽咋市	③会派及び議員		20		①前払い		③半年	4,10月	無		5	○	○		○	有	全て		領収書、会計帳簿	可		○		○	有	○	○	○	○	陳情活動等報告書	可		○		○	有				○					・収支報告書及び添付書類を議長に提出後、事務局による書類の精査を行い、ＨＰに掲載（④）	
石川県	かほく市	②議員のみ		20		①前払い		③半年	4,10月	無		5	○	○	○	○	有	全て		領収書又はこれに準ずる書類	可		○			有	○	○	○	○	会議、陳述・要望活動等	可		○	○	○	無										
石川県	白山市	②議員のみ		60		①前払い		③半年	4/25,10/25	無		5	○	○		○	有	全て		領収書	可		○		○	有	○	○	○	○	広報、要請・陳情活動、広聴、会議	可	○	○		○	有				○					・収支報告書及び添付書類を本市議会が定める「政務活動費運用の手引き」によって検査し、不適正な支出等について指導、助言等実施（④）	
石川県	野々市市	③会派及び議員		40		①前払い		③半年	4,10月	無		5	○	○			有	全て		全ての支出に係る領収書等の証拠書類	可	○	○			有			○	○	調査研究要望・陳述	可	○	○			有				○					・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（④）	
石川県	能美市	②議員のみ		50		①前払い		②四半期		無		5	○		○		有	全て		領収書	可				○	有			○			可			○		有				○					・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（②）	
計	11 団体	① ② ③ ④	0 団体 8 団体 2 団体 1 団体			① ② ③	8 団体 1 団体 2 団体	① ② ③ ④ ⑤	0 団体 3 団体 6 団体 1 団体 1 団体	有	0 団体		① 10 団体	② 8 団体	③ 6 団体	④ 7 団体	11 団体	全て 11 団体	その他 0 団体		11 団体	① 1 団体	② 8 団体	③ 5 団体	④ 6 団体	11 団体	① 9 団体	② 7 団体	③ 10 団体	④ 9 団体			11 団体	① 2 団体	② 8 団体	③ 6 団体	④ 8 団体	10 団体	① 1 団体	② 0 団体	③ 0 団体	④ 10 団体	⑤ 0 団体							
福井県	福井市	③会派及び議員		150		①前払い		②四半期	1,4,7,10月	無		5	○		○		有	全て		領収書、領収書を徴することができない場合はそれに代わる証票類	可			○		無												有				○					・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（④）	
福井県	敦賀市	①会派のみ		40		①前払い		④１年	4月	無		5		○	○		有	全て		領収書（交通費等の領収書が取得困難な場合には支出証明書）	可		○	○		有	○	○	○	○	陳情活動等報告書、議会報告会等報告書	可		○	○		有			○	○		会派経理責任者		・会派の経理責任者が確認後、会派の代表者と経理責任者の連名で議長に提出（③） ・議長に提出後、議会事務局にて収支報告書及び添付書類を検査し指導や助言等を実施（④）	
福井県	小浜市	②議員のみ		20		②精算払い		④１年	5月	無		5	○	○			有	全て		全ての支出に係る領収書等の原本	可	○	○			有	○	○	○	○		可	○	○			有				○					領収書および添付書類を検査し、議長が最終確認	
福井県	大野市	②議員のみ		40		①前払い		④１年	5月末まで	有	大野市特別職報酬等審議会	5	○			○	有	全て		領収書又はこれに準ずる書類	可			○	○	有	○	○	○	○	議会報告書等印刷物（原本）	可			○	○	有		○		○	監査委員事務局			・定期監査（②） ・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等を実施（④）	
福井県	勝山市	①会派のみ		30		①前払い		③半年	4,10月	無		5				○	有	全て		領収書（交通費等の領収書が取得困難な場合には支出証明書）	可				○	有	○	○	○			可				○	有			○	○		会派の経理責任者、会派会長等		・所属議員からの精算払い申請時に収支報告書及び領収書を会派の経理責任者に提出させ、確認後、精算払い	
福井県	鯖江市	①会派のみ		50		③その他	会派に概算払い後、最後に精算。	③半年	4，10月	無		5	○	○			有	全て		領収書（交通費等の領収書が取得困難な場合には支出証明書）	可		○			有	○	○	○			可		○			有			○					・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（③）	
福井県	越前市	②議員のみ		60		①前払い		②四半期	4.7.10.1月	無		5	○	○	○	○	有	全て		領収書、出納簿	可	○	○	○	○	有	○	○	○			可	○	○	○	○	有				○					記載漏れ、添付書類等の確認	
福井県	坂井市	①会派のみ		50		①前払い		②四半期	1,4,7,10月	無		10	○	○	○	○	有	全て		支出に係る領収書その他の証拠書類（視察等報告書含む）	可	○	○	○	○	有	○	○	○	○	・会議資料や出席者名簿 ・陳情、要望の内容が分かるもの ・活動内容がわかる写真 ・行程表	可	○	○	○	○	有			○	○		会派の経理責任者、会派会長等		・会派の会計担当者から収支報告書、領収書等を会派の経理責任者に提出させ、確認後、会派の会長や代表等が確認を実施（③） ・議長に提出された収支報告書等について、条例、規則、政務活動費運用マニュアルに沿って執行されているかを精査し、不適正な支出について指導、助言等実施（④）	

都道府県名	市町村名	交付の対象		議員１人当たりの交付月額（千円／月）		交付方法		交付時期		政務活動費の額を定めるに当たっての第三者（機関）等からの意見聴取の有無		収支報告書の保存期間（年）	収支報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無					収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無								収支報告書等の検査主体								備考
																	添付が義務付けられる範囲		添付が義務付けられる書類等	領収書等の閲覧の可否	領収書等の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				添付が義務付けられる書類等（複数選択可） ①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他（会議、陳情活動等報告書等）				その他の内容	活動報告書等の閲覧の可否	活動報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				検査主体名（複数選択可） ①第三者（個人） ②第三者機関 ③会派 ④議会事務局 ⑤その他					①の内容	②の内容	③の内容	⑤の内容	検査方法	
			その他の内容		補足		その他の内容		②～⑤の場合の支払時期		意見聴取した第三者（機関）等の名称			①	②	③	④		全て	その他の内容			①	②	③	④			①	②	③	④		①	②	③	④	⑤					
福井県	高浜町	②議員のみ		9		①前払い		⑤その他	4月	無		5			○		有	全て		領収書、その他根拠資料	可			○		有	○		○	○	要請陳情等活動費への充当の場合、国等に提出した要請書等の写し、活動した内容が分かる報告書等を添付	可			○		有			○				・収支報告書及び添付書類をマニュアルに基づき確認	
計	9 団体	① ② ③ ④	4 団体 4 団体 1 団体 0 団体			① ② ③	7 団体 1 団体 1 団体	① ② ③ ④ ⑤	0 団体 3 団体 2 団体 3 団体 1 団体	有	1 団体		① 6 団体	② 5 団体	③ 6 団体	④ 4 団体	9 団体	全て 9 団体	その他 0 団体		9 団体	① 3 団体	② 5 団体	③ 6 団体	④ 4 団体	8 団体	① 8 団体	② 7 団体	③ 8 団体	④ 5 団体		8 団体	① 3 団体	② 5 団体	③ 5 団体	④ 4 団体	9 団体	① 0 団体	② 1 団体	③ 3 団体	④ 9 団体	⑤ 0 団体						
山梨県	甲府市	①会派のみ		40		①前払い		④１年	4月	無		5	○	○			有	全て		領収書	可	○	○			有	○			○	○	各費用の支出一覧・活動実績報告	可	○	○			有			○				会派の代表者、経理責任者		所属議員から会派経理責任者へ領収書を提出させ、会派代表者を含めて内容を確認後、精算する。	・海外視察については政務活動費の充当を認めていない。 ・条例に基づき、収支報告書への領収書等の添付を義務付けている。
山梨県	富士吉田市	④その他	会派又は議員の選択	20		③その他	会派又は議員に前払い後、所属議員に精算払い	④１年	4月（改選時は6月）	無		5		○	○	○	有	全て		領収書	可		○	○	○	有	○			○	○	会議、陳情活動	可		○	○	○	有			○						・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（④）	
山梨県	山梨市	①会派のみ		15		③その他	会派に前払い後、年度で精算し、残金は返還	③半年	４、10月	無		5	○			○	有	全て		・全ての支出に係る領収書 ・その他の証拠書類 ・経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その書類（明細書等）	可				○	有	○			○				可				○	有			○						・収支報告書及び領収書等を会派の経理責任者に提出させ、確認後、精算処理	
山梨県	韮崎市	①会派のみ		10		①前払い		④１年	4月	無		5	○			○	有	全て		領収書	可	○			○	有	○	○	○			各費用支出一覧・事業実績報告書	可	○			○	有			○						・会派の代表者から精算払い申請時に収支報告書及び領収書を議長に提出させ、事務局の確認後、精算払い（④）	
山梨県	南アルプス市	③会派及び議員		15		①前払い		③半年	4、10月	有	特別職報酬等審議会	5		○	○		有	全て		・全ての支出に係る領収書	可		○	○		有	○		○	○			可		○	○		有			○				会派代表者、会派の経理責任者		・収支報告書及び添付書類の検査を行う。	
山梨県	北杜市	④その他	会派又は議員の選択制	10		①前払い		③半年	4、10月	無		5	○			○	有	全て		領収書、会計帳簿	否					有	○	○	○				可				○	有			○						・会派の代表者から精算払い申請時に収支報告書及び領収書を議長に提出させ、事務局の確認後、精算払い（④）	
山梨県	甲斐市	④その他	会派又は会派に属さない議員	10		①前払い		③半年	4、10月	無		5	○		○		有	全て		領収書またはこれに準ずる書類	可			○		有	○		○	○	要請・陳情活動報告書、会議等報告書	可	○		○		有			○	○			各会派の経理責任者		・所属議員からの領収書等を取りまとめ、支出一覧及び収支報告書を作成（③） ・会派から提出された収支報告書及び領収書を全て検査し、不適切な支出について指導、助言等を実施（④）	・海外視察は、政務活動費の対象としていない。 ・領収書等が徴取できない場合の支払い証明書の添付、調査研究報告書等の添付については「甲斐市議会政務活動費運用基準」で定めている。
山梨県	笛吹市	③会派及び議員		10		①前払い		③半年	4月、10月	無		5	○	○		○	有	全て		領収書 （経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容）	可		○		○	有	○	○	○	○			可	○	○		○	有			○	○			会派の経理責任者、会派会長等		・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（③④）	
山梨県	甲州市	④その他	会派又は議員の選択制	10		①前払い		③半年	4月、10月	有	特別職報酬等審議会	5				○	有	全て		領収書又はこれに準ずる書類	可			○	○	有	○	○	○	○			可			○	○	有			○	○	○		会派の経理責任者	議長	・所属議員からの領収書等を取りまとめ、経理責任者が収支報告書を作成。（③） ・収支報告書及び添付書類等を検査し、不適切な支出については、指導、助言等を議会事務局職員や議長が実施。（④）（⑤）	
山梨県	中央市	④その他	会派又は会派に属さない議員	10		①前払い		③半年	4、10月	有	特別職報酬等審議会	5			○	○	有	全て		領収書又はこれに準ずる書類	可			○	○	有	○						可			○	○	無										
山梨県	身延町	②議員のみ		5		②精算払い		⑤その他	その都度	有	特別職報酬等審議会	5				○	有	全て		領収書	否					無												有			○						収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	
山梨県	富士川町	②議員のみ		3		②精算払い		④１年	5月	無		5	○	○			有	全て		領収書等の証拠書類	可		○			無												有				○				議長	議長は、政務活動費の適正な運用を期すため、収支報告書等が提出されたときは、その内容を審査し、必要に応じ調査を行う等、使途の透明性の確保に努めるものとする。	

都道府県名	市町村名	交付の対象		議員１人当たりの交付月額（千円／月）		交付方法		交付時期		政務活動費の額を定めるに当たっての第三者（機関）等からの意見聴取の有無		収支報告書の保存期間（年）	収支報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無						収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無								活動報告書等の閲覧等の可否	活動報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				収支報告書等の検査主体								備考
			その他の内容		補足		その他の内容		②～⑤の場合の支払時期		意見聴取した第三者（機関）等の名称			①	②	③	④	添付が義務付けられる範囲		添付が義務付けられる書類等	領収書等の閲覧等の可否	領収書等の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可					添付が義務付けられる書類等（複数選択可） ①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他（会議、陳情活動等報告書等）				その他の内容																						
																		その他の内容																												
山梨県	昭和町	②議員のみ		5		①前払い		④１年	4月	無		5	○	○			有	全て		領収書	可		○			有	○		○			可		○			有			○						収支報告書及び領収書等を提出後、議長が調査を実施。	
山梨県	富士河口湖町	③会派及び議員		2		①前払い		③半年	４月に上期，１０月に下期	無		3			○		有	全て		・全ての支出に係る領収書 ・（経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容）	可			○		有	○	○	○			可		○			無										
計	14 団体	① ② ③ ④	3 団体 3 団体 3 団体 5 団体			① ② ③	10 団体 2 団体 2 団体	① ② ③ ④ ⑤	0 団体 0 団体 8 団体 5 団体 1 団体	有	4 団体		① 8 団体	② 6 団体	③ 6 団体	④ 8 団体	14 団体	全て 14 団体	その他 0 団体		12 団体	① 2 団体	② 6 団体	③ 6 団体	④ 6 団体	12 団体	① 12 団体	② 5 団体	③ 11 団体	④ 5 団体		12 団体	① 4 団体	② 5 団体	③ 6 団体	④ 7 団体	12 団体	① 0 団体	② 0 団体	③ 5 団体	④ 9 団体	⑤ 2 団体							
長野県	長野市	①会派のみ		85		①前払い		③半年	4,10月	有	長野市特別職報酬等審議会	5	○		○		有	全て		・全ての支出に係る領収書 ・通信費運搬費…個人宛の電話料金請求書の写し ・出席者負担金、会費、旅費…案内文・資料の写し	可	○		○		有	○	○	○	○	視察及び研修会等への出席のため市外（長野広域圏内市町村を除く）へ旅行した場合は、行政視察報告書を提出することになっている	可	○		○		有			○	○	○			会派の経理責任者	監査委員	③所属議員からの精算払い申請時に収支報告書及び領収書を会派の経理責任者に提出させ、確認後、精算払い ⑤定期監査の際に収支報告書及び領収書書類一式の監査を実施（不定期）	
長野県	松本市	①会派のみ		21		①前払い		④１年	4月	有	特別職報酬等審議会	5	○		○		有	全て			可	○		○		有			○			可	○		○		有				○	○			市長部局担当課	・会派から収支報告書等提出後、議会事務局で検査（④） ・議会事務局の検査後、市長部局で収支報告書等を検査（⑤）	
長野県	上田市	①会派のみ		20		①前払い		④１年	4～5月	有	特別職報酬等審議会	5	○		○		有	全て		・全ての支出に係る領収書 ・その他支出を証する書類	可			○		有	○		○			可	○		○		有			○	○			会派の経理責任者、会派代表等		・所属議員からの精算払い申請時に収支報告書及び領収書を会派の経理責任者に提出させ、確認後、精算払い（③）	
長野県	岡谷市	④その他	会派又は会派に属さない議員	9		①前払い		③半年	４月、１０月	無		5	○				有	全て		全ての支出に係る領収書	可			○		有	○		○			可	○				有			○						収支報告書及び添付書類退出時に適正な支出であるかを職員が確認（④）	
長野県	飯田市	①会派のみ		12		①前払い		④１年		無		5	○	○			有	全て		収支報告書、会計簿、支出伝票（領収書添付）、政務調査研究報告書	可	○	○			有				○	政務調査研究報告書	可	○	○			有			○				市長	議長から報告書の写しの提出を受け、会派のその年度における政務活動費の使途が法の趣旨及び条例で規定した、政務活動費を充てる経費として適当であるか審査し、当該年度における政務活動費の使途として適当と認める額を決定する。決定後、精算	
長野県	諏訪市	③会派及び議員		10		①前払い		③半年	4,10月	無		10	○			○	有	全て			可	○			○	無										有			○						・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（④）	
長野県	須坂市	①会派のみ		15		①前払い		④１年	5月	無		5	○			○	有	全て		領収書その他支出を証する書類（交通費等の領収書が取得困難な場合には支払証明書）	可			○	○	無												有			○						収支報告書及び添付書類について金額等に誤りがないか確認 必要に応じて各会派経理責任者へ詳細を確認	収支報告書の提出に当たり活動報告等の添付について規程はありませんが、「視察を実施した場合には視察報告書を議長に提出すること」の申合せとしている。
長野県	小諸市	③会派及び議員		12		①前払い		④１年	４月	無		5	○				有	全て		領収書	可	○				無					○	可	○			○	有			○						支出内容が政務活動費使途基準に沿っているか確認	
長野県	伊那市	①会派のみ		10		①前払い		④１年	6月	無		5	○	○		○	有	全て		領収書、その他支出を証する書類	可	○	○		○	有	○	○	○			可	○	○		○	有			○						収支報告書及び領収書等添付書類のチェックを実施	
長野県	駒ヶ根市	④その他	会派又は議員	9		①前払い		④１年	４月	無		5	○	○		○	有	全て		会計簿及び領収書等の写し	可	○	○		○	有	○		○			可	○	○		○	無										
長野県	中野市	②議員のみ		8		①前払い		④１年	4月	無		5	○			○	有	全て		すべての支出に係る領収書	可				○	無										有			○						・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	政務活動費の使途について、内規を定め基準を設けている。
長野県	大町市	③会派及び議員		3		①前払い		④１年	年度当初	無		5	○	○		○	有	全て		・全ての支出に係る領収書 ・（経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容）	可		○		○	有	○	○	○	○	会議、陳情活動、県・国要望等	可	○	○		○	有			○						収支報告書及び添付書類について使途、金額等に誤りがないか確認 必要に応じて各会派経理責任者へ詳細を確認	
長野県	飯山市	②議員のみ		10		①前払い		⑤その他	年2回 4月（4～12月分） 1月（1～3月分）	無		5	○		○		有	全て		領収書その他支出を証する書類	可			○		有	○	○	○			可			○		有			○						収支報告書提出時に添付書類や金額について事務局で確認している。	

都道府県名	市町村名	交付の対象		議員１人当たりの交付月額（千円／月）		交付方法		交付時期		政務活動費の額を定めるに当たっての第三者（機関）等からの意見聴取の有無		収支報告書の保存期間（年）	収支報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無									収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無										収支報告書等の検査主体										備考
			その他の内容		補足		その他の内容		②～⑤の場合の支払時期		意見聴取した第三者（機関）等の名称																																		

都道府県名	市町村名	交付の対象		議員１人当たりの交付月額（千円／月）		交付方法		交付時期		政務活動費の額を定めるに当たっての第三者（機関）等からの意見聴取の有無		収支報告書の保存期間（年）	収支報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無							収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無									収支報告書等の検査主体										備考
																	添付が義務付けられる範囲		添付が義務付けられる書類等	領収書等の閲覧の可否	領収書等の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				添付が義務付けられる書類等（複数選択可） ①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他（会議、陳情活動等報告書等）				その他の内容	活動報告書等の閲覧の可否	活動報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				検査主体名（複数選択可） ①第三者（個人） ②第三者機関 ③会派 ④議会事務局 ⑤その他					①の内容	②の内容	③の内容	⑤の内容	検査方法	
			その他の内容		補足		その他の内容		②～⑤の場合の支払時期		意見聴取した第三者（機関）等の名称		①	②	③	④		その他の内容			①	②	③	④			①	②	③	④			①	②	③	④	⑤						
岐阜県	多治見市	①会派のみ		21		①前払い		④１年	4月（年度の途中に新規結成された会派は、結成された日の属する月の翌月）	有	多治見市特別職報酬等審議会	5	○	○			有	全て		領収書など支出を明らかにするもの	可	○	○			有	○	○	○			可	○	○			有			○	○			会派の経理責任者		収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等を実施	
岐阜県	関市	④その他	会派又は会派に属さない議員	10		①前払い		④１年	5月31日までに	有	特別職報酬等審議会	5	○	○	○	○	有	全て		全ての支出に係る領収書又はこれに準ずる書類	可	○	○	○	○	有	○		○	○	備品購入届出書	可	○	○	○	○	有			○					・会派から提出された収支報告書及び領収書等の添付書類を検査し、助言等実施。	・改選の年度は５月～３月の支給となり、１人あたり110,000円/年となる。 ・海外視察は政務活動費の支給対象外としている。
岐阜県	中津川市	①会派のみ		10		①前払い		④１年	4月末日	有	特別職報酬等審議会	5	○	○		○	有	全て		全ての支出に係る領収書	可	○	○		○	有	○		○			可	○	○		○	有			○					・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	
岐阜県	瑞浪市	①会派のみ		10		①前払い		④１年	４月	有	特別職報酬等審議会	5	○	○		○	有	全て		領収書又はそれに準ずる書類	可		○		○	有	○		○	○	・会派報等の成果品 ・図書資料等の表紙の写し	可		○		○	有			○					収支報告書及び添付書類の内容、使途の適正について確認。	
岐阜県	羽島市	①会派のみ		7		①前払い		④１年		無		5	○			○	有	全て		領収書またはこれに準ずる書類の写し	可	○			○	無											有			○					・提出書類の記載内容および必要書類の添付の有無を確認。	・行政視察報告書は収支報告書への添付を義務付けていないが、すべての会派が添付している。（HPには公開していないが、情報公開請求があれば公開している。）
岐阜県	恵那市	②議員のみ		10		②精算払い		③半年	3,9月	無		5	○	○			有	全て		領収書・会計帳簿	可	○	○			有	○	○	○			可	○	○			有			○					・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	
岐阜県	美濃加茂市	①会派のみ		10		①前払い		⑤その他	毎年度４月末	無		7	○				有	全て		領収書、明細書	可	○				有	○	○	○	○		可		○			有			○			会派の経理責任者、会派会長等		・収支報告書及び添付書類を各会派の経理責任者、会派会長等が確認後、議長に提出（③）	
岐阜県	土岐市	①会派のみ		13		①前払い		④１年	4	無		5	○				有	全て		領収書、その他当該支出の事実を証する書類	可	○				有	○		○			可	○				有			○					収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	
岐阜県	各務原市	③会派及び議員		30		①前払い		③半年	4、10月	有	特別職報酬等審議会	5	○				有	全て		領収書、振替口座通帳のコピー （クレジットカード払いで領収書がない場合は、請求書に口座引き落とし日を補記することで添付の必要なし）	可	○				有	○		○	○		可	○				有			○						・政務活動費での海外視察は認めていない ・収支報告書への領収書・活動報告書の添付の義務付けは、「政務活動費使途基準運用指針」「政務活動費FAQ」に基づき処理している ・「収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無」のうち「領収書等の公開方法」、「収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無」のうち「活動報告書の公開方法」については、令和6年度執行分までは③
岐阜県	可児市	④その他	会派又は会派に属さない議員	20		①前払い		④１年	4月	有	特別職報酬等審議会	5	○	○			有	全て		領収書（交通費等の領収書が取得困難な場合は支出証明書）、会計帳簿	可	○	○			有	○	○	○	○		可	○	○			有			○	○	○	会派の経理責任者、会派代表者等	議長・監査委員	③所属議員からの精算払い申請時に収支報告書及び領収書を経理責任者に提出させ、確認後精算払い ④収支報告書一式を事務局内にて内容検査 ⑤さらに議長が内容検査 ⑤年度終了後、監査委員事務局にて内容を最終検査	
岐阜県	山県市	②議員のみ		20		①前払い		②四半期	1,4,7,10月	無		5	○	○		○	有	全て		領収書（交通費等の領収書が取得困難な場合には支出証明書）	可	○	○		○	有	○		○	○	陳情活動等記録書	可	○	○	○	○	有			○					添付資料の有無確認、計算検算、誤字脱字確認	
岐阜県	飛騨市	②議員のみ		10		②精算払い		②四半期	6,9,12,3月	無		5	○		○	○	有	全て		基本は全ての領収書。ただし、車賃（ガソリン代・キロ20円で計算）については添付を求めていない。	可			○	○	有	○	○	○			可	○		○	○	有			○					・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	
岐阜県	本巣市	④その他	会派又は議員	20		①前払い		⑤その他	4,8,12月	無		5				○	有	全て		領収書、購入図書の写し	可				○	有	○			○	陳情活動等報告書	可				○	無									

都道府県名	市町村名	交付の対象		議員１人当たりの交付月額（千円／月）		交付方法		交付時期		政務活動費の額を定めるに当たっての第三者（機関）等からの意見聴取の有無		収支報告書の保存期間（年）	収支報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無							収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無										収支報告書等の検査主体										備考
																	添付が義務付けられる範囲			領収書等の閲覧等の可否	領収書等の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				添付が義務付けられる書類等（複数選択可） ①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他（会議、陳情活動等報告書等）					活動報告書等の閲覧等の可否	活動報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				検査主体名（複数選択可） ①第三者（個人） ②第三者機関 ③会派 ④議会事務局 ⑤その他					①の内容	②の内容	③の内容	⑤の内容	検査方法	
			その他の内容		補足		その他の内容		②～⑤の場合の支払時期		意見聴取した第三者（機関）等の名称			①	②	③	④		その他の内容	添付が義務付けられる書類等						①	②	③	④	その他の内容			①	②	③	④			①	②	③	④	⑤					
岐阜県	郡上市	②議員のみ		10		③その他	議員に前払い後、精算払い	④１年	4月	有	郡上市特別職報酬等審議会	5	○	○	○		有	全て		・全ての支出に係る領収書 ・（経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容）	可		○	○		有	○	○	○			可		○	○		有				○							・議員からの収支報告書及び領収書を事務局に提出させ、確認後、前払いしている活動費の精算を行う（④） ・収支報告書及び領収書を議長に提出後、ＨＰ掲載前に事務局で確認をしている（④）	
岐阜県	下呂市	③会派及び議員		10		②精算払い		③半年	10,4月	無		5	○	○		○	有	全て		領収書、その他議長が必要と認める書類	可	○	○		○	有	○	○	○			可	○	○		○	有				○	○		議会改革特別委員会	収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について協議、指導、助言等実施	
岐阜県	白川村	①会派のみ		10		①前払い		④１年	4月	無		5		○			無									有			○								有						会派の経理責任者、会派の代表者		・書類決裁（③）	
計	18 団体	① ② ③ ④	7 団体 4 団体 4 団体 3 団体			① ② ③	13 団体 4 団体 1 団体	① ② ③ ④ ⑤	0 団体 3 団体 3 団体 9 団体 3 団体	有	7 団体		① 16 団体	② 12 団体	③ 5 団体	④ 9 団体	17 団体	全て 17 団体	その他 0 団体		17 団体	① 13 団体	② 11 団体	③ 5 団体	④ 9 団体	16 団体	① 15 団体	② 8 団体	③ 15 団体	④ 8 団体		15 団体	① 11 団体	② 11 団体	③ 5 団体	④ 7 団体	17 団体	① 0 団体	② 0 団体	③ 4 団体	④ 15 団体	⑤ 2 団体							
静岡県	静岡市	①会派のみ		250		①前払い		②四半期	1.4.7.10月	有	特別職報酬等審議会	5	○		○		有	全て		・すべての支出に係る領収書 ・やむを得ない理由により領収書を徴収ができないものについては、会派の代表者が発行する支払証明書	可	○		○		有	○	○	○	○	要請・陳情活動等報告書	可	○		○		有			○						政務活動費に適した使用であるか、必要な帳票や、報告書があるか、収支報告の金額に誤りがないか等を主眼に、職員が全帳票を点検	
静岡県	浜松市	①会派のみ		150		③その他	概算払い、出納閉鎖までに精算処理	③半年	4,10月	有	特別職報酬等審議会	5	○		○		有	全て		領収書、報告書、成果物、契約書、雇用通知書ほか	可	○		○		有	○	○	○	○	報告書等	可	○		○		有			○						・収支報告書、領収書等の添付書類等議長へ提出すべき書類全てを検査し、支出内容についての助言等を実施（④）	
静岡県	沼津市	④その他	会派又は会派に属さない議員	40		③その他	会派に前払い後、所属議員に精算払い（交付金の清算・返納有）	③半年	5,10月	有	沼津市特別職報酬等審議会	5	○	○		○	有	全て		領収書（領収書が取得困難な場合には支出証明書）	可	○	○		○	有	○	○	○	○		可	○	○		○	有			○	○		会派の経理責任者、会派代表者		所属議員から各会派の経理責任者へ支出伝票及び領収書を提出させ、経理責任者が内容を確認後、精算払いする。年度末に経理責任者が収支報告書・支出明細書を作成し、すべての支出伝票・領収書等証拠書類を添付の上、議長に提出する。議長の指示のもと、事務局ですべての書類について、条例や申し合わせ等に基づいた支出であるかを確認する。	
静岡県	三島市	①会派のみ		15		①前払い		④１年	4月（改選に当たる年は任期開始となる5月）	有	三島市特別職報酬等審議会	5	○	○			有	全て		・領収書（旅費条例の規定に基づく旅費以外の全ての領収書） ・旅費算出根拠書類	可	○	○		○	有	○			○	研修内容が分かる書類	可	○	○		○	有			○	○		会派の経理責任者、会派長		・所属議員は、会派長・経理責任者の許可を経て支出し、経理責任者に領収書の原本を提出する。（③） ・各会派から提出された収支報告書及び領収書等添付書類を事務局で確認する。（④）	・交付対象を①「会派のみ」としているが、政務活動費の交付においては1人会派を認めている。 ・収支報告書・領収書・活動報告書の公開方法②については、「市政情報公開コーナー」に常備している。 ・収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの内容については、現在海外視察を実施していないため、選択なしとする。
静岡県	富士宮市	④その他	会派又は会派に属さない議員	25		①前払い		④１年	4月（改選期は5月）	無		5	○	○		○	有	全て		・全ての支出に係る領収書	可	○	○		○	有	○		○	○	領収書等（支出を証明する書類として領収書、受領書、振込受領書その他これに類する書類を添付）なお、会派の調査研究活動に係る交通費、宿泊費等は市の旅費規程を準用。	可	○	○		○	有			○						収支報告書及び添付書類を検査し、不足等ないか確認している。	
静岡県	島田市	②議員のみ		17		①前払い		④１年	4月	有	特別職報酬等審議会	5	○	○			有	全て		全ての支出に係る領収書	可	○	○			有	○	○	○	○	年間の調査研究その他の活動概要、広報紙	可	○	○			有			○	○			市当局総務担当課	・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（④⑤）	
静岡県	富士市	①会派のみ		32		①前払い		④１年	4月	無		5	○	○		○	有	全て		領収書又はこれに準ずる書類、会計帳簿	可		○		○	有	○	○	○	○	○	事業実績書	可		○		○	有			○	○		会派の経理責任者、会派会長等			

都道府県名	市町村名	交付の対象		議員１人当たりの交付月額（千円／月）		交付方法		交付時期		政務活動費の額を定めるに当たっての第三者（機関）等からの意見聴取の有無		収支報告書の保存期間（年）	収支報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無							収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無									収支報告書等の検査主体										備考
																	添付が義務付けられる範囲			領収書等の閲覧等の可否	領収書等の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				添付が義務付けられる書類等（複数選択可） ①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他（会議、陳情活動等報告書等）					活動報告書等の閲覧等の可否	活動報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				検査主体名（複数選択可） ①第三者（個人） ②第三者機関 ③会派 ④議会事務局 ⑤その他											
			その他の内容		補足		その他の内容		②～⑤の場合の支払時期		意見聴取した第三者（機関）等の名称		①	②	③	④			添付が義務付けられる書類等																											
																		その他																									
静岡県	磐田市	①会派のみ		25		③その他	会派に概算払い、年度費用が確定した後、精算を行う。	③半年	4,10月	有	特別職報酬等審議会	10	○	○			有	全て		収支報告書、会計簿、全ての支出にかかる領収書（ただし、旅費は旅費計算書）	可	○	○			有	○	○	○	○	政務活動費を支出して作成した印刷物	可	○	○			有				○					収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（④）	
静岡県	焼津市	①会派のみ		25		①前払い		④１年	4月	無		5	○	○	○		有	全て		領収書、領収書がない場合は支出がわかる書類	可	○	○	○		有	○	○	○	○		可	○	○	○		有				○					・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導	1人であっても会派と認め、支給している
静岡県	掛川市	①会派のみ		30		①前払い		④１年		無		5	○	○		○	有	その他	料金が明示されている公共交通機関の領収書以外は、領収書の提出が必要。	収支報告書、会計帳簿、支出明細書、領収書、視察資料等	可	○	○		○	有	○	○	○	○		可		○		○	有				○	○		市長部局法務担当課		会派からの収支報告書提出後、議会事務局で内容を確認。その後、法務担当課が確認後、報告完了としている。	
静岡県	藤枝市	④その他	会派又は会派に属さない議員	25		①前払い		④１年	４月	有	特別職報酬等審議会	10	○			○	有	全て		全ての支出に係る領収書（活動内容の報告書・研修会資料・印刷物等）	可	○			○	有	○	○	○			可				○	有				○					年度末に会派の経理責任者または会派に属さない議員から収支報告書及び領収書等の提出を受けた際に、確認を実施し、残余金がある場合は返還を求める	
静岡県	御殿場市	①会派のみ		17		①前払い		④１年	4月	無		5	○	○			有	全て		領収書（領収書が取得困難な場合には支払証明書）、会計帳簿、契約書（委託、リースの場合）、成果品（委託、広報紙の場合）	可				○	有	○					可				○	有				○	○	会派の経理責任者		・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（③④）	左記「交付の対象」の会派とは、所属議員が１人の場合も会派とみなす。 添付書類は、政務活動費の手引きに基づき、処理している。
静岡県	袋井市	③会派及び議員		25		①前払い		④１年	４月	無		5	○	○	○	○	有	全て		・支出明細書 ・物品購入等支出報告書 ・支払明細	可	○	○	○	○	有			○			可	○	○	○	○	有				○	○		市監査委員事務局		・会派及び議員からの収支報告時に収支報告書及び領収書を提出いただき、事務局にて確認後、精算。（④） ・収支報告書及び領収書を議長に提出後、ＨＰ掲載前に市監査委員事務局による検査を実施（⑥）	
静岡県	裾野市	④その他	会派又は会派に属さない議員	23		①前払い		③半年	5月、11月	有	特別職報酬等審議会	5	○		○	○	有	全て		会計帳簿、領収書（無い場合は支払証明書）、支出整理簿、備品台帳	可	○		○	○	有	○	○	○	○	政務調査研究活動内容報告書	可			○	○	有			○	○		会派の経理責任者・会派代表者		収支報告書及び添付書類の内容確認を行う	
静岡県	湖西市	②議員のみ		10		①前払い		④１年	4月（改選時は5月）	無		5	○	○	○		有	全て		領収書（困難なときは支出証明書）、会計帳簿、支出伝票、旅費内訳書	可	○	○	○		有	○	○	○	○	要請・陳情及び政務活動報告会・公聴会等開催に伴う報告書	可	○	○	○		有			○					・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出や書類不備について指導、助言等実施	
静岡県	伊豆市	③会派及び議員		15		①前払い		⑤その他	４月・11月	無		5	○	○			有	全て		会計帳簿等	可	○	○			有	○		○			可	○	○			有				○					議会事務局が支払伝票、領収書の金額と内容及びその他添付書類の内容を検査し、指導、助言等を実施	
静岡県	菊川市	④その他	会派又は会派に所属していない議員	8	年額10万	③その他	会派は前払い後、所属議員に精算払い 会派に所属していない議員は前払い	④１年	申請があった時	有	特別職報酬等審議会	5	○		○	○	有	全て		全ての支出に係る領収書、その他証拠書類	可			○	○	有	○	○	○			可			○	○	有				○					政務活動費の収支報告書を作成し、領収書原本及びその他の証拠書類を当該収支報告書に添付し提出	
静岡県	伊豆の国市	③会派及び議員		15		①前払い		④１年	５月	無		5	○			○	有	全て		・交通費や宿泊費等の一部を除く全ての支出に係る領収書 ・調査研究費等における活動内容の報告書	可				○	有	○	○	○			否					有				○					・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について助言等実施	
静岡県	函南町	③会派及び議員		10		①前払い		④１年	4月	無		5	○	○			有	全て		領収書（交通費等の領収書が取得困難な場合には支出証明書）	可	○	○			無											無										
静岡県	清水町	①会派のみ		13		③その他	会派に概算払い、後、年度費用が確定した後、精算を行う。	④１年	６月	無		5	○			○	有	全て		支出に係る領収書またはそれに準ずる書類（JR、バス等公共交通機関の利用経費は除く）	可				○	有	○	○	○	○		可				○	有				○					収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	
静岡県	長泉町	③会派及び議員		13		①前払い		④１年	4月	無		5	○		○	○	有	全て		政務活動費による支出に係る領収書その他の証拠書類の写し	可	○		○	○	有	○					可	○		○	○	有			○	○		会派の経理責任者、会派会長等		・会派の経理責任者が領収書等を基に照査し、確認印を押印後、会派代表者が検査を実施(③) 議会事務局で議長提出前の最終確認を実施(④)	

都道府県名	市町村名	交付の対象		議員１人当たりの交付月額（千円／月）		交付方法		交付時期		政務活動費の額を定めるに当たっての第三者（機関）等からの意見聴取の有無		収支報告書の保存期間（年）	収支報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無						収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無								収支報告書等の検査主体							備考
			その他の内容		補足		その他の内容		②～⑤の場合の支払時期		意見聴取した第三者（機関）等の名称		① ② ③ ④				添付が義務付けられる範囲		添付が義務付けられる書類等	領収書等の閲覧等の可否	領収書等の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				添付が義務付けられる書類等（複数選択可） ①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他（会議、陳情活動等報告書等）				その他の内容	活動報告書等の閲覧等の可否	活動報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				検査主体名（複数選択可） ①第三者（個人） ②第三者機関 ③会派 ④議会事務局 ⑤その他					①の内容	②の内容	③の内容	⑤の内容	検査方法	
																					①	②	③	④														
静岡県	小山町	③会派及び議員		13		①前払い		④１年	おおよそ５月	無		5			○		有	全て		領収書	可		○	○		有	○	○	○	○	会議内容	可		○	○		有			○	○				経理責任者（議員）		・収支報告書及び添付書類を検査	
静岡県	森町	②議員のみ		10		①前払い		④１年	4月	無		5		○			有	全て		全ての支出に係る領収書	可		○			有	○	○	○	○	会議、陳情活動等報告書等活動内容の分かるもの	可		○			有					○				監査委員	収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	
計	23 団体	① ② ③ ④	9 団体 3 団体 6 団体 5 団体			① ② ③	18 団体 0 団体 5 団体	① ② ③ ④ ⑤	0 団体 1 団体 4 団体 17 団体 1 団体	有	9 団体		① 21 団体	② 14 団体	③ 9 団体	④ 11 団体	23 団体	全て 22 団体	その他 0 団体	23 団体	① 16 団体	② 14 団体	③ 9 団体	④ 12 団体	22 団体	① 21 団体	② 16 団体	③ 19 団体	④ 14 団体		21 団体	① 12 団体	② 13 団体	③ 9 団体	④ 11 団体	22 団体	① 0 団体	② 0 団体	③ 7 団体	④ 21 団体	⑤ 4 団体						
愛知県	名古屋市	①会派のみ		500		①前払い		①毎月		無		5	○		○	○	有	全て		領収書、その他の当該支出の事実を証する書類	可			○	○	無											有			○				把握していない		会派における検査方法は把握していない。記入漏れ、記入誤り、検算等の形式的なチェック作業は市会事務局にて行っている。	
愛知県	豊橋市	②議員のみ		90		①前払い		③半年	4月,10月	無		5	○	○			有	全て		・領収書等の証拠書類（旅費を除く） ・旅費内訳書 ・経費の性質上、領収書に添付すべき書類（雇用契約書、広報紙等）	可		○	○		有	○	○				可	○	○			有			○						・収支報告書及び添付書類を検査し、不適切な支出について指導、助言等実施（④）	
愛知県	岡崎市	④その他	会派又は会派に属さない議員	50		①前払い		③半年	4，10月	無		5	○				有	全て		・原則すべての支出に係る領収書	可	○				有	○	○	○			可	○				無									・収支報告書への領収書の添付は、取扱要領で規定
愛知県	一宮市	②議員のみ		50		①前払い		④１年	当該年度の最初の月の15日	無		5	○	○			有	全て		収支報告書を提出するときは、その支出に係る領収書等の原本を併せて提出しなければならない。ただし、旅費については、「旅費計算書」を添付することで、これに代える。	可			○		無											有			○						・収支報告書、領収書又はこれに準ずる書類を議長に提出後、残余がある場合は返還。（④）	
愛知県	瀬戸市	②議員のみ		13		①前払い		④１年	4月（改選期は5月）	無		5	○	○			有	全て		・全ての支出に係る領収書（旅費については、経路を報告することとし、航空運賃以外は領収書の添付を省略できる。）	可	○	○			有	○		○			可	○	○			有			○						・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（④）	海外視察については行っていない
愛知県	半田市	②議員のみ		13		②精算払い		⑤その他	活動実施後	無		5	○	○			有	全て		全ての支出に係る領収書その他支出を証する書類の写し	可	○	○			有	○		○			可	○	○			有			○				議長		議会に政務活動費管理委員会を設置しています。 議員は事前に計画書を提出し、政務活動費管理委員会で計画内容が適切な使途であるかが諮られます。また、事後に成果報告書を提出し、同じく政務活動費管理委員会で、領収書を確認しその支出が適切であったかなど確認・協議の後、交付されます。	
愛知県	春日井市	①会派のみ		30		①前払い		④１年		無		5		○			有	全て		・旅費を除く支出に係る全ての領収書（旅費のうち航空賃については領収書必要） ・旅費の積算明細書 ・図書、資料等を購入した場合は、各表紙の写し ・会派広報紙、資料を作成した場合は成果品	可		○			無											有			○	○			会派代表者		・収支報告書及び領収書等添付書類を会派の経理責任者に提出させ、確認（③） ・各会派作成の収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（④）	・領収書は、交付規程において収支報告書への添付を義務付けている。 ・視察・研修時の活動報告書（①～④）は、実施要領において提出を義務付けている。
愛知県	豊川市	①会派のみ		23		①前払い		④１年	5月	無		5	○	○		○	有	全て		・領収書 ・請求書及び計算書、行程表（旅費の場合）	可		○		○	有	○	○	○			可				○	有			○						・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	
愛知県	津島市	①会派のみ		13		①前払い		③半年	4，10月	無		5	○			○	有	全て		領収書またはこれに準ずる書類	可	○			○	有	○		○	○	要請・陳情活動報告書	可	○			○	無										
愛知県	碧南市	①会派のみ		20		①前払い		④１年		無		5	○	○		○	有	全て		領収書（交通費等の領収書が取得困難な場合には支払証明書）	可				○	有			○			可	○	○		○	無										
愛知県	刈谷市	③会派及び議員		19		①前払い		④１年	4月	無		5	○	○			有	全て		旅費以外のすべての支出に係る領収書	可	○	○			無											有			○				議長		・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（⑤）	交付額は年額225,000円
愛知県	豊田市	④その他	会派又は会派に属さない議員	50		①前払い		④１年	4月	有	豊田市議員報酬等及び特別職の給料に関する審議会	5	○	○			有	全て		領収書（旅費規定に基づく交通費は行程表）、領収書等の証拠書類を徴し難い場合には、会派の代表者又は議員が支出を証明する書類の写し	可		○			有	○	○	○			可		○			有			○						収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	政務活動費は、1人当たり600,000円/年を一括で交付
愛知県	安城市	④その他	会派又は会派に属さない議員	30		①前払い		④１年	4月	有	安城市政務調査費検討委員会	5	○	○			有	全て		領収書、交通通信費支出明細書、政務活動費支払証明書、経費内訳書	可		○			有	○	○	○	○	陳情活動	可		○			有			○						議会事務局及び正副議長により、収支報告書及び添付書類のチェック等を行う	

都道府県名	市町村名	交付の対象		議員１人当たりの交付月額（千円／月）		交付方法		交付時期		政務活動費の額を定めるに当たっての第三者（機関）等からの意見聴取の有無		収支報告書の保存期間（年）	収支報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無							収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無										収支報告書等の検査主体										備考
																	添付が義務付けられる範囲		添付が義務付けられる書類等	領収書等の閲覧の可否	領収書等の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可					添付が義務付けられる書類等（複数選択可） ①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他（会議、陳情活動等報告書等）					活動報告書等の閲覧等の可否	活動報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				検査主体名（複数選択可） ①第三者（個人） ②第三者機関 ③会派 ④議会事務局 ⑤その他					①の内容	②の内容	③の内容	⑤の内容	検査方法	
			その他の内容		補足		その他の内容		②～⑤の場合の支払時期		意見聴取した第三者（機関）等の名称							その他の内容							その他の内容																		
													①	②	③	④					①	②	③	④					①	②	③	④	⑤						
愛知県	西尾市	①会派のみ		20		①前払い		④１年	4月	無		5	○	○		○	有	全て		・全ての支出に係る領収書（ただし、旅費は代表者の支払証明書及び事務局が事前確認した旅費計算書、領収書が発行されない場合はそれに代わる証拠書類）	可				○	有	○		○			可	○	○		○	有			○				・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（④）	
愛知県	蒲郡市	①会派のみ			24	①前払い		③半年	4，10月	無		5	○		○		有	全て		・全ての支出に係る領収書 ・（経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容）	可	○		○		無															無										
愛知県	犬山市	③会派及び議員		15		①前払い		④１年	4月（年度の途中に議員任期が満了するときは6月）	無		5	○	○		○	有	全て		現金出納簿、支出伝票、領収書	可	○	○		○	有	○	○	○	○	研究会等開催実績報告書	可	○	○		○	有			○	○		会派の経理責任者、会派会長等		・所属議員からの精算払い申請時に収支報告書及び領収書を会派の経理責任者に提出させ、確認後、精算払い（③） ・会派等からの収支報告書及び領収書を事務局で確認後、残額の返納通知書を交付し、精算（④）	
愛知県	常滑市	①会派のみ		9		①前払い		④１年	4月	無		5	○	○			有	全て		領収書	可	○	○			有	○		○			可	○	○			有			○					収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（④）	
愛知県	江南市	①会派のみ		13		①前払い		④１年	4月1日（当該年度の途中において議員の任期が満了する場合は6月1日）	無		5	○		○	○	有	全て		・政務活動費に係る経費の支払いの際には必ず領収書を徴する ・領収書を徴することが困難な場合は、会派の代表者の支払証明書をもってこれに代えることができる ・公共交通機関を利用する場合は適用しない	可				○	無															有			○	○				収支報告書という名目ではないが、同等である政務活動費調を決算審査の資料として監査委員へ提出している。	④提出された収支報告書と領収書等の添付書類に不備がないか検査する。	・政務活動費の交付対象として会派のみとしているが、所属議員が１人（無所属）の場合も支給している ・議員１人あたりの交付月額について年額で15万円交付しているため、月額に換算すると12500円となる。 ・収支報告書の公開方法について政務活動費の交付に関する条例で個別に閲覧規定があり優先されるが、規程されていない部分については、情報公開条例に準じて行われる。
愛知県	小牧市	④その他	会派及び会派に属さない議員	25		③その他	会派に前払い後、会派に精算払い	④１年	4月	無		5	○				有	全て		・全ての支出に係る領収書（ただし、領収書を徴しがたい場合は会派代表者による支払証明書を領収書に代えることができる）	可				○	有	○		○	○	要請・陳情活動報告書	可	○				無										
愛知県	稲沢市	④その他	会派に属する議員は会派に、会派に属さない議員には議員個人に交付	20		①前払い		③半年	4，10月	無		5	○	○		○	有	全て		・全ての支出に係る領収書 ・（経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容）	可		○		○	有	○					可		○		○	有		○	○			会派の経理責任者及び会派会長		収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等を実施	
愛知県	新城市	③会派及び議員		13	月額 12，500円	①前払い		④１年	4月	無		5	○	○		○	有	全て		領収書又はこれに準ずる書類を添付	可	○	○		○	有	○	○	○	○	要請・陳情を行った場合は、要請・陳情書等の写し、提出した相手方の名簿及び受理者の名刺の写しを報告書に添付して提出すること。	可	○	○		○	有			○							
愛知県	東海市	①会派のみ		18		③その他	概算払い	④１年	4月	無		5	○		○	○	有	全て		旅費規程に基づく旅費以外で徴収できるもの全て	可			○	○	有	○		○			可			○	○	有			○				収支報告書及び添付書類を検査し、不適切な支出について指導、助言等実施	
愛知県	大府市	①会派のみ		15		①前払い		④１年	4月	無		5	○		○	○	有	全て		領収書（領収書が取得困難な場合には、支払い証明）	可			○	○	有	○		○			可	○		○	○	有			○				・会派の経理責任者に収支報告書及び添付書類を提出させ、確認後、精算を行う（③）	
愛知県	知多市	①会派のみ		17	正確には月額 16，500円	①前払い		④１年	年度当初	無		5	○	○			有	全て		全ての支出に係る領収書（交通費等の領収書が取得困難な場合は旅費精算書等で代替）	可	○	○			有	○	○	○			可	○	○			有			○				・収支報告書及び添付書類を検査し、不適切な支出については指導、助言等実施（④）	
愛知県	知立市	③会派及び議員		15		①前払い		④１年	4月	無		5	○	○		○	有	全て		領収書又はこれに準ずる書類	可	○	○		○	有	○	○	○			可	○	○		○	有			○				領収書の添付は規則で規定し、活動報告書の提出は手引きに明記し運用している。	

都道府県名	市町村名	交付の対象		議員１人当たりの交付月額（千円／月）		交付方法		交付時期		政務活動費の額を定めるに当たっての第三者（機関）等からの意見聴取の有無		収支報告書の保存期間（年）	収支報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無					収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無								収支報告書等の検査主体									備考
			その他の内容		補足		その他の内容		②～⑤の場合の支払時期		意見聴取した第三者（機関）等の名称		①	②	③	④	添付が義務付けられる範囲		添付が義務付けられる書類等	領収書等の閲覧等の可否	領収書等の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				添付が義務付けられる書類等（複数選択可） ①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他（会議、陳情活動等報告書等）					その他の内容	活動報告書等の閲覧等の可否	活動報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				検査主体名（複数選択可） ①第三者（個人） ②第三者機関 ③会派 ④議会事務局 ⑤その他					①の内容	②の内容	③の内容	⑤の内容	検査方法	
																					①	②	③	④							①	②	③	④	⑤						
愛知県	尾張旭市	③会派及び議員		20		①前払い		③半年	4，10月（改選期は5，10月）	無		5	○				有	全て		・全ての支出に係る領収書等の写し ・政務活動費収支報告明細書	可	○				有	○	○	○	○	・広報費及び広聴費に係る書類 ・要請・陳情活動実績報告書	可	○						会派及び議員	議長	・収支報告書及び添付書類に矛盾がないか検査を実施（④） ・収支報告書及び添付書類を審査し、不適正な支出について指導（⑤）	収支報告書への領収書・活動報告書等の添付の義務付けを、規則、申し合わせ事項、手引きに基づき処理している。
愛知県	高浜市	①会派のみ		15		①前払い		④１年	４月	無		5	○	○		○	有	全て		領収書又はこれに準ずる書類	可				○	有	○		○			可				○	有			○					
愛知県	岩倉市	③会派及び議員		15		①前払い		④１年		無		5	○	○			有	全て		領収書	可	○	○			有	○		○	○		可	○	○			有			○				収支報告書及び添付書類を複数人で検査し、不適正な支出等がないか確認する。	
愛知県	豊明市	②議員のみ		13		①前払い		④１年	４月	無		10	○				有	全て		領収書、会計帳簿	可	○				無											無						
愛知県	日進市	②議員のみ		13		①前払い		④１年	4月	無		5	○	○			有	全て		領収書（交通費等の領収書が取得困難な場合には、領収書等を徴し難い事情があった支出の明細書）、会計帳簿	可	○	○			有	○	○	○	○	要請・陳情活動の場合、報告書及び陳情等を行ったことが分かる資料	可	○	○						○			有			○				収支報告書及び添付資料を検査し、不適正な支出について助言等実施	日進市議会政務活動費運用指針に基づき処理している。
愛知県	田原市	①会派のみ		20		①前払い		④１年	5月31日まで	無		5	○				有	全て		領収書	可	○				有	○	○	○			可	○				有			○				・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（④）	交付の対象＝会派に交付（議員が会派を結成しないときは、当該議員を１の会派とみなす）
愛知県	清須市	③会派及び議員		15		①前払い		③半年	4,10月	無		5				○	有	全て		・全ての支出に係る領収書 ・やむを得ない理由により領収書を添付できない時は、会派代表者及び議員の支払い証明書をもってこれに代えることができる。	可				○	有	○	○	○	○	会議、要請・陳情活動、資料作成・購入、広報報告書等	可				○	有			○	○		会派の経理責任者、会派の代表者		・所属議員から収支報告書及び領収書を会派の経理責任者に提出（③） ・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（④）	
愛知県	北名古屋市	②議員のみ		25		①前払い		④１年		無		5	○	○			有	全て		全ての支出に係る領収書	可	○	○			有	○	○	○			可	○	○			有				○	議長、監査課	・議長による内部監査を11月に実施。（監査対象：4月から9月分）前年度の交付に係る政務活動費の、収支報告書は4月30日までに議長に提出する。 ・監査課による政務活動費監査を6月に実施	
愛知県	みよし市	④その他	会派又は会派に属さない議員	15		①前払い		④１年	申請があったとき	無		5		○		○	有	全て		領収書	可		○		○	有			○	○	政務活動費実施報告書	可		○		○	有			○				・収支報告書及び添付書類を確認し、不適正な支出について助言等実施（④）	
愛知県	長久手市	②議員のみ		10		①前払い		④１年	4月	無		5	○	○			有	全て		全ての支出に係る領収書	可		○			有	○		○			可	○	○			有			○				・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	
愛知県	東郷町	②議員のみ		10		①前払い		④１年	5月	無		5	○			○	有	全て		全ての支出に係る領収書	可				○	有			○			可				○	有	○		○		議長 副議長			・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（①④）	
愛知県	大口町	②議員のみ		10		②精算払い		⑤その他	４、10月（半年又は１年分）	無		10	○				有	全て		領収書	可	○				有	○	○	○			可	○				有			○				・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言、撤回等実施（④）	
愛知県	扶桑町	③会派及び議員		5		①前払い		④１年	4月	無		5	○	○		○	有	全て		領収書	可		○		○	有			○			可		○		○	有			○	○		会派の経理責任者、会派会長等		収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施。	
愛知県	蟹江町	③会派及び議員		5		①前払い		③半年	４・10月	無		5	○	○		○	有	全て		全ての支出に係る領収書（経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容）	可		○		○	無													有			○	○			会派の会計担当		収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について、指導、助言等実施（④）	
愛知県	阿久比町	①会派のみ		5		①前払い		④１年	4月	無		5		○		○	有	全て		全ての支出に係る領収書・調査研究費における 活動内容の報告書・資料作成費における作成資料	可		○		○	無													有				○					収支報告書及び領収書を検査する。	
愛知県	東浦町	①会派のみ		5		①前払い		④１年		無		5				○	有	全て		領収書	可				○	無											有			○				収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（④）	
愛知県	幸田町	③会派及び議員		10		①前払い		④１年	4月	無		5				○	有	全て		全ての支出に係る領収書	可				○	有	○	○	○			可				○	有			○	○		会派の経理責任者		・会派の経理責任者が精算時に収支報告書及び添付書類を検査し、確認後、事務局に提出（③） ・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（④）	

都道府県名	市町村名	交付の対象		議員１人当たりの交付月額（千円／月）		交付方法		交付時期		政務活動費の額を定めるに当たっての第三者（機関）等からの意見聴取の有無		収支報告書の保存期間（年）	収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無								収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無									収支報告書等の検査主体								備考
			その他の内容		補足		その他の内容		②～⑤の場合の支払時期		意見聴取した第三者（機関）等の名称		収支報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可					添付が義務付けられる範囲		添付が義務付けられる書類等	領収書等の閲覧等の可否	領収書等の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				添付が義務付けられる書類等（複数選択可） ①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他（会議、陳情活動等報告書等）				その他の内容	活動報告書等の閲覧等の可否	活動報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				検査主体名（複数選択可） ①第三者（個人） ②第三者機関 ③会派 ④議会事務局 ⑤その他					①の内容	②の内容	③の内容	⑤の内容	検査方法	
													①	②	③	④		①	②		可	①	②	③	④		①	②	③	④		可	①	②	③	④	⑤						
愛知県	設楽町	②議員のみ		10		①前払い		⑤その他	4月	無		5		○		○	有	全て		領収書（交通費等の領収書が取得困難な場合には支出証明書）	可		○		○	無										有				○	○				議長	・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（④⑤）	
計	43 団体	① ② ③ ④	16 団体 11 団体 10 団体 6 団体			① ② ③	39 団体 2 団体 2 団体	① ② ③ ④ ⑤	1 団体 0 団体 8 団体 31 団体 3 団体	有	2 団体		① 36 団体	② 27 団体	③ 5 団体	④ 22 団体	43 団体	全て 43 団体	その他 0 団体		43 団体	① 19 団体	② 23 団体	③ 6 団体	④ 23 団体	32 団体	① 28 団体	② 16 団体	③ 30 団体	④ 10 団体		32 団体	① 21 団体	② 19 団体	③ 2 団体	④ 16 団体	37 団体	① 1 団体	② 0 団体	③ 9 団体	④ 33 団体	⑤ 6 団体						
三重県	津市	④その他	会派及び会派に属さない議員	50		①前払い		③半年	4月1日～9月30日分（4月支払）、10月1日～翌年3月31日分（10月支払）	有	特別職報酬等審議会	5	○	○		○	有	全て		すべての支出に係る領収書の原本又はこれに準ずる書類を添付する	可		○		○	無										有			○		○			会派の経理責任者	議長（形式審査）	法及び運用指針に準じた書類が添付されているかを確認する（⑤）	収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けについては明文化されていないが、原則的に活動報告書は添付されている。また、活動報告書等については、②議会図書館、事務局等に常備、④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可。
三重県	四日市市	④その他	会派又は会派に属さない議員	70		②精算払い		①毎月		無		5	○	○		○	有	全て		・交通費（鉄道・バス）を除く全ての支出に係る領収書	可	○	○		○	有	○	○	○	○	政務活動で入手した資料、名刺、写真など	可	○	○		○	有			○	○			会派の経理責任者		・会派の経理責任者が会派分の領収証等を取りまとめ、精査して請求手続を行う（③） ・議会事務局は提出書類を確認の上、会派ごとの精算払いの支出手続を行う（④）	
三重県	伊勢市	①会派のみ		30		①前払い		④１年	4月	無		10	○	○			有	全て		領収書	可	○	○			有	○	○	○	○		可	○	○			無								
三重県	松阪市	④その他	会派又は会派に属さない議員	25		①前払い		④１年	4月	無		5	○	○		○	無									有	○	○	○			可	○	○		○	無							旅費については議会事務局で行程の事前確認を行い、それ以外の支出についても領収書、活用内容報告書、研修会資料などの添付を求めている。【事実上の義務付け】
三重県	桑名市	③会派及び議員		50		①前払い		⑤その他	4月、1月	無		5	○	○	○	○	有	全て		・会計帳簿、支払伝票、活動実績旅費明細書、調査研究・研修活動実績報告書及び雇用契約書 ・調査研究費における視察・調査資料の写し ・研修費における研修資料、開催案内等の写し ・会議費における会議資料、開催案内等の写し ・広報・広聴費における広報・広聴費支出成果物等の写し ・資料作成費における作成資料の表紙の写し ・資料購入費における品名・単価などが記載された納品書等　・購入図書・資料の表紙の写し ・人件費における賃金単価・勤務時間等記載書	可	○	○	○	○	有	○	○	○	○	陳情活動等報告書	可	○	○	○	○	無											
三重県	鈴鹿市	①会派のみ		50		①前払い		④１年	4月	無		5	○	○			有	全て		・交通費（航空運賃以外）除く全ての支出に係る領収書 ・政務活動費に係る会計帳簿	可	○	○			有	○	○	○	○		可	○	○			有			○					会派の経理責任者が作成した会計帳簿及び領収書等の内容確認を事務局で実施	
三重県	名張市	④その他	会派（所属議員が1人の場合を含む）	40		③その他	会派に前払い後、精算	③半年	4月、10月	無		5	○	○	○		有	全て		領収書（領収書が発行されない場合は、クレジットカード利用明細書及び引き落としのあった通帳の写し）	可	○	○	○		有	○	○	○	○		可	○	○	○		有			○							
三重県	亀山市	①会派のみ		20		①前払い		④１年	4月	無		5	○	○			有	全て		全ての支出に係る領収書	可	○	○			有	○	○	○			可	○	○			有			○	○			各会派の経理責任者		各会派の経理責任者により収支報告書等を精査後、議長へ提出する。その後、議会事務局が内容確認を行う。	
三重県	鳥羽市	②議員のみ		13		①前払い		④１年		無		5	○			○	有	全て		領収書及び支出内容の内訳が分かる請求書、その他の証拠書類の写し、契約書の写し（議員が行う調査業務の外部委託料、事務機器リース代）成果品	可	○			○	有	○	○	○	○		可	○			○	無										
三重県	いなべ市	①会派のみ		30		①前払い		③半年	4、10月	無		5	○	○			有	全て		領収書（交通費等の領収書が取得困難な場合には支出証明書）	可		○			有	○	○	○	○	会派活動費が伴う活動全てにおいて、報告を義務付ける	可	○	○			有			○					・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	

都道府県名	市町村名	交付の対象		議員１人当たりの交付月額（千円／月）		交付方法		交付時期		政務活動費の額を定めるに当たっての第三者（機関）等からの意見聴取の有無		収支報告書の保存期間（年）	収支報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無						収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無										収支報告書等の検査主体										備考
			その他の内容		補足		その他の内容		②～⑤の場合の支払時期		意見聴取した第三者（機関）等の名称		①	②	③	④	添付が義務付けられる範囲		添付が義務付けられる書類等	領収書等の閲覧等の可否	領収書等の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可					添付が義務付けられる書類等（複数選択可） ①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他（会議、陳情活動等報告書等）					活動報告書等の閲覧等の可否	活動報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可					検査主体名（複数選択可） ①第三者（個人） ②第三者機関 ③会派 ④議会事務局 ⑤その他					①の内容	②の内容	③の内容	⑤の内容	検査方法	
三重県	志摩市	①会派のみ		20		①前払い		③半年	4,10月	無		5	○	○	○	○	有	全て		領収書（領収書が取得困難な場合には支払証明書）又はこれに準ずる書類	可	○	○	○	○	有				○	政務活動費実績報告書	可	○	○	○	○	有				○				・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（④）	
三重県	伊賀市	②議員のみ		20		①前払い		③半年	4月,10月	無		5	○	○			有	全て		領収書、明細書、広報印刷物、交通費計算書	可	○	○			有	○	○	○			可	○	○			有				○				収支報告書提出時に、事務局職員が検査確認し、精算	収支報告書に領収書又はこれに準ずる書類を添付することを条例で定めている。
三重県	木曽岬町	②議員のみ		10		②精算払い		④１年	4月	無		5	○	○		○	有	全て		全ての支出に係る領収書（経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容）	可	○	○		○	有				○		可	○	○		○	有				○					
三重県	東員町	②議員のみ		10		①前払い		④１年	４月	無		5	○	○			有	全て			可	○	○			有	○	○	○			可	○	○			有				○				書面検査	
三重県	菰野町	③会派及び議員		30	会派に係る政務活動費の額は、月額30,000円に当該会派の所属議員の数（月の初日における各会派の所属議員数）を乗じて得た額とする。	①前払い		④１年	4月	無		5			○	○	有	全て		領収書その他の支出を証すべき書面	可			○	○	有	○	○	○	○	領収書その他の支出を証すべき書面	可			○	○	有				○			議長（必要に応じ調査を行う等、使途の透明性の確保に努める）	収支報告書及び領収書等の審査	
三重県	朝日町	②議員のみ		10		①前払い		④１年		無		5		○		○	有	全て		領収書、交通費については精算票により算出	可		○		○	無						可		○		○	有				○				収支報告書及び添付書類が政務活動費の目的にあっているか、内容・金額の確認を行っている。	
三重県	川越町	②議員のみ		10		①前払い		④１年	4月	無		5			○	○	有	全て		領収書	可			○	○	無											有				○				収支報告書及び領収書を確認し、必要に応じて返還を行う	
三重県	大台町	②議員のみ		20		①前払い		④１年	4月～5月	有	大台町特別職報酬等審議会	5	○	○			有	全て		領収書（クレジットカードでの支払いの場合は、クレジットカード利用明細書）、宿泊証明書、旅費等支出計算書、印刷物の成果品、調査等報告書	可	○	○			有	○		○			可		○			有				○				・収支報告書及び添付書類を事務局で確認し、助言等実施（④）	
三重県	紀北町	②議員のみ		10		①前払い		④１年	5月	無		5	○			○	有	全て		・原則、領収書を徴する ・領収書を徴することができない場合には、内訳・金額等を「政務活動記録簿」に記載するほか、活動内容が確認できる資料類を添付する	可				○	有	○	○	○	○	会議、陳情活動等報告書等	可				○	有				○					収支報告書及び添付書類（領収書を含む）を検査し、不適正な支出がないか確認する。（その際に指導、助言等を行う）	
計	19 団体	① ② ③ ④	5 団体 8 団体 2 団体 4 団体			① ② ③	16 団体 2 団体 1 団体	① ② ③ ④ ⑤	1 団体 0 団体 5 団体 12 団体 1 団体	有	2 団体		① 16 団体	② 15 団体	③ 6 団体	④ 10 団体	18 団体	全て 18 団体	その他 0 団体		18 団体	① 12 団体	② 14 団体	③ 6 団体	④ 9 団体	16 団体	① 14 団体	② 13 団体	③ 14 団体	④ 11 団体		17 団体	① 13 団体	② 14 団体	③ 5 団体	④ 8 団体	15 団体	① 0 団体	② 0 団体	③ 3 団体	④ 13 団体	⑤ 2 団体							
滋賀県	大津市	①会派のみ		70		①前払い		③半年	5,9月	無		5	○	○	○	○	有	全て		領収書、収支伝票、出納簿、備品台帳	可	○	○	○	○	有	○		○			可	○	○	○	○	有				○				収支報告書、収支伝票、出納簿、備品台帳を議長に提出後、議会局にて検査を実施	
滋賀県	彦根市	①会派のみ		22		①前払い		④１年	4月	有	彦根市特別職報酬等審議会	5	○			○	有	全て		全ての領収書（領収書が発行されない場合は、支出の全額を明らかにする書類および領収書が発行されないことについての理由を記載した書面）	可	○			○	有	○	○	○			可	○			○	有				○				全ての提出書類を確認し、マニュアル等と照合	
滋賀県	長浜市	③会派及び議員		20		①前払い		③半年	4,10月	有	長浜市特別職報酬等審議会	5	○		○	○	有	全て		領収書等の原本	可	○		○	○	有	○		○	○	事業報告書、収支報告書、収支等整理簿、契約書の写し（契約締結があるとき）、広報紙の原本（広報紙の発行があるとき）	可	○		○	○	有				○	○		議長	議長が議会事務局へ指示し、会派の経理責任者から提出された収支報告書及び領収書等を確認し、議長決裁後、精算する。	
滋賀県	近江八幡市	①会派のみ		20		①前払い		③半年	4,10月	無		5	○	○		○	有	全て		全ての支出に係る領収書（領収書が発行されない場合は、証拠書類の写し等）	可				○	有	○	○	○	○		可				○	有			○	○	○	会派の経理責任者、会派代表者	議長	収支報告書及び領収書等を会派の経理責任者及び会派代表者が検査し提出。提出された書類を議会事務局で検査し、議長へ提出する。	

都道府県名	市町村名	交付の対象		議員１人当たりの交付月額（千円／月）		交付方法		交付時期		政務活動費の額を定めるに当たっての第三者（機関）等からの意見聴取の有無		収支報告書の保存期間（年）	収支報告書の公開方法（複数選択可）				収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無						収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無									収支報告書等の検査主体										備考
		その他の内容		補足		その他の内容		②～⑤の場合の支払時期		意見聴取した第三者（機関）等の名称		①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可					添付が義務付けられる範囲		添付が義務付けられる書類等	領収書等の閲覧等の可否	領収書等の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				添付が義務付けられる書類等（複数選択可） ①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他（会議、陳情活動等報告書等）				その他の内容	活動報告書等の閲覧等の可否	活動報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				検査主体名（複数選択可） ①第三者（個人） ②第三者機関 ③会派 ④議会事務局 ⑤その他					①の内容	②の内容	③の内容	⑤の内容	検査方法	
													①	②	③	④					①	②	③	④						①	②	③	④	⑤						
滋賀県	草津市	①会派のみ		30		①前払い		④１年	年度当初	有	草津市議員報酬および特別職給料審議会	5	○	○			有	全て	必ず領収書を添付しなければならない。ただし、やむを得ない理由により領収書を徴することができない場合を除く（交通費について、「JR時刻表」等で金額が確認できる公共交通機関の運賃等の領収書については添付の必要はないものとする）	可	○	○			有	○	○	○	○	陳情・要望活動報告書	可	○	○			無										
滋賀県	守山市	①会派のみ		21		①前払い		④１年	4月	有	特別報酬等審議会	5	○			○	有	全て	旅費に関する条例の規定に基づく、公共交通機関利用や宿泊長以外の全ての領収書	可	○			○	有	○	○		○	旅費を支出した場合の研修報告書	可	○			○	有			○			収支報告書及び添付書類を確認し、適正に支出されているか検査を行う。	・守山市議会政務活動費運用マニュアルに基づき運用 ・旅費は、守山市議会議員の議員報酬および費用弁償等に関する条例に基づき支出
滋賀県	栗東市	④その他	会派又は議員	20		①前払い		③半年	4，10月	有	栗東市特別職報酬等審議会	5	○				有	全て	領収書等証拠書類の原本（領収書を徴収しがたい事情があった支出は備考欄にその旨記入）	可	○				無										有			○			収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出については助言等実施(④)	
滋賀県	甲賀市	③会派及び議員		20		①前払い		③半年	4，10月	無		5	○	○		○	有	全て	領収書等証拠書類の写し	可	○	○		○	有	○	○	○				否					有			○	○	○	経理担当者、会派長	議長	・会派経理責任者が支払調書（領収書添付）、収支報告書等を作成し、会派代表者が確認して提出する。 ・議会事務局で確認後、議長が最終確認する。	
滋賀県	野洲市	③会派及び議員		10		③その他	前払い後、年度末に精算払い	④１年	4月	有	野洲市特別職報酬等審議会	5	○	○	○	○	有	全て	全ての支出に係る領収書 （経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容）	可	○	○	○	○	有	○	○	○	○	旅費以外は原則すべて	可	○	○	○	○	有			○			収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	
滋賀県	湖南市	④その他	会派又は議員の選択制	16		①前払い		③半年	5，10月	有	湖南市特別職報酬等審議会	5	○	○			有	全て	支出に係る領収書の写し（徴しがたい事情があった支出は備考欄にその旨を記載）	可		○			有	○	○	○				可			○		有			○			収支報告書及び添付書類を検査し、書類の不備等について指摘・検査等実施	議員一人当たりの交付額は16千円/月（ただし、４月分は24千円/月）
滋賀県	高島市	③会派及び議員		20		①前払い		③半年	4，10月	無		5	○				有	全て	全ての収支に係る領収書	可				○	有	○						可				○	有			○			収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	
滋賀県	東近江市	③会派及び議員		20		①前払い		⑤その他	4月から10月分を5月に、11月から翌年3月分を11月に交付	無		5	○	○			有	全て	領収書又はこれに準ずる書類を添付、また活動報告などの印刷物については、成果物も添付が必要	可		○		○	有	○		○	○		可		○		○	有			○	○		会派の経理責任者、会派会長等		・所属議員は精算払い申請時に収支報告書及び領収書を会派の経理責任者に提出し、確認後に精算払い。 ・議会事務局は提出された収支報告書と領収書等の確認を実施。	
滋賀県	米原市	③会派及び議員		15		①前払い		④１年	4月	有	米原市議会議員の議員報酬等の在り方に関する審議会	5	○	○			有	全て		領収書、通帳写し	否					有	○			○	広報誌等	否					有			○	○		総務課		収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	
計	13 団体	①　5 団体 ②　0 団体 ③　6 団体 ④　2 団体				①　12 団体 ②　0 団体 ③　1 団体		①　0 団体 ②　0 団体 ③　7 団体 ④　5 団体 ⑤　1 団体		有	8 団体		① 13 団体	② 8 団体	③ 3 団体	④ 7 団体	13 団体	全て 13 団体	その他 0 団体		12 団体	① 8 団体	② 6 団体	③ 3 団体	④ 9 団体	12 団体	① 12 団体	② 7 団体	③ 9 団体	④ 7 団体		10 団体	① 6 団体	② 4 団体	③ 4 団体	④ 8 団体	12 団体	① 0 団体	② 0 団体	③ 3 団体	④ 12 団体	⑤ 4 団体						
京都府	京都市	③会派及び議員		540	会派に所	①前払い		②四半期	4月、7月、10月、1月	無		5	○		○		有	全て	・全ての支出に係る支出調書（領収書等を貼付して作成するもの） ・広報広聴費を充てた印刷物の写し ・補助職員の給与に係る賃金台帳	可	○		○		有				○	・人件費及び事務所費に係る説明書等 ・市外出張に要する交通費、宿泊費等の経費を支出した場合の出張記録書	可	○		○	○	有			○			議会事務局において、記載事項の誤り・遺漏や添付書類の不備などの形式面の点検を行っている。	収支報告書等の閲覧については、閲覧請求書を提出することにより閲覧が可能であり、閲覧場所は原則として市会図書・情報室としている。 活動報告書等のうち、人件費及び事務所費に係る詳細にわたる記録については①～②による公開をしていないが、④による公開の対象となる。 「領収書等」のうち領収書等を含む支出調書以外の証拠書類や「活動報告書等」の添付の義務付けについては、条例の委任を受けた要綱において定めている。
京都府	福知山市	④その他	会派又は会派に属さない議員	15		②精算払い		③半年	12月 5月	無		5	○	○			有	全て	政務活動費の支出に係る領収書の原本又はこれに準ずる書類	可	○	○			有	○	○	○				可	○	○			有			○			収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（④）	
京都府	舞鶴市	④その他	会派に対して所属議員数に応じて交付。会派に属しない議員は、議長が認めた場合に交付	22		①前払い		④１年	4月下旬	無		5	○	○			有	全て	領収書等の写し	可	○	○			無										有			○			収支報告書及び添付書類を検査	交付額は1人当たり年額260千円

都道府県名	市町村名	交付の対象		議員１人当たりの交付月額（千円／月）		交付方法		交付時期		政務活動費の額を定めるに当たっての第三者（機関）等からの意見聴取の有無		収支報告書の保存期間（年）	収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無									収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無											収支報告書等の検査主体										備考
													収支報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				添付が義務付けられる範囲		添付が義務付けられる書類等	領収書等の閲覧の可否	領収書等の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				添付が義務付けられる書類等（複数選択可） ①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他（会議、陳情活動等報告書等）					活動報告書等の閲覧の可否	活動報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				検査主体名（複数選択可） ①第三者（個人） ②第三者機関 ③会派 ④議会事務局 ⑤その他					①の内容	②の内容	③の内容	⑤の内容	検査方法	
			その他の内容		補足		その他の内容		②～⑤の場合の支払時期		意見聴取した第三者（機関）等の名称		①	②	③	④		その他の内容				①	②	③	④					①	②	③	④					①	②	③	④	⑤					
京都府	綾部市	①会派のみ		15		②精算払い		③半年	10月，4月	無		5	○	○	○	○	有	全て		領収書、会計帳簿	可	○	○		○	有	○	○	○			可	○	○		○	有				○					・会派の経理責任者から精算払い申請時に収支報告書及び領収書、添付書類を提出させ、検査後、不適正な支出について指導・助言等実施。確認後、精算払い。（④）	
京都府	宇治市	③会派及び議員		20	左記に加	①前払い		③半年	４、10月	無		5	○	○			有	全て		領収書等	可	○	○			有	○					可	○	○			有				○					・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（④）	海外視察は対象外としている。
京都府	宮津市	①会派のみ		10		①前払い		④１年	4月	無		5	○	○		○	有	全て		領収書、会計帳簿	可	○	○		○	有	○	○	○	○	陳情活動報告書など	可	○	○		○	有				○					政務活動費運用基準に定める使途基準などと照らし合わせ、不適切な経費支出がないかチェックしている。	
京都府	亀岡市	①会派のみ		15		①前払い		④１年	4月	無		5	○	○		○	有	全て		領収書の写し	可		○		○	有	○	○	○	○	陳情活動報告書	可		○		○	有				○					金額に誤りがないか、領収書の写しが添付されているか等の確認	
京都府	城陽市	①会派のみ		13		②精算払い		④１年	４月	無		10	○	○			有	全て			可	○	○			有	○	○	○	○	報告会・公聴会・要請・陳情活動・会議の実施報告書、会派出張行程表、旅費計算書、会派出張報告書	可		○		○	有				○					収支報告書が提出された時点で執行内容や使途項目の仕分けの適否、記載事項の不備、計算誤り、提出すべき書類の提出漏れの有無等について、点検と確認を行う。また必要に応じ、会派の代表者（経理責任者）から提出書類等の説明を受ける。	
京都府	向日市	①会派のみ		11		①前払い		③半年	4,10月	無		5	○	○			有	全て		領収書またはそれに準ずる書類	可	○	○			有	○	○	○	○	会派の作成した成果物	可	○	○			有				○					収支報告書及び添付資料を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（④）	
京都府	長岡京市	①会派のみ		13		①前払い		④１年	４月	有	長岡京市議員報酬等審議会	5	○	○			有	全て		領収書	可	○	○			有	○	○	○			可	○	○			有				○					収支報告書及び添付書類を確認（④）	
京都府	八幡市	④その他	会派又は会派に属さない議員	20		①前払い		④１年	4月	有	八幡市特別職報酬等審議会	5	○			○	有	全て		領収書又は通帳等の写し、成果物、旅費等支出計算書等の内訳書	可	○			○	有	○		○	○	会議等配付資料、要請・陳情内容の文書等	可	○			○	有				○					収支報告書及び領収書内容の確認。添付書類等の不備に対する補完指導や不適正な支出についての助言等。	収支報告書への活動報告書の添付は「政務活動費の手引き」による。なお、海外視察への支出計上は認めていない。
京都府	京田辺市	④その他	会派又は会派に属さない議員	15		①前払い		④１年	4月	無		5	○			○	有	全て		領収書、現金出納帳、仕訳帳、支出明細表	可				○	有	○	○	○	○		可	○			○	有				○					収支報告書及び領収書等を会派の経理担当者に提出させ、確認後、精算。	
京都府	京丹後市	④その他	会派又は議員	15		②精算払い		③半年	10月、4月	有	特別職等報酬審議会	5	○	○		○	有	全て		・領収書 ・視察研修の場合は、活動内容報告書、行程表等具体的に内容のわかるもの。 ・出席者負担金、会費については、その内容のわかるもの。 ・研修会の開催については、活動内容報告書、会場費、講師謝金、講師旅費内訳、開催した研修会の実施要領、案内文書等。 ・要請、陳情活動については、活動内容報告書、同席者の名簿、要請・陳情書の写し等。	可	○	○		○	有	○	○	○	○	・意見交換会、市民相談会、要望・陳情活動に係る活動報告書	可	○	○		○	有			○	○				執行機関	所定のチェックシートに基づき、収支報告書、請求書及び領収書並びに各種報告書を検査	
京都府	南丹市	③会派及び議員		10		①前払い		⑤その他	1年（5月末までに交付）	無		5	○		○		有	全て		全ての支出に係る領収書	可	○		○		有				○	調査研究や研修等に係る政務活動記録	可	○		○		有				○					・会派から事前に提出された報告書（案）を議会事務局で審査（検査）した上で、正式提出（受理）されたものを議長が検査する。	
京都府	木津川市	③会派及び議員		15	左記は会派。無会派議員は10	①前払い		④１年	請求のあった日から30日以内に支給	無		5	○	○			有	全て		全ての支出に係る領収書（ただし、自動販売機で切符を購入する場合はその旨を明記）	可	○	○			有	○	○	○	○		可	○	○			有		○		○		監査委員			収支報告書及び領収書を会派の会計担当者から提出。事務局で収支報告書及び添付書類を検査し精算。合わせて収支報告書及び添付書類を監査委員が検査し、支出について指導、助言等実施（②）	
京都府	大山崎町	①会派のみ		5		①前払い		④１年	4月	無		5				○	有	全て		領収証その他の支出を証すべき書面	可				○	有	○	○	○			可				○	有				○					収支報告書及び添付書類等の検査を実施	活動報告書等（視察報告書）の添付の義務付けは、内規的運用に基づく。

都道府県名	市町村名	交付の対象		議員１人当たりの交付月額（千円／月）		交付方法		交付時期		政務活動費の額を定めるに当たっての第三者（機関）等からの意見聴取の有無		収支報告書の保存期間（年）	収支報告書の公開方法（複数選択可）				収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無						収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無								収支報告書等の検査主体									備考
			その他の内容		補足		その他の内容		②～⑤の場合の支払時期		意見聴取した第三者（機関）等の名称		①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				添付が義務付けられる範囲		添付が義務付けられる書類等	領収書等の閲覧等の可否	領収書等の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				添付が義務付けられる書類等（複数選択可） ①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他（会議、陳情活動等報告書等）				その他の内容	活動報告書等の閲覧等の可否	活動報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				検査主体名（複数選択可） ①第三者（個人） ②第三者機関 ③会派 ④議会事務局 ⑤その他					①の内容	②の内容	③の内容	⑤の内容	検査方法	
													①	②	③	④					①	②	③	④					①	②	③	④				①	②	③	④	⑤					
京都府	久御山町	③会派及び議員		5		②精算払い		③半年	10，4月	無		5		○	○		有	全て		領収証その他支出を証すべき書面	可	○	○	○		無								有				○					・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（④）	
京都府	精華町	④その他	会派または会派に属さない議員	7		①前払い		④１年	4月	無		5	○	○	○		有	全て		領収証その他の支出を証すべき書面	可	○	○	○		有	○		○	○	・成果品（会派だより、要望活動に係る要望書）	可	○	○	○		有			○				収支報告書が提出された時点で執行内容や使途項目の仕訳の適否、提出すべき書類の提出漏れの有無等について点検と確認を行う。また、必要に応じ、会派代表者（経理責任者）から提出書類等の説明を受ける。（④）	
計	18 団体	① ② ③ ④	7 団体 0 団体 5 団体 6 団体			① ② ③	13 団体 5 団体 0 団体	① ② ③ ④ ⑤	0 団体 1 団体 6 団体 10 団体 1 団体	有	3 団体		① 16 団体	② 13 団体	③ 5 団体	④ 7 団体	18 団体	全て 18 団体	その他 0 団体		18 団体	① 15 団体	② 13 団体	③ 4 団体	④ 7 団体	16 団体	① 14 団体	② 11 団体	③ 13 団体	④ 11 団体		16 団体	① 13 団体	② 11 団体	③ 3 団体	④ 9 団体	18 団体	① 0 団体	② 1 団体	③ 0 団体	④ 18 団体	⑤ 1 団体						
大阪府	大阪市	④その他	①議員が会派に所属している場合「会派に対して所属議員１人あたり570，000円」又は、「会派に対して所属議員１人あたり95，000円及び所属議員それぞれに対して475，000円」より会派が選択 ②議員が会派所属していない場合、議員に対して475，000円（すべて月額）	570	左欄には調査票の都合上会派所属の場合の金額（千円単位）を記載	①前払い		①毎月		有	大阪市特別職報酬等審議会	5	○	○			有	全て		原則、領収書を徴する。（領収書を徴することが困難な場合は「政務活動記録簿」等に会派の代表者又は交付対象議員が捺印し、領収書に代わる書類とする。）	可	○	○			有		○				可	○	○			有		○	○	○		政務活動費専門委員	各会派の主体性に任せている。		各会派が検査した収支報告書等を議長に提出し、市会事務局における検査後、第三者（弁護士・公認会計士）による抽出検査を行っている。	
大阪府	堺市	③会派及び議員		300		①前払い		②四半期	4，7，10，1月	無		5	○	○			有	全て		・全ての支出に係る領収書 ・会計帳簿、備品台帳、雇用状況報告書、出勤簿、事務所使用状況報告書、切手等受払簿、市政報告チラシ等印刷物の原本、各種契約書等	可	○	○			有				○	・出張報告書（国内外を問わず、航空機若しくは急行列車の利用又は宿泊を伴う出張を行った場合に作成） ・事業実施報告書（政務活動費を計上した主な事業、その内容等の報告のため作成）	可	○	○			有	○			○		弁護士、大学教授			収支報告書等を議会局が確認後、第三者による検査を実施（四半期毎）。	
大阪府	岸和田市	①会派のみ		50		①前払い		③半年	4，10月	無		5	○			○	有	全て		領収書（領収書の添付が困難な場合は支払証明書）、会計帳簿	可				○	有	○					可	○				有			○					・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（④）	
大阪府	豊中市	①会派のみ		70		①前払い		③半年	4月，10月	無		5	○	○			有	全て		領収書、会計帳簿、収支報告書、支払伝票	可	○	○			有			○		※補足 旅費・参加負担金を支出するとき又は要請・陳情活動に要する経費を支出するときは「活動記録票」の提出を求めている。	可	○	○			有			○						【関係書類の提出】 （決算審査） 会派の代表者は、毎年、年度終了後30日以内（会派の消滅の場合は当該事由後20日以内）に、収支報告書及び会計帳簿等を議長に提出。 （上半期審査） 上記決算審査の実施にあたり、議長は、上半期終了時点で、会計帳簿等の審査を行うことができる。これに伴い、会派代表者は、毎年度上半期終了後に上半期分の会計帳簿等を議長に提出。 【審査主体】 議長は、当該審査を議会事務局長（事務局）に行わせることができる。 【審査内容の例と議長への報告】 ・条例等の規定に違反していないか。 ・領収書等の証憑書類が備わっているか。 ⇒事務局長は、審査の結果を議長に報告 【審査の結果に疑義がある又は不適正な執行がある場合について】 議長は、会派代表者に説明又は修正を求めることができる。	
大阪府	池田市	①会派のみ		50		①前払い		②四半期	1，4，7，10月	無		5	○	○			有	全て		領収書	可	○			○	有	○		○			可				○	有			○					・収支報告書及び添付書類等を検査し、不備や不適切な支出についての有無を確認し、改善を求める（④）	

都道府県名	市町村名	交付の対象		議員１人当たりの交付月額（千円／月）		交付方法		交付時期		政務活動費の額を定めるに当たっての第三者（機関）等からの意見聴取の有無		収支報告書の保存期間（年）	収支報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無								収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無										収支報告書等の検査主体										備考
																	添付が義務付けられる範囲		添付が義務付けられる書類等	領収書等の閲覧等の可否	領収書等の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				添付が義務付けられる書類等（複数選択可）					活動報告書等の閲覧等の可否	活動報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				検査主体名（複数選択可）					①の内容	②の内容	③の内容	⑤の内容	検査方法	
		その他の内容		補足		その他の内容		②～⑤の場合の支払時期		意見聴取した第三者（機関）等の名称			①	②	③	④					①	②	③	④					①	②	③	④					①第三者（個人） ②第三者機関 ③会派 ④議会事務局 ⑤その他										
大阪府	吹田市	①会派のみ		110		①前払い		②四半期	1,4,7,10月	無		5	○			○	有	全て		領収書等の証拠書類を添付した支払伝票及び会計帳簿	可	○			○	有	○		○	○	要望・陳情活動報告書	可	○			○	有			○			・収支報告書並びに領収書等の証拠書類が添付された支払伝票及び会計帳簿について検査し、不適正な支出について指導、助言等を実施（④）	
大阪府	泉大津市	①会派のみ		25		③その他	必要の都度交付	⑤その他	交付を受けようとするとき	無		5	○	○			有	全て		備考欄に記載	可	○	○			有	○	○	○			可	○	○			有			○			・会派から都度提出される交付請求書及び添付書類を確認し、不適正と考えられる支出について助言等を実施する。	
大阪府	高槻市	②議員のみ		70		①前払い		②四半期		無		5	○	○		○	有	全て		領収書（交通費等の領収書が取得困難な場合には経路と金額を証明する書類）、会計帳簿	可	○	○		○	有	○			○		可	○	○		○	有			○	○		議長	議員（会派共用費の使用がある場合は、会派の経理責任者）に収支報告書・領収書等証拠書類等を提出させ、議会事務局および議長による点検を行い必要に応じて助言を行う	
大阪府	貝塚市	②議員のみ		30		①前払い		④１年		無		5	○	○			有	全て		経理簿、領収書	可	○	○			有	○	○	○	○	陳情活動等報告書	可	○	○			有			○			収支報告書及び領収書を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	
大阪府	守口市	①会派のみ		30		①前払い		②四半期	1,4,7,10月	無		5	○	○		○	有	全て			可		○		○	有	○		○	○	○	会議、研修会等の参加、開催	可		○			有				○	○		会派の経理責任者が作成した収支報告書、領収書等の証拠書類を添付した支払伝票及び現金出納簿を議会事務局で検査し、助言等を実施（④）	
大阪府	枚方市	②議員のみ		70		①前払い		②四半期	1,4,7,10月	無		5	○	○			有	全て		領収書 印刷物の場合、原本と単価や部数がわかるもの（見積書、請求書など）	可	○	○			有	○	○	○	○	陳情活動等報告書	可	○	○			有			○			・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（④）	
大阪府	茨木市	③会派及び議員		25	会派へは	①前払い		②四半期	1,4,7,10月	無		5	○	○		○	有	全て		会計帳簿、領収書等証拠書類	可	○	○		○	有	○	○	○	○		可	○	○		○	有			○			・収支報告書及び添付書類に不備がないよう確認するとともに、支出の内容について助言等を実施（④）	
大阪府	八尾市	③会派及び議員		70		①前払い		③半年	４、10月（改選年４、５、10月）	有	公認会計士、弁護士、法科大学院教授	5	○		○	○	有	全て		・領収書 ・経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容	可			○	○	有	○	○	○	○	・活動報告書 ・調査研究・研修費活動記録簿 ・広聴費活動記録簿 ・雇用契約書 ・政務活動業務勤務実績表	可	○		○	○	有			○			・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出の助言等実施	
大阪府	泉佐野市	①会派のみ		50		①前払い		②四半期	1,4,7,10月	無		5	○			○	有	全て		領収書等の証拠書類、会計帳簿	可	○			○	有	○	○	○	○	要請・陳情活動報告書	可	○			○	有			○			収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（④）	
大阪府	富田林市	①会派のみ		80		①前払い		③半年	4,10月	無		5	○	○		○	有	全て		全ての支出に関する領収書（領収書を徴し得ない場合は会派代表者の発行の支払証明書）、その他証拠書類（請求書、発行した広報紙の現物、視察届、出張報告書、出張届出書の写し、旅費明細書）	可	○	○		○	有				○	出張報告書、旅費明細書	可				○	有				○		議長	年3回（10月末、1月末、4月末）、出納簿・支払伝票等の原本を議長に提出。 4月末には収支報告書も提出する。	
大阪府	寝屋川市	③会派及び議員		45		①前払い		③半年	４月、10月	無		4	○	○	○	○	有	全て		・全ての支出に係る領収書 ・（経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容）	可			○	○	有	○	○	○	○	会議、要請・陳情活動に係る報告書	可			○	○	有			○			・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	
大阪府	河内長野市	③会派及び議員		50		①前払い		②四半期	1,4,7,10月	無		5	○	○		○	有	全て		・全ての支出に係る領収書（物品管理カード、ガソリン調書、旅費内訳書（視察・研修・要請・陳情）内容報告書等）	可	○	○		○	有	○	○	○	○	（様式）「（視察・研修・要請・陳情）内容報告書」の添付を義務付けている	可	○	○		○	有			○			・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	
大阪府	松原市	①会派のみ		85		①前払い		②四半期	1,4,7,10月	無		5	○	○		○	有	全て		全ての支出に係る領収書（経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な内容の添付書類）	可				○	無											有			○	○			会派の経理責任者		・所属議員からの精算払い申請時に収支報告書及び領収書を会派の経理責任者に提出させ確認（③） ・収支報告書及び支出調書を議長に提出後、議会事務局にて確認。確認後に清算し、収支報告書のみHPに掲載（④）	

都道府県名	市町村名	交付の対象		議員１人当たりの交付月額（千円／月）		交付方法		交付時期		政務活動費の額を定めるに当たっての第三者（機関）等からの意見聴取の有無		収支報告書の保存期間（年）	収支報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無						収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無										収支報告書等の検査主体									備考
																	添付が義務付けられる範囲		添付が義務付けられる書類等	領収書等の閲覧等の可否	領収書等の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可					添付が義務付けられる書類等（複数選択可） ①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他（会議、陳情活動等報告書等）						活動報告書等の閲覧等の可否	活動報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				検査主体名（複数選択可） ①第三者（個人） ②第三者機関 ③会派 ④議会事務局 ⑤その他					①の内容	②の内容	③の内容	⑤の内容	検査方法	
			その他の内容		補足		その他の内容		②～⑤の場合の支払時期		意見聴取した第三者（機関）等の名称							その他の内容								その他の内容																	
																					①	②	③	④							①	②	③	④		①	②	③	④	⑤					
大阪府	大東市	④その他	会派又は議員の選択制	80		①前払い		②四半期	1,4,7,10月	有	大東市特別職報酬等審議会	5	○	○	○		有	全て		領収書（研修費、要請・陳情活動費等の旅費は、その他の添付書類でも可）	可				○		有	○					可		○	○		有				○					・収支報告書及び領収書等の添付書類を議長に提出する前に検査し、不適切な支出及び不足書類について指導・助言等を実施（④）	
大阪府	和泉市	②議員のみ		70		①前払い		③半年	4,10月	無		5	○			○	有	全て		・全ての支出に係る領収書（領収書を徴し得ないものは支払証明書） ・研修会案内文 ・要請、陳情活動の内容が分かる書類 ・各種会議、意見交換会の案内文、資料	可	○			○		無											有				○					・収支報告書及び領収書等を検査し、書類不備や支出について疑義が生じる恐れがあると判断したものの内容確認（④）	
大阪府	箕面市	①会派のみ		45		①前払い		③半年	4月末までに上半期（4月～8月）5ヶ月分を、9月末までに下半期（9月から翌3月）7ヶ月分を交付	有	箕面市特別職議員報酬等審議会	10	○	○			有	全て		・全ての支出に係る領収書 ・旅費明細書 ・出張報告書 ・市政報告書等の発行物	可	○	○				有	○	○	○	○	市政報告書等の発行物	可	○	○							有			○	○			会派の経理責任者		・会派の経理責任者が領収書等により内容を確認（③） ・事務局職員により、例規・内規に準じた支出であるか、添付書類、金額の不備を確認（④）	
大阪府	柏原市	③会派及び議員		40		①前払い		②四半期	1.4.7.10月	無		5	○	○		○	有	全て		領収書（在来線の運賃（領収書取得困難なもの）を除く支出）	可	○	○		○		無											有				○					収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	
大阪府	羽曳野市	③会派及び議員		60		②精算払い		②四半期	1,4,7,10月	無		5	○	○			有	全て		・全ての支出に係る領収書（見積書、納品書、契約書）。ただし、交通費等の領収書が取得困難な場合（鉄道運賃等）には活動記録簿にその旨を明記。	可	○	○				有	○	○	○	○	陳情活動などで交通費等が発生する場合、領収書が取得困難な場合（鉄道運賃等）には活動記録簿にその旨を明記する	可	○	○				無									
大阪府	門真市	②議員のみ		45		①前払い		②四半期	1,4,7,10月	無		5	○	○			有	全て		会計帳簿、領収書、当該支出の事実を証する書類その他議長が確認のために必要と認める書類等	可			○			有				○	活動記録簿	可		○			有				○					・二人体制で収支報告書及び添付書類等を確認し、不適切な支出について指導、助言等実施	
大阪府	摂津市	④その他	会派のみ（一人会派含む）	30		①前払い		②四半期	4、7、10、1月	有	特別職報酬等審議会	5	○			○	有	全て		政務活動費出納簿、支出伝票、領収書（内規に定める領収書に代わるもの）	可	○			○		有	○		○	○	②について、海外視察は政務活動費の対象外	可	○			○		有	○		○	○	公認会計士、弁護士		会派の経理責任者		・会派の経理責任者がとりまとめ確認し、事務局へ提出。事務局及び第三者による確認後、精算払い（①③④）	
大阪府	高石市	②議員のみ		36		①前払い		④１年	4月	有	高石市特別職報酬等審議会	5	○			○	有	全て		会計帳簿、領収証等の証拠書類の写し	可				○		無											有			○						収支報告書添付書類等を確認し、必要に応じて助言等を実施	
大阪府	藤井寺市	④その他	会派又は会派に属さない議員	30		①前払い		②四半期	1,4,7,10月	無		5	○		○		有	全て		領収書、領収書がない場合はその理由を提出、成果物	可		○	○			有	○		○	○	領収書、領収書がない場合はその理由を提出、成果物	可		○	○			有			○						・収支報告書及び添付書類の精査	
大阪府	東大阪市	①会派のみ		150		①前払い		①毎月		有	東大阪市議会政務活動費調査等協議会	5	○	○	○	○	有	全て		契約書、活動報告書、活動記録簿、会計帳簿、領収書	可	○	○	○	○		有	○	○	○	○	○		可	○	○	○	○	有		○		○			東大阪市議会政務活動費調査等協議会			収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	
大阪府	四條畷市	②議員のみ		40		①前払い		③半年	4,10月	有	特別職報酬等審議会	5	○	○			有	全て		・全ての支出に係る領収書 ・経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類（旅費明細書、調査研究活動等報告書、実施要領、実績報告書等開催したことを証する書類、市政報告書等の写し、印刷部数や単価等の記載がある業者発行の書類、契約書の写し）	可	○	○				有	○	○	○	○	会議、陳情活動等報告書	可	○	○				有			○						・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指摘等実施	
大阪府	交野市	②議員のみ		45		①前払い		②四半期	4、7、10、1月	無		5	○	○			有	全て		・全ての支出に係る領収書（ただし、領収書の代わりとなる支払いを証明する書類が添付できるものについては、その使途を認める） （経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類） ・雇用契約書 ・政務活動業務委託契約書 ・リース契約書 ・視察・研修参加資料（一部分で可） ・利用料金内訳明細書 ・賃貸契約書 ・光熱水料金明細書 など	可	○	○				有	○	○	○	○	広報費、広聴費、要請・陳情活動費、会議費、資料作成費に係る活動記録簿	可	○	○				有			○						・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施。 ・1つの収支報告書等に対し2名以上の事務局職員が検査を行う。	

都道府県名	市町村名	交付の対象		議員１人当たりの交付月額（千円／月）		交付方法		交付時期		政務活動費の額を定めるに当たっての第三者（機関）等からの意見聴取の有無		収支報告書の保存期間（年）	収支報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無							収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無									収支報告書等の検査主体								備考
																	添付が義務付けられる範囲			領収書等の閲覧の可否	領収書等の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				添付が義務付けられる書類等（複数選択可）					活動報告書等の閲覧の可否	活動報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				検査主体名（複数選択可） ①第三者（個人） ②第三者機関 ③会派 ④議会事務局 ⑤その他					①の内容	②の内容	③の内容	⑤の内容	検査方法	
			その他の内容		補足		その他の内容		②～⑤の場合の支払時期		意見聴取した第三者（機関）等の名称			①	②	③	④					①	②	③	④	添付が義務付けられる書類	その他の内容			①	②	③	④			①	②	③	④	⑤						
大阪府	大阪狭山市	①会派のみ		35		①前払い		②四半期	1,4,7,10月	無		5	○	○			有	全て		領収書	可	○	○			有	○	○	○	○	要請・陳情活動結果報告書	可				○	有			○	○	○			幹事長、経理責任者	議長、執行機関	収支報告書及び領収書の確認	
大阪府	阪南市	④その他	議員又は他の議員と共同経理	20		②精算払い		⑤その他	翌年４月１０日までに実績報告書を提出、内容を審査、交付額確定後交付される。	無		5	○	○		○	有	全て		領収書、会計帳簿	可	○	○		○	有	○		○	○	資料作成費、資料購入費	可	○	○		○	有			○							
大阪府	豊能町	③会派及び議員		15		②精算払い		④１年	３月末日	無		5	○			○	有	全て		領収書原本に加え、政務活動に関連する書類（例：広報広聴費における領布用作成資料等の成果物）も添付を義務付ける。	可				○	有	○	○	○	○		可				○	有			○				提出された報告書や領収書等より政務活動費として適正かどうか検査する。	
大阪府	能勢町	③会派及び議員		10		②精算払い		④１年		無		5	○			○	有	全て		全ての支出に係る領収書	可				○	無												○	有			○			収支報告書及び領収書を確認	
大阪府	忠岡町	③会派及び議員		5		①前払い		⑤その他	随時	無		5	○		○		有	全て		但し、交通費など領収書が無い場合は除外	可				○	有	○	○	○	○		可				○	有			○				清算時に収支報告書及び領収書を議長に提出後、事務局において領収書等により、収支報告書の整合性を確認している。	
大阪府	熊取町	①会派のみ		20		①前払い		③半年	4,9月	無		10	○	○	○	○	有	全て		領収書（交通費等で領収書の取得が困難な場合は支払証明書）	可	○	○	○	○	有	○	○	○	○	国等への陳情・要望	可	○	○	○	○	有				○		議長	政務活動費の使途の透明性の確保に努め、収支報告書を必要に応じて調査	
大阪府	田尻町	④その他	会派又は議員の選択制	10		①前払い		④１年	４月又は５月	無		5			○		有	全て		領収書、会計帳簿等	可		○			有	○		○	○	各種会議の案内文、資料等	可		○			有			○				収支報告書及び添付書類を確認後、精算払い	
大阪府	岬町	③会派及び議員		10		①前払い		④１年		無		5	○		○	○	有	全て			可	○		○	○	有	○		○			可		○	○	○	有			○				収支報告書及び添付書類の検査、不適正な支出については指導、助言等をおこなう。	
大阪府	太子町	①会派のみ		10		①前払い		④１年	4月	無		5	○			○	有	全て		領収書、利用明細	可	○			○	有	○	○	○			可				○	有			○	○		会派の経理責任者		所属議員からの清算払い申請時に収支報告書及び領収書を会派の経理担当者から提出させ、確認後、清算払い。（③）	
大阪府	河南町	①会派のみ		15		①前払い		③半年	4,10月	無		5	○			○	有	全て		領収書（発行者、金額、支出した内容が記載されていればレシートを領収書として取り扱うことができる）	可				○	有	○	○				可				○	有			○	○				・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（④）	
大阪府	千早赤阪村	①会派のみ		15		①前払い		③半年	4、10月	無		5	○			○	有	全て		領収書、支払証明書、通帳写し	可				○	有				○		可				○	有			○				・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（④）	
計	41 団体	① ② ③ ④	16 団体 8 団体 11 団体 6 団体			① ② ③	36 団体 4 団体 1 団体	① ② ③ ④ ⑤	2 団体 18 団体 11 団体 7 団体 3 団体	有	8団体		①40団体	②25団体	③10団体	④24団体	41団体	全て 41団体	その他 0団体		41団体	①26団体	②24団体	③7団体	④26団体	36団体	①30団体	②20団体	③26団体	④28団体		36団体	①21団体	②23団体	③7団体	④20団体	40団体	①2団体	②2団体	③8団体	④38団体	⑤4団体						
兵庫県	神戸市	①会派のみ		380		①前払い		①毎月		無		5	○		○		有	全て		領収書（ただし、会派広聴事務所借上料、会派広聴事務所光熱水費、公共交通機関運賃、自動車燃料費、有料道路通行料、人件費については支払証書）・請求書・納品書の写し	可	○		○		有	○	○		○	要請・陳情活動報告書	可	○		○		有	○				税理士					・会派が収支報告書等を議長に提出後、ＨＰ掲載前に検査を実施 ・10万円以上の支出は全件、10万円未満の支出は無作為抽出により検査	所属議員数が5人以上の会派が会派専属政務調査員を配置している場合、会派に対し政務調査員1人あたり月額340千円の加算がある。
兵庫県	尼崎市	④その他	原則として会派に交付するが、①会派以外の団体並びに②会派及び当該団体のいずれにも属しない議員に対し交付する場合がある。	100	本市では条例にて150,000円と規定されており、付則にて当分の間100,000円と規定されている。	③その他	概算払い	③半年	4,10月	無		5	○	○	○	○	有	全て		・全ての支出に係る領収書 ・会派広報紙	可	○	○	○	○	無												有			○	○		会派の代表者及び経理責任者		会派代表者及び経理責任者は支出内容を確認し、収支報告書等を議会事務局に提出（③） 議会事務局は提出された収支報告書等を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（④）	視察及び研修等の出張報告書は収支報告書への添付書類ではなく、出張後速やか（概ね１か月以内）に作成し、会派等の代表者を経て、議長に提出しなければならない。その報告書については、回答のとおり、ＨＰに掲載し、閲覧等請求手続きにより閲覧等可。
兵庫県	西宮市	④その他	会派又は議員の選択制（月額12万円のうち会派に交付する額、議員に交付する額を申請する）	120		①前払い		②四半期	1,4,7,10月	無		5	○		○		有	全て		・原則すべての支出にかかる領収書（概ね２千円以内の自動券売機による旅費など領収書を徴しがたいものは、活動記録簿による報告で充当可）	可	○		○		有	○		○			可	○		○		有			○				収支報告書及び添付書類を条例、規則、手引きに基づき精査、点検作業を行い、指摘、改善等を行う。	
兵庫県	芦屋市	③会派及び議員		70		①前払い		②四半期	1,4,7,10月	無		5	○	○	○		有	全て		領収書（交通費等の領収書が取得困難な場合には支出証明書）	可	○	○	○		有	○			○		可	○	○	○		有			○				・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（④）	

都道府県名	市町村名	交付の対象		議員１人当たりの交付月額（千円／月）		交付方法		交付時期		政務活動費の額を定めるに当たっての第三者（機関）等からの意見聴取の有無		収支報告書の保存期間（年）	収支報告書の公開方法（複数選択可）				収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無						収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無										収支報告書等の検査主体										備考
		その他の内容		補足		その他の内容		②～⑤の場合の支払時期		意見聴取した第三者（機関）等の名称			①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				添付が義務付けられる範囲		添付が義務付けられる書類等	領収書等の閲覧等の可否	領収書等の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				添付が義務付けられる書類等（複数選択可） ①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他（会議、陳情活動等報告書等）				その他の内容	活動報告書等の閲覧等の可否	活動報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				検査主体名（複数選択可） ①第三者（個人） ②第三者機関 ③会派 ④議会事務局 ⑤その他					①の内容	②の内容	③の内容	⑤の内容	検査方法	
													①	②	③	④					①	②	③	④					①	②	③	④					①	②	③	④	⑤					
兵庫県	伊丹市	②議員のみ		60		①前払い		②四半期	1, 4, 7, 10月	無		5	○			○	有	全て		領収書またはこれに準ずる書類	可	○			○	有	○	○	○	○	調査研究費、研修費、広報費、広聴費、要請・陳情活動費、会議費、資料作成費、資料購入費、人件費、事務所費	可	○			○	有			○							収支報告書及び添付書類を検査し、書類の不備等について助言等実施	
兵庫県	宝塚市	④その他	交付額の範囲内で会派、議員またはその両方を選択可能	76		①前払い		②四半期	4, 7, 10, 1月	無		5	○	○			有	全て		・領収書に支出内容・数量等が記載されていない場合は納品書等も添付 ・口座引き落とし等で領収書が発行されない場合は、請求書等内容の分かる書類及び通帳の該当部分の写しを添付 ・銀行振込による支払いで領収書が発行されない場合は、請求書等内容の分かる書類及び振込明細票等を添付 ・自動券売機での切符購入等で領収書を徴しがたい場合は、２,０００円以内の支出に限り旅費計算書の記入により領収書添付に代える。 ・ JRのエクスプレス予約等の場合は、ご利用票の添付により領収書に代えることが可 ・携帯電話代は利用明細書を添付	可	○	○			有	○			○	○	「要請・陳情活動報告書」「会場使用結果報告書」	可	○	○			有			○							・四半期ごとに支出伝票の綴り及び会計帳簿を事務局に提出し、事務局においてチェックを行う。 ・収支報告書及び添付書類等をマニュアルに照らして点検し、適正でないものは指摘し、改善を求める。	・議会図書室・事務局ではなく、市民資料閲覧コーナーに常設して公開している。 ・領収書の添付、活動報告書等の添付については、政務活動費マニュアルに定めている。
兵庫県	川西市	④その他	会派又は会派無所属議員	60		①前払い		②四半期	1, 4, 7, 10月	無		5	○	○			有	全て		出納簿及び領収書又はこれに代わるもの	可	○	○			有					○	実績報告書	可	○	○			無										実績報告書は、規則において、年度収支報告書と併せての提出を求めている。 また、管外調査報告書については、手引きにおいて、別途様式を定め、その都度提出してもらっている。
兵庫県	三田市	④その他	会派又は議員の選択制	60		①前払い		③半年	4, 10月	無		5	○	○	○		有	全て		領収書（取得困難な場合には支出証明書や通帳の写し等、領収書にかわるもの）	可		○	○		有	○	○	○	○		可	○	○	○		有			○							・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	
兵庫県	猪名川町	④その他	会派又は会派に属さない議員	20		①前払い		③半年	4, 10月	無		5	○		○	○	有	全て		全ての支出に係る領収書（鉄道、バス等を除く）	可			○	○	有				○	調査研究出張報告書	可			○	○	有		○	○	○			会派の経理責任者、会派会長等	会派に属さない議員		・収支報告書及び添付書類を会派の経理担当者及び会派長又は会派に属さない議員が確認（③、⑤） ・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出への助言を行う（④）	
兵庫県	明石市	①会派のみ		80		①前払い		②四半期	1, 4, 7, 10月	無		5	○		○	○	有	全て		全ての支出に係る領収書	可	○		○	○	有	○	○	○	○	要望・陳情活動の際、出張報告書の提出が必要	可	○		○	○	有			○	○			議長		・所属議員から収支報告書及び領収書を会派の経理責任者に提出させ、確認後、精算払い ・収支報告書及び領収書を議長に提出	
兵庫県	加古川市	④その他	会派又は会派に属さない議員	70		①前払い		②四半期	1, 4, 7, 10月	無		10	○		○	○	有	全て		領収書（原本）、印刷物の成果物、購入書籍の表紙の写し等	可	○		○	○	有	○		○			可	○		○	○	有			○							・収支報告書及び領収書等の添付文書を検査し、不備等があれば指導している。	
兵庫県	高砂市	④その他	会派及び会派に属さない議員	25		③その他	半年ごとの概算交付。経費の支出は四半期ごとの議長への支出書提出後、実費弁償により議員に支払う。	③半年	4, 10月	無		5	○			○	有	全て		・全ての支出に係る領収書等の証拠書類の写し ・書籍表紙の写し	可	○			○	無						可	○			○	有			○	○			議長		・四半期ごとの報告書、添付書類及び年度終了後の収支報告書を検査し、不適正な支出について指導・助言等実施（④⑤）	添付の義務付けはないが研究研修費及び調査旅費を執行する場合は、出張調査研究届及び出張調査研究報告書を作成し、議長に報告しなければならない。
兵庫県	稲美町	④その他	会派又は議員	10		②精算払い		③半年	5, 11月	無		5	○	○	○	○	有	全て		領収書（交通機関の領収書等の取得が困難な場合は、支出証明書など金額が確認できるもの）	可		○	○	○	無											有			○							・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（④）、議長に提出後、精算払い	
兵庫県	播磨町	③会派及び議員		10		①前払い		③半年	4、10月	無		5	○		○		有	全て		領収書その他の支出を証すべき書面	可			○		無											有			○							・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出等について指導、助言等実施（④）	

都道府県名	市町村名	交付の対象		議員１人当たりの交付月額（千円／月）		交付方法		交付時期		政務活動費の額を定めるに当たっての第三者（機関）等からの意見聴取の有無		収支報告書の保存期間（年）	収支報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無							収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無									収支報告書等の検査主体										備考
			その他の内容		補足		その他の内容		②～⑤の場合の支払時期		意見聴取した第三者（機関）等の名称		①	②	③	④	添付が義務付けられる範囲		添付が義務付けられる書類等	領収書等の閲覧等の可否	領収書等の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可					添付が義務付けられる書類等（複数選択可） ①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他（会議、陳情活動等報告書等）					その他の内容	活動報告書等の閲覧等の可否	活動報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				検査主体名（複数選択可） ①第三者（個人） ②第三者機関 ③会派 ④議会事務局 ⑤その他					①の内容	②の内容	③の内容	⑤の内容	検査方法	
																					①	②	③	④										①	②	③	④	⑤						
兵庫県	西脇市	③会派及び議員		4		①前払い		④１年	毎年４月末払	無		5	○		○		有	全て		領収証及び関係証拠書類等	可	○		○		無												有				○				議長及び財政課	収支報告書が提出されたときは、適正な使用を確保するため、議長は必要に応じて内容の調査を行う。	・議員１人当たりの交付額は年額44,500円 ・収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けはないが、活動報告書を作成し、議員協議会への報告義務あり
兵庫県	三木市	①会派のみ		10		①前払い		④１年	5月	有	三木市・吉川町合併協議会	5	○	○	○	○	有	全て		領収書、チラシ、要望書等の写し、相手方の名刺、行程表など	可		○	○	○	有	○	○	○	○			可		○	○	○	有			○	○			議会運営委員会	・議会事務局職員が収支報告書、領収書等の内容確認及び検算を行う。（④） ・議会運営委員会において、支出内容の適否を判断する。（⑤）	
兵庫県	加西市	①会派のみ		8	議員１人当たり年額10万円	①前払い		④１年		有	特別職報酬等審議会	5	○	○			有	全て		全ての支出に係る領収書	可	○	○			無												有				○					必要書類の添付有無の確認、領収書等と添付書類である収支差引簿等との日付及び金額の確認、合計金額等の計算の確認（④）	※左記「収支報告書への活動報告書の添付」について、国内視察報告書や研修報告書は、視察や研修の実施後速やかに報告書を議長に提出するように定めているため、収支報告書の提出よりも遥か以前に提出し、議会ホームページで公開している。また、収支報告書の提出後には、併せて市役所総合案内横カウンターに常備して公開し閲覧に供している。
兵庫県	姫路市	①会派のみ		85		①前払い		②四半期	1,4,7,10月	無		5	○	○	○	○	有	全て		支出書、領収書、会計帳簿、契約書の写し（事務所賃料や複合機等のリースの場合のみ）	可	○	○	○	○	有	○	○	○	○	要請・陳情活動報告書、会議資料	可	○	○	○	○	有			○						・議長（事務局）による審査として、中間審査及び年度終了後の審査を実施。計算誤り、記載ミス及び例規やマニュアルを逸脱した運用がないか等をチェックしている。	
兵庫県	相生市	④その他	会派（所属議員が1人の場合も含む）	12		①前払い		④１年	4月	無		5	○		○		有	全て		全ての支出に係る領収書	可			○		無												有				○					収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（④）	
兵庫県	赤穂市	②議員のみ		22		①前払い		④１年	４月	無		5	○	○		○	有	全て		全ての支出に係る領収書	可	○	○		○	有	○	○	○			可	○	○		○	有				○					事前に事務局により収支報告書等を審査・検査し必要に応じて修正等を指示	
兵庫県	宍粟市	③会派及び議員		15		①前払い		④１年	年度の最初の月に12ヶ月分を交付する	無		5	○	○	○		有	全て		・政務活動費支出書及び金銭出納簿 ・全ての支出に係る領収書 ・旅費内訳書 ・預金通帳（写）	可	○	○	○		有	○		○	○	研修会・報告会等実施報告書	可	○	○	○		有			○						収支報告書、支出書、金銭出納簿、領収書等支出証拠及び預金通帳の写し等を経理責任者より提出させ、事務局にて確認をする。その後、残余額がある場合には、返還させる	
兵庫県	たつの市	④その他	会派及び会派に属しない議員の職にある者	40		②精算払い		②四半期	1,4,7,10月	無		5	○		○		有	全て		領収書	可			○		無												有				○					会派の経理責任者から提出後、議会事務局職員が内容を確認し、議長決裁する。	
兵庫県	豊岡市	①会派のみ		10		①前払い		④１年	4月	無		5	○				有	全て		・全ての支出に係る領収書 ・旅費内訳書 ・研修会の概要 ・交付成果に関する書類など	可	○				有	○			○	○	要請・陳情活動報告書	可	○				有			○	○			選挙管理委員会・監査委員事務局	・事務局職員による個別チェックを実施（④） ・監査委員及び事務局で個別に会計諸帳簿の写しをチェックし、決算審査で指摘があれば是正する（⑤）	1人会派も含む
兵庫県	養父市	②議員のみ		10		②精算払い		⑤その他	4月、11月	無		5	○		○		有	全て		領収書	可	○		○		有			○	○	政務活動概要報告書	可	○		○		有			○						収支報告書及び領収書等の提出後、議会事務局で内容を確認し、精算払い。	
兵庫県	朝来市	④その他	会派及び会派に属さない議員	10		①前払い		③半年	4、10月	無		5	○		○		有	全て		・全ての支出に係る領収書 ・（領収書等を受領できない場合は、その客観的根拠及び理由を付した書類）	可	○		○		有	○		○			可	○		○		無										
兵庫県	香美町	①会派のみ		5		①前払い		④１年	４月	無		5				○	有	全て		領収書	可				○	無												有				○					・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（④）	
兵庫県	新温泉町	②議員のみ		5		②精算払い		④１年	3月	無		5			○		有	全て		全ての支出に係る領収書	可			○		有	○		○			可			○		有				○					必要書類の添付有無及び対象経費の確認	
兵庫県	丹波篠山市	③会派及び議員		20		③その他	概算払い	③半年	4月、10月	無		5	○		○	○	有	全て		領収書、会計帳簿	可	○		○	○	有	○	○	○	○	広報・広聴活動	可	○		○		有			○						・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出があれば指導、助言等を実施	領収書の添付については条例に規程している。

都道府県名	市町村名	交付の対象		議員１人当たりの交付月額（千円／月）		交付方法		交付時期		政務活動費の額を定めるに当たっての第三者（機関）等からの意見聴取の有無		収支報告書の保存期間（年）	収支報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無						収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無								収支報告書等の検査主体											備考
																	添付が義務付けられる範囲			領収書等の閲覧の可否	領収書等の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				添付が義務付けられる書類等（複数選択可） ①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他（会議、陳情活動等報告書等）					活動報告書等の閲覧の可否	活動報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				検査主体名（複数選択可） ①第三者（個人） ②第三者機関 ③会派 ④議会事務局 ⑤その他					①の内容	②の内容	③の内容	⑤の内容	検査方法	
			その他の内容		補足		その他の内容		②～⑤の場合の支払時期		意見聴取した第三者（機関）等の名称			①	②	③	④			添付が義務付けられる書類等			①	②	③	④			その他の内容			①	②	③	④			①	②	③	④	⑤						
兵庫県	丹波市	③会派及び議員		15		②精算払い		③半年	10月、4月	無		5	○		○		有	全て		・全ての支出に係る領収書 ・収支明細書（又は会計帳簿） ・支出決定書	可			○		有	○	○	○			可	○		○		有				○					・会派等からの精算払い申請時に収支報告書、領収書等を会派の経理責任者に提出させ、確認後、精算払い	
兵庫県	洲本市	①会派のみ		13		①前払い		④１年	4月	無		5			○		有	全て		領収書	可			○		有	○		○	○	陳情活動等報告書等	可			○		有				○					・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	
兵庫県	南あわじ市	①会派のみ		13		①前払い		④１年	４月	無		5	○		○	○	有	全て		・全ての支出に係る領収書 ・領収書を徴しがたい場合は、会派代表者が支出を証明した書類 ・研修等に関する報告書	可	○		○	○	有	○	○	○	○	・会議の内容・出席が分かる資料 ・陳情活動等の内容が分かる資料	可	○		○	○	有				○					・収支報告書に添付された領収書等の証拠書類及び事業実績報告書により、使途基準・使途制限に適合するかを調査。	
兵庫県	淡路市	④その他	会派又は会派に属さない議員	13	議員1人当たりの交付額は、月額12,500円	②精算払い		④１年	当該年度の完了日の翌月（4月）	無		5	○	○	○		有	全て		領収書（交通費等の領収書が取得困難な場合には、当該公共交通機関のホームページ等から料金表を印刷して添付。視察等で領収書の金額が会派まとめて記載されている場合は、個々の内訳がわかる請求書等を添付。）	可	○	○	○		有	○			○	陳情活動等報告書等	可	○		○		有				○	○			総務課	政務活動費の交付にあたり、提出のあった実績報告書及び添付書類を使途基準に照らし合わせて検査を実施（⑤）	
計	32 団体	① ② ③ ④	9 団体 4 団体 6 団体 13 団体			① ② ③	23 団体 6 団体 3 団体	① ② ③ ④ ⑤	1 団体 9 団体 9 団体 12 団体 1 団体	有	2団体		①29団体	②12団体	③24団体	④13団体	32団体	全て32団体	その他0団体		32団体	①21団体	②12団体	③24団体	④13団体	23団体	①20団体	②10団体	③18団体	④17団体		24団体	①19団体	②8団体	③18団体	④9団体	30団体	①1団体	②0団体	③2団体	④28団体	⑤7団体						
奈良県	奈良市	④その他	議員 （所属議員全員の合意があれば会派も可）	70		①前払い		②四半期	4,7,10,1月	無		5	○	○	○	○	有	全て		領収書その他の証拠書類	可	○	○	○	○	無												有				○					・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	
奈良県	大和高田市	②議員のみ		20		①前払い		④１年	4月	無		5		○	○	○	有	全て		全ての支出に係る領収書、支払証明書	可				○	有	○	○	○	○		可				○	有				○					収支報告書への領収書及び活動報告等の添付書類を義務付け※し、議長に提出。議長は必要に応じて調査、適正な指導、助言を行う（④）	※内規の運用ルールに基づくものである
奈良県	天理市	②議員のみ		50		①前払い		④１年		無		5	○	○	○		有	全て		領収書（交通費等の領収書が取得困難な場合は支払証明書）	可	○	○	○		有	○	○	○			可	○	○	○		有				○					・収支報告書及び添付書類を検査し、使途基準に基づき不適正な支出がないか確認する。	
奈良県	橿原市	②議員のみ		42		①前払い		③半年	4/25.10/25	無		5	○		○		有	全て		領収書、会計帳簿	可	○		○		有	○	○	○	○	・広聴会・意見交換会等報告書 ・会議、陳情活動等報告書等	可	○		○		有				○					収支報告書及び添付書類等を議会事務局で確認後、議長に提出。	・領収書等の添付の義務付けについては、左記「領収書、会計帳簿」に加え、申合せにより証拠書類として通帳の写しを添付している。 ・活動報告書等の添付の義務付けについては、申合せに基づき処理している。
奈良県	桜井市	④その他	会派又は議員	20		①前払い		②四半期	1.4.7.10月	無		5		○			有	全て		領収書、明細書、会計帳簿等	可		○			無												有				○					収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	
奈良県	五條市	②議員のみ		30		①前払い		④１年	４月	無		5		○	○		有	全て		領収書	可		○	○		有	○		○	○		可		○	○		有				○					・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	
奈良県	御所市	②議員のみ		20		①前払い		③半年	4,10月	無		5		○			有	全て		領収書又はこれに準ずる書類	可		○			有			○			可		○			無									収支報告書等の検査主体について定めはないが、議会事務局は収支報告書及び添付書類を確認し、不適正な支出及び書類の不備等について指導、助言を行っている。
奈良県	生駒市	③会派及び議員		30		①前払い		⑤その他	各半期の最初の月に、当該半期に属する月数分を交付する。	無		5	○		○		有	全て		全ての支出に係る領収書	可	○		○		有	○	○	○			可	○		○		有				○					収支報告書及び添付書類等を確認し、支出疑義があるものや誤記等について助言等を行う。その後、精算払い。	活動報告書等の添付の義務付けについて…議長名で依頼を必要とする場合のみ事前に届出書を提出し、調査終了後、先進地調査（現地調査）報告書を提出。

都道府県名	市町村名	交付の対象		議員１人当たりの交付月額（千円／月）		交付方法		交付時期		政務活動費の額を定めるに当たっての第三者（機関）等からの意見聴取の有無		収支報告書の保存期間（年）	収支報告書の公開方法（複数選択可）				収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無						収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無								収支報告書等の検査主体										備考
			その他の内容		補足		その他の内容		②～⑤の場合の支払時期		意見聴取した第三者（機関）等の名称		①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				添付が義務付けられる範囲		添付が義務付けられる書類等	領収書等の閲覧の可否	領収書等の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				添付が義務付けられる書類等（複数選択可） ①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他（会議、陳情活動等報告書等）				その他の内容	活動報告書等の閲覧の可否	活動報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				検査主体名（複数選択可） ①第三者（個人） ②第三者機関 ③会派 ④議会事務局 ⑤その他					①の内容	②の内容	③の内容	⑤の内容	検査方法	
													①	②	③	④																									
奈良県	香芝市	②議員のみ		45		③その他	精算払い又は前払い（前払いを選択する場合、交付決定通知を受けた日から10日を経過する日までは、交付請求が可能）	⑤その他	前年度の政務活動費について、当該年度の5月10日までに収支報告書が提出され、交付額の確定及び交付請求が完了した場合は、当該年度の5月末日までに精算払い。前払いの場合は、交付決定通知を受けた日から10日を経過する日までに交付請求を受けた後に交付。	無		5				○	有	全て		支出の事実を証すべき金額及び年月日を記載した領収書その他の支出の事実を証すべき書類	可				○	有			○		調査研究報告書、広報報告書、広報により作成した印刷物、広聴・会議報告書、要請・陳情活動報告書、雇用台帳	可				○	有			○						・収支報告書及び添付書類を確認し、不正確な記載や記載漏れについて助言等実施（④）	
奈良県	宇陀市	②議員のみ		30		①前払い		④１年	4月	無		5		○			有	全て		領収書等の写し（ただし公共交通機関等で領収書が発行できない場合は除く）	可		○			有	○	○	○			可		○			有			○				収支報告書及び添付書類の確認、指導助言等を実施	
奈良県	三宅町	②議員のみ		10		①前払い		④１年		無		5	○	○	○		有	全て		領収証		○		○		無										有			○					
奈良県	田原本町	②議員のみ		20		②精算払い		⑤その他	その都度	無		5			○	○	有	全て		領収書（交通費等の領収書が取得困難な場合には、その経路と金額が分かる書類を添付）	可			○	○	有	○	○	○			可			○	○	有			○	○			議長及び執行機関	
奈良県	広陵町	②議員のみ		10		②精算払い		⑤その他	5月	無		5				○	有	全て		全ての支出に係る領収書会計帳簿の写し	可				○	有			○			可				○	無								
奈良県	東吉野村	②議員のみ		10		①前払い		④１年	4月	無		5			○	○	有	全て		領収証その他の支出を証すべき書面	可			○	○	有	○	○	○	○	政務活動成果書	可			○	○	有			○	○		首長部局で規定と照らしての確認	・収支報告書及び領収書を議長に提出後、議会事務局による確認を実施（④）	
計	14 団体	① ② ③ ④	0 団体 11 団体 1 団体 2 団体			① ② ③	11 団体 2 団体 1 団体	① ② ③ ④ ⑤	0 団体 2 団体 2 団体 6 団体 4 団体	有	0 団体		① 5 団体	② 8 団体	③ 9 団体	④ 6 団体	14 団体	全て 14 団体	その他 0 団体		13 団体	① 5 団体	② 6 団体	③ 8 団体	④ 6 団体	11 団体	① 8 団体	② 7 団体	③ 11 団体	④ 5 団体		11 団体	① 3 団体	② 4 団体	③ 6 団体	④ 5 団体	12 団体	① 0 団体	② 0 団体	③ 0 団体	④ 12 団体	⑤ 2 団体						
和歌山県	和歌山市	①会派のみ		100		①前払い		③半年	４月 １０月	無		5	○	○		○	有	全て		全ての支出に係る領収書等	可	○	○		○	有	○	○		○		可	○	○		○	無								
和歌山県	海南市	②議員のみ		20		①前払い		④１年	4月	無		5	○	○		○	有	全て		領収書又はこれに準ずる書類	可		○		○	有	○	○	○			可		○			有				○		規則上の定めは無し	事実上、議会事務局が収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（⑤）	
和歌山県	橋本市	②議員のみ		20		①前払い		④１年	4月	無		5	○	○	○		有	全て		交通費のうち、在来線については省略可	可		○	○		有	○		○	○	「調査・研究費」「要請・陳情活動費」「会議費」についても③と同様に出張報告書が必要。また、③を含む上記について旅費明細書が必要	可		○	○		有			○				条例に基づき、年度終了後に各議員が収支報告書及び領収書、各報告書等を議長に提出。それらを事務局にて検査する。	『政務活動費の手引き』の運用ルールに基づき、処理している。 残預金があれば精算してもらう。
和歌山県	田辺市	①会派のみ		20		①前払い		④１年		無		5	○	○			有	全て		・全ての支出に係る領収書 ・経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容（●領収書但書に数量等が記載されていない場合、数量等がわかる納品書、●口座引落し等で領収書が発行されない場合、請求書及び通帳の該当部分の写し、●銀行振込による支払いの場合、請求書及び振込通知書、●払込票兼受領書、クレジットカード利用の場合は、利用代金明細書、●ＥＴＣ利用の場合は、利用証明書、●旅費規程により旅費を算出する場合、旅費明細書）	可		○			有	○		○	○	・出張調査報告書（その他政務活動のために市外に出張した場合）	可	○	○			有			○				・会派から提出のあった収支報告書及び領収書等を検査し、不適切な支出について助言等実施。	

都道府県名	市町村名	交付の対象		議員１人当たりの交付月額（千円／月）		交付方法		交付時期		政務活動費の額を定めるに当たっての第三者（機関）等からの意見聴取の有無		収支報告書の保存期間（年）	収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無										収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無											収支報告書等の検査主体											備考
			その他の内容		補足		その他の内容		②～⑤の場合の支払時期		意見聴取した第三者（機関）等の名称		収支報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可					添付が義務付けられる範囲		添付が義務付けられる書類等	領収書等の閲覧等の可否	領収書等の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可					添付が義務付けられる書類等（複数選択可） ①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他（会議、陳情活動等報告書等）					その他の内容	活動報告書等の閲覧等の可否	活動報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				検査主体名（複数選択可） ①第三者（個人） ②第三者機関 ③会派 ④議会事務局 ⑤その他					①の内容	②の内容	③の内容	⑤の内容	検査方法	
														①	②	③	④					①	②	③	④						①	②	③	④	⑤						
和歌山県	新宮市	②議員のみ		10		①前払い		④１年	4月	無		5				○		有	全て		領収書（写し）、成果物（写し）	可				○		無									有				○					議長の命を受けた議会事務局職員が、収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	
和歌山県	紀美野町	②議員のみ		5		①前払い		④１年	5月	無		5		○	○			有	全て		・全ての支出に係る領収書 ・調査研究、研修参加に係る費用の明細内訳書	可		○	○			有			○				可		○	○		有			○				・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について助言等実施	
和歌山県	かつらぎ町	②議員のみ		15		②精算払い		③半年	前期分(4～9月）、後期分(10～3月)実績報告後	無		5					○	有	全て		領収書その他証拠書類の写し、出納簿	可					○	有	○	○	○	○	活動内容が確認できる資料	可				○	有			○					
和歌山県	湯浅町	②議員のみ		4		①前払い		④１年	４月	無		10					○	有	全て		領収書	可					○	無									無									
和歌山県	広川町	②議員のみ		6		①前払い		④１年	年度当初	無		10					○	有	全て		一般的事項として、領収書添付義務	可					○	無									有				○					収支報告書及び添付書類を点検し、不適正な支出については、対象除外とし、本人より返金を求める	
和歌山県	有田川町	②議員のみ		6		①前払い		④１年	４月	無		5	○				○	有	全て		全ての支出に係る領収書	可	○				○	有	○	○	○	○	活動の分かる報告書	可	○			○	有			○				・収支報告書及び添付書類を検査する。必要があれば本人に確認を行う。不適正な支出については指導、助言等実施（④）	
和歌山県	白浜町	②議員のみ		15		②精算払い		④１年	4月	無		5	○		○			有	全て		領収書（交通費等の領収書が取得困難な場合には、支出が証明できる書類）	可			○			有	○	○	○	○	・視察・研修活動の内容が確認できる書類 ・陳情報告書 ・広報・広聴活動の内容が確認できる書	可				○	有			○				・報告書及び添付書類を確認し、不足する書類の有無や支出内容について助言等実施	
和歌山県	上富田町	②議員のみ		6		①前払い		④１年	4月	無		5		○				有	全て		領収書（研修・視察の場合は領収書に加えてその報告書等を添付）	可		○				有	○		○			可		○			有			○				・収支報告書及び添付書類を確認し、不適正な支出について助言等を実施（④）	
和歌山県	すさみ町	②議員のみ		5		①前払い		④１年	4月	無		5				○		有	全て		証拠書類等の写しを添付（ただし、証拠書類等を徹しがたいものがあるときは、その旨を説明する書類の写しを提出することができる）	可				○		無											有				○					収支報告書及び添付書類を検査し、不適切な支出について指導、助言等を実施	
計	13 団体	① ② ③ ④	2 団体 11 団体 0 団体 0 団体			① ② ③	11 団体 2 団体 0 団体	① ② ③ ④ ⑤	0 団体 0 団体 2 団体 11 団体 0 団体	有	0 団体		① 6 団体	② 6 団体	③ 5 団体	④ 6 団体		13 団体	全て 13 団体	その他 0 団体		13 団体	① 2 団体	② 6 団体	③ 5 団体	④ 6 団体		9 団体	① 8 団体	② 5 団体	③ 8 団体	④ 5 団体		9 団体	① 3 団体	② 6 団体	③ 3 団体	④ 3 団体		11 団体	① 0 団体	② 0 団体	③ 0 団体	④ 10 団体	⑤ 1 団体						
鳥取県	鳥取市	③会派及び議員		30		①前払い		③半年	4月15日 10月15日	無		5	○	○	○	○		有	全て		領収書、旅費等については計算書等	可	○	○	○	○		有	○	○	○	○		可	○	○	○	○	有				○				議長提出後、事務局職員が領収書等添付書類と照らし合わせ、支出のチェクを行う。	

都道府県名	市町村名	交付の対象		議員１人当たりの交付月額（千円／月）		交付方法		交付時期		政務活動費の額を定めるに当たっての第三者（機関）等からの意見聴取の有無		収支報告書の保存期間（年）	収支報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無								収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無									収支報告書等の検査主体										備考
			その他の内容		補足		その他の内容		②～⑤の場合の支払時期		意見聴取した第三者（機関）等の名称		①	②	③	④	添付が義務付けられる範囲		添付が義務付けられる書類等	領収書等の閲覧等の可否	領収書等の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				添付が義務付けられる書類等（複数選択可） ①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他（会議、陳情活動等報告書等）				その他の内容	活動報告書等の閲覧等の可否	活動報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				検査主体名（複数選択可） ①第三者（個人） ②第三者機関 ③会派 ④議会事務局 ⑤その他					①の内容	②の内容	③の内容	⑤の内容	検査方法	
																	添付が義務付けられる範囲		添付が義務付けられる書類等	領収書等の閲覧等の可否										活動報告書等の閲覧等の可否																
																	その他	日当を除く全て			① 4 団体	② 4 団体	③ 2 団体	④ 2 団体									① 2 団体	② 2 団体	③ 1 団体	④ 2 団体															
鳥取県	米子市	④その他	会派又は議員	38		①前払い		③半年	4，10月	無		5	○	○			有	その他	日当を除く全て	日当を除く全ての支出に係る領収書等の証拠書類	可	○	○			無											有			○				・領収書等について、支出内容及び必要書類の管理状況が適正かどうか議会事務局職員による内容の審査を実施。原則、年度途中（10月頃）と年度末（3月）に実施している。	議員一人当たりの交付額37,500円（年額450,000円）
鳥取県	倉吉市	②議員のみ		20		①前払い		④１年	4月	無		5	○	○	○	○	有	全て		・旅費以外の全ての支出に係る領収書又はこれに準ずる書類 ・旅費については、職員の旅費規程を準用しているため、計算書を領収書にかえている	可	○	○		○	有	○	○	○	○	陳情活動	可	○	○		○	有			○	○			会計課	・収支報告書及び領収書等の添付書類を検査。不適正な支出について指導助言等を行い、確認完了後に精算処理（④） ・精算書類とあわせて収支報告書ほかの添付資料の検査を実施（⑤）	旅費を伴わない研修の活動報告書については、収支報告書への添付を義務付けていない
鳥取県	境港市	④その他	会派又は会派に属さない議員	20		①前払い		④１年	4月	無		5	○	○			有	全て		領収書又はこれに準ずる書類	可	○	○			無											有			○				事務局職員による書類検査。必要に応じて経理担当者への聞き取りを実施。	活動報告書については、収支報告書への添付ではなく、視察・研修等実施後速やかかに報告書を提出することとしており、HPに掲載し、事務局に常備している。
計	4 団体	① ② ③ ④	0 団体 1 団体 1 団体 2 団体			① ② ③	4 団体 0 団体 0 団体	① ② ③ ④ ⑤	0 団体 0 団体 2 団体 2 団体 0 団体	有	0 団体		① 4 団体	② 4 団体	③ 2 団体	④ 2 団体	4 団体	全て 3 団体	その他 0 団体		4 団体	① 4 団体	② 4 団体	③ 1 団体	④ 2 団体	2 団体	① 2 団体	② 2 団体	③ 2 団体	④ 2 団体		2 団体	① 2 団体	② 2 団体	③ 1 団体	④ 2 団体	4 団体	① 0 団体	② 0 団体	③ 0 団体	④ 4 団体	⑤ 1 団体						
島根県	松江市	③会派及び議員		40	議員に月額25千円、会派に所属議員１人あたり15千円を支給	①前払い		④１年	4月	有	特別職報酬等審議会	5	○	○			有	全て		領収書 （経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容）	可	○	○			有	○		○				可	○	○			有			○				・提出書類の事務的審査	
島根県	浜田市	②議員のみ		20		②精算払い		⑤その他	各年度終了後の交付が原則だが、四半期ごとにそれまでに使った政務活動費の精算が可能	有	浜田市特別職報酬等審議会	5	○	○		○	有	全て		領収書等証拠書類	可	○	○		○	有	○	○	○	○	要請・陳情活動報告書、意見交換会等実施報告書、政務活動に係る自家用自動車使用簿	可	○	○		○	有			○	○			監査委員	・所属議員から議会事務局へ収支報告書及び領収書等の提出があり、事務局確認後精算払い（④） ・3年に1度の監査委員による定期監査時に、収支報告書等の検査あり（⑤）	
島根県	出雲市	①会派のみ		38		①前払い		③半年	4月、10月	無		5	○			○	有	全て		・全ての支出に係る領収書 ・委託調査の成果品 ・広報誌の成果品	可				○	有	○	○	○	○	陳情活動等報告書	可	○			○	有			○					・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（④）	
島根県	益田市	②議員のみ		10		①前払い		③半年	4・10月	有	益田市特別職報酬等審議会	5	○	○			有	全て		領収書	可	○	○			有	○	○	○			可	○	○			有			○				収支報告書及び添付書類を検査し、不適切な支出について指導・助言（④）	
島根県	大田市	②議員のみ		10		①前払い		④１年	5月1日	無		5	○	○	○		有	全て		領収書又はこれに準ずる書類	可				○	有	○	○	○	○	陳情活動等報告書	可				○	有			○					・収支報告書と添付の領収書の金額及び条例で規定している使途基準を確認し、疑義のあるものについて指導、助言等実施	活動報告等は収支報告書への添付の義務付けはないが提出は求めており、HPに公開している。
島根県	安来市	②議員のみ		20		①前払い		⑤その他	申請都度	無		5	○	○			有	全て		全ての支出に係る領収書	可	○	○			無											有			○				領収書突合	
島根県	江津市	②議員のみ		10		①前払い		④１年	4月	無		5	○	○			有	全て		領収書又はこれに準ずる書類	可	○				有	○	○	○			可	○	○		○	有			○				・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	
島根県	雲南市	②議員のみ		15	なし	①前払い		③半年	4，10月	無		5	○				有	全て		領収書、会計帳簿	可	○			○	有	○		○			可				○	有			○	○		雲南市監査委員	収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	
島根県	奥出雲町	②議員のみ		5		②精算払い		③半年	4,10月	無		5	○			○	有	全て		領収書その他の支出を証すべき書面	可	○			○	無											有			○				収支報告書及び領収書等を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（④）	領収書の添付は、議長の定めにより義務付け
島根県	美郷町	④その他	会派又は議員の選択制	10		②精算払い		⑤その他	8，1，4月	無		5	○	○			無									有	○	○	○			可	○	○			有			○	○		議長または副議長	議長または副議長の審査後に支払い（⑤）	
計	10 団体	① ② ③ ④	1 団体 7 団体 1 団体 1 団体			① ② ③	7 団体 3 団体 0 団体	① ② ③ ④ ⑤	0 団体 0 団体 4 団体 3 団体 3 団体	有	3 団体		① 10 団体	② 7 団体	③ 1 団体	④ 3 団体	9 団体	全て 9 団体	その他 0 団体		9 団体	① 7 団体	② 4 団体	③ 0 団体	④ 4 団体	8 団体	① 8 団体	② 6 団体	③ 8 団体	④ 4 団体		8 団体	① 6 団体	② 5 団体	③ 0 団体	④ 5 団体	10 団体	① 0 団体	② 0 団体	③ 0 団体	④ 10 団体	⑤ 3 団体						

都道府県名	市町村名	交付の対象		議員１人当たりの交付月額（千円／月）		交付方法		交付時期		政務活動費の額を定めるに当たっての第三者（機関）等からの意見聴取の有無		収支報告書の保存期間（年）	収支報告書の公開方法（複数選択可）				収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無					収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無									収支報告書等の検査主体										備考
		その他の内容		補足		その他の内容		②～⑤の場合の支払時期		意見聴取した第三者（機関）等の名称			①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				添付が義務付けられる範囲		添付が義務付けられる書類等	領収書等の閲覧等の可否	領収書等の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				添付が義務付けられる書類等（複数選択可） ①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他（会議、陳情活動等報告書等）				その他の内容	活動報告書等の閲覧等の可否	活動報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				検査主体名（複数選択可） ①第三者（個人） ②第三者機関 ③会派 ④議会事務局 ⑤その他					①の内容	②の内容	③の内容	⑤の内容	検査方法	
													①	②	③	④					①	②	③	④					①	②	③	④				①	②	③	④	⑤					
岡山県	岡山市	①会派のみ		218		①前払い		③半年	4、10月	有	岡山市特別職報酬等審議会	5	○		○		有	全て		領収書	可	○		○		無													有	○			○		弁護士				支出内容に疑義がある場合、適正なものかどうかについて弁護士に相談（①） 収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等を実施（④）	活動報告書等の添付の義務付けの有無の項目について、令和７年度分（令和８年度ホームページ公開分）から活動概要報告書、視察報告書を添付する予定。
岡山県	倉敷市	③会派及び議員		150		①前払い		③半年	4,10月	有	特別職報酬等審議会	5	○		○		有	全て		領収書	可	○		○		有	○	○	○	○	・視察報告については、国内・海外の区分は無い	可	○		○				有			○	○		会派の経理責任者、会派会長等			・所属議員から領収書等を会派の経理責任者に提出させ、確認後、精算払（③） ・収支報告書と領収書等との結合（④）	左記「議員１人当たりの交付月額」に加え、会派に対しては、所属する議員の数が３人以上１０人以下の場合には、補助職員１人につき５万円の範囲内で、１１人以上の場合には、補助職員２人で１０万円の範囲内の額を支給する。
岡山県	津山市	②議員のみ		50		①前払い		③半年	4，１０月	有	特別職報酬等審議会	5	○	○	○		有	全て		領収書	可	○	○	○		有	○	○				可	○	○	○				有			○						・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について助言等を実施（④）	
岡山県	玉野市	③会派及び議員		35		①前払い		③半年	4,10月（改選の年は5,10月）	有	玉野市特別職報酬等審議会	5	○	○			有	全て		領収書、（経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容）	可		○			有	○	○	○	○		可		○					有			○						・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（④）	
岡山県	笠岡市	①会派のみ		45		①前払い		③半年	4,10月	有	特別職報酬等審議会	5	○		○	○	有	全て		領収書（領収書がない場合は支払証明書	可			○	○	有	○		○			可	○		○	○			有			○			会派の経理責任者、会派会長			・所属議員の収支報告及び領収書を会派の経理責任者が検査・提出し，会長が確認後に議長に提出	左記会派には所属議員が１名の場合も含む
岡山県	井原市	②議員のみ		30		①前払い		③半年	４月、１０月	無		5	○	○	○		有	全て		備品購入・廃棄報告書	可	○	○	○		無													有			○						収支報告書及び領収書等添付書類を検査し、マニュアルに規定されていない経費が計上されている場合は、指導、助言等実施	実施報告書等は収支報告書への添付の義務付けはないが、活動終了後２週間以内に議長に提出することとなっている。（市外での研究会等、市外へ視察及び研修会（オンライン研修含む）への参加）
岡山県	総社市	②議員のみ		35		①前払い		④１年	4月	無		5	○	○	○		有	全て		領収書、必要に応じ請求書等（領収書に記載のない内訳等が分かる書類）、通帳の写し（口座振替の場合）、支払証明書	可	○	○	○		有	○	○	○			可	○	○	○		無										
岡山県	高梁市	②議員のみ		30		①前払い		④１年	4月	無		10	○	○		○	有	全て		領収書、領収書に準ずる書類	可		○		○	無													有			○						④収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	
岡山県	新見市	②議員のみ		30		①前払い		④１年	4月	無		5	○			○	有	全て		領収書（地下鉄利用等領収書が添付できないときは、行程表を収支報告書に添付）、会計帳簿	可				○	有	○	○	○	○	会議報告書	可				○	有						○						・収支報告書及び添付書類を検査し、不備な点及び不適切な支出について指導、助言等実施（④）	
岡山県	備前市	②議員のみ		25		①前払い		④１年	交付月の20日	無		5	○	○	○		有	全て		領収書、又は支出が確認可能な資料等	可		○	○		有	○		○	○	要請・陳情活動等	可		○	○		有				○	○			議会運営委員会		収支報告書及び添付処理を検査し、不適正な支出について指導・助言等実施（⑤）	
岡山県	瀬戸内市	②議員のみ		20		①前払い		④１年	4月	無		5	○			○	有	全て		公共交通費で領収書を徴することができない場合を除き、全ての支出に係る領収書等の証拠書類	可	○			○	有	○		○	○	要請・陳情活動報告書	可	○			○	無										
岡山県	赤磐市	②議員のみ		30		①前払い		④１年	４月～５月	無		5			○		有	全て		全ての支出に係る領収書	可			○		有	○	○	○			可			○		有			○						・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（④）	
岡山県	真庭市	②議員のみ		30		①前払い		④１年	4月	有	真庭市議員報酬及び特別職給料等審議会	5	○	○			有	全て		領収書、これに準ずる書類	可	○	○			有	○	○	○	○	会議報告書	可	○	○			有			○						真庭市議会政務活動費交付条例に基づき収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	
岡山県	美作市	②議員のみ		30		①前払い		③半年	4、10月	無		5	○	○			有	全て			可	○	○			有	○	○	○	○		可	○	○			有			○						収支報告書及び添付書類を精査し、不適切と思われる支出について、助言等を行う。	
岡山県	浅口市	②議員のみ		30		①前払い		④１年	4月	無		5	○		○		有	全て		領収書又はそれに準ずる書類	可			○	○	有	○		○			可			○	○	有			○						・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	

都道府県名	市町村名	交付の対象		議員１人当たりの交付月額（千円／月）		交付方法		交付時期		政務活動費の額を定めるに当たっての第三者（機関）等からの意見聴取の有無		収支報告書の保存期間（年）	収支報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無							収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無										収支報告書等の検査主体										備考
			その他の内容		補足		その他の内容		②～⑤の場合の支払時期		意見聴取した第三者（機関）等の名称		① ② ③ ④				添付が義務付けられる範囲		添付が義務付けられる書類等	領収書等の閲覧等の可否	領収書等の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可					添付が義務付けられる書類等（複数選択可） ①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他（会議、陳情活動等報告書等）					その他の内容	活動報告書等の閲覧等の可否	活動報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可					検査主体名（複数選択可） ①第三者（個人） ②第三者機関 ③会派 ④議会事務局 ⑤その他					①の内容	②の内容	③の内容	⑤の内容	検査方法	
																					①	②	③	④																					
岡山県	鏡野町	②議員のみ		10		③その他	全額一括後払い	④１年	4月	無		5		○	○		有	全て		**領収書その他の支出を証すべき書面**	可		○	○		有	○	○	○	○		可		○	○		有				○					・収支報告書及び領収書等を議長に提出後、議会事務局職員が添付書類等を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（④）	
岡山県	勝央町	②議員のみ		20		②精算払い		③半年	9,3月	無		5				○	有	全て		領収書	可				○	有	○	○	○			可				○	有				○					収支報告書及び添付書類を検査し、不適切な支出について、指導、助言等を実施する	
岡山県	奈義町	②議員のみ		10		②精算払い		③半年		無		5				○	有	全て		領収書（クレジット払いの場合はクレジットの使用明細書）	可				○	有	○	○	○	○	開催した報告会・会議等の開催がわかるもの（案内通知等）、購入した書籍の書籍名と金額がわかるもの、発行した広報紙の写し	可				○	有				○					収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（④）	
岡山県	吉備中央町	②議員のみ		10		②精算払い		③半年	4,10月	無		5		○			有	全て		・すべての支出に係る領収書（経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な内容の分かる添付書類）	可		○			有	○	○	○	○	会議開催通知や活動内容を記載したもの	可		○			有				○					・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	
計	19 団体	①　2 団体 ②　15 団体 ③　2 団体 ④　0 団体				①　15 団体 ②　3 団体 ③　1 団体		①　0 団体 ②　0 団体 ③　10 団体 ④　9 団体 ⑤　0 団体		有	6団体		① 14 団体	② 10 団体	③ 10 団体	④ 6 団体	19団体	全て 19 団体	その他 0 団体		19団体	① 8 団体	② 10 団体	③ 10 団体	④ 7 団体	16団体	① 16 団体	② 12 団体	③ 15 団体	④ 10 団体		16団体	① 7 団体	② 8 団体	③ 8 団体	④ 6 団体	17団体	① 1 団体	② 0 団体	③ 2 団体	④ 16 団体	⑤ 1 団体						
広島県	広島市	①会派のみ		300	左記に加え、所属議員の数が3人以上の会派が、当該会派の控室において常時勤務する職員（会派職員）を雇用した場合には、別途、会派職員雇用費を支給している。	①前払い		①毎月		無		5	○		○	○	有	全て		全ての支出に係る領収書又は会派の代表者の支払証明書	可	○		○	○	無													有			○	○			会派経理責任者、会派代表者		・会派所属議員から提出された領収書等に基づき、会派代表者が支出を決定して支出伝票を発行し、経理責任者が支出伝票により出納を行う（③） ・収支報告書提出後、議会事務局職員が領収書等の宛名や日付等の形式審査を行う（④）	【「収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無」について】 活動報告書のうち視察調査報告書については、作成後速やかに、その写しを議長（事務局）に提出することとしている。 【「活動報告書の閲覧の可否」について】 活動報告書のうち、議長（事務局）に提出のあった視察調査報告書は、情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等が可能である。
広島県	呉市	①会派のみ		50		①前払い		②四半期	4,7,10,1月	有	呉市特別職報酬等審議会	5	○	○		○	有	全て		原則領収書添付	可	○	○		○	有	○	○	○	○	○	可	○	○		○	有			○			会派の幹事長、会計担当者			
広島県	竹原市	②議員のみ		20		①前払い		④１年	4月	無		5	○	○			有	全て		領収書、通帳の写し	可				○	有	○	○	○			可	○	○			有			○					・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	
広島県	三原市	①会派のみ		25		①前払い		③半年	4，10月	有	三原市特別職報酬等審議会	5	○	○			有	全て		・全ての支出に係る領収書 ・（経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容）	可	○	○			無													有			○	○			会派の経理責任者、会派の代表者		収支報告書等を会派の経理責任者が確認後，提出。 その後，議会事務局で収支報告書及び添付書類等を確認。	
広島県	尾道市	④その他	会派又は会派に属さない議員	30		①前払い		④１年	4月	無		5	○		○		有	全て		領収書の写し、領収書を徴することができないときは、会派代表者の支払証書	可			○		無													有			○				会派の経理責任者		・収支報告書、会計帳簿、領収書の写し、活動報告書を確認	
広島県	福山市	①会派のみ		130		①前払い		⑤その他	4・8・12月	有	特別職報酬等審議会	5	○		○		有	全て		領収書 （領収書を添付することができない場合は、会派の代表者の支出を証明する書類）	可	○		○		有	○	○	○	○	市外における調査研究その他の活動にかかるものについては研究研修・調査報告書、陳情活動等報告書等	可	○		○		有				○	○					会派の経理責任者		所属議員から支出書及び領収書、研究研修・調査報告書を会派の経理責任者に提出させ、確認。 （④）	
広島県	府中市	③会派及び議員		20		①前払い		④１年	4月	有	府中市特別職報酬等審議会	5	○	○	○		有	全て		全ての支出に係る領収書（領収書が発行できない場合、支出を証明する書類）	可	○	○	○		有	○		○			可	○	○			有			○				会派の経理責任者、会派会長等		領収書を提出させ、会派の経理責任者及び会長が確認	
広島県	三次市	①会派のみ		30		①前払い		③半年	4,10月	有	三次市議員報酬及び特別職給料審議会	5	○	○			有	全て		領収書又はこれに準ずる書類	可	○	○			有	○	○	○	○	会議、陳情活動等報告書等	可	○	○			有			○	○			会派の経理責任者、会派代表者		収支報告書及び領収書を各会派の経理責任者から議長に提出，議会事務局で確認，不備等があった場合は経理責任者に修正を指導	

都道府県名	市町村名	交付の対象		議員１人当たりの交付月額（千円／月）		交付方法		交付時期		政務活動費の額を定めるに当たっての第三者（機関）等からの意見聴取の有無		収支報告書の保存期間（年）	収支報告書の公開方法（複数選択可）				収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無							収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無									収支報告書等の検査主体										備考
		交付の対象		議員１人当たりの交付月額（千円／月）		交付方法		交付時期		政務活動費の額を定めるに当たっての第三者（機関）等からの意見聴取の有無		収支報告書の保存期間（年）	収支報告書の公開方法（複数選択可）				収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無							収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無									収支報告書等の検査主体										備考

都道府県名	市町村名	交付の対象		議員１人当たりの交付月額（千円／月）		交付方法		交付時期		政務活動費の額を定めるに当たっての第三者（機関）等からの意見聴取の有無		収支報告書の保存期間（年）	収支報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無							収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無									収支報告書等の検査主体										備考
																	添付が義務付けられる範囲			領収書等の閲覧等の可否	領収書等の公開方法（複数選択可）					添付が義務付けられる書類等（複数選択可）						活動報告書等の閲覧等の可否	活動報告書の公開方法（複数選択可）					検査主体名（複数選択可）					①の内容	②の内容	③の内容	⑤の内容	検査方法	
			その他の内容		補足		その他の内容		②～⑤の場合の支払時期		意見聴取した第三者（機関）等の名称		①	②	③	④		その他の内容	添付が義務付けられる書類等		①	②	③	④		①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他（会議、陳情活動等報告書等）					その他の内容		①	②	③	④	①第三者（個人） ②第三者機関 ③会派 ④議会事務局 ⑤その他									
山口県	萩市	②議員のみ		10		①前払い		④１年	4月末	無		5	○		○		有	全て		全ての支出に係る領収書	可			○		有	○		○	○	政務活動事業実績報告書	可			○		有				○			議長提出前に、議会事務局職員が収支報告書記載の金額と添付されている領収金額に相違がないか、使途の内容が条例で定めている項目に該当しているか、視察報告書等の必要書類が添付されているか検査。	
山口県	防府市	①会派のみ		21		①前払い		④１年	4月	無		10	○		○	○	有	全て		領収書、会計帳簿	可			○	○	有	○		○	○		可			○	○	有				○			・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	
山口県	下松市	④その他	会派又は会派に属しない議員	11		①前払い		③半年	4,10月	無		5		○			有	全て		全ての支出に係る領収書（経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容）	可		○			有	○	○	○			可		○			有			○	○		会派経理責任者、会派長		会派からの支出時に、経理責任者が検査し支出。年度の精算時に、事務局提出前に経理責任者や会派長が検査。	
山口県	岩国市	①会派のみ		30		①前払い		④１年	４月	無		5				○	有	全て		全ての支出に係る領収書	可				○	有	○	○	○			可				○	有			○	○		会派の経理責任者、会派会長等		報告書及び添付書類の検査	
山口県	光市	①会派のみ		20		①前払い		③半年	4、10月	無		5	○	○		○	有	全て		領収書、会計帳簿	可	○	○		○	有	○	○	○	○	実施報告書（議会活動報告会、広聴会・意見交換会等）、要請書又は陳情書の写し	可	○				有			○					全ての領収書等について、正しい使途で報告がなされているか、議会が定める政務活動費使途基準と照らし合わせ、適正な支出であることを精査・確認している。	会派に所属していない議員は一人会派とみなす。
山口県	長門市	②議員のみ		15		①前払い		④１年	4月30日	無		5	○		○		有	全て		領収書等の証拠書類の写し（領収書及び領収書に準ずる支払い内容の分かる書類）	可	○		○		有			○	○	調査研究・会議・要請・陳情実施報告書、報告会・公聴会・意見交換会等実施報告書	可	○		○		有					・収支報告書及び添付書類の内容を精査・確認し、不適正な支出については助言等を実施（④）	
山口県	柳井市	①会派のみ		20		③その他	概算払後、精算時に残余金がある場合は返還	⑤その他	その都度申請により交付	無		5			○		有	全て		全ての支出に係る領収書（写し）	可			○		無											有				○					経理責任者の作成した収支報告書及び添付書類を確認し、書類の不備について指導、助言等実施	柳井市議会政務活動費の交付に関する取扱要綱の規定により、政務調査のための出張に当たる場合は、派遣申請書を提出し、出張後に調査報告書を提出する。
山口県	美祢市	③会派及び議員		20		①前払い		④１年	5月	有	美祢市特別職報酬等審議会	5	○				有	全て		全ての支出に係る領収書又はこれに準ずる書類	可	○				有	○	○	○	○	全ての支出に係る領収書又はこれに準ずる書類	可		○			有			○	○		会派の経理責任者、会派代表者		・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	
山口県	周南市	①会派のみ		25		①前払い		④１年	４月	無		5	○	○			有	全て		領収書（交通費等の領収書取得が困難な場合は、支払証書）	可	○	○			有	○	○	○	○	研究会報告書	可	○	○			有				○				・収支報告書及び添付書類を検査し、記載内容等について指導、助言等実施	
山口県	山陽小野田市	③会派及び議員		12		①前払い		④１年	4月	無		5	○	○			有	全て		領収書	可	○	○			無											有				○					・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	
計	13 団体	① ② ③ ④	7 団体 2 団体 3 団体 1 団体			① ② ③	12 団体 0 団体 1 団体	① ② ③ ④ ⑤	0 団体 0 団体 4 団体 8 団体 1 団体	有	1 団体		① 9 団体	② 6 団体	③ 4 団体	④ 3 団体	13 団体	全て 13 団体	その他 0 団体		13 団体	① 6 団体	② 6 団体	③ 4 団体	④ 4 団体	9 団体	① 8 団体	② 6 団体	③ 9 団体	④ 7 団体		9 団体	① 4 団体	② 4 団体	③ 3 団体	④ 2 団体	12 団体	① 0 団体	② 0 団体	③ 4 団体	④ 12 団体	⑤ 0 団体							
徳島県	徳島市	②議員のみ		70		①前払い		⑤その他	4月、1月	無		5	○			○	有	全て		全ての支出に係る領収書（ただし領収書を徴することができない場合は、それに代わる証票類）	可				○	有	○	○	○	○	会議報告書、要望・陳情報告書	可				○	有			○					政務活動費使途基準に沿って検査	収支報告書への領収書・研修会報告書等の添付の義務付けを、政務活動費使途基準や留意事項等の運用ルールに基づき処理している。
徳島県	鳴門市	②議員のみ		25		①前払い		③半年	4,10月	無		5	○		○	○	有	全て		領収書、出納帳簿	可			○	○	有	○	○	○	○	要請・陳情活動、会議	可			○	○	無									
徳島県	小松島市	①会派のみ		20	一人会派も会派とみなす	①前払い		④１年	4月	無		5			○		有	全て		支出を証明する領収書等の写し	可			○		有				○	政務活動調査報告書	可				○	有			○					収支報告書及び領収書等の添付書類を会派経理責任者が提出し、事務局が確認している。	収支報告書の公開方法、領収書の公開方法について、各地方公共団体独自に定めるものとは市議会基本条例に規定する閲覧等請求手続きによるもの
徳島県	阿南市	①会派のみ		25		①前払い		④１年	当該年度開始当初又は当該任期開始当初に全額交付	無		6	○			○	有	全て		全ての支出に係る領収書又はこれに準ずる書類	可				○	有	○		○	○	陳情・要請活動報告書	可				○	有			○					収支報告書及び添付書類を検査し、不適切な支出について指導・助言等を行っている。	

都道府県名	市町村名	交付の対象		議員１人当たりの交付月額（千円／月）		交付方法		交付時期		政務活動費の額を定めるに当たっての第三者（機関）等からの意見聴取の有無		収支報告書の保存期間（年）	収支報告書の公開方法（複数選択可）				収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無						収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無								収支報告書等の検査主体									備考
			その他の内容		補足		その他の内容		②～⑤の場合の支払時期		意見聴取した第三者（機関）等の名称		①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				添付が義務付けられる範囲		添付が義務付けられる書類等	領収書等の閲覧等の可否	領収書等の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可					添付が義務付けられる書類等（複数選択可） ①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他（会議、陳情活動等報告書等）					その他の内容	活動報告書等の閲覧等の可否	活動報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				検査主体名（複数選択可） ①第三者（個人） ②第三者機関 ③会派 ④議会事務局 ⑤その他					①の内容	②の内容	③の内容	⑤の内容	検査方法	
													①	②	③	④					①	②	③	④							①	②	③	④	⑤					
徳島県	吉野川市	①会派のみ		25		①前払い		③半年	4，10月	有	特別職報酬等審議会	5	○	○		○	有	全て		領収書（ただし、領収書を徴収することができない場合は、それに代わる証票類）	可				○	有	○		○	○	調査報告書	可				○	有				○			政務活動費の交付に関する条例、施行規則、経理に関する規定、政務活動費使途基準に基づき、領収書の検査、報告書の検査を実施（④）	
徳島県	美馬市	③会派及び議員		25		①前払い		③半年	4，10月	無		5	○			○	有	全て		支出に係る領収書の写し、経費内訳書等の証拠書類 ※調査研究、研修、会議、要請・陳情等の活動に参加した場合は報告書等を提出	可				○	有	○	○	○	○		可				○	有				○	会派の経理責任者、会派会長等	市長部局（総務課）	・所属議員からの収支報告時に収支報告書及び領収書を会派の経理責任者に提出させ、確認（③） ・会派代表者から提出のあった収支報告書及び領収書を確認（④） ・議会事務局から提出のあった収支報告書及び領収書を確認（⑤）	
徳島県	三好市	②議員のみ		17		①前払い		③半年	4，10月	無		5	○		○	○	有	全て		領収書	可	○		○	○	有	○		○	○	海外視察は交付対象外	可	○		○	○	無							
計	7 団体	①　3 団体 ②　3 団体 ③　1 団体 ④　0 団体				①　7 団体 ②　0 団体 ③　0 団体		①　0 団体 ②　0 団体 ③　4 団体 ④　2 団体 ⑤　1 団体		有	1団体		①6団体	②1団体	③3団体	④6団体	7団体	全て7団体	その他0団体		7団体	①1団体	②0団体	③3団体	④6団体	7団体	①6団体	②3団体	③6団体	④7団体		7団体	①1団体	②0団体	③2団体	④7団体	5団体	①0団体	②0団体	③1団体	④5団体	⑤1団体						
香川県	高松市	②議員のみ		100		①前払い		③半年	4，10月	有	高松市議員報酬、市長及び副市長の給料等審議会	5	○				有	全て		・全ての支出に係る領収書 ・政務活動記録票 ・職員雇用台帳 ・支払確認書 ・政務活動費を計上する事務所に関する届出書 ・広報紙等印刷物を発行したとき（印刷発注したものに限る）は成果品1部	可	○				有	○	○	○	○	調査研究、研修、要請・陳情活動、会議のために市外に出張したときは、政務活動記録票を作成（①～③も政務活動記録票として提出）	可	○				有			○			・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出については指導、助言等実施。	
香川県	丸亀市	②議員のみ		25		①前払い		④１年	4月（末日に一括交付）	有	特別職報酬等審議会	5	○				有	全て		領収書またはこれに準ずる証拠書類	可	○				有	○	○	○	○	報告会、公聴会を開催した場合はその内容を政務活動記録として提出	可				○	有		○		○		丸亀市監査委員事務局		監査委員が年１回実施（②） ・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等を実施（④）	
香川県	坂出市	④その他	会派またはいずれの会派にも所属しない議員	21		③その他	会派又は通帳へ全額前払いするが、事務局で領収書等を確認した後に会派の所属議員又は議員へ精算払い	④１年	4月	無		5	○	○	○		有	全て		全ての支出に係る領収書またはこれに準ずる書類の写し	可	○	○	○		有	○	○	○	○	会議参加報告書、印刷物等成果品	可	○	○	○		有			○			・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（④）	
香川県	善通寺市	②議員のみ		20		①前払い		⑤その他	4月	無		5	○	○			有	全て		領収書、レシート、受領書、振込受領書、その他これらに代わる書類。旅費等、善通寺市議会議員の議員報酬等に関する条例に基づき支出した経費については、「旅費等計算書」を提出。	可	○	○			有	○	○	○			可	○	○			有			○			収支報告書等の添付書類を検査し、不適切な支出については、指導、助言を実施。	
香川県	さぬき市	②議員のみ		25		①前払い		③半年	4，10月	無		5				○	有	全て		・領収書または支払確認書、通帳の写し及びATM利用明細書 ・政務活動記録表等	可				○	有	○	○	○	○	政務活動記録票	可				○	有			○				収支報告書及び添付書類を検査し、不適切な支出の有無を複数の事務局職員により確認	
香川県	三豊市	②議員のみ		30		①前払い		③半年	4月、10月	無		5	○	○		○	有	全て		領収書又はこれに準ずる書類	可	○	○		○	有	○	○	○	○		可	○	○		○	有			○			収支報告書及び添付書類を検査（④）	
香川県	三木町	②議員のみ		8		②精算払い		④１年	4月	無		5	○			○	有	全て		領収書、他の支出を証すべき書面	可			○	○	有	○	○	○	○		可			○	○	有			○			・収支報告書、領収書及び他の支出等の添付書類を精査し、確認後、精算払い（④）	
香川県	宇多津町	②議員のみ		13		①前払い		④１年	4月	無		5			○		有	全て		領収書	可			○		無											有			○			・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（④）	
香川県	綾川町	②議員のみ		6		①前払い		③半年	4，10月	無		5	○			○	有	全て		領収書、支出を証すべき書面	可				○	有	○	○	○	○	会議等報告書	可				○	有			○			収支報告書及び添付書類を検査し、不適切な支出について指導、助言等を実施	
計	9 団体	①　0 団体 ②　8 団体 ③　0 団体 ④　1 団体				①　7 団体 ②　1 団体 ③　1 団体		①　0 団体 ②　0 団体 ③　4 団体 ④　4 団体 ⑤　1 団体		有	2団体		①7団体	②3団体	③2団体	④4団体	9団体	全て9団体	その他0団体		9団体	①5団体	②3団体	③3団体	④4団体	8団体	①8団体	②8団体	③8団体	④6団体		8団体	①4団体	②3団体	③2団体	④5団体	9団体	①0団体	②1団体	③0団体	④9団体	⑤0団体						
愛媛県	松山市	②議員のみ		102		①前払い		③半年	4，10月	無		5	○		○		有	全て		領収書	可	○		○		有	○	○				可	○		○		有			○				

都道府県名	市町村名	交付の対象		議員１人当たりの交付月額（千円／月）		交付方法		交付時期		政務活動費の額を定めるに当たっての第三者（機関）等からの意見聴取の有無		収支報告書の保存期間（年）	収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無								収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無									収支報告書等の検査主体										備考
			その他の内容		補足		その他の内容		②～⑤の場合の支払時期		意見聴取した第三者（機関）等の名称		収支報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				添付が義務付けられる範囲			添付が義務付けられる書類等	領収書等の閲覧等の可否	領収書等の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				添付が義務付けられる書類等（複数選択可） ①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他（会議、陳情活動等報告書等）					その他の内容	活動報告書等の閲覧等の可否	活動報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				検査主体名（複数選択可） ①第三者（個人） ②第三者機関 ③会派 ④議会事務局 ⑤その他					①の内容	②の内容	③の内容	⑤の内容	検査方法	
													①	②	③	④					①	②	③	④					①	②	③	④	⑤					
愛媛県	伊予市	②議員のみ		10		③その他	概算払い	③半年	4,10月	無		5	○				有	全て		領収書、会計書類等	可	○				有	○	○	○	○		可	○				有				○					・収支報告書及び添付書類を検査	
愛媛県	東温市	②議員のみ		15		①前払い		③半年	4,10月	無		5	○	○	○	○	有	全て		領収書（交通費等の領収書が取得困難な場合には出張届出書、旅費計算書、出張報告書、政務活動費ガソリン計算書）	可		○	○	○	有	○	○	○	○	研修会等報告書	可		○	○	○	有			○					・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について助言等を実施	
愛媛県	今治市	④その他	会派又は議員の選択制	30		①前払い		④１年	４月	無		5	○			○	有	全て		領収書	可	○			○	無										有				○					・収支報告書及び添付書類等に不備等がないか確認し、助言等を実施（④）	
愛媛県	新居浜市	①会派のみ		18		①前払い		④１年	４月	無		5	○		○		有	全て		領収書、クレカ決裁の場合は、カード明細及び引落がわかる通帳写し	可	○		○		有	○		○	○	会議、要請・陳情活動等の報告書	可			○		有			○					精算時に、収支報告書及び添付書類の検査を実施。	会派を結成することができない議員は議員個人を会派とみなす。 政務活動費での海外視察は認めていない。
愛媛県	西条市	③会派及び議員		15		①前払い		④１年	4月	無		10	○			○	有	全て		・全ての支出に係る領収書 ・（経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容）	可	○			○	無										有		○			監査委員事務局			収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	
愛媛県	四国中央市	②議員のみ		20		①前払い		④１年	4月	無		5	○			○	有	全て		領収書又はこれに準ずる書類	可	○			○	有	○	○	○	○	行程表、陳情書の写し、会議の開催通知及び会議資料等	可	○			○	有			○					・収支報告書及び添付書類を提出させ、確認後、精算を行う。	
愛媛県	宇和島市	④その他	会派又は議員の選択制	20		①前払い		④１年	4月（通常）4.10月（改選期）	無		5	○			○	有	全て		政務活動費の使途が明らかな領収書等の証拠書類	可				○	有	○	○	○			可				○	有			○	○				・所属議員から提出された収支報告書及び添付書類（領収書等）を検査し、不適正な支出について議会事務局で指導、助言等実施	⑤出納室、監査事務局 検査方法は議会事務局と同様
愛媛県	八幡浜市	④その他	会派又は議員の選択制	15		②精算払い		②四半期	1,4,7,10月	無		5	○	○			有	全て		・全ての支出に係る領収書（鉄道運賃等の交通費で市の旅費規程により算定する部分を除く） ・開催された研究会、研修会、報告会の実施要領、案内文書、視察行程表	可	○	○			有				○	調査活動報告書 調査研究報告書	可	○	○			有			○					・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（④）	
愛媛県	西予市	③会派及び議員		10		①前払い		③半年	4,10月	無		5	○		○	○	有	全て		領収書又は準ずる書類	可	○		○	○	有	○	○	○	○	調査研究・研修、要請陳情活動等報告書・雇用契約書	可	○		○	○	有			○	○		正副議長、正副議会運営委員会委員長		・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導	
計	10 団体	① ② ③ ④	1 団体 4 団体 2 団体 3 団体			① ② ③	8 団体 1 団体 1 団体	① ② ③ ④ ⑤	0 団体 1 団体 4 団体 5 団体 0 団体	有	0 団体		① 10 団体	② 2 団体	③ 4 団体	④ 6 団体	10 団体	全て 10 団体	その他 0 団体		10 団体	① 8 団体	② 2 団体	③ 4 団体	④ 6 団体	8 団体	① 7 団体	② 6 団体	③ 6 団体	④ 6 団体		8 団体	① 5 団体	② 2 団体	③ 4 団体	④ 4 団体	10 団体	① 0 団体	② 1 団体	③ 0 団体	④ 9 団体	⑤ 2 団体						
高知県	高知市	①会派のみ		100		①前払い		②四半期	1,4,7,10月	有	高知市特別職報酬等審議会	5	○	○			有	全て		活動内容報告書兼政務活動費支出明細書，領収書，その他証拠書類（行政視察報告書，支払証明書等）	可	○	○			有	○	○				可	○	○			有			○				四半期ごとの収支報告書及び領収書提出時に事務局職員で検査し，議長に提出する。	
高知県	安芸市	②議員のみ		5		①前払い		④１年	4月	無		5	○	○		○	有	全て		領収書又はこれに準ずる書類	可		○		○	有	○	○	○			可		○		○	有			○				議長に提出された議員からの収支報告書及び領収書を確認	平成30年4月分以降の政務活動費については、当分の間支給しない。
高知県	南国市	②議員のみ		10		①前払い		④１年	4月	有	南国市特別職報酬等審議会	5	○		○		有	全て		・全ての支出に係る領収書（ただし、領収書を徴収することができない特別な事由がある場合に限り、支払証明書をもってこれに代えることができる）	可				○	有	○	○	○	○	・会議 ・陳情活動等報告書	可	○	○			有			○				収支報告書及び添付書類を検査し、不適切な支出について指導、助言等を実施	
高知県	須崎市	①会派のみ		8		①前払い		④１年	交付を受けることができる年度の最初の月	無		5	○			○	有	全て		領収証書等の原本その他の支出の内容を明らかにした書面	可				○	有	○	○	○	○	・成果等を記載した書類 ・旅費を支出した場合は、視察研修報告書	可				○	有			○				収支報告書，領収書及び添付書類を検査し、不適当な支出について指導、助言等を実施	
高知県	宿毛市	①会派のみ		6		①前払い		④１年		無		5				○	有	全て		・全ての支出に係る領収書 （ただし、領収書を徴収することができない特別な事由がある場合に限り、支払証明書をもってこれに代えることができる） ・行政視察を行った際は行政視察報告書、活動内容に応じた個別の報告書や参考資料	可				○	無										有			○				書類、領収書等のチェック	
高知県	土佐清水市	④その他	会派又は議員	8		①前払い		④１年	交付決定後	無		5	○	○		○	有	全て		政務活動費の交付を受けた会派の経理責任者又は議員は，領収書又はこれに準ずる書類を添付して政務活動費にかかる収入及び支出の報告書を作成し，議長に提出しなければならない。	可		○			有	○	○	○			可	○	○			有			○				収支報告書及び添付書類を事務局職員で検査し、議長に提出する。	検査は第三者機関が行うのではなく、事務局内で「政務活動費の手引き」等に基づき、職員が確認、検査を行い、議長から執行部へ起案、決裁をとっている。

都道府県名	市町村名	交付の対象		議員１人当たりの交付月額（千円／月）		交付方法		交付時期		政務活動費の額を定めるに当たっての第三者（機関）等からの意見聴取の有無		収支報告書の保存期間（年）	収支報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無						収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無								収支報告書等の検査主体								備考
			その他の内容		補足		その他の内容		②～⑤の場合の支払時期		意見聴取した第三者（機関）等の名称		①	②	③	④	添付が義務付けられる範囲		添付が義務付けられる書類等	領収書等の閲覧の可否	領収書等の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可					添付が義務付けられる書類等（複数選択可） ①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他（会議、陳情活動等報告書等）					活動報告書の閲覧等の可否	活動報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可					検査主体名（複数選択可） ①第三者（個人） ②第三者機関 ③会派 ④議会事務局 ⑤その他					①の内容	②の内容	③の内容	⑤の内容	検査方法	
高知県	四万十市	①会派のみ		15		③その他	会派に前払い後、所属議員に精算払い	④１年	4月	無		5	○	○			有	全て		・領収書等の写しを貼付した領収書等貼付用紙 ・領収書等添付一覧	可	○	○			有	○	○	○	○	広報活動、広聴活動、要請・陳情活動、会議開催又は会議への参加	可	○	○			無								
高知県	香美市	③会派及び議員		10		①前払い		④１年	年度当初	無		5	○	○			有	全て		領収書原本 会計帳簿 通帳	可	○	○			無									有			○	○			監査委員	書類検査	「収支報告書等への活動報告書等の添付」については、旅費を伴う活動や講師を招いて行う活動については、活動の都度、調査研究等計画書を提出し、終了後に調査研究等報告書を議長に届け出る。
計	8 団体	① ② ③ ④	4 団体 2 団体 1 団体 1 団体			① ② ③	7 団体 0 団体 1 団体	① ② ③ ④ ⑤	0 団体 1 団体 0 団体 7 団体 0 団体	有	2 団体		① 7 団体	② 5 団体	③ 1 団体	④ 4 団体	8 団体	全て 8 団体	その他 0 団体		8 団体	① 3 団体	② 5 団体	③ 0 団体	④ 4 団体	6 団体	① 6 団体	② 6 団体	③ 5 団体	④ 3 団体		6 団体	① 4 団体	② 5 団体	③ 0 団体	④ 2 団体	7 団体	① 0 団体	② 0 団体	③ 0 団体	④ 7 団体	⑤ 1 団体						
福岡県	北九州市	①会派のみ		350		③その他	会派に前払い後、年度末の金額確定時に精算	①毎月		無		5	○			○	○	有	全て		領収書、明細書等	可				○	○	有	○	○	○	○	①③④は市外に赴いた場合のみ対象	可				○	○	有			○	○			会派の経理責任者、会派会長等		・所属議員からの精算払い申請時に領収書等を会派の経理責任者に提出させ、確認後、議会事務局へ提出（③） ・会派確認後、議会事務局で確認し精算払い（④）	
福岡県	福岡市	④その他	会派又は議員の選択制	260	左記に加	①前払い		②四半期	4, 7, 10, 1月	無		5	○	○	○		有	全て		全ての支出に係る領収書、証標類等 ※R5. 5. 1以前交付分については情報公開条例に基づく開示請求による	可				○	○	有		○				可	○	○		○	有			○					四半期毎に事前検査を実施。年度末に年間分を検査している。	
福岡県	大牟田市	④その他	会派に属する議員は会派に、無所属の議員は個人に交付	20		①前払い		②四半期	1, 4, 7, 10月	無		5	○	○		○	有	全て		領収書（領収書がとれない場合は支出を証明する書類）	可	○	○		○	有	○		○	○	市政報告会等（海外の研修等は政務活動費の対象から除外）	可		○		○	有			○					・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（④）	
福岡県	久留米市	①会派のみ		50		①前払い		②四半期	4，7，10、1月	無		5	○	○			有	全て		全ての支出に係る領収書、その他証明できる書類を添付	可	○	○			有	○	○	○	○		可	○	○			有			○					提出書類に不備がないこと、書類の添付漏れがないことのチェックを行っている	
福岡県	直方市	③会派及び議員		25		①前払い		③半年	4、10月	無		5	○	○			有	全て		・全ての支出に係る領収書 ・（経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容）	可				○		有	○			○	○	視察・研修以外の活動を行った場合、その活動内容が分かる資料等	可				○		有			○	○			総務課	・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	領収書等の添付については条例にて規程している。また、別途運用指針も作成しそれに明記している。
福岡県	飯塚市	③会派及び議員		40		①前払い		③半年	4,10月	無		5	○	○			有	全て		領収書、請求明細書、通帳の該当部分の写し、振込の利用控え等	可	○	○			有	○		○			可	○	○			有		○				飯塚市政務活動費審査会		・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けを政務活動費使途基準に基づき処理している。
福岡県	田川市	②議員のみ		15		①前払い		④１年	4月	無		5	○		○	○	有	全て		領収書、レシート、振込済通知書、旅費計算書	可	○		○	○	有	○		○	○	要請書、陳情書、実施報告書	可	○		○	○	有			○					・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	海外視察費の支出は認めていない。
福岡県	柳川市	②議員のみ		10		①前払い		④１年	4月	無		5				○	有	全て		領収書又はこれに準ずる書類	可				○	無										有			○						
福岡県	八女市	②議員のみ		30		①前払い		④１年	4月	無		5	○	○	○		有	全て		・全ての支出に係る領収書 ・（経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容）	可			○	○	有	○	○	○				可	○	○	○		有			○					・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	
福岡県	筑後市	②議員のみ		30		②精算払い		⑤その他	半年又は１年 ・半年：4,10月 ・１年：4月	無		5	○	○		○	有	全て		全ての支出に係る領収書等の支払いを証明する書類（交通費等の領収書が取得困難な場合には支出証明書）	可				○	有	○	○	○	○	○	会議出席、陳情活動の際も活動報告書を添付	可				○	有			○					・支出があれば収支報告書及び領収書を随時提出させ、議員からの精算払い申請時に確認し、精算払い。 また、収支報告書及び添付書類を検査し、不適切な支出について指導、助言等を実施。	
福岡県	大川市	④その他	会派又は会派に属さない議員	10		①前払い		④１年	4月	無		5		○		○	有	全て		領収書	可		○		○	無										有		○				政治倫理審査会		・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（②）	
福岡県	行橋市	②議員のみ		25		①前払い		④１年	4月	無		5	○	○	○	○	有	全て		領収書（交通費等の領収書の取得が困難な場合は旅費計算書）	可		○	○	○	有			○			可		○	○	○	有			○					議長に提出する前に、収支報告書及び領収書等添付書類を検査	

都道府県名	市町村名	交付の対象		議員１人当たりの交付月額（千円／月）		交付方法		交付時期		政務活動費の額を定めるに当たっての第三者（機関）等からの意見聴取の有無		収支報告書の保存期間（年）	収支報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無						収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無										収支報告書等の検査主体										備考
																	添付が義務付けられる範囲		添付が義務付けられる書類等	領収書等の閲覧の可否	領収書等の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可					添付が義務付けられる書類等（複数選択可） ①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他（会議、陳情活動等報告書等）				その他の内容	活動報告書等の閲覧等の可否	活動報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可					検査主体名（複数選択可） ①第三者（個人） ②第三者機関 ③会派 ④議会事務局 ⑤その他					①の内容	②の内容	③の内容	⑤の内容	検査方法	
			その他の内容		補足		その他の内容		②～⑤の場合の支払時期		意見聴取した第三者（機関）等の名称		①	②	③	④		その他の内容			①	②	③	④				①	②	③	④		①	②	③	④	⑤						
福岡県	豊前市	②議員のみ		25		①前払い		④１年	4月	無		5			○		有	全て		領収書、収支報告書	可			○		有	○	○		○	陳情・要望活動報告書	可			○		有				○					・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	
福岡県	筑紫野市	③会派及び議員		30		①前払い		④１年	4月	無		5	○	○			有	全て		領収書（交通費等の領収書が取得困難な場合には支出証明書）	可	○	○			有	○		○			可	○	○			有				○					収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	
福岡県	春日市	④その他	会派又は議員の選択制	13		①前払い		④１年	毎年4月	無		5	○			○	有	全て		領収書	可	○			○	有	○		○			可	○			○	有				○					議会事務局が収支報告書及び添付書類を確認し、不適正な支出については議長へ報告するとともに助言等を実施。充当の可否の判断が困難な場合は議会運営委員会に諮る。	
福岡県	大野城市	③会派及び議員		30		①前払い		③半年	6，10月	無		5				○	有	全て		・全ての支出に係る領収書 ・必要に応じて明細や購入計画書等を添付	可				○	有	○	○	○			可	○			○	有				○	○		総務管理課	・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（④⑤）	
福岡県	宗像市	②議員のみ		22		①前払い		④１年	4月	無		5	○	○	○		有	全て		領収書	可	○	○	○		有	○	○	○			可	○	○	○		有				○					・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	
福岡県	太宰府市	④その他	会派又は会派の属さない議員	25		①前払い		④１年	4月	無		5	○			○	有	全て		・全ての支出に係る領収書 ・領収書が取れない場合は、支払い申立書を提出する。	可	○			○	有	○	○	○			可				○	有				○					・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出がないか確認、助言等を実施。	
福岡県	古賀市	②議員のみ		10		③その他	各議員に毎年4月に1年分を前払いし翌年4月に精算	④１年	4月頃	無		5	○	○			有	全て		領収書又はこれに準ずる書類	可	○	○			有	○		○	○	会議等報告書	可	○	○			有				○	○		補助金担当課（総務課）	翌年4月の精算時に議会事務局が検査 →議長が補助金担当課に提出 →議長から補助金担当課に提出後、担当課が検査	
福岡県	福津市	③会派及び議員		20		①前払い		④１年	4月	無		5	○		○	○	有	全て		・全ての支出に係る領収書 ・領収証がない場合は、これに準ずる書類	可				○	無											有				○					・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	
福岡県	うきは市	②議員のみ		8		②精算払い		③半年	4，10月	無		5				○	有	全て		領収書	可				○	有	○	○	○	○	出張調査研修について報告書の添付	可				○	有				○					議員から半期ごとに領収書が提出されるため、議会事務局において適正な支出かどうか確認し、適正なものについて後払いで支払いしている。	使途基準マニュアルにより、領収書・活動報告書等の添付を義務付けている。
福岡県	糸島市	②議員のみ				②精算払い		⑤その他	随時	無		5		○	○	○	有	全て		・全ての支出に係る領収書 ・契約書（事務所家賃等の確認）	可		○	○	○	有	○	○	○	○	研究研修費、調査旅費を請求した場合の報告書	可		○	○	○	有				○					・請求時に収支報告書及び領収書を提出させ、確認後、精算払い	
福岡県	那珂川市	②議員のみ		15		①前払い		④１年		無		5		○	○		有	全て		領収書	可		○	○		無										有				○					・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（④）	
福岡県	志免町	②議員のみ		20		①前払い		①毎月		無		5	○	○			有	全て		全ての支出に係る領収書または領収書に準ずる書類	可		○			有	○		○			可		○			無									
福岡県	新宮町	②議員のみ		10		②精算払い		④１年		無		10				○	無									有	○	○	○			可				○	有				○					・収支報告書及び添付書類を検査し、確認後精算払い。（④）	
福岡県	粕屋町	②議員のみ		20		①前払い		④１年		無		5	○		○		有	全て		領収書又はこれに準ずる書類	可	○				有	○	○	○			可	○				有				○					・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正と思われる支出について助言等実施（④）	活動報告書等の添付の義務付けは、「政務活動費の手引き」を作成し、その運用ルールに基づき処理している。
福岡県	遠賀町	②議員のみ		10		②精算払い		④１年	翌年４月	無		5	○	○	○	○	有	全て		領収書、広報紙発行の場合は、広報紙（成果物）、書籍購入の場合は、表紙と金額が分かる部分の写し	可		○	○	○	有	○	○	○	○	活動報告書	可		○	○	○	有				○	○			議長	提出された収支報告書及び領収書等の証拠書類の内容が適正であることを確認する。	
福岡県	鞍手町	②議員のみ		20		①前払い		③半年	4，10月	無		5				○	有	全て		・すべての支出に係る領収書	可				○	有	○					可				○	有				○					・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（④）	
福岡県	苅田町	②議員のみ		25		①前払い		④１年	4月	無		5			○		有	全て		領収書類、支払いを現認する書類	可			○		無											有				○					・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	
福岡県	吉富町	②議員のみ		15		②精算払い		④１年		無		5				○	有	全て		・全ての支出に係る領収書 ・（経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容）	可	○			○	有	○			○	会議資料等	可				○	有				○					・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	

都道府県名	市町村名	交付の対象		議員１人当たりの交付月額（千円／月）		交付方法		交付時期		政務活動費の額を定めるに当たっての第三者（機関）等からの意見聴取の有無		収支報告書の保存期間（年）	収支報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無								収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無										収支報告書等の検査主体									備考
			その他の内容		補足		その他の内容		②～⑤の場合の支払時期		意見聴取した第三者（機関）等の名称			①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				添付が義務付けられる範囲		添付が義務付けられる書類等	領収書等の閲覧等の可否	領収書等の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可					添付が義務付けられる書類等（複数選択可） ①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他（会議、陳情活動等報告書等）					その他の内容	活動報告書等の閲覧等の可否	活動報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				検査主体名（複数選択可） ①第三者（個人） ②第三者機関 ③会派 ④議会事務局 ⑤その他					①の内容	②の内容	③の内容	⑤の内容	検査方法	
														①	②	③	④		その他の内容			①	②	③	④							①	②	③	④	⑤						
福岡県	築上町	②議員のみ		20		③その他	概算払い・都度払い・後払い（上限年4回）	⑤その他	4，8月	無		5	○			○	有	全て		領収書、支出を証すべき書面	可				○	有			○	○	政務活動出張届出書・政務活動費調査研究活動報告書	可				○	有				○				議長が審査し、町長が確定する。	
計	31 団体	①　2 団体 ②　19 団体 ③　5 団体 ④　5 団体				①　22 団体 ②　6 団体 ③　3 団体		①　2 団体 ②　3 団体 ③　5 団体 ④　18 団体 ⑤　3 団体		有	0 団体		① 20 団体	② 16 団体	③ 13 団体	④ 18 団体	30 団体	全て 30 団体	その他 0 団体		30 団体	① 11 団体	② 13 団体	③ 12 団体	④ 19 団体	26 団体	① 23 団体	② 14 団体	③ 22 団体	④ 13 団体		26 団体	① 11 団体	② 12 団体	③ 8 団体	④ 17 団体	30 団体	① 0 団体	② 2 団体	③ 1 団体	④ 28 団体	⑤ 4 団体						
佐賀県	佐賀市	④その他	会派及び会派に準ずるクラブ等	50		①前払い		③半年	4月，10月	無		5	○	○			有	全て		全ての支出に係る領収書	可	○	○			有	○	○	○	○		可	○	○			有			○	○	○		会派の会計担当者、会派長等	会派代表者会議	・提出前に会派長及び経理責任者で検査を行う。 ・提出後に議会事務局で検査を行う。 ・④の検査で疑義案件があれば⑤で再検査 ・雑誌、書籍は⑤において、提出前に審査を行う。	・佐賀市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則で、収支報告書提出時に領収書等証拠書類を添付することとしている。 ・佐賀市議会政務活動費の交付に関する条例及び同条例施行規則の運用方針で、出張調査報告書、会議等報告書等の提出を義務付けている。
佐賀県	唐津市	①会派のみ		30		①前払い		③半年	4,10月	無		5	○	○			有	全て		領収書（鉄道賃等の定額で支給されるものは添付不要）、会計帳簿	可	○	○			有	○	○	○	○		可	○	○			有			○				会派の経理責任者、会派代表等		交付を受けた年度末に収支報告書、会計帳簿及び領収書を会派の経理責任者に提出させ、確認後、清算払い	
佐賀県	鳥栖市	①会派のみ		30		③その他	会派に前払い後、年度末精算	③半年	4月 10月	有	鳥栖市特別職報酬等審議会	5	○	○			有	全て		・全ての支出に係る領収書 ・（経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容）	可	○	○			有	○		○	○	陳情活動等報告書	可	○	○			有				○				・収支報告書及び領収書等を議長に提出後、ＨＰ掲載前に事務上のチエック（④）	
佐賀県	伊万里市	②議員のみ		21	年額25万円を上限	①前払い		③半年	4,10月	有	伊万里市特別職報酬等審議会	5	○				有	全て		領収書（旅費は除く。）、旅費計算書、行程表	可	○			○	有	○		○			可	○			○	有			○					・収支報告書及び領収書を議長に提出前に不適正な支出について指導、助言等実施	・市政務活動費の交付に関する条例で収支報告書書への領収書等の添付を義務付け
佐賀県	武雄市	①会派のみ		17		①前払い		④１年	4月	無		5	○			○	有	全て		支出明細書、領収書の写し	可	○			○	無											無									
佐賀県	嬉野市	②議員のみ		20		①前払い		③半年	4月、10月	無		5	○	○			有	全て		全ての支出に係る領収書	可	○	○			有	○	○	○	○		可	○	○			有			○						収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等を実施。	
佐賀県	神埼市	③会派及び議員		20		①前払い		③半年	4,10月	無		5	○	○			有	全て		領収証	可				○	有	○	○	○	○		可	○	○			有			○	○			会派の経理責任者		・会派経理責任者が内容について検査を行う。また、その内容について議会事務局で確認を行う。	
計	7 団体	①　3 団体 ②　2 団体 ③　1 団体 ④　1 団体				①　6 団体 ②　0 団体 ③　1 団体		①　0 団体 ②　0 団体 ③　6 団体 ④　1 団体 ⑤　0 団体		有	2 団体		① 7 団体	② 5 団体	③ 0 団体	④ 1 団体	7 団体	全て 7 団体	その他 0 団体		7 団体	① 6 団体	② 4 団体	③ 0 団体	④ 3 団体	6 団体	① 6 団体	② 4 団体	③ 6 団体	④ 5 団体		6 団体	① 6 団体	② 5 団体	③ 0 団体	④ 1 団体	6 団体	① 0 団体	② 0 団体	③ 3 団体	④ 4 団体	⑤ 2 団体						
長崎県	長崎市	②議員のみ		150		①前払い		③半年	4 月、10 月	無		5	○	○	○	○	有	全て		全ての支出に係る領収書	可	○	○	○	○	有	○	○	○	○	（出張を伴う陳情活動の場合）陳情活動等報告書	可		○	○	○	有				○					収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	
長崎県	佐世保市	①会派のみ		50		①前払い		③半年	4,10月	無		5	○	○		○	有	全て		原則、領収書を添付。ただし、領収書を徴することができない場合、内容を確認できるものを添付。（支払証明書、振込金受領書、口座引き落とし通帳の写し）	可	○	○		○	有	○	○	○	○		可	○	○		○	有			○				会派の経理責任者、会派の代表者等		政務活動後に、経理責任者において運用指針に合致したものか精査した後に支払う「会派内後払い制」を原則とする。	
長崎県	島原市	①会派のみ		15		①前払い		③半年	4,10月	無		5				○	有	全て		領収書等の支出にかかる証拠書類の写し	可				○	有	○	○	○	○	会議、陳情活動等報告書	可				○	無									
長崎県	諫早市	④その他	会派又は会派に所属しない議員	35		①前払い		④１年	4月	無		5	○	○	○		有	全て		全ての支出に係る領収書	可		○	○		有	○	○	○	○	・調査及び要請・陳情活動費：研究研修、調査及び要請・陳情活動等が終了した場合はすみやかに【研究研修及び調査等報告書】を議長へ提出する。 ・資料購入費：領収書には書籍名を明示するか、明示したものを添付する。 ・広報費：発行した会派の広報紙は収支報告書に添付する。	可		○	○		無											
長崎県	大村市	①会派のみ		25		①前払い		④１年		無		5		○			有	全て		領収書	可		○			有	○	○	○	○	広報、広聴、住民相談、要請、陳情、各種会議等報告書等	可		○			無									

都道府県名	市町村名	交付の対象		議員１人当たりの交付月額（千円／月）		交付方法		交付時期		政務活動費の額を定めるに当たっての第三者（機関）等からの意見聴取の有無		収支報告書の保存期間（年）	収支報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無							収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無										収支報告書等の検査主体										備考
			その他の内容		補足		その他の内容		②～⑤の場合の支払時期		意見聴取した第三者（機関）等の名称		①	②	③	④	添付が義務付けられる範囲		添付が義務付けられる書類等	領収書等の閲覧等の可否	領収書等の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可					添付が義務付けられる書類等（複数選択可） ①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他（会議、陳情活動等報告書等）					その他の内容	活動報告書等の閲覧等の可否	活動報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可					検査主体名（複数選択可） ①第三者（個人） ②第三者機関 ③会派 ④議会事務局 ⑤その他					①の内容	②の内容	③の内容	⑤の内容	検査方法	
																					①	②	③	④						①	②	③	④											
長崎県	平戸市	①会派のみ		10		①前払い		④１年	請求時	無		5	○	○	○	○	有	全て		領収書（領収書が入手困難な場合には支出を証明する書類）	可			○	○	○	有	○	○	○	○		可	○	○	○	○	有				○					・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出については指導、助言等実施（④）	
長崎県	松浦市	②議員のみ		10		①前払い		④１年	4月	無		5				○	有	全て		領収書等の証拠書類の写し（松浦市職員等の旅費に関する条例により算出したものは除く。）	可					○	有	○	○	○	○		可				○	有				○					収支報告書、活動報告書（添付書類）の審査	
長崎県	対馬市	①会派のみ		15		①前払い		③半年	4,10月	無		5	○		○	○	有	全て		全ての支出に係る領収書（但し、旅費については、旅費規程に基づき算出した計算書を添付）	可				○	○	有	○	○	○	○		可			○	○	有				○					報告書、領収書及び写真等で確認	
長崎県	壱岐市	①会派のみ		10		①前払い		③半年		無		5	○		○		有	全て		領収書（交通費等の領収書が取得困難な場合には支出証明書）	可				○		有	○	○	○	○		可			○		有				○					・収支報告書及び添付書類を検査	
長崎県	五島市	①会派のみ		10		①前払い		③半年	4,10月	無		5				○	有	全て		領収書	可					○	有	○	○	○	○	会議、陳情活動等報告書	可				○	有				○					・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（②）	
長崎県	西海市	①会派のみ		15		①前払い		④１年	45777	無		5	○	○	○		有	全て		公共交通機関については、領収書の添付は必要としないが用務内容等の必要事項を記載した支払証明書を添付	可			○	○		有				○	出張記録簿	可		○	○		有				○					・領収書等の証拠書類の審査後、精算払い。なお、適正な支出を確保するため、年度途中（10月中）に中間検査を実施。	
長崎県	雲仙市	②議員のみ		15		②精算払い		⑤その他	⑤1年（ただし、交付の特例により、4月から9月までの上半期分を10月以降に実績報告を済ませたうえで請求することができる）	無		5				○	有	全て		・出納簿 ・領収書の写し等の証拠書類	可					○	有	○	○	○	○	・研修調査等報告書を議長へ提出 ・資料購入費は領収書及び書籍表紙の写しを添付 ・広報費は印刷代領収書及び発行した広報紙を添付	可				○	有				○					・書類の不備がないかの確認及び議員への内容確認等	
長崎県	南島原市	①会派のみ		15		①前払い		③半年	半期交付（4月25日・10月25日）ただし、交付日が休日、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日に最も近い日。	有	南島原市特別職報酬等審議会	5	○		○	○	有	全て		全ての支出に係る領収書	可	○		○	○		有	○	○	○			可			○	○	無										
計	13 団体	① ② ③ ④	9 団体 3 団体 0 団体 1 団体			① ② ③	12 団体 1 団体 0 団体	① ② ③ ④ ⑤	0 団体 0 団体 7 団体 5 団体 1 団体	有	1 団体		① 8 団体	② 6 団体	③ 7 団体	④ 9 団体	13 団体	全て 13 団体	その他 0 団体		13 団体	① 3 団体	② 6 団体	③ 7 団体	④ 9 団体	13 団体	① 12 団体	② 12 団体	③ 12 団体	④ 12 団体		13 団体	① 2 団体	② 6 団体	③ 7 団体	④ 9 団体	9 団体	① 0 団体	② 0 団体	③ 1 団体	④ 8 団体	⑤ 0 団体						
熊本県	熊本市	④その他	会派又は議員の選択制	200		①前払い		③半年	4,10月	無		5	○	○	○		有	全て		・全ての支出に係る領収書の写し ・広報紙や封筒等を作成した場合は作成物の原本または写し ・活動補助する者を雇用した場合は雇用契約書の写し ・携帯電話料金の利用明細書	可	○	○	○		有	○	○	○			可	○	○	○		有	○			○	公認会計士				・収支報告書及び添付書類を検査し、書類不備や不適正な支出について助言等実施（④） ・収支報告書及び領収書を議長に提出後、ＨＰ掲載前に公認会計士による調査を実施（①）	
熊本県	八代市	①会派のみ		30		①前払い		③半年	4月、10月	無		5	○	○			有	全て		領収書又はこれに準ずる書類	可	○	○				有	○		○			可	○	○			有				○					・提出された証ひょう類や通帳等と収支報告書を突合することで、適正な支出であるか確認（④）	
熊本県	人吉市	②議員のみ		20		①前払い		④１年	４月	無		5		○	○	○	有	全て		全ての支出に係る領収書等（広報紙、報告書等の印刷代は、成果品を１部添付）	可		○	○	○		有	○		○			可		○	○	○	有				○					・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（④）	
熊本県	荒尾市	②議員のみ		20		①前払い		③半年	４，10月	有	特別職報酬等審議会	5		○			有	全て		領収書又はこれに準ずる書類	可		○				有	○	○	○	○	主催会議等報告書	可		○			有				○					・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（④）	
熊本県	水俣市	①会派のみ		20		①前払い		④１年	４月	無		5	○	○		○	有	全て		条例で定める基準に則った全ての支出に係る領収書	可	○	○		○		有	○	○	○	○	要望・陳情活動等報告書	可	○	○		○	有				○					・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（④）	

都道府県名	市町村名	交付の対象		議員１人当たりの交付月額（千円／月）		交付方法		交付時期		政務活動費の額を定めるに当たっての第三者（機関）等からの意見聴取の有無		収支報告書の保存期間（年）	収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無									収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無											収支報告書等の検査主体											備考
													収支報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				添付が義務付けられる範囲			領収書等の閲覧等の可否	領収書等の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				添付が義務付けられる書類等（複数選択可） ①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他（会議、陳情活動等報告書等）						活動報告書等の閲覧等の可否	活動報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				検査主体名（複数選択可） ①第三者（個人） ②第三者機関 ③会派 ④議会事務局 ⑤その他						①の内容	②の内容	③の内容	⑤の内容	検査方法	
													①	②	③	④					①	②	③	④						①	②	③	④					①	②	③	④	⑤						
熊本県	玉名市	②議員のみ		15		①前払い		④１年	4月	無		5	○	○		○	有	全て		領収書（交通費等の領収書が取得困難な場合には支出証明書）	可	○	○		○	有	○	○	○	○	会議、陳情活動等報告書	可	○	○		○	有				○	○					市監査事務局	・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（②）	
熊本県	山鹿市	②議員のみ		20		①前払い		④１年	4月	無		5	○			○	有	全て		領収書、その他支出を称する書面の原本	可	○			○	有	○	○	○	○	会議、陳情活動等報告書	可	○			○	有			○								・収支報告における整合性の確認 ・提出書類等の有無の確認 ・申し合わせ事項との確認	
熊本県	菊池市	②議員のみ		20		①前払い		④１年	4月	有	特別職報酬等審議会	5	○	○			有	全て		領収書	可	○	○			有	○		○	○	議員活動広報紙等	可	○	○			有			○								収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	
熊本県	宇土市	③会派及び議員		20		①前払い		④１年	4月	有	特別職報酬等審議会	5			○	○	有	全て		領収書	可				○	有	○	○	○	○	要請・陳情実施報告書	可				○	有			○								・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（④）	収支報告書への活動報告書等の添付は、政務活動費運用基準に基づき処理
熊本県	上天草市	②議員のみ		20		①前払い		④１年	4月	無		5	○		○	○	有	全て		領収書（交通費等の領収書が取得困難な場合には支出証明書）	可				○	無													無										
熊本県	宇城市	①会派のみ		20		①前払い		③半年	4,10月	無		5	○	○		○	有	全て		領収証書の写し（領収証書を徴することができないときは、会派の代表者の支払証明書）	可		○		○	有	○	○	○	○	陳情活動	可	○	○		○	有			○								・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（④）	
熊本県	天草市	②議員のみ		30		①前払い		④１年	4月	無		5	○	○	○	○	有	全て		領収書（原本）、支出明細書	可	○	○	○	○	無													有				○						・収支報告書及び添付書類を確認し、不適正な支出について指導、助言等実施（④）	政務活動費使途運用指針を定め、適正な取扱いと経理の明確化に資するための統一的な基準として活用している。 なお、本指針において視察・研修報告書等の提出を義務づけている。
熊本県	菊陽町	②議員のみ		20		①前払い		④１年	４月	無		5	○		○		有	全て		領収書（交通費等の領収書が取得困難な場合には支出証明書）	可			○		有	○		○			可			○		有				○						・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（④）	
熊本県	御船町	③会派及び議員		20		①前払い		④１年	4月	無		5	○	○			有	全て		領収書その他の支出を証すべき書面	可		○			有	○	○	○			可		○			有				○						収支報告書及び添付書類を検査し、指導、助言等実施。	
熊本県	多良木町	②議員のみ		5		③その他	概算払い	⑤その他	請求があった時	無		5			○		有	全て		領収書	可			○		有			○			可			○		有				○						提出された全ての書類の確認	
計	15 団体	①　3 団体 ②　9 団体 ③　2 団体 ④　1 団体				①　14 団体 ②　0 団体 ③　1 団体		①　0 団体 ②　0 団体 ③　4 団体 ④　10 団体 ⑤　1 団体		有	3 団体		① 11 団体	② 10 団体	③ 7 団体	④ 8 団体	15 団体	全て 15 団体	その他 0 団体		15 団体	① 7 団体	② 10 団体	③ 5 団体	④ 8 団体	13 団体	① 12 団体	② 8 団体	③ 13 団体	④ 7 団体		13 団体	① 7 団体	② 9 団体	③ 4 団体	④ 6 団体	14 団体	① 1 団体	② 0 団体	③ 0 団体	④ 14 団体	⑤ 1 団体							
大分県	大分市	①会派のみ		100		①前払い		③半年	4,10月	有	特別職報酬等審議会	5	○	○	○	○	有	全て		運用指針で添付が義務付けられている領収書、証拠書類等（会計帳簿、契約書、旅費計算書、出張報告書など）	可	○	○	○	○	有	○	○	○	○	市政報告会等の概要報告書。なお、本市は「陳勝・要請活動」には支出できない。	可	○	○	○	○	有			○								提出される収支報告書と領収書等会計関係書類の不備及び計数の誤りや必要な添付書類の漏れ、運用指針の定める使途基準との整合性等についてチェックする。	
大分県	別府市	④その他	会派又は議員の選択制	40		①前払い		③半年	4,10月	無		5	○	○		○	有	全て		全ての支出に関して、その内容を証すべき会計帳簿及び調査研究報告書の写し並びに領収書を添付するものとする。ただし、領収書を徴することが困難と認められる場合等には、議長が別に定める書類をもって代えることができる。	可	○	○		○	有	○		○	○	調査研究報告書、会議報告書	可	○	○		○	有			○								議会事務局職員が収支報告書及び添付資料を検査し、不適正な支出について、指導、助言等を実施	
大分県	中津市	③会派及び議員		20		①前払い		④１年		無		5	○	○		○	有	全て		・全ての支出に係る領収書 ・（経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容）	可	○	○		○	有	○	○	○	○	会議等の出席報告書	可	○	○		○	有			○								中津市議会政務活動費運用の手引きに定められた、使途基準、会計処理等に基づき、使途・金額等のチェックを行う。	
大分県	日田市	②議員のみ		20		①前払い		④１年	4月	無		5	○	○			有	全て		領収書及びそれに代わるもの	可	○	○			有	○	○	○	○	全ての支出に報告書添付が必要	可	○	○		○	有			○						・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（④）	
大分県	佐伯市	④その他	会派又は無会派		年20万円	③その他		④１年	5月末日（一般選挙が行われる年は7月末日）	無		5	○	○	○		有	全て		・領収書及び当該明細書　・領収書を徴しがたい支出にあっては、支払証明書 ・預金口座振替による支出にあっては、当該支払を示す預金口座通帳の写し	可	○	○	○	○	有	○	○						○	○	○	無										

都道府県名	市町村名	交付の対象		議員１人当たりの交付月額（千円／月）		交付方法		交付時期		政務活動費の額を定めるに当たっての第三者（機関）等からの意見聴取の有無		収支報告書の保存期間（年）	収支報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無						収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無										収支報告書等の検査主体										備考
			その他の内容		補足		その他の内容		②～⑤の場合の支払時期		意見聴取した第三者（機関）等の名称		① ② ③ ④				添付が義務付けられる範囲		添付が義務付けられる書類等	領収書等の閲覧等の可否	領収書等の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				添付が義務付けられる書類等（複数選択可） ①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他（会議、陳情活動等報告書等）				その他の内容	活動報告書等の閲覧等の可否	活動報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				検査主体名（複数選択可） ①第三者（個人） ②第三者機関 ③会派 ④議会事務局 ⑤その他					①の内容	②の内容	③の内容	⑤の内容	検査方法	
																					①	②	③	④											①	②	③	④	⑤						
大分県	竹田市	②議員のみ		15		①前払い		③半年	4,10月 但し改選期は4月を5月に読み替える。	無		10	○	○	○	○	有	全て		・全ての支出に係る領収書 ・旅費や宿泊費等の領収書の証明に必要な研修のチラシや日程表等 ・視察等計画書及び報告書 ・広報誌等の成果物	可	○	○	○	○	有	○	○	○	○	会議報告書、陳情活動等報告書	可				○	有			○				・条例及び申合せ等の運用ルールに基づき収支報告書及び添付書類を検査し、不適切な支出については指導助言等を実施	
大分県	豊後高田市	④その他	会派又は会派に属さない議員	17		①前払い		④１年	4月	有	特別職報酬等審議会	5	○	○	○	○	有	全て		全ての支出に係る領収書又は支払いを証する書類	可		○			無											有			○				・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	
大分県	杵築市	④その他	会派又は会派に属さない議員	150		③その他	概算払い	③半年	4月末日、10月末日	無		5	○	○	○	○	有	全て		領収書を徴しがたい支出にあっては支払証明書、預金口座振替による支払にあっては当該支払を示す預金口座通帳の写し、リース等契約書の写し、活動確認資料（会議実施要領・案内文書等）	可	○	○	○	○	有	○	○	○				可	○		○		有			○					
大分県	宇佐市	①会派のみ		20		①前払い		④１年	毎年5月末日まで	無		10	○				有	全て		領収書（交通費等の領収書が取得困難な場合には支出証明書）	可	○				有	○	○	○	○			可	○				有			○				収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（④）	
大分県	豊後大野市	②議員のみ		17		③その他	概算払い後、実績報告に基づき精算	④１年	4月末日又は算定に用いた最初の月の末日	無		5	○				有	全て		領収書（交通費等の領収書が取得困難な場合には支出証明書）	可	○				無											有			○				・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（④）	
大分県	国東市	④その他	会派又は会派に属さない議員	12		③その他	概算払いし、年度末に精算	④１年	5月末までに	無		5	○			○	有	全て		支出伝票、支出伝票一覧表、領収書	可	○			○	有				○	政務活動の主な内容を記載した書類	可				○	有			○	○	市監査委員	収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	
計	11 団体	① ② ③ ④	2 団体 3 団体 1 団体 5 団体			① ② ③	7 団体 0 団体 4 団体	① ② ③ ④ ⑤	0 団体 0 団体 4 団体 7 団体 0 団体	有	2 団体		① 11 団体	② 8 団体	③ 6 団体	④ 6 団体	11 団体	全て 11 団体	その他 0 団体		11 団体	① 10 団体	② 8 団体	③ 5 団体	④ 6 団体	9 団体	① 8 団体	② 7 団体	③ 7 団体	④ 7 団体		9 団体	① 6 団体	② 5 団体	③ 3 団体	④ 6 団体	10 団体	① 0 団体	② 0 団体	③ 0 団体	④ 10 団体	⑤ 1 団体							
宮崎県	宮崎市	①会派のみ		80		①前払い		③半年		無		5	○		○	○	有	全て		領収書（領収書が取得困難な場合には支出証明書）、会計帳簿、３万円以上の備品または図書を購入した場合は備品台帳	可			○	○	有	○	○	○	○	会議、要請・陳情活動費、人件費実績報告書	可			○	○	有			○				収支報告書及び添付書類を検査し、不備、不適切な支出について指導、助言等実施	
宮崎県	都城市	④その他	会派又は会派に属さない議員	30		①前払い		③半年	4,10月	無		5	○	○		○	有	全て		領収書、収支報告書、事業実績報告書、出納簿、収入・支出伝票、備品一覧	可	○	○		○	無											有			○				収支報告書及び添付書類を検査し、不適切な支出について指導、助言等実施	活動報告書は、その活動等を行った際に提出。
宮崎県	日南市	①会派のみ		13	交付月額12,500円	①前払い		④１年	４月	無		5	○		○	○	有	全て		領収書またはこれに準ずる書類	可	○		○	○	有	○		○	○	・研究会等実施報告書 ・要望活動報告書	可			○	○	有			○				日南市議会政務活動費の使途基準に関する運用基準に基づく収支となっているかを検査	
宮崎県	小林市	①会派のみ		15		①前払い		③半年	4,10月	無		5	○	○	○	○	有	全て		・全ての支出に係る領収書 ・視察に係る請求明細及び行程表 ・広報に係る印刷物	可		○	○	○	有	○		○	○	・要請、陳情活動報告書 ・調査を委託する場合は、成果品を一部添付する。	可		○	○	○	有			○		監査委員事務局	・収支報告書及び添付書類を検査し、指導、助言等実施 ・定期監査時に監査委員による検査を実施。	
宮崎県	日向市	④その他	会派又は議員の選択制	13		①前払い		④１年	4月	無		5	○			○	有	全て		領収書、備品台帳	可				○	有	○		○	○	印刷物（広報誌）・備品台帳	可				○	有			○	○	監査委員会事務局	収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導・助言等実施	
宮崎県	串間市	③会派及び議員		40		①前払い		④１年	４月	有	特別職報酬等審議会	5			○		有	全て		領収書又はこれに準ずる書類	否					無											有			○				・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	
宮崎県	えびの市	①会派のみ		15		①前払い		③半年	4月,10月	無		5			○	○	有	全て		全ての支出に係る領収書	可			○	○	有	○	○	○	○	・調査研究費及び研修費実績報告書 ・会議実績報告書 ・人件費実績報告書	可			○	○	有			○				収支報告書及び添付書類を検査し、残金は返還してもらう	
計	7 団体	① ② ③ ④	4 団体 0 団体 1 団体 2 団体			① ② ③	7 団体 0 団体 0 団体	① ② ③ ④ ⑤	0 団体 0 団体 4 団体 3 団体 0 団体	有	1 団体		① 5 団体	② 2 団体	③ 5 団体	④ 6 団体	7 団体	全て 7 団体	その他 0 団体		6 団体	① 2 団体	② 2 団体	③ 4 団体	④ 6 団体	5 団体	① 5 団体	② 2 団体	③ 5 団体	④ 5 団体		5 団体	① 0 団体	② 1 団体	③ 4 団体	④ 5 団体	7 団体	① 0 団体	② 0 団体	③ 0 団体	④ 6 団体	⑤ 2 団体							

都道府県名	市町村名	交付の対象		議員１人当たりの交付月額（千円／月）		交付方法		交付時期		政務活動費の額を定めるに当たっての第三者（機関）等からの意見聴取の有無		収支報告書の保存期間（年）	収支報告書への公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無						収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無									収支報告書等の検査主体								備考
		その他の内容		補足		その他の内容		②～⑤の場合の支払時期		意見聴取した第三者（機関）等の名称			①	②	③	④	添付が義務付けられる範囲 その他の内容		添付が義務付けられる書類等	領収書等の閲覧等の可否	領収書等の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可					添付が義務付けられる書類等（複数選択可） ①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他（会議、陳情活動等報告書等）				その他の内容	活動報告書等の閲覧等の可否	活動報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				検査主体名（複数選択可） ①第三者（個人） ②第三者機関 ③会派 ④議会事務局 ⑤その他					①の内容	②の内容	③の内容	⑤の内容	検査方法	
																					①	②	③	④						①	②	③	④	⑤						
鹿児島県	鹿児島市	①会派のみ		150		①前払い		③半年	4,10月	有	特別職報酬等審議会	5	○	○			有	全て		・すべての支出に係る領収書の写し ・切手・はがき出納簿の写し ・領収書を徴することができない場合は、支払い証明書の写しを添付	可	○	○			有	○		○	○	①、③、④に関して出張の都度、会派に「政務活動費に係る出張報告書」の写しの提出を義務付け。	可		○			有			○	○				監査事務局	・収支報告書及び領収書等の提出書類の写しを検査（④） ・決算審査として実施（⑤）	左記「議員1人当たりの交付月額」に加え、各月の1日において現に会派が雇用している事務補助員に係る当該月分の雇用に要する経費として市長が別に定める基準により算定した額を支給する。
鹿児島県	鹿屋市	③会派及び議員		20		①前払い		④１年	４月	無		5	○			○	有	全て		・すべての支出に係る領収書 ・経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容	可	○			○	有	○		○			可	○		○		有			○					・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（④）	申合せにより申請、報告手続き管理については個人で行うものとしている。
鹿児島県	出水市	②議員のみ		15		①前払い		④１年	年度始め	有	特別職報酬等審議会	5	○	○			有	全て		全ての支出に係る領収書とその内容	可	○	○			有	○	○	○	○	陳情活動等報告書	可	○	○			有			○					議員から領収書とその内容の分かる書類が提出された後、政務活動費に適当か否か確認する（提出書類に不備があった場合は政務活動費として認めない。）。不適切な支出については、助言、説明等実施	
鹿児島県	指宿市	②議員のみ		10		①前払い		④１年	４月	無		5		○			有	全て		全ての支出に係る領収書	可		○			有	○	○	○	○	備品台帳、陳情活動等報告書等	可		○			有			○					・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導・助言等実施	
鹿児島県	西之表市	②議員のみ		10		①前払い		④１年		無		5		○		○	有	全て		領収書（交通費等の領収書が取得困難な場合には、支払証明書）	可		○		○	無												有			○					・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（④）	
鹿児島県	薩摩川内市	③会派及び議員		15		①前払い		④１年	4月	無		5	○			○	有	全て		領収書、その他必要な書類	可	○			○	有	○	○				可	○			○	有			○			会派の経理責任者、会派代表者等		所属議員からの精算払い申請時に収支報告書及び領収書を会派経理責任者に提出させ、確認・検査後に精算払い。	
鹿児島県	日置市	②議員のみ		13		①前払い		④１年	４月	無		5	○	○	○		有	全て		領収書、自家用使用申告書、書籍購入の場合表紙の写し	可			○		有	○	○	○	○	要望活動	可		○	○		有			○					収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導等を実施④	
鹿児島県	曽於市	④その他	会派又は会派に属さない議員	10		③その他		④１年	4月	無		5	○	○		○	有	全て		領収書又はこれに準ずる書類	可	○	○		○	無												有			○					会派の経理責任者に収支報告書及び領収書及び通帳の写しを提出させ確認する。 収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言、返還等実施	
鹿児島県	霧島市	④その他	会派又は議員の選択制	30		①前払い		④１年	4月	無		5	○	○		○	有	全て		領収書、クレジット決済については支払いのわかる書類、旅費については職員等の旅費に関する条例の規定を準用	可	○	○		○	無												有			○					収支報告書及び添付書類を検査し、不備があれば指導、助言等実施（④）	
鹿児島県	いちき串木野市	②議員のみ		10		①前払い		④１年	４月	無		5		○		○	有	全て		領収書	可		○		○	有	○	○	○			可		○		○	有			○	○					
鹿児島県	志布志市	③会派及び議員		15		①前払い		④１年	随時	無		5	○	○	○		有	全て		領収書、経費の性質上領収書に加えて添付すべき書類がある場合には当該書類	可	○	○	○		無												有			○						交付時期は申請があった月に交付（年１回）するため、随時となる
鹿児島県	奄美市	④その他	会派又は議員の選択制	23		①前払い		④１年	4月	無		5	○	○			有	全て		領収書（交通費等の領収書が取得困難な場合には支出を証明できるもの），契約書（事務所費のみ）	可		○			有	○	○	○	○	活動報告に関する発行物（印刷物）等	可		○			無									
鹿児島県	伊佐市	②議員のみ		15		①前払い		⑤その他	毎年４月に12月数分を交付する。ただし、年の途中において議員の任期が満了する場合は、任期満了日の属する月までの月数分を交付する。	無		5	○	○		○	有	全て		全ての支出に係る領収書	可		○			有	○	○	○			可		○			有			○					議会事務局職員にて精査する。	
鹿児島県	姶良市	③会派及び議員		30		②精算払い		③半年	4,10月	無		5	○			○	有	全て		領収書	可	○			○	有	○	○	○			可	○			○	有			○					・会派又は議員からの実績報告時に収支報告書及び領収書を提出させ、議会事務局で確認後、精算払い	
鹿児島県	知名町	②議員のみ		10		①前払い		③半年	4,10月	無		5			○		有	全て		領収書等	否					無											有			○					・収支報告書及び添付書類を検査	

都道府県名	市町村名	交付の対象		議員１人当たりの交付月額（千円／月）		交付方法		交付時期		政務活動費の額を定めるに当たっての第三者（機関）等からの意見聴取の有無		収支報告書の保存期間（年）	収支報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無								収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無									収支報告書等の検査主体									備考
			その他の内容		補足		その他の内容		②～⑤の場合の支払時期		意見聴取した第三者（機関）等の名称			①	②	③	④	添付が義務付けられる範囲		添付が義務付けられる書類等	領収書等の閲覧等の可否	領収書等の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可					添付が義務付けられる書類等（複数選択可） ①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他（会議、陳情活動等報告書等）					その他の内容	活動報告書等の閲覧等の可否	活動報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可					検査主体名（複数選択可） ①第三者（個人） ②第三者機関 ③会派 ④議会事務局 ⑤その他					①の内容	②の内容	③の内容	⑤の内容	検査方法	
														①	②	③	④	全て	その他			①	②	③	④												①	②	③	④	⑤						
計	15 団体	①　1 団体 ②　7 団体 ③　4 団体 ④　3 団体				①　13 団体 ②　1 団体 ③　1 団体		①　0 団体 ②　0 団体 ③　3 団体 ④　11 団体 ⑤　1 団体		有	2団体		① 11 団体	② 11 団体	③ 3 団体	④ 8 団体	15 団体	全て 15 団体	その他 0 団体		14 団体	① 8 団体	② 10 団体	③ 2 団体	④ 7 団体	10 団体	① 10 団体	② 8 団体	③ 9 団体	④ 5 団体		10 団体	① 4 団体	② 7 団体	③ 2 団体	④ 3 団体	14 団体	① 0 団体	② 0 団体	③ 1 団体	④ 13 団体	⑤ 2 団体						
沖縄県	那覇市	④その他	会派又は議員の選択制	90		①前払い		③半年	4,10月	無		5	○		○	○	有	全て			可	○		○	○	有	○	○	○			可	○		○	○	有			○					・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（④）	
沖縄県	宜野湾市	④その他	会派又は会派に属さない議員	20		①前払い		③半年	4,10月	有	特別報酬等審議会	5		○		○	有	全て		領収書	可		○		○	有	○	○	○			可		○		○	有			○						
沖縄県	石垣市	③会派及び議員		25		①前払い		④１年	４月	無		5			○	○	有	全て		領収書、視察資料、研修資料、発行した印刷物の写し等	可			○	○	有	○	○	○	○		会議、要請・陳情に係る活動実施報告書	可			○	○	有			○					収支報告書、領収書及び添付書類を議長に提出後調査し、不適正な支出について助言等実施	
沖縄県	浦添市	①会派のみ		50		①前払い		④１年	４月	無		5	○	○			有	全て		領収書、会計帳簿	可	○	○			有	○	○	○			可				○	有			○					・会派からの収支報告書及び領収書提出後、議会事務局職員にて検査	
沖縄県	名護市	①会派のみ		25		①前払い		②四半期	1,4,7,10月	無		5				○	有	全て		・全ての支出に係る領収書 ・研修については、報告書の提出、また書籍等については、その内容が分かる書類まで	可				○	有	○	○	○	○	○	要請活動や県内有料道路を利用したことが分かる書類	可				○	有			○					・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（④）	
沖縄県	糸満市	③会派及び議員		20		①前払い		③半年	4月、10月	無		5	○		○	○	有	全て		●電車・バス等の領収書取得が困難な場合は、路線情報などの添付 ●実績報告書・旅費等明細書 ●備品台帳・切手台帳	可	○		○	○	有	○	○	○	○	○	会議、陳情活動等報告書	可	○		○	○	有			○					・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について助言等実施（④）	
沖縄県	沖縄市	①会派のみ		60		①前払い		④１年		無		5	○			○	有	全て		領収書	可				○	無										有			○					収支報告書、及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（④）	
沖縄県	豊見城市	②議員のみ		10		①前払い		④１年	4月	無		5		○			有	全て		・全ての支出に係る領収書 ・（経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容）	可		○			有	○	○	○				可	○				有			○					・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	
沖縄県	うるま市	③会派及び議員		20		①前払い		④１年	4月	無		5			○	○	有	全て		領収書又はこれに準ずる書類	可			○	○	有	○		○	○	○	会議報告書、成果物、備品台帳	可			○	○	有			○					収支報告書及び添付資料を検査し、不適正な支出について指導、助言する。	
沖縄県	宮古島市	②議員のみ		15		①前払い		④１年	毎年度4月に交付	無		5			○		有	全て		領収書又はこれに準ずるもの	可			○		有	○	○	○	○	○		可			○		有			○					・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について助言等	
沖縄県	南城市	③会派及び議員		10		①前払い		⑤その他	4月	無		5		○	○		有	全て		領収書等	可		○	○		無										有				○				領収書等添付書類の検査を実施し精算（⑤）	
沖縄県	今帰仁村	②議員のみ		10		①前払い		③半年	4,10月	無		5		○	○		有	全て		・全ての支出に係る領収書	可		○	○		有	○	○	○	○	○	広報・広聴、会議、要請陳情等報告書	可		○	○		有			○				議長	・収支報告書及び領収書を検査し、使途の透明性と適正な運用を確認する。	
沖縄県	恩納村	②議員のみ		10		①前払い		③半年	4,10月	無		5			○		有	全て			可			○		有	○	○	○	○	○	会議資料等	可			○		有		○	○		監査委員			・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（②）	
沖縄県	宜野座村	②議員のみ		15		①前払い		⑤その他	一括4月払い	無		5		○			有	全て		政務活動費に係る全ての経費（領収書）	可		○			有	○						可		○			無								
沖縄県	金武町	②議員のみ		30		①前払い		③半年	4,10月	無		5			○		有	全て		領収書、出納簿、書籍購入一覧表	可			○		有			○				可				○	有			○					・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（③）	研修報告書は、実施後１０日以内に提出
沖縄県	読谷村	②議員のみ		15		①前払い		③半年	4，10月	無		5				○	有	全て		・全ての支出に係る領収書 ・（経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容）	可				○	有	○	○	○				可				○	有			○					・収支報告書及び添付書類を検査し、指導等実施	
沖縄県	嘉手納町	②議員のみ		15		①前払い		③半年	4,10月	無		5	○		○		有	全て		領収書等の証拠書類	可			○		無										有			○					収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について、指導、助言等実施。	「交付時期」理由があれば④1年も可能。 「収支報告書公開方法」の①HPに掲載は議会だより（収支報告書掲載）をHPで掲載。

都道府県名	市町村名	交付の対象		議員１人当たりの交付月額（千円／月）		交付方法		交付時期		政務活動費の額を定めるに当たっての第三者（機関）等からの意見聴取の有無		収支報告書の保存期間（年）	収支報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可				収支報告書への領収書等の添付の義務付けの有無					収支報告書への活動報告書等の添付の義務付けの有無								収支報告書等の検査主体								備考
			その他の内容		補足		その他の内容		②～⑤の場合の支払時期		意見聴取した第三者（機関）等の名称		①	②	③	④		添付が義務付けられる範囲		添付が義務付けられる書類等	領収書等の閲覧等の可否	領収書等の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可					添付が義務付けられる書類等（複数選択可） ①国内視察報告書 ②海外視察報告書 ③研修報告書 ④その他（会議、陳情活動等報告書等）				その他の内容	活動報告書等の閲覧等の可否	活動報告書の公開方法（複数選択可） ①HPに掲載 ②議会図書館、事務局等に常備 ③各地方公共団体独自に定める政務活動費の閲覧等請求手続きにより閲覧等可 ④情報公開条例に基づく開示請求により閲覧等可					検査主体名（複数選択可） ①第三者（個人） ②第三者機関 ③会派 ④議会事務局 ⑤その他					①の内容	②の内容	③の内容	⑤の内容	検査方法	
沖縄県	北谷町	②議員のみ		15		①前払い		③半年	4月、10月	無		5		○	○	○	有	全て		・領収書等 ・印刷物の成果品 ・事務所の賃貸借契約書等	可		○	○	○	有	○	○	○	○	要請活動等	可		○	○	○	有				○				収支報告書及び添付書類を検査し、書類不備や不適正な支出について助言等実施	
沖縄県	北中城村	②議員のみ		10		①前払い		③半年	4,10月	無		5		○			有	全て		領収書	可		○			有			○			可		○			有				○				収支報告書及び添付書類を検査し不適正な支出について指導、助言等実施	
沖縄県	中城村	②議員のみ		10		①前払い		③半年	4，10	無		5		○			有	全て			可			○		有			○			可			○		有				○				・収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施（④）	
沖縄県	西原町	②議員のみ		10		①前払い		③半年	5・10月	無		5				○	有	全て		全ての支出に係る領収書（経費の性質上、領収書に加えて添付すべき書類がある場合には、その具体的な添付書類の内容（研修資料））	可				○	有	○	○	○	○	会議、要請活動報告書	可				○	有				○				収支報告書及び添付書類を検査し、不適正な支出について指導、助言等実施	収支報告の公開は、支出額と使途について「議会だより」紙面上で公開している。
沖縄県	与那原町	②議員のみ		5		①前払い		③半年	4月、10月	無		5	○	○	○		有	全て			可			○		無											有				○				・収支報告書及び領収書を検査し、不適切な支出については対象外とし、政務活動費は返還(④)	
沖縄県	南風原町	②議員のみ		15		①前払い		③半年	4,10月	無		5		○			有	全て		領収書その他の支出を証すべき書面	可		○			有	○	○	○			否					有				○				・収支報告書、領収書、添付書類等を確認後、残金があれば返金	
沖縄県	八重瀬町	②議員のみ		10		①前払い		④１年		無		5			○		有	全て		領収証その他の支出を証すべき書面	可			○		無											無								
沖縄県	竹富町	②議員のみ		35		②精算払い		②四半期	1,4,7,10月	無		5	○	○		○	有	全て		領収書 (崇徳困難の場合は)支出証明書	否					有		○	○			可	○				有				○				支出報告書及び添付書類を検査し、不適切な支出に指導助言(②)	
計	25 団体	① ② ③ ④	3 団体 16 団体 4 団体 2 団体			① ② ③	24 団体 1 団体 0 団体	① ② ③ ④ ⑤	0 団体 2 団体 14 団体 7 団体 2 団体	有	1 団体		① 7 団体	② 12 団体	③ 13 団体	④ 11 団体	25 団体	全て 25 団体	その他 0 団体		24 団体	① 3 団体	② 9 団体	③ 14 団体	④ 10 団体	20 団体	① 16 団体	② 15 団体	③ 19 団体	④ 9 団体		19 団体	① 3 団体	② 6 団体	③ 9 団体	④ 11 団体	23 団体	① 0 団体	② 1 団体	③ 0 団体	④ 21 団体	⑤ 2 団体						
合計	938 団体	① ② ③ ④	278 団体 289 団体 203 団体 168 団体			① ② ③	788 団体 85 団体 65 団体	① ② ③ ④ ⑤	15 団体 90 団体 282 団体 491 団体 60 団体	有	184 団体		① 737 団体	② 501 団体	③ 323 団体	④ 496 団体	928 団体	全て 926 団体	その他 0 団体		912 団体	① 475 団体	② 458 団体	③ 304 団体	④ 501 団体	744 団体	① 666 団体	② 459 団体	③ 615 団体	④ 423 団体		742 団体	① 409 団体	② 407 団体	③ 233 団体	④ 401 団体	859 団体	① 12 団体	② 15 団体	③ 134 団体	④ 802 団体	⑤ 120 団体						